

北 上 川
第七輯
目 次

一、序

一、口

絵

東北地方建設局
岩手工事事務所長

長

沢

敏

夫

一、河北文化賞賞牌

一、洪水埋没地層断面

一、旧松尾硫黄鉱山遠景

一、松川鉱毒水中和处理施設

一、洪水予報施設（アナコン）

一、洪水予報施設（デジコン）

一、一関遊水地

一、千歳橋（新）

一、北上川ダム統合管理事務所

一、石淵ダム

一、湯田ダム

一、田瀬ダム（上流面）

一、四十四田ダム

目 次

目次

一、御所ダム(工事中)

一、河北文化賞賞状

一、北上川上流改修計画書類

第一部 北上川流域の自然

第二編 地質、水質

第五節 北上川清流化対策

一、概況

二、水質改善対策

三、松尾鉦山の中和处理について

四、むすび

第二部 治水

第一編 改修(ダム及遊水地)

第一章 総説

第四章 ダム各論

第一節 田瀬ダム

第二節 石淵ダム

第三節 湯田ダム

第四節 四十四田ダム

第五節 御所ダム

第六節 一関遊水地

第五章 ダム管理

第一節 ダム管理所

第二節 北上川ダム統合管理事務所

第四部 災害及防水

第一編 洪水

第一章 概論

第一節 洪水通説

一、洪水の概念

二、洪水の要因

第三節 洪水の伝承

一、伝承の大洪水

(一) 白髭大洪水の事

(二) 清悦物語の洪水

(三) 北上川の洪水(花巻)

(四) 洪水さうどう記……………	一三〇
(五) 浄瑠璃大変化菊水の巻……………	一三四
二、大洪水における白髭現像……………	一三五
第二章 洪水痕跡……………	一四一
第一節 伝承の洪水痕跡……………	一四一
一、黄海二日町一本杉……………	一四一
二、薄衣細越の坂……………	一四三
三、一関釣山八幡神社……………	一四六
四、一関配志和神社……………	一四九
五、平泉毛越寿徳院……………	一五〇
六、赤生津荒谷清水……………	一五三
七、北上鬼柳白鬚神社……………	一五五
八、花巻鳥谷ヶ崎城……………	一五七
第三章 主要洪水……………	一六三
第一節 前 扁……………	一六三
一、洪水の概況……………	一六三
二、上 代……………	一六五

三、中 世……………	一七一
四、近 世……………	一七二
第四章 北上川洪水年表……………	二六七
第二編 洪水対策……………	
第一章 総 論……………	三二三

第二章 洪水予報……………	三二七
第一節 北上川における洪水……………	三二七
一、北上川洪水の概況……………	三二七
第二節 北上川上流における洪水予報……………	三二八
一、洪水予報の沿革……………	三二八
二、施設及操作……………	三三七
四、洪水予報体制……………	三四二
第三節 洪水予報連絡会……………	三四七
一、概 況……………	三四七
二、規 約……………	三五一
第四節 河川文化賞受賞……………	三五四
一、概 況……………	三五四

目次

二、受賞	三五五
第三章 洪水調節	三五九
第一節 概説	三五九
一、概況	三五九
二、北上川ダム統合管理の構想	三六〇
第二節 北上川ダム統合管理	三六三
第四章 防災	三六五
一、概況	三六五
二、水防計画	三六七

附録

一、水害防止協議会決定事項	三七七
二、水防法	三八五
三、江刺郡愛宕村水害予防規程	三九六
四、昭和三十九年度一関市水防計画	三九九
五、北上川（第七輯）年表	四〇二
六、北上川（第七輯）図面目録	四一一
七、北上川（第七輯）写真目録	四一二

八、北上川（第七輯）一覧表等目録	四一三
九、資料及び同提供者氏名	四一四
一〇、沿革誌北上川総目次	四二四
編集後記	四三五

序

岩手工事事務所長 長 沢 敏 夫

東北地方最大の河川、北上川は古くは神水、神川、来神川というように神という文字を使って、呼ばれていました。これは、我々の祖先がこの川から多大の恵みを受け、そして時として、洪水となって猛威をふるう北上川に親しみと恐れを持ち、畏敬の念をもって接してきたためだと思われます。

岩手県は、豊かな土地、水等の国土資源に恵まれ、また東北自動車道の盛岡市までの開通、空の玄関口花巻空港の拡充、新幹線鉄道の建設という交通網の整備が着々と進められ、発展の大きな期待が持たれています。

かつて、物質を運ぶ重要な輸送路だった北上川は、今、産業振興のための利水として岩手県内陸部の発展に貢献し今後も期待が大きくなっています。

過疎地である岩手県を振興して行くためには、北上川流域の保全を推進し、県民の諸活動の基盤の安全性と安定性を高める必要があります。

そのため、北上川において洪水、地すべり、土砂崩れ等の自然災害を出来る限り防止するための治水事業を今後ますます鋭意進めていかなければならないと思います。

北上川誌の第七輯では、治水対策としてのダム事業、北上川の清流化対策、洪水の歴史、洪水予報等を取りあげています。

治水対策等では、昭和一六年の改修計画にもとづいた五大ダムの概要、治水対策では日本で初めて確立されたコンピューターによる予報システムを用いた洪水予報業務について記述してあります。

この予報システムは長年の間、何百人という東北地建職員の努力が実を結び、河北文化賞を受賞しています。

災害及び防水では、数多くの古文書、郷土史を基に、西暦八〇〇年以降数百にもものぼる洪水を集録しています。

また、清流化対策では、旧松尾鉦山から出ている強い酸性水による北上川の汚濁を防止するための水質改善対策についてまとめてあります。

母なる川、北上川を清い親しまれる河川として維持していくためには、半永久的に中和処理という治療が続けていく必要があり、北上川の大きな問題となっています。

明日への発展を考えると、先人達が礎となつて進められてきた治水対策は今も私達に教訓と励ましを与えてくれます。

このような意味で本誌が各方面で広く利用されるのを願っております。

なお、発刊計画では、第七輯をもって完了する予定にしておりましたが、諸般の事情により今まで収集してきました資料を全て発刊するに至りませんでした。できる限り資料を集録しておきたく、第八輯を計画することにしましたので関係各位の御援助を切にお願い申し上げます。

最後に本誌の資料収集に御協力頂きました関係各位と、本誌の編集にあたられた佐嶋氏にあつく御礼申し上げます。

昭和五十四年三月



第十九回 河北文化賞 1969年

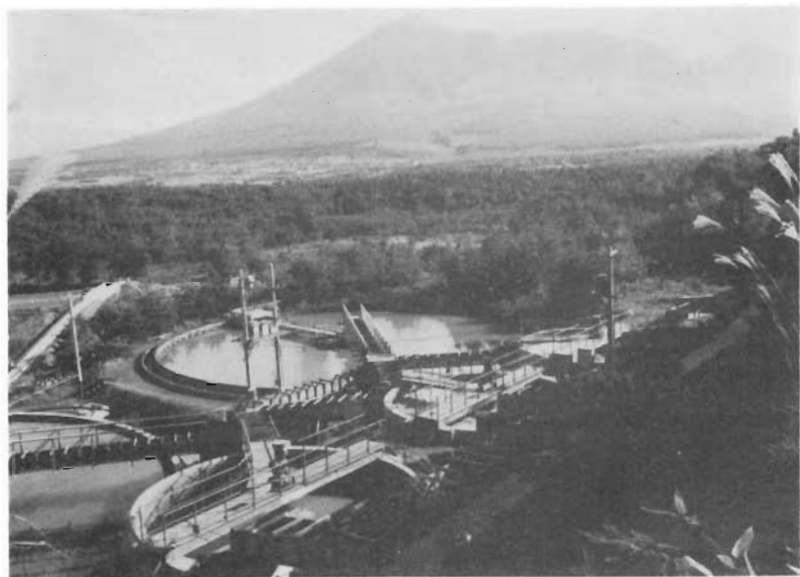
河北文化賞



洪水埋没地層断面 太田方八丁遺跡（外郭西辺外大溝）盛岡市蔵



旧松尾硫黄鉱山遠景



松川鉱毒水中和処理施設



一 関 遊 水 地



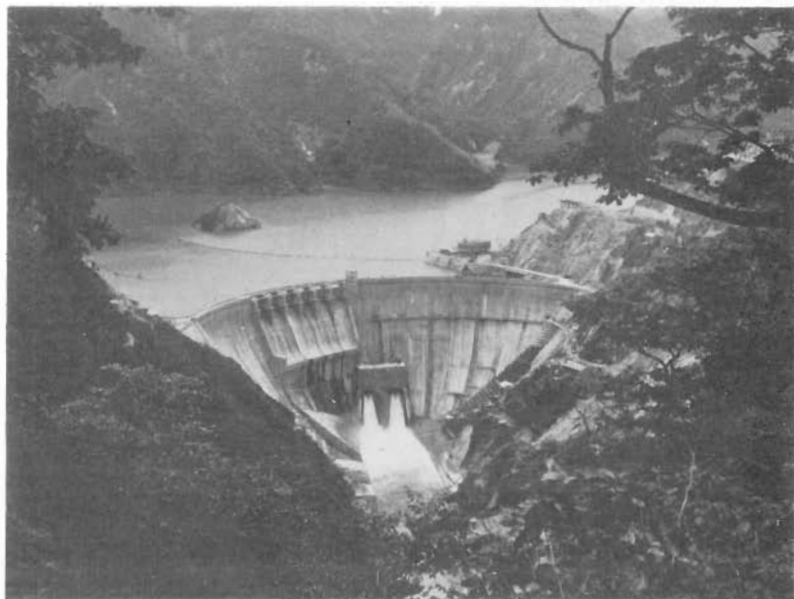
洪水予報施設（アナログコンピューター）



千 歳 橋（新）



同 上（デジタルコンピューター）



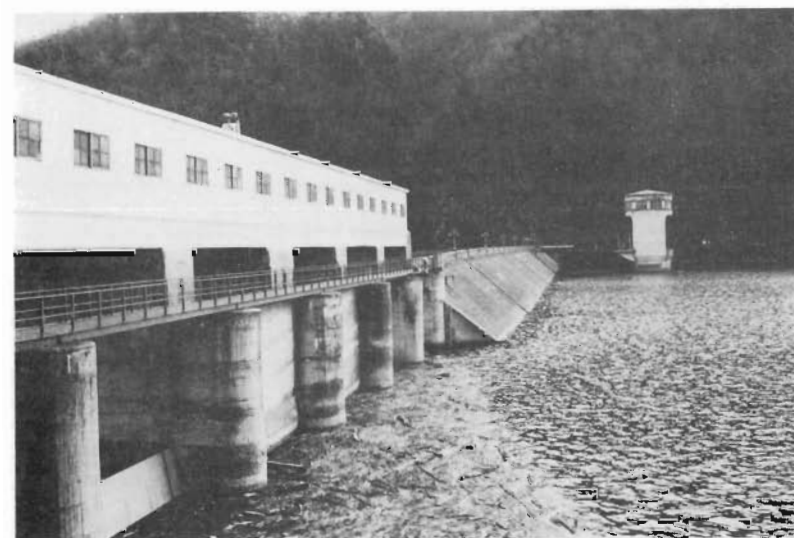
湯田ダム（右支和賀川 和賀郡湯田村）



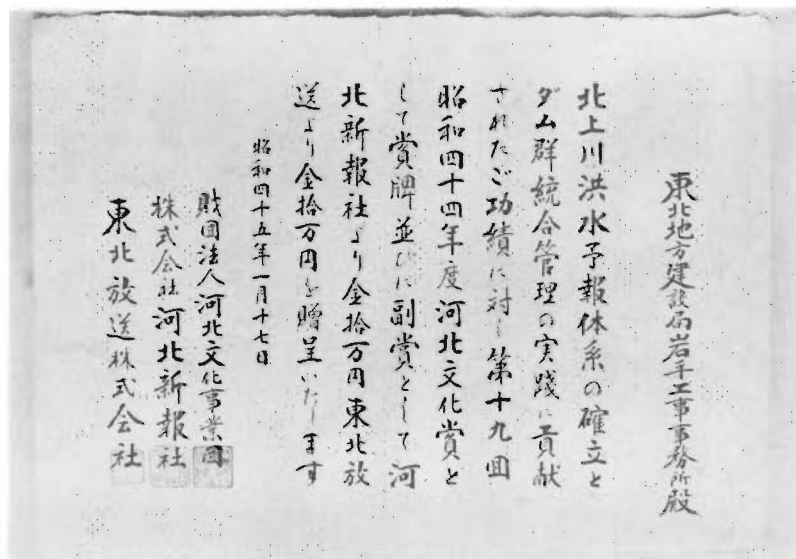
田瀬ダム上流面（左支猿ヶ石川 和賀郡東和町）



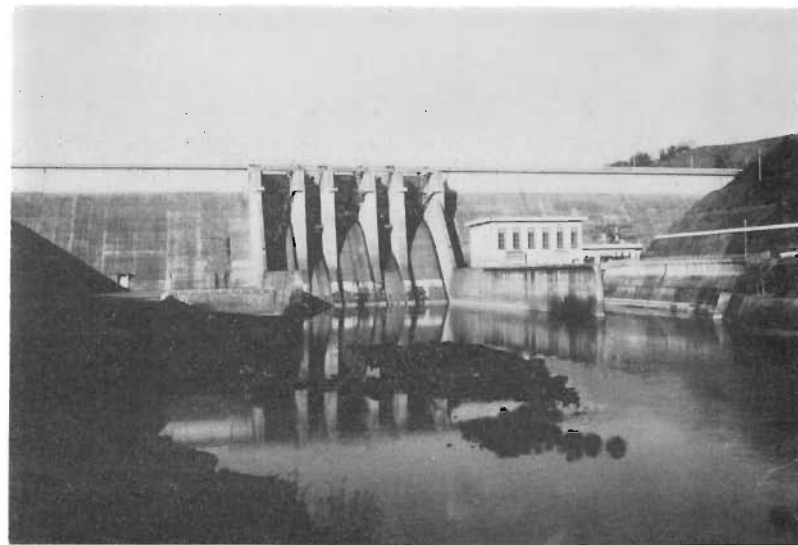
北上川ダム統合管理事務所（盛岡市十四丁）



石淵ダム（右支根沢川 胆沢郡根沢町）



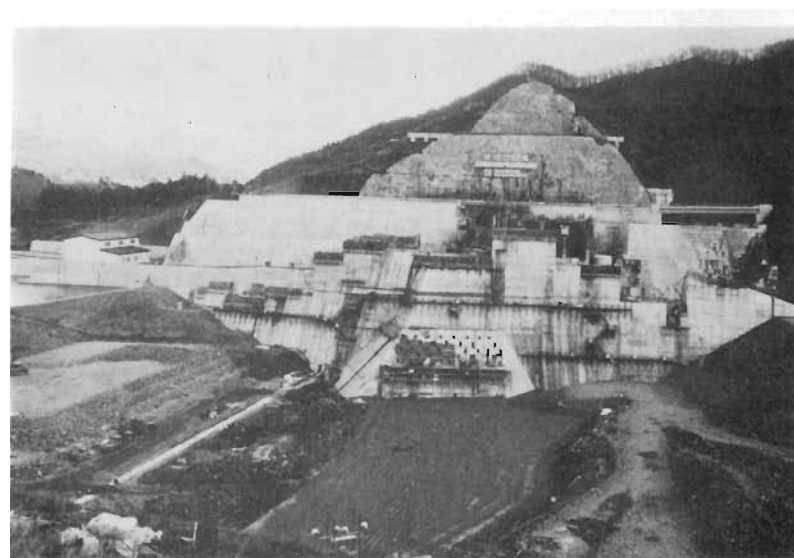
河北文化賞(表彰状)



四十田ダム(北上川本川 盛岡市)



北上川上流改修計画書類



御所ダム工事中(右支平石川 盛岡市)

第一部 北上川流域の自然

第二編 地質・水質

第五節 北上川清流化対策

一、概 況

北上川の汚染源をなすところの松尾鉱山は、北上川の源流域、岩手郡松尾村西部山岳地帯における八幡平の中腹に位置し、海拔約一、〇〇〇米の高度にあり、鉱山附近の地質は、第三紀層を基盤とし、その上に第四紀の火山活動により被輝石安山岩質溶岩、角礫凝灰岩等の厚層が広範囲に累積し、その中に硫黄鉱床がある。鉱床は、上昇した硫黄ガスが熱水溶液の作用で分解した母岩のなかに硫黄又は硫化鉄を鉱染交代したもので、その規模は、東西、南北各々一、五〇〇米、厚さ六〇〜一五〇米にも及び、東洋最大と称される鉱山である。

同鉱山における自然環境は、さきにも述べた如く岩手山の西北部にあり、南及び西、北の三面は十和田、八幡平国立公園に属する大倉山、大松倉山、小倉岳、嶮岨森、諸槍岳、倉岳、茶臼山等、標高千数百米に及ぶ高山帯であり、これ等の山岳地帯より流出し、東流する溪流に松川、赤川等がある。赤川の右岸側に硫黄鉱床があり、沿川（日陰沼附近）には製錬場等鉱山の各施設がおかれている。

松尾鉱山は、大正三年開山以来、採掘された鉱石は約三、〇〇〇万屯、製錬硫黄約二五〇万屯を生産し、わが国鉱山硫黄の三分ノ一、硫化鉱の一〇分ノ一を占めていた。

しかし、昭和三三年あたりから化纖業界の操短、貿易の自由化等により需用量が減少し、更に、同四二年における

公害規制に伴う重油脱硫の副産物としての回収硫黄の出現で決定的打撃を受けるに至ったのである。一頃は従業員五、〇〇〇人の規模を誇った同鉱山も次々と人員整理を行い、企業を縮少し続け、昭和四四年十一月倒産、会社更生法の適用を受け、同四六年四月更正会社として東京地方裁判所の認可を受け、操業を継続していたが、同四七年三月更に営業行為停止申請を提出し、三月二八日付けで認可となり事業の一切を停止するところである。

二、水質改善対策

昭和四〇年代なかばに至り北上川水質改善が大きく叫ばれるところとなったが、昭和初期における盛岡市地区の水質はpH七・〇程度であり、市民の水泳や魚釣等の場として絶好の所であったが、同二〇年代においてはpH五・〇を記録し、更に、同三〇年代なかばに至るとpH四・〇以下と酸性化され、農、漁業等に被害を惹起するところとなったのである。

その生因は、北上川の二次支川赤川の酸性水によるのである。

昭和四六年八月北上川水系の河川及び水路等における河川水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整をはかるため、東北地方建設局を中心とする、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会が設置され、更に、同年十一月、北上川水質汚濁防止対策の推進を目的に環境庁を中心とする関係機関、環境庁、建設省、通産省、林野庁、自治省、岩手県からなる、北上川水質汚濁対策各省連絡会議が設置されたのである。

翌四七年、連絡協議会において北上川酸性水の恒久対策及び水質汚濁対策に関する重要事項を調査研究のため、更に、北上川酸性水対策専門委員会が設けられた。同年八月第三回専門委員会において専門委員会委員長岩崎敏夫（東北大学教授）は、連絡協議会会長神谷洋（東北地方建設局長）宛、次の如き緊急答申を行っている。

北上川酸性水恒久対策に関する専門委員会の緊急答申について

本専門委員会は、去る六月九日に開催された専門委員会の席上、緊急に検討すべき事項として、松尾鉱山一・二米坑口より排出されている坑内水の導水対策並びに露天採掘跡の自然発火防止対策に関し六月一四日現地において緊急委員会を開催し、併せて、現地を調査した結果、下記（原文横書）の結論を得るに至った。

ここに事態の急迫性に鑑み、これらの対策について恒久対策の一環として速やかに実行されるよう中間答申する。

記

一、松尾鉱山の全坑内水（110m³/min pH1・〇五）を排出している一・二米坑は、坑道の歴史が古く、しかも坑口近くは週辺の地質が第四紀火山噴出物の風化土より構成されているため、去る五月一二日より坑道踏前全面にわたる排水の結果、支保脚柱を支える基礎が脆弱化しつつあり、現状のまま推移するならば、坑口全面崩壊の危険性があり、しかもその時点の予測が極めて困難である。

しかも万一崩壊等の事態が発生した場合は、水位の上昇による大量の酸性水の突出の危険があり、加えて上の橋下流の赤川右岸一帯は戦前戦中を通じて多量の褐鉄鉱を採掘した経歴を有し、現存構築物はこれら採掘跡を埋立てた硫黄製錬焼かすの上にあるため、これが破損流下による赤川の堰止めが懸念される。

かかる事態を回避するため一・二米坑口より坑内水を排出しないための導水対策が必要であるが、旧採掘跡へのア

ブローチを含め、種々の方策を検討した結果、現状において排水坑道は第二斜坑を置いてなく、結論として第二斜坑より直接排水して赤川へ導水する方法が望ましいものと認められるに至った。

ただし、第二斜坑と言えどもコンクリートの強酸性水に対する防蝕の信頼度が薄いことから、万が一、第二斜坑に陥没が発生した事態に備え、水位を現在以上に上昇させない方法を確立しておくことが必要であると認められる。

二、去る六月六日自然発火を惹起した旧露天採掘跡は、既に着火した一三〇米ベンチ北側（二北東側）を含め、他にも一三〇米ベンチ一北一〇二、一五〇米ベンチ西北隅、一五〇米ベンチ北側（二北東側）等、放置すれば自然発火を惹起する危険箇所が認められる。

現時点においても、露天採掘跡の火災に伴う亜硫酸ガスの発生がもたらす八幡平観光道路の閉鎖、露天採掘跡西側および北側の自然植生におよぼす煙害の直接的な被害を防止するため、恒久対策の一環として局部的ではあるが、自然発火防止のため緊急的な覆土工事が必要と認められる。

本露天採掘跡は、流入する降水が硫化鉱と反応して強酸性水に転化し坑内水悪化の一因をなしており、恒久対策を確立するためには水と空気を遮断する立場からの露頭箇所を含めた全面的な覆土植生の効果についても検討を加える必要がある。

なお、坑内採掘を行なった一北～三北間の一〇号～一八号の範囲は、地盤下に空洞を形成して将来陥没のおそれがあるため、更に精密な調査と対策が必要である。

との答申が出されている。

更に、同四七年一月一二日第五回専門委員会において専門委員会岩崎委員長は、神谷会長宛、次の如き中間答申

を提出している。

北上川酸性水恒久対策に関する専門委員会の中問答申について

本専門委員会は、昭和四七年度の調査として進められてきた既往の調査資料の収集、解析及び赤川を中心とする水文調査等の調査成果に基づき、下記の事項を速やかに実施することが必要と認められたので中間答申する。

記

松尾鉱山の坑口より排出されている強酸性水は、鉱体周辺の変質帯から補給された地下水が、鉱体の酸化によって二次的に汚染されることが主因と考えられ、現在までの調査成果によれば、この地下水の供給源の主なるものの一つが赤川源流であるものと推論されるに至った。

即ち、既往の地質調査資料の収集、解析の結果、鉱体周辺部の流域の変質帯は、緑色鉱物化帯、粘土化帯及び硅化帯等からなり、このうち硅化帯は極めて透水性に富むことが認められているが、これが赤川流域に広く分布しており、坑道との位置関係から推して、赤川源流からの伏没水が坑内水量に大きな影響を与えているものと地質構造上から判断されること。

一方、五月から一月にかけて数回にわたって実施された赤川河道における同時流量観測によれば、上流地点で観測された流量が途中で消滅する等、伏没の実態が顕著に認められること等である。

以上のような点から、赤川源流における水量の伏没を防止することが坑内水量の減少に結びつくものと考えられ、恒久対策の一環として、流域内の集水工、水路工等による伏没防止対策を実施する必要がある。

また、鉱体周辺部から坑内への地下水の流入を遮断することは、恒久対策のための重要な方策の一つになるものと

考えられ、この検討を進めるためには、鉱体周辺の地質構造及び地下水の挙動等について更に詳細な調査が必要である。

と答申されている。

同答申にもとづき昭和四七年度においては、松尾鉱山鉱害防止対策事業（第二斜坑排水設備工事、露天掘覆土工事）は岩手県が実施主体となり、赤川源流伏没防止対策事業（地下水対策を含む）並びに暫定中和処理事業等は建設省がこれを実施、施工するところである。

資料

- 一、松尾鉱山の鉱水概況
- 二、北上川水質改善対策調査報告書
- 一、赤川酸性水の恒久対策と水質管理

松尾 鉱 業 所
岩 手 県
岩 手 工 事 事 務 所

三、松尾鉱山の中和処理について（抜）

岩手工事事務所長 長 沢 敏 夫

一、中和処理の経緯

前述のごとく北上川は鉱業活動に伴い、汚濁負荷量が経年的に増加して来た。このため、表一のごとく昭和三年より松尾鉱業所で中和処理を始めて以来、現在まで赤川の中和が続けられて来た。

表1 中和処理の経緯

実 施 機 関	中 和 処 理 期 間
松 尾 鉱 業 所	S. 3. ~ S. 44. 11. 14
岩 手 県	S. 44. 11. 15 ~ S. 45. 8. 31
更 生 会 社	S. 45. 9. 1 ~ S. 47. 5. 3
建 設 省	S. 47. 5. 4 ~ 現在に至る

松尾鉱業所の経営悪化に伴い、一時岩手県で炭酸カルシウム（タンカル CaCO_3 ）投入を行ったが、投入に要する経費が大きいことと、水質の影響は岩手県のみならず、宮城県においても大きいことから、国において実施を要望する声が岩手県を中心に強かった。

建設省としては水質汚濁の影響が、広く北上川全川に及び既得水利用者への影響が重大であること等を考慮して、流水の清潔を維持する立場から、関係各省との協議により、暫定的にタンカルを投入することとした。

現在の中和処理施設は、松尾鉱業所時代のもので、原型はほとんど変えていない。強酸性毒水の成分は主に Fe^{++} 、 Fe^{+++} 、 SO_4^{--} 、 AS 、 Al 、 H^+ である。

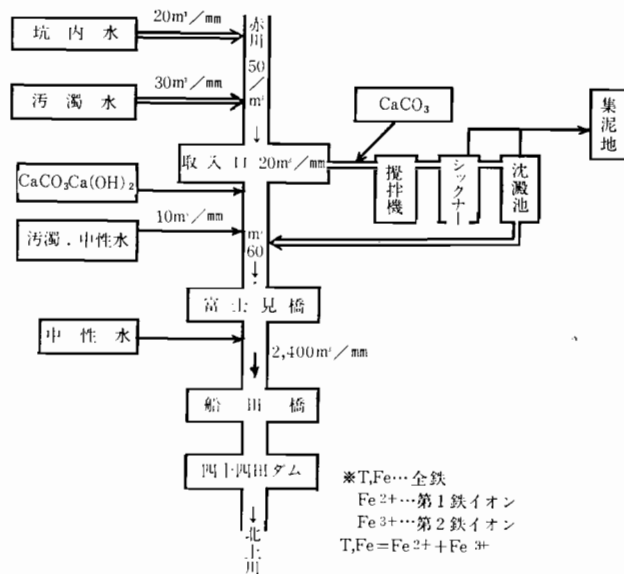
図一は中和処理の一連フローである。この図から中和処理施設の取入口で流量 $50 \text{ m}^3/\text{min}$ に対し $20 \text{ m}^3/\text{min}$ の取水で残り $30 \text{ m}^3/\text{min}$ は河道に中和剤 $[\text{CaCO}_3, \text{Ca}(\text{OH})_2]$

を直接投入することにより処理している。

中和剤の投入は、 Fe の形態を左右するのは赤川に生息している鉄酸化バクテリアによるもので濁水期においては流下時間三時間程度で酸化率（ $\text{Fe}^{3+}/\text{TFe}$ ）90%以上も酸化する。

しかし、融雪期及び洪水時には、バクテリアの流失のため、酸化率が30%程度と低下し中和効果が減少する。このため酸化率の大きい時の中和剤は炭カル（ CaCO_3 ）で対処できるが、酸化率が低下するときの中和剤は CaCO_3 の外に、消石灰 $[\text{Ca}(\text{OH})_2]$ の併用投入で対処している。

第1図 中和処理フロー



赤川の直接投入で発生した多量の中和生成物は高濃度のAs(ヒ素)を含んだまま流下し、四十四田ダムに堆積している。四十四田ダム湛水開始後九年で、見かけ上約四〇年間分に相当する堆積となっており、ダム機能の低下を招くおそれがある。又、堆積物中のAs等の再溶解及び堆積物の流出等が懸念されるが、今迄、再溶解及び下流への流出は確認されていない。

しかし、再溶解及び洪水時に流出する可能性もあり、その対策を早急に講ずる必要がある。

二、北上川清流化のための恒久対策

強酸性毒水の汚濁源は、旧坑道を通じて赤川に流出する坑内水と、堆積場からの浸透水及び自然汚濁水とに大別される。これ等の対策としては、

(一) 強酸性水を処理すること。

が考えられる。

この対策として、昭和四十六年六月九日北上川酸性水対策専門委員会が発足して以来(一)及び(二)についての対策が検討

された。

(一) 「強酸性水の発生をおさえるための対策」

赤川酸性水、恒久対策の基本は鉱毒水の生成が硫化鉱と水と空気との反応にあるため、これ等を遮断することである。

坑内水の補給は地表より浸透する雨水、赤川上流部で河床より伏設する表流水及び赤川流域外からの地下水がある。

又、空気の補給については、鉱山活動期の亜硫酸ガス及び硫黄回収のための燃料等で、原生林が枯死したり伐採されたりしたため荒涼たる岩石山から、あるいは透水係数一〇の零乗位の珪化帯から酸素の補給が自然に行なわれる状況にある。

この対策工法としては次のとおりである。

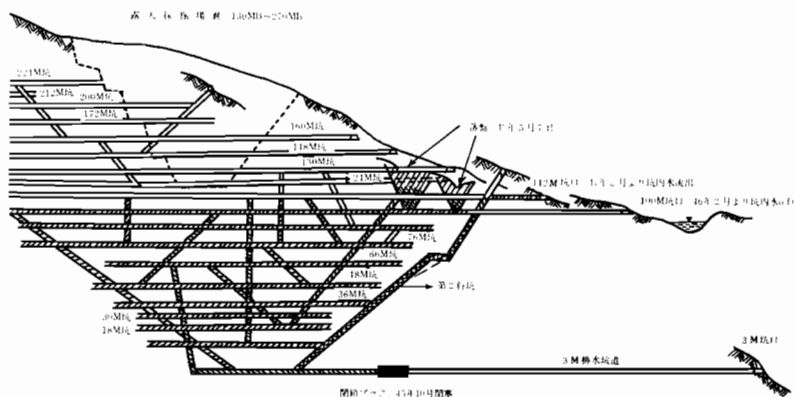
○閉鎖プラグ工事(昭和四五年一〇月完成)

大正二年(一、九一三)一四八米坑より採掘に着手以来各レベルの坑道で採掘し、三米坑〜二二四米坑までの間で坑道総延長が約五〇〇

料、採掘延長二五五料にも及んだ。

坑内排水として三米坑が施工されたが、(昭和一八年完成)地下水等の浸透水が多く、pH一・五程度の水質であり、水量も昭和四四年

第2図 坑内坑道断面略図



には $3.0\text{ m}^3/\text{min}$ であった。このため三米坑の閉鎖により、坑内水位を上昇させることにより、地下水の補給量を少なくし、坑内の硫酸鉱から溶出する酸性水を少なくする事を目的とし、昭和四五年一〇月に耐圧密閉を行った。

現在は、昭和四七年五月一〇〇米坑の落盤により一二米坑より流出している。

流出量は年平均で $2.0\text{ m}^3/\text{min}$ （最大 $2.6\text{ m}^3/\text{min}$ 、最低 $1.4\text{ m}^3/\text{min}$ と変動する）

○露天掘覆土工事（昭和四七年度より着工）

昭和四七年頃には露天掘跡において、自然発火し附近に亜硫酸ガスが発生した。このため散水等で消火していた。又、地表に硫化鉱が露頭しているため地表水による水質汚濁と坑内への浸透があった。

これらを防止する目的で、昭和四七年から覆土工事に着手した。覆土工完成後は植栽が計画されている。

○赤川保全水路工事（昭和四八年度着工）

赤川河道において顕著な伏没が認められる。この伏没水は浸透中汚濁されながら坑内に流れ込むため、河道伏没を防止する目的で赤川河道の三面張（コンクリート）を実施している、

昭和四八年から五二年まで、一、〇三六米完成している。

○山腹水路工事（昭和四九年度着工）

山腹水路は、地表流水が露天掘跡及び坑内に伏没流入があるため、降雨等により生じた地表水を極力押える目的で設けられ昭和四九年度より五二年まで三、四九三米完成している。

○鉱滓堆積場の覆土植生工事

硫黄焼採製錬及び硫酸等の製錬鉱滓が約一、三三二万立方米が散在している。

これに水と空気により強酸性水が発生する。これを防止する目的で覆土植生が実施されている。

(二) 強酸性水を処理するための対策

強酸性水において無機栄養細菌が棲息することは推測でき、鉄酸化細菌が Fe^{2+} 、硫黄、硫化鉄鉱等を比較的容易に酸化することは周知の事実である。昭和四〇年前半において鉱業所の三米坑から柏台処理場までの間で Fe^{2+} が90%の酸化が進んでいる事を確認したが、鉄酸化バクテリアの棲息は判明出来なかった。

その後、後藤（岩手大教授）らの調査によると、赤川において Fe^{2+} の酸化が流下中に進むことが判明し、この酸化が自然酸化でなく、生物化学的であると推定した。

昭和四八年九月下飯坂（東北大教授）、後藤（岩手大教授）らが建設省岩手工事事務所で検討会を開き、赤川においてもバクテリアの棲息とバクテリアによる酸化を調査結果から確認した。岩手工事事務所では、この結果を基に実用化の検討を昭和四八年十一月〜同四九年二月にかけて、現地及び室内試験により鉄バクテリアによる中和処理方式を開発した。

赤川酸性水の中和について処理方式の最大の問題点は、多量の Fe^{2+} をいかにし、安価な CaCO_3 で中和することであった。

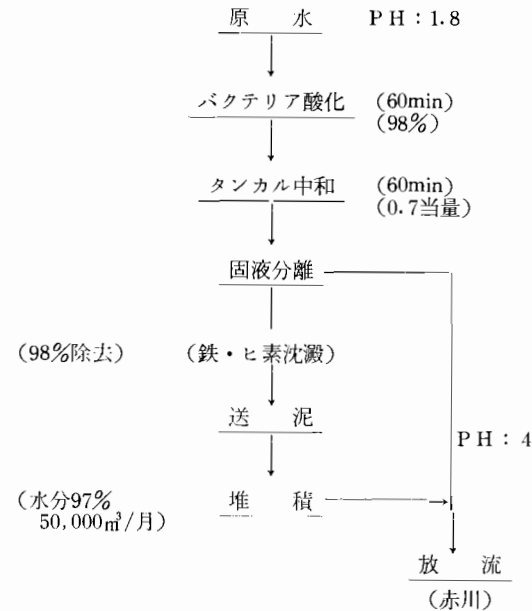
Fe^{2+} の酸化は化学的な酸化と生物（バクテリア）を利用しての酸化が考えられるが、松尾のように多量の処理となるとコスト面からも生物酸化がすぐれている。

しかし、寒冷地でしかも低pH値での実例はなく、バクテリアによる洪水水の Fe^{2+} 酸化及び中和方法の技術開発が急務であった。

そこで、昭和四八年と同四九年の冬期に現地において、低温（水温）低pH、栄養剤の有無、酸化時間エアレーション等がバクテリア酸化の条件及び CaCO_3 による中和処理方法の技術的な条件を調査し、同四九年には、実用化のため連続酸化、連続中和試験を行ない、50/minのプラントで実用化の可能性を技術的に立証した。

新中和処理施設は、前記研究成果に基づき鉄バクテリア酸化、タンカル中和方式を採用し、最

第3図 新中和処理フロー



大の汚濁源である坑内水全量と浸透水を捕捉し処理するもので、その概略フローは図一三に示す。

主な施設は、原水受槽、酸化槽、中和槽、固液分離槽（シックナー）及び、貯泥ダムからなり、これらの施設は昭和五五年度末完成を目標に岩手県の手により施行されている。

これにより表一の様に水質が改善され、北上川本川において環境基準（A類型）を達成し、四十

表2 水質改善状況

	PH	8.4Ax (mg/l)	T.Fe (mg/l)	Fe ⁺⁺ (mg/l)	Al (mg/l)	T.As (mg/l)	Q (m³/min)
処理原水	1.6	4,240	795	760	189	5.77	20
処理水	4.0	786	13	Tr	130	0.12	20

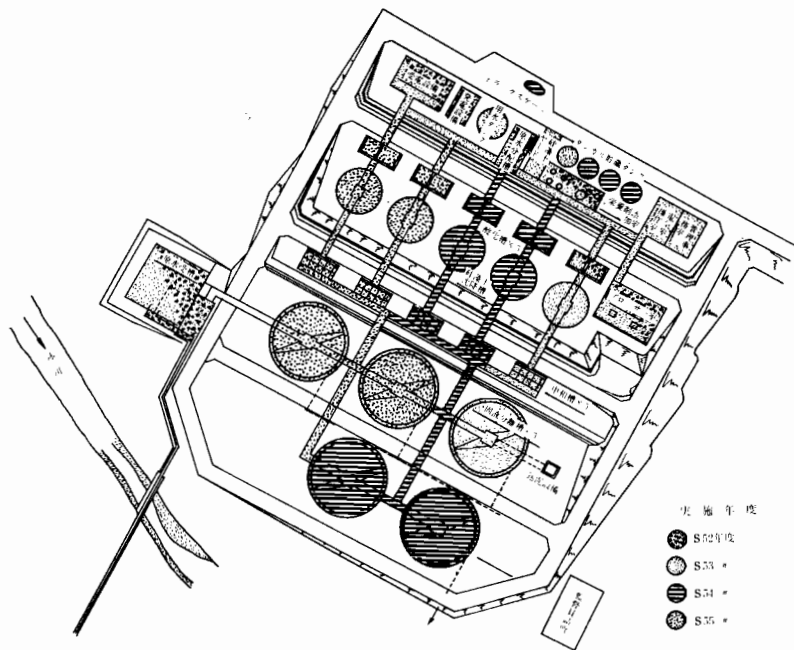
四田ダムへの中和生成物の流入も防ぐことが出来る。

○新中和処理施設工事（昭和五二年着工）

昭和五一年八月三〇日、北上川水質汚濁対策各省連絡会議において、新中和処理施設の建設工事は、金属鉱業等公害対策特別措置法にもとづく、鉱害防止工事費補助金制度により昭和五一年度から設計に着手、鉄酸化バクテリア方式をくみ入れたシステムを採用し、昭和五二年度より、処理施設五系列の建設に着手し、同五三年一月には一系処理施設の完成、試運転に入る予定となっている。

全施設の完成目標は昭和五五年度である。

四、むすび



第4図 新中和処理場年次計画

松尾鉱山が閉山になって以来、北上川の清流化対策として種々の調査、研究を行い、赤川コンクリート三面張、現中和处理場を利用してのタンカル投入等を実施してきた結果、四十四田ダム下流の水質をpH六・五以上まで回復させる事が出来た。

しかし、河道にタンカルを一部直接投入する方式であるため、四十四田ダムの堆砂量が予想以上に多くなり問題も生じている。

恒久対策の技術的諸問題は、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会の北上川酸性水恒久対策専門委員会の審議を経て、十分検討され、北上川水系汚濁対策各省連絡会議により、新中和处理場等の対策が具体化しているが、今後さらに北上川清流化のための調査研究を実施し、流域に住む人々の真に切望する、母なる川、北上川の清流化のため努力していきたい。

第二部 治 水

第一編 改 修 (ダム及遊水地)

第一章 總 說

(北上川改修計画書抜粋)

北上川ハ東北地方第一ノ大河ニシテ、其ノ源ヲ岩手縣岩手郡御堂村ニ発シ、奥羽山脈、北上山脈ニ発スル大小幾多ノ支川ヲ合流シ、盛岡市以南ニ於テハ、肥沃ナル北上平野ノ形成、縣下ノ樞要部ヲ貫キテ南流シ、宮城縣下ニ入り、柳津地先ニ於テ新舊兩川ニ分流シ、共ニ太平洋ニ注グモノナリ。

而シテ其ノ流域ハ岩手県内ニアリテハ、一市九郡、宮城県内ニアリテハ、一市五郡ニ跨リ、其ノ流域全面積山地八、九一一平方料、平地一、八〇三平方料、合計一〇、七一四平方料ニ達スル洪大ナル流域ヲ有スル大河川ニシテ、其ノ内、宮城県内ノ流域ハ一応改修工事完了セルモノナリ。

然ルニ岩手県内ノ流域ハ殆ンド未改修ノ状態ナルヲ以テ總工費四千六百八拾万圓、二十ヶ年継続事業トシテ、昭和十六年度ヨリ、之ガ改修ニ着手セルモノナリ。

本改修工事ハ北上川本川改修工事ト、本川及ビ支川雫石川、猿ヶ石川、和賀川及ビ膽沢川、計五ヶ所ヘノ洪水調節堰堤建設ヨリ成ルモノニシテ、本川改修工事ハ幹川ニアリテハ、盛岡市ヨリ下流東磐井郡舞川村ニ至ル一一一料ト磐井川、和賀川、瀬川、荒川ノ各支川合流点附近、延長五料總計一一六料ノ河道ヲ後述セル方法ニヨリ調節低減セラレタル計畫高水流量ニ対し、各般ノ改修工事ヲ施行セントスルモノナリ。

北上川ハ、下流宮城県内ニアリテハ、計畫高、水流量ヲ毎秒五、五〇〇立方米トシテ、一応改修工事ヲ完了セル

モ、上流岩手県内ニアリテハ、大正二年八月ノ大洪水ニ際シ、一ノ関附近ニ於ケル最大流量ハ毎秒七、一〇〇立方メートルヲ算シタリ。

然ルニ今回調査ノ結果、一ノ関ニ到達スル高水流量ハ、毎秒七、七〇〇立方メートルニ達スルモノト推定セラレタリ。而シテ一ノ関下流岩手宮城両県境ニハ、延長十八軒ニ亘ル狭窄部アリ、辛シテ最大毎秒五、三六〇立方メートルヲ流下セシムルニ過ギズ、之ガ為洪水時水位ノ上昇ハ、平水位上約一〇米以上ニモ及ブ状態ニシテ、大正二年洪水時ノ如キハ、實ニ、一六・五〇米ノ上昇ヲ示セリ。

斯如ク、北上平野ハ洪水毎ニ、濁水氾濫ノ惨害ヲ繰返シ居ル状態ニシテ、誠ニ憂フベキモノト言フ可シ。

然ラバコノ狭窄部ヲ開鑿洪水ノ疎通ヲ計リ以テ敍上ノ惨害ヲ除クモ亦不可ナラズト雖モ、既ニ下流部ハ改修工事完了シ居リ、狭窄部ヲ開鑿スルコトニヨリ、下流全川ニ渉ル増補工事ヲ必要トスルニ至リ、斯テハ巨額ノ工費ヲ要スルノミナラズ、工事モ亦極メテ困難ナルモノト言ハザルヲ得ズ、仍テ北上川上流部、即チ岩手県下ニアリテハ、幹支川ノ洪水量ヲ低減スル途ヲ考慮シ得テ、初メテ改修計畫ヲ樹ツルコトヲ得ベシ。

茲ニ於テ本計畫ニ於テハ、北上川本川、及ビ雫石川、猿ヶ石川、和賀川、膽沢川ニ夫々洪水調節池ヲ設ケテ洪水流量ヲ貯溜シ、以テ、一ノ関附近ニ於ケル最大流量ヲ毎秒七、七〇〇立方メートルヨリ、毎秒五、五〇〇立方メートルニ低減シ、並セテ貯水ヲ利用シテ発電事業ヲ起シ、堰堤地点五ヶ所ニ於テ、合計常時三萬、最大五萬「キロワット」ヲ発電セシメ、他方灌溉用水水源ニ利用スル等、所謂河水統制ヲ行ハントスルモノナリ。

第四章 ダム 各論

北上川上流五大ダム計画の内、猿ヶ石川における田瀬ダムは、昭和一六年着工のコンクリート重力式ダムであり、同二一年胆沢川における石淵ダムが堤体型式をロックフィルダムに変更の上着工され、和賀川におけるダムは、湯田村^宇湯ノ沢より、同村^宇大荒沢に位置変更の上、同三二年設備工事を着工し、更に、北上川本川における四十四田ダムは、同三五年に事務所が設置され、二年後の三七年度より工事を着工となっている。

又、雫石川における御所ダムの工事は、同四七年四月本体工事を開始している。

(註) 以下着工年度順に記す

第一節 田瀬ダム

一、計画

田瀬ダムは猿ヶ石川における洪水調節を主目的として計画されるダムであり、当初計画においては猿ヶ石川洪水調節池の名を以つて称され、別編で(昭和一六年六月三〇日調査部長通牒 北上川上流改修計画の概要)既に述べた如くである。(一部再出)

第四章 ダム 各論

猿ヶ石川洪水調節池

位置

集水面積

計画高水流量(毎秒)

全流域

堰堤地点

幹川合流点

堰堤

標高(天端)

高(堤体高)

延長

洪水調節池

湛水面積

総容量

有効容量

有効水深

洪水調節

容量

流量(毎秒)

水深

利水

水量

発電

和賀郡谷内村

七四〇平方杆

一、六五〇立方米

一、五〇〇〃

一、三五〇〃

二二〇米

七〇〃

二八五〃

四九八ヘクタール

一一七、六五〇、〇〇〇立方米

八八、一五〇、〇〇〇〃

二六・五米

二三、一五〇、〇〇〇立方米

四〇〇〃

五米

六五、〇〇〇、〇〇〇立方米

使用水量 最大(毎秒)

常時(〃)

有効落差 最大

常時

発電力 最大

常時

工事費

三〇立方米

二〇〃

七二・九米

六三・〇〃

一七、七九〇キロワット

一〇、三〇〇〃

一一、七〇〇、〇〇〇圓

等であり、工事費々目別予算は次の如くである。

猿ヶ石川洪水調節池工事費予算書

一、金壹千百七拾萬圓也 総額

内

六、一七九、〇〇〇圓

三、四三一、四〇〇〃

一、八七、五〇〇〃

一、〇三五、四〇〇〃

五四、二〇〇〃

一〇八、四〇〇〃

六四九、九〇〇〃

五四、二〇〇〃

本工事費

用地費

附帯工事費

船舶及機械費

測量費

營繕費

雑費

共済組合給与金

等であり、その内訳は次の如くである。

第四章 ダム 各論

節	種	目	名	稱	單位	員	數	單	価	金	額
本工事費	堰	堤	岩盤掘鑿		立方尺		三五、〇〇〇		五・〇〇〇 ^円		一七五、〇〇〇 ^円
			砂礫掘鑿		〃		一七、〇〇〇		二・〇〇〇		三四、〇〇〇
			堰堤本体		〃		二七、〇〇〇		一二・〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	
			調節水門扉		組		七	三〇、〇〇〇・〇〇〇		二一〇、〇〇〇	
			土砂吐水門扉		組		四	二五、〇〇〇・〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
			雑工事							二六〇、〇〇〇	
	合計									六、一七九、〇〇〇	
用地費	土地買収	宅地	平方尺				一二二、〇〇〇		一・三五〇		一五一、〇〇〇
		畑	〃				一、〇〇〇・〇〇〇		・四〇〇		四〇〇、〇〇〇
			〃				二、〇〇〇・〇〇〇		・二五〇		五〇〇、〇〇〇
		山林	〃				八一八、〇〇〇		・一五〇		一二三、七〇〇
		原野	〃				三〇、〇〇〇		・〇五〇		一、五〇〇
		計								一、一七五、四〇〇	
	家屋其他地上物件移転	家屋	平方尺				三七、〇〇〇		一二・〇〇〇		七四八、〇〇〇
		地上物件	〃				五〇、〇〇〇		・一〇〇		五〇、〇〇〇

[illegible]

等であるが、実施に当っては、更に、予算の補正が加えられ、金壱千貳百拾万圓に増額決定されるところである。

イ、前期

ケ石川堰堤工事の起工式を挙げ、直ちに、堰堤建設工事に着工するところである。

猿ヶ石川河水統制計画概要

然シテ貯水池利用發電ハ利用満水位標高二〇五米、利用水深二二米、使用水量常時毎秒二〇立方米、最大毎秒三〇立方米ニ於テ發電出力常時一〇、〇〇〇「キロワット」最大一九、六〇〇「キロワット」ヲ起シテ治水及利水ノ目的ヲ達成セントスルモノナリ。

第四章 ダム各論

本堰堤地点ノ洪水調節流量ハ前述セルガ如ク北上川本川各支川ノ降雨量、流域面積及洪水到着時間等ノ相互關係ヨリ毎秒四〇〇立方米ト算定シタルモノニシテ、從ツテ堰堤地点ノ放流量ハ計畫高水流量毎秒一、五〇〇立方米ヨリ調節水量毎秒四〇〇立方米ノ外、発電使用水量毎秒三〇立方米ヲ低減シタル毎秒一、〇七〇立方米トナルベシ。而シテ之ヲ高サ五米、幅七米ノテンターゲート七門ヲ以テ調節溢流セシムルモノニシテ、洪水調節ノタメノ貯水量ハ二、一七五萬立方米ニシテ洪水調節水深五米ヲ求メ得ベシ。

コノ場合ノ調節満水位標高二一〇米調節最低水位標高ハ、二〇五米湛水面積四九八萬平方米ナリ。

ハ 貯水池利用発電

洪水調節ノ為築造セラレタル堰堤ニヨル貯水ヲ利用シテ発電、以テ利水ノ目的ヲ達セントスルモノニシテ洪水調節最低水位標高二〇五米ヲ利用満水位標高トナシ利用水深二一米利用貯水量六、四八〇萬立方米ヲ基トナシ。

有效落差 最大七八、五米 常時 六八・〇米

使用水量 最大毎秒三〇立方米 常時 毎秒二〇立方米

ヲ使用シテ最大一九、六〇〇「キロワット」常時一一、〇〇〇「キロワット」ヲ発電出力セシメントスル計畫ナリ。而シテ発電方法ハ堰堤左岸上流約五〇〇米標高一八〇米ノ地点ニ取入口ヲ設ケ延長二、五〇〇米内径四・五米ノ圧力隧道ヲ開鑿シ以テ堰堤下流六・八軒左岸地点ニ発電所（水車軸標高一二二米）ヲ設ケ、サージタンク並ニ水圧管ニヨリ調圧送水シ発電ヲ行フモノナリ。

二 田瀬堰堤

本堰堤ハ和賀郡谷内村大字田瀬字立石地内ニ建設築造スル左ノ形状寸法ヲ有スル重力式コンクリート堰堤ナリ。

非溢流堰堤頂標高 二二五、〇〇米

溢流堰堤頂標高 二〇五、〇〇米

地震時波浪面高（基本三角形頂点） 二二二、五〇米

堰堤最低敷高（基本三角形底辺高） 一三八、五〇米

堰堤高 七六、五〇米

堰頂長 三一〇、〇〇米

門 扉（テンターゲート） 高五米 巾七米 七連

堰堤地点基礎岩盤ハ深サ四〇米ニ及ブ試錐孔四本、延長一〇米ニ達スル横坑八本ヲ試掘シ、調査セル結果兩岸共蛇紋岩ニシテ裂墟相當多ク表面近ク風化セル部分アリト雖モ概シテ堅硬ニシテ大ナル断層等認メラズ支持力モ亦充分ナリト認メラレタリ。

三、田瀬堰堤工事施行状況

（イ）施行一般

本工事ハ昭和十六年四月三十日北上川上流改修統合事務所ヲ岩手縣盛岡市ニ設置シ各般ノ準備ヲ行フト共ニ堰堤地点ニ猿ヶ石川田瀬堰堤建設事務所ヲ設置シテ工事ニ着手セルモノナリ。

本地点ハ東北本線花巻駅ヨリ省線釜石線ニ乗換宮守駅ニテ下車、猿ヶ石川ヲ遡行スル事約四軒ノ地点ニシテ兩岸迫リ堰堤築造ニハ好適地ナルモ何分山中ナレバ施行ニ従事スル職員及使役人夫ヲ収容スベキ人家無ク為ニ合宿及飯場等之等従業員ヲ収容スベキ諸建築物ヲ建設セリ。

且亦連絡ノ為宮守村マデ官庁用電話ヲ施設シ統合事務所トノ連絡ヲ計リタリ。

(ロ) 貯水池用地買収

洪水調節池用地ハ岩手縣和賀郡谷内村大字田瀬地内堰堤築造地点ヨリ上流全縣上閉伊郡鱒澤村大字柏木平地内ニ至ル延長約一三杆間ニ於ケル標高二一〇、五〇米以下ノ調節池湛水区域ニシテ、此ノ概算内訳次ノ如ク其ノ線面積八三、九六〇、〇〇〇平方米ナリ。

宅地	一一二、〇〇〇平方米
田	一、〇〇〇、〇〇〇平方米
畑	二、〇〇〇、〇〇〇平方米
山林	八一八、〇〇〇平方米
原野	三〇、〇〇〇平方米
計	三、九六〇、〇〇〇平方米

(ハ) 仮設工事

本工事ハ岩盤掘鑿並ニ「コンクリート」ヲ打設スルニ必要ナル諸設備ヲ總稱スルモノニシテ之カ計畫ノ優劣ハ全工程ヲ左右スル最重要ナル施設工事ナリ。

本堰堤ニ於テハ下流晴山地内ニ於テ採取セラレタル骨材ヲ「トロンメル」ニヨリ大砂利、小砂利、砂ニ分離シ六〇噸索道(延長七杆昇高一八〇米)ニヨリ左岸骨材貯蔵所マデ運搬シ一方釜石線岩根橋樑構内ニ接続スル、セメント倉庫ヨリ四〇噸索道(延長一、一杆昇高九八米)ニヨリ、同ジク堰堤下流左岸ニ設ケラレタル「セメント」解袋場迄セ

メントヲ運搬シ之等骨材及セメントハ、夫々「ベルトコンベヤー」ニ依リ混合工場上方ニ設ケラレタル「ホッパー」ニ搬入セラルルナリ。

混合用水ハ堤底岩盤洗浄用水「コンクリート」養生用水ト共ニ河岸ヨリ「タービンポンプ」ニヨリ揚水、上方給水槽ヨリ圧力水トシテ給水セラルルナリ。

斯テ「ウオーセクリーター」ヲ利用ニ八切スミス型傾胴式ミキサー四台ヲ以テ所要ノ水、セメント比ノコンクリートヲ練上ゲ、コンクリート運搬軌道ニヨリ木炭瓦斯汽関車ヲ以テ台車ニ乗セタル「バケット」ニ、コンクリートヲ移シ左岸ノケーブルクレーンニヨリ吊上物ニ運搬シ、ケーブルクレーンニヨリ打設スル順序ニシテ最盛期ニ於テハ、昼夜兼行ニテ一〇〇〇立方メートルノコンクリートヲ打設スル予定ナリ。

而ルニ本工事ハ時局柄短日月ヲ以テ竣功セサルベカラザルヲ以テ別ニ右岸ニコンクリート打設ノ為ノ補助設備工事を施シ、十七年秋頃ヨリ作業ヲ始メ年度内ニ仮排水墜道ヲ完成シ、爾後ノ行程ヲ進捗セシメンモノト意図セリ。

即チ堰堤上流右岸寄洲ニ於テ骨材ヲ採取篩分ヲナシ「インクライン」並ニ骨材運搬線路ニヨリ、一旦堰堤下流右岸ノ骨材貯蔵所迄運搬シ、之ヨリ引出「ホッパー」ニヨリ、トロ台車ニテ混合工場上方「ホッパー」迄運搬シ、一方セメントハ縣道沿ヒニ建設セラレタルセメント倉庫ヨリ「インクライン」ニヨリ混合工場上方ノセメント解袋場迄引揚げ、解袋サレタルセメントハ「スクリーンコンベヤー」ニヨリ混合工場上方「ホッパー」ニ搬入スルモノナリ。

斯テ「ウオーセクリーター」ヲ利用シ、二八切コーリング型ミキサー二台ヲ以テ所要ノ性質ヲ有スルコンクリートヲ練上ゲ之ヲ台車上ノ「バケット」ニ移シ、コンクリート運搬線路ニヨリ、運搬シ「スチフレックグクレーン」五噸能力ノモノ二台ヲ利用シテ「バケット」ヲ吊上ゲ所要ノ場所ニコンクリートヲ打設スルモノナリ。

以上ノ操作ニヨリ打込マレタルコンクリートハ直チニ振動機ニヨリ締固メラレ、一定期間養生ヲナシタル後、更ニ打継ク場合ハ「サンドブラスト」又ハ「エアブラスト」ニヨリ「ピツチング」ヲナシ打続ケルモノナリ。

とある。

しかるに、工事の施工並びに管理等は北上川上流統合事務所長であり、盛岡市内の統合事務所より工事現場の和賀郡谷内村までは、往復一日行程の遠隔の地にあり、指示その時を失する憂あり、同年一〇月一日、統合事務所の内部組織として猿ヶ石川堰堤建設事務所を工事現場に近い、谷内村^ニ小倉地内に設置し、堤体基礎掘削を施工すると共に、河水統制計画書に見られる如く堰堤上流、河川敷内に骨材採取場及び篩分工場を設け、インクライン及び軌道を以つて、右岸に設けられたコンクリート混合工場と連携し、更に、コンクリートバケット吊込用スチフレッグクレイン（ズブクレイン）二基等の仮設備工事を、翌一七年上半年期において完成し、同年一〇月二〇日堤体コンクリートの初打込みを行い、更に、同月二三日堰堤の定礎式を挙行了したのである。

しかし、右岸における仮設備は、規模の小さい応急的施設であり、本体コンクリート打設用設備であるところの篩分工場、骨材、セメント貯蔵所及びコンクリート混合工場、同運搬用ケーブルクレイン等は左岸山上（標高三〇〇米附

表3 主要機械一覧（附施設）

機 械 名	規 格	数 量	用 途	備 考
ト ロ ン メ ル	75%	1	篩 分	字小倉地内
ク	35%	1	ク	ク
サンドクラッシャー		1	ク	ク
インクライン		1	骨材運搬	ク
軌			ク	ク
コンクリートミキサ	28切	2	コンクリート混合	右岸工場
軌			コンクリート運搬	ク
スチフレッグクレイン	5 屯	2	コンクリート打設	堰 堤

近）に別途建設工事を進め、更に、骨材採取場を猿ヶ石川下流和賀郡十二鎭村東晴山地内河川敷と、同川上流上閉伊郡鱒沢村^ニ島地先等とし、採取施設の建設及び堰堤左岸における篩分工場に至る索道工事を施工したのである。

これ等の施設が、同一九年春には完成し、六月一日附を以つて猿ヶ石川堰堤建設事務所に機械工場、谷内工場、田瀬堰堤工場、田瀬混合工場、柏木平工場等の五工場が設けられ、各々、工場主任が発令され、堰堤建設工事の早期達成に協力一致邁進するところである。

しかるに、国情の急変により同一九年八月一日猿ヶ石川堰堤建設工事は全面停止のやむなきに至ったのである。

昭和一六年七月着工以来三か年余、延人員数一〇万の人力を結集して建設するところは、工程進捗度報告書に次の如くある。

（註）設備工事の最盛期（昭和一八年度）には一日一、〇〇〇余人が稼働している。

工 種 別	計 画 量	実 施 量	備 考
堰堤基礎岩盤掘鑿工事	一七二、三九〇 ^{立方*}	一二六、二九五 ^{立方*}	七三・二%
堰堤基礎土砂掘鑿工事	二五、〇〇〇 ^{立方*}	一四、〇〇〇 ^{立方*}	五六・〇%
堤体コンクリート打設工事	四三、〇〇〇 ^{立方*}	三七、〇九五 ^{立方*}	八・七%
県道付替工事	一九、五一四 [*]	一一、五一四 [*]	六四・〇%
雑 工 事			二〇・〇%

等であり、竣工金額は金一六、八四九、九三二円と算出されるところである。

第四章 ダム 各論

表四 北上川水系猿ヶ石川田瀬堰堤工事費調

年 度	支 出	額	備 考
昭和 一六年	一、二四三、〇〇〇・〇〇〇	圓	着工
同 一七〇	四、〇五九、〇三一・六〇〇		
同 一八〇	五、七三〇、四六五・〇〇〇		
同 一九〇	五、三一九、一六四・一二〇		打切竣功
同 二〇〇	七四一、〇〇〇・〇〇〇		
同 二一〇	八九四、八一〇・〇〇〇		
同 二二〇	九〇一、〇〇〇・〇〇〇		カスリン台風洪水
同 二三〇	二、〇五〇、〇〇〇・〇〇〇		アイオン台風洪水

工事中止後、猿ヶ石川堰堤建設事務所が廃止となり、数人の保安要員を残し機械、器具等の保守を行ったが、数一〇に及ぶ木造建物、其の他の施設等に至っては維持、管理等の及ぶところではなく腐朽、倒潰等を拱手傍観のやむなき状態であったのである。

口、後 期

昭和二五年五月二六日 法律第二〇五号を以って国土開発法が施行され、猿ヶ石堰堤工事等に米国対日援助見返資金が支出されることとなり、同年より三か年間にわたる交付金が次の如く決定されたのである。

対日援助資金年別事業費内訳書(抜)

事業場名	昭和二十五年度	昭和二十六年	昭和二十七年	計
猿ヶ石川堰堤工事	一、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇

等であり、更に、同年八月二九日建設省令第三三三号を以って東北地方建設局猿ヶ石工事事務所が設置され、同一〇月二一日猿ヶ石堰堤工事の再開が示達されたのである。

しかるに、昭和一九年以前に使用された施設の殆どが腐朽し、再び使用に耐える施設はなく、仮事務所等に充当すべき残存建物もなきまでに荒廃していたから、工事事務所、宿舍等の建設から始めざるを得なかったのである。更に、工事再開に当り計画の一部を次の如く改訂するところである。

表五 田瀬堰堤計画(二五改訂)概要表

一、堰 堤

名 称	数	量	備 考
流域面積		七四〇 ^{平方} 米	昭和二六年計画
計画満水位		二二五 ^米	
湛水面積		六〇〇 ^{ヘクタール}	四九八 ^{ヘクタール}
計画放水水量	毎秒	二、七〇〇 ^立 方米	
堤 高		八一・五 ^米	七〇 ^米
堤 頂 長		三三〇 ^米	二八五 ^米

第四章 ダム 各論

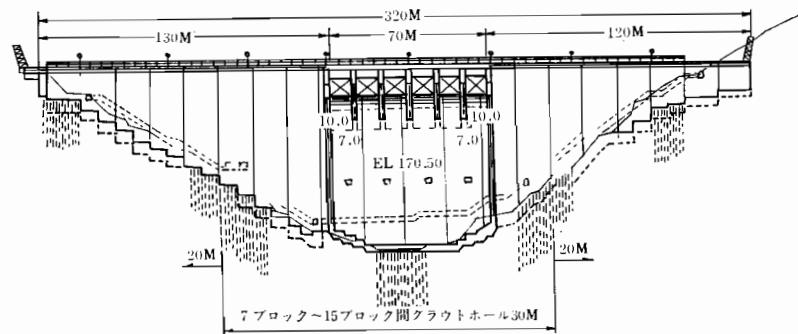
堤体積	洪水吐水門	洪水調節用高圧制水門
四三、〇〇〇立方メートル	高八米 幅八米	高五米 幅五米
	八門	四門

二、貯水池

名称	数	量	備考
総貯水量	一四六、五〇〇	立方メートル	昭和一六年計画
洪水調節水深	二〇	米	
洪水調節容量	八八、七〇〇	立方メートル	
計画洪水量	一、九四〇	立方メートル	
調節洪水量	一、四七〇	立方メートル	
最大放流量	四七〇	立方メートル	同上
最大発電電力	二二、二九〇	キロワット	一七、七九〇

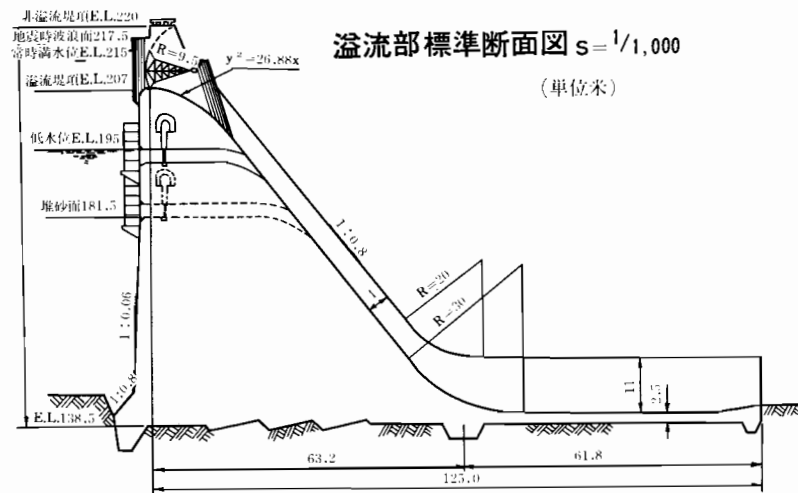
同計画により堤体コンクリート用骨材を前期と同様に柏木平において採取し、切込砂利の儘、索道によって篩分工場に送り、更に、和賀郡黒沢尻町（北上市）に採取場を新に設け北上川右支和賀川合流点より採取して、国鉄便による専用列車で釜石線岩根橋駅へ送り、同駅構内に一旦荷卸、更に、索道に積み替え左岸篩分工場に搬入し洗滌、篩分けの上、分級別に一時貯蔵を行い、セメントは生産工場において特殊コンテナに填充し、国鉄便によって岩根橋駅

正面図



溢流部標準断面図 $s = 1/1,000$

(単位米)



第5図 猿ヶ石堰計画図

施設及名称	型式能力	単位	数量	備考
運搬 電気機関車 ケーブルクレーン	6ton 9ton	台 基	4 2	
修理工場 工作機械 溶接機		式	1	
その他 タービンポンプ エアコンプレッサー ボーリング機械 グラウト機械 外	200HP~50HP 5HP 5HP E2型	台 ク ク ク	15 5 5 2	揚水及排水

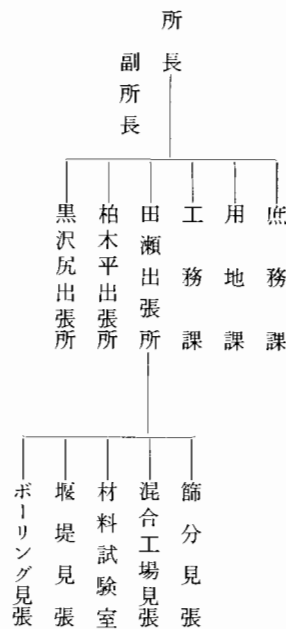
表7 田瀬堰堤工事内容

工種	工事名	単位	数量	備考
基礎工事	掘削	m ³	222,131	昭和19年度以前打設の一部
	岩盤清掃	m ²	15,935	
	ボーリング	m	9,073	
	セメント注入	m	5,448	
	堤体コンクリート取毀	m ³	3,576	
本工事	堤体コンクリート	m ³	437,421	
	セメント注入	m	3,992	
	門扉	門	10	
	諸設備	式	1	
仮設工事	骨材運搬線	m	2,060	
	其他	式	1	

表6 主要機械一覧表

施設及名称	型式能力	単位	数量	備考
骨材 柏木平骨材採取場				
ブルトーザー	KTF70 12ton	台	1	
電気ショベル	15K	ク	2	
ディーゼル機関車	7ton	ク	3	
索道	60t/hr 150HP	連	2	亘長 7,000m
黒沢尻骨材採取場				
ブルトーザー	KTF70 12ton	台	1	
タワーエキスカベーター	固定式 40m ³ /hr	基	2	
岩根橋駅骨材卸場				
ディーゼル機関車	10ton	台	4	セメント卸共用
索道	60ton 100HP	連	1	亘長 1,000m
篩分工場				
エプロンヒーダー	5HP	台	4	
トロネル	75%日 40HP	ク	4	
ク	35%日 30HP	ク	4	
ジンマスクリン	5%日 7.5HP	ク	4	
F型分級機	10HP	ク	2	
サンドクラッシュファイヤー	7.5HP	ク	2	
ベルリコンベヤー		連		
セメント 岩根橋駅卸場				
ホイストクレーン	5ton	基	2	
索道	40t/hr 75HP	連	1	亘長 1,000m
左岸セメント貯蔵所				
セメントサイロ	1,000ton	基	1	
スクルーコンベヤー	30t/hr	米	98	
ベルトコンベヤー				
コンクリート 混合工場				
計量機				
ミキサ	28切 20HP	組	2	水、セメント、骨材
		台	8	

第六図 猿ヶ石工事事務所組織



に卸し、バラセメント（袋なし）を更に索道に積替え左岸セメントサイロに送り貯留する方法を採り、資材と労役の無駄を排する方法を構じ、コンクリート混合、同運搬、打設機構等は従前の施設に修理を加え活用して工事を施工しているが、殆ど、支障等がなく遂行される所であり、主要機械等の大概は別表の如くである。

又、同工事の施工に当る猿ヶ石工事事務所の組織等は、同所長のもとに三課、三出張所を分置し、更に、担当係、見張等を受け、担任職員を配置して工事の遂行に当らせ、現場工事は、建設業者による労務供給方式により、翌二六年六月二五日待望の本体コンクリートの打設を開始し、一辺の長さ一五〇一八米方形の堤体ブロック二一か所を交互に打設、疊築し、三か年五か月を以って高八一、五米、堤頂延長三二〇米、堤体積四二四、一五〇立方メートル（コンクリート）、総貯水量一四六、五〇〇立方メートル（田瀬堰堤諸元）の堰堤を完成し、昭和二九年一〇月一七日、工事着工以来一四か年、米国対日援助見返資金によって工事再開以来五か年、ようやく、田瀬堰堤の竣功を見るに至ったのである。

表八 田瀬堰堤工事実施額（後期）

年 度	金 額	備 考
昭和二四年度	一八、六〇〇、〇〇〇	
〃 二五	三九九、九九五、〇〇〇	（二〇月工事再開）
〃 二六	三九三、九九九、〇〇〇	
〃 二七	八三〇、四八一、〇〇〇	
〃 二八	一、〇三五、八三九、〇〇〇	
〃 二九	四四四、二一八、〇〇〇	
〃 三〇	二七、四四七、〇〇〇	（二〇月竣功式）
〃 三一	三九七、〇〇〇	
計	三、一五〇、九七六、〇〇〇	

同堰堤の完成によつて猿ヶ石川流域における従来の灌漑区域三、六八〇余町歩及流域外における既耕地三、七七〇余町歩に補水するの外、江刺地区及稗貫、和賀地区等において新規開発（主として水田）二、四三〇余町歩の耕地に灌漑すると共に、堰堤上流地点に取水口を設ける田瀬発電所（電源開発株式会社）において年間一四五、五〇〇、〇〇〇キロワット時の発電を行うところである。

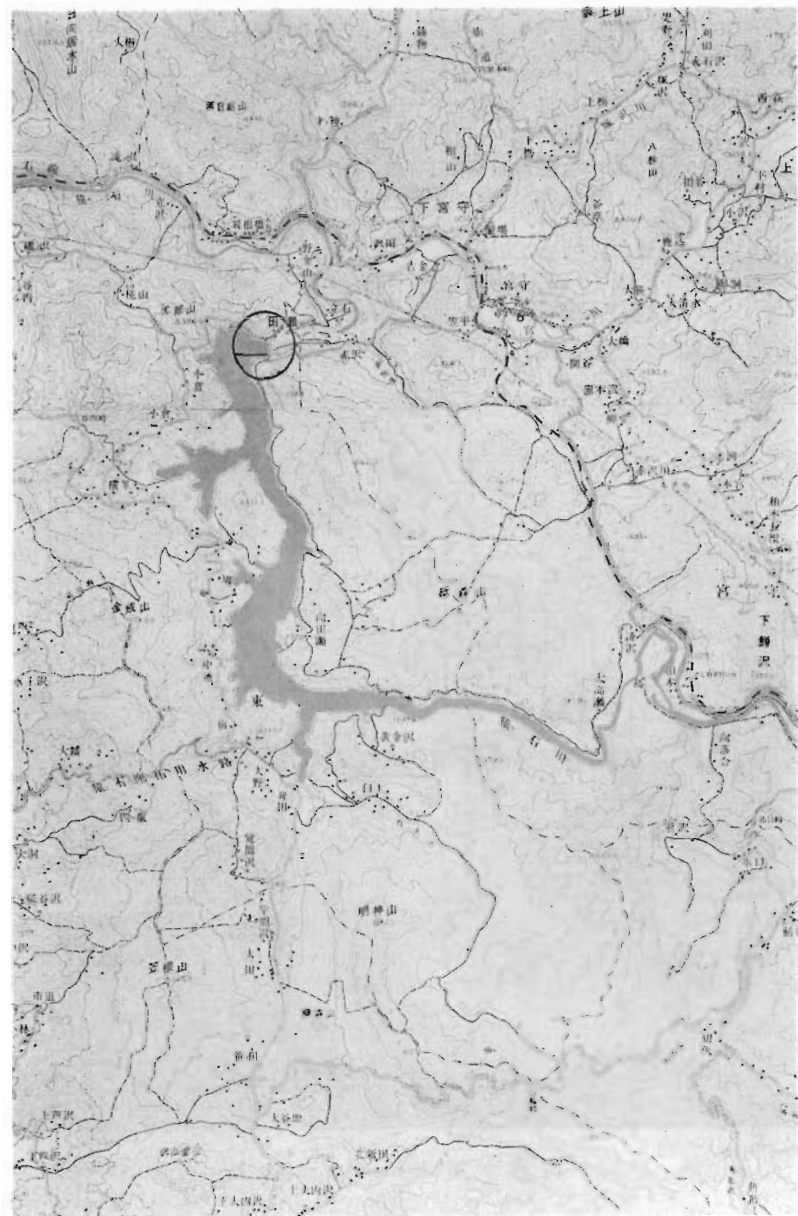
区	分	説	明
発 電	式	ダム水路式	
	延長	2,626 m	
	水深	25 m	
	容量	88,700,000 m ³	
	水位	E. L 195 m	
	水量	最大 35 m ³ /sec	常時 17 m ³ /sec
	落差	〃 92 m	〃 27 m
	電力	〃 27,000 KW	〃 10,300 KW
年間発生電力量		145,500,000 KWH	



1 猿ヶ石川田瀬ダム全景

表9 田瀬堰堤諸元

区	分	説	明
河 川	名	北上川左岸支川猿ヶ石川	
	水源	岩手県上閉伊郡附馬牛村（遠野市）薬師岳	
流 域	面積	954.5 m ² （山地896.5 平地58.0）	
	延長	86.6 km（幹川）	
堰 堤	位置	岩手県和賀郡谷内村（東和町）田瀬	
	堰型	直線式重力コンクリート堰堤	
	堰高	81.5 m	
	堰頂	E. L 220 m	
	堰頂延長	320 m	
	堰頂巾	6 m	
	上流側勾配	0.6%	
	下流側勾配	8.0%	
	堰体積	424,150 m ³	
	放流設備	テンターゲート 6門 スライドゲート 4門	
貯 水 池	湛水延長	16 km	
	周長	45 km	
	面積	6 km ²	
	総貯水量	146,500,000 m ³	
	有効貯水量	113,700,000 m ³	
	水位	E. L 215 m	
	波浪面	E. L 217 m	
池 設 計	堆砂面	E. L 181.5 m	
	堆砂量	26,570,000 m ³	
	堆砂推定		
洪水 対策	洪水調節容量	88,700,000 m ³	
	計画洪水量	2,700 m ³ /sec	
	調節流量	2,200 〃	
	最大放水深度	スライドゲート1門につき 500 〃	
利 水	調節水深	18.5 m	
	灌漑容量	29,600,000 m ³	
	旧灌漑地域	3,680町歩	
	補水地域	3,774 〃	
	新開灌漑地	2,430 〃	
年間増産石数		（米換算）52,548石	



第7図 猿ヶ石川田瀬ダム

後日譚にすぎないが、北上川上流洪水対策について、経済安定本部は、資源調査報告書第二号（昭和二十四年一月二四日）において

「アイオン台風洪水時に、若し、田瀬堰堤があったならば、猿ヶ石川下流部（支川猿ヶ石川流域下流部を指すものでなく、同支川合流後の本川下流をも含む）はあのような惨事をひき起す事なく、又、狐禅寺水位を約二米低下する事が出来た筈である。

北上川洪水調節にとって田瀬堰堤は最も重要な位置を占め、従って、此の完成は洪水防禦にとって明るい前途を約束するものであり、幸にして未だ田瀬堰堤の洪水調節の効に浴せざるは、沿岸住民の至上の喜びと言うべきであらう。」

と述べられている。

第二節 石淵ダム

一、計画

石淵ダムは胆沢川の洪水調節を主目的として計画されるところのダムであり、当初計画においては胆沢川洪水調節池と称されている。

胆沢川洪水調節池

位置

第四章 ダム各論

贈澤郡若柳村

第四章 ダム 各論

集水面積	一五四平方尺
計画高水流量(毎秒)	
全流域	一、三〇〇立方尺
堰堤地点	九〇〇〃
幹川合流点	九五〇〃
堰堤	
標高(天端)	三・一五米
高(堤体高)	五〇〃
延長	二・九五〃
洪水調節池	
湛水面積	一七二・五ヘクタール
総容量	四二、〇一〇、〇〇〇立方尺
有効容量	二五、三一〇、〇〇〇〃
有効水深	一九米
洪水調節	
容量	八、〇一〇、〇〇〇立方尺
流量(毎秒)	二四〇〃
水深	五米
利水	
水量	一七、三〇〇、〇〇〇立方尺
発電	
使用水量	最大(毎秒) 一五立方尺
	常時(〃) 五・三〃

有効落差	最大	七七米
	常時	七四〃
発電力	最大	九、三九〇キロワット
	常時	三、一九〇〃
工事費		三、八〇〇、〇〇〇圓
等であり、工事費々目別予算は次の如くである。		
膳澤川洪水調節池工事費予算書		
一、金参百八拾萬圓也 総額		
内		
二、四〇四、〇〇〇圓	本工事費	
二一九、四〇〇〃	用地費	
三三二、五〇〇〃	附帯工事費	
五八〇、二〇〇〃	船舶及機械費	
一七、一〇〇〃	測量費	
三四、二〇〇〃	営繕費	
二〇五、五〇〇〃	雜費	
一七、一〇〇〃	共済組合給与金	

等であつて、その内訳は次の如くである。

節	種	目	名	称	単位	員	数	単	価	金	額
本工事費	堰堤	岩盤掘鑿	立方尺				一三、〇〇〇		五・〇〇〇	六五、〇〇〇	円

[illegible][illegible]

雑 費	合 計		雑 費
	合 計	合 計	
共済組合 給与金			二〇五、五〇〇
			二〇五、五〇〇
			一七、一〇〇
			一七、一〇〇
総 計			三、八〇〇、〇〇〇

等である。

しかるに、その後、計画予算に補正が行われ、総額金四百五十万円に増額され、更に、次の如き、コンクリート単価表が添附されている。

コンクリート一〇〇立方メートル当工費（配合一、三、六）

名 称	単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
セメント	袋	四四〇		一・五五〇 ^円	六八二・〇〇〇 ^円	一立方メートル付三二〇瓩
砂	立方メートル	九〇		四・〇〇〇	三六〇・〇〇〇	
砂	〃	四五		三・五〇〇	一五七・五〇〇	
木材	〃	二〇		六〇・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	
針金	瓩	三〇		四・〇〇〇	一二・〇〇〇	
ポール	瓩	二〇		五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	

二、施 工

石淵ダムの建設は、終戦後の混乱せる社会情勢下において窮迫せる食糧事情打開のため、政府が強力に押しすすめる食糧増産の大義のもとに、洪水調節と言う本来の目的の外に、その貯水を利用し胆沢平野等において一、二〇〇余町歩の新規開墾等を可能とする、同ダムの早期建設が計画され、昭和二〇年九月五日第一回の測量隊を派遣しダムサイト、湛水域等の測量、調査等を施行し、更に、同年一二月用地調査隊を派遣したのに初まるのである。

同計画は、北上川上流工事統合事務所（和賀郡谷内村旧猿ヶ石堰堤建設事務所）の所管によって行うところであるが、当初計画（昭一六）の如くコンクリート重力堰堤型式による施工は、セメントの大量入手不可能^{並びに}現地状況等の総合審査により建設が困難と判定され、同二一年四月一五日ダム型式を変更し、猿岩山より採取する石塊を鎮充するロックヒルダム建設に決定されたのである。

同年四月北上川上流工事統合事務所（以下統合事務所と略称）の内規による胆沢川堰堤工事事務所を現地に設け、測量隊を駐在させ精密測量を実施し、同五月より事務所、宿舍等の建設を始め、同九月完成と共に所長以下五〇余名の職員が現地に入り、同月石淵堰堤建設事務所の設置が公示され、更に、同堰堤建設が提唱されてから僅かに一か年にして、仮排水隧道等の仮設工事が着工されるに至ったのである。

しかるに、降雪期が早く積雪量の多い同現場は、隧道掘鑿以外の工事は殆ど休止の外なく、更に、冬期間の食糧補給の施設等も未だ整備されるに至らざる状態であるから、仮排水隧道開削の担当職員を残すのみとし、多くの職員は、所管の統合事務所（和賀郡谷内村）に一時引き揚げ設計書、図面等の内業に当り、翌二二年、融雪を待って、現場に戻り、再び工事を開始するに、同四月焼石連峯一帯を吹き荒した暴風によって少なからざる被害を蒙り、更に、同年七月洪水及び九月カスリン台風洪水等によつて工事中の仮排水隧道等は、甚大なる被害を受けるに至ったが、猿岩隧道等計画通りの工事を遂行し、降雪期に至つた一二月統合事務所（盛岡）及び旧統合事務所（和賀郡谷内村）等に全員引揚げ越冬の後、翌二三年四月より堤体基礎掘鑿を開始し、更に、仮設工事の完成を急ぎ施工するうち、同九月、再び、襲来した台風洪水（アイオン）に因つて甚大なる被害を蒙るに至つたが、堤体用石塊採取の大発破（第一回）を施工し、好結果を得る等、予定の工程が、計画通り遂行されている。

同年より通年工事施工の方針により初めて全職員の越冬を行つたのである。しかるに、厳寒期に入り凍結による給水管の破損等不測の事故により飲料水の欠亡を来し、雪を釜に入れ融し、湯、水を求める最悪の事態となつたが、一時、懸念された給水不能による全員下山に至らなかつたのは、不幸中の幸である。

翌二四年仮排水隧道、仮メ切等の完成により河流を変え、堤体基礎掘削を開始すると共に石塊運搬線等の工事を進

表10 主要機械一覧表

機 械 名	型 式	能 力	単位	数量	備 考
電 気 シ ョ ベ ル	120K	3m ³	台	1	石塊積込
同	50K	1.5m ³	ク	2	同
同	交流50K	1.5m ³	ク	1	同及粗石積
同		0.75m ³	ク	1	基礎掘削及粗石積
電 気 ク レ イ ン	35K	7ton	ク	1	粗石積
デ ー ゼ ル 機 関 車	(加藤)	7ton	ク	6	石塊運搬
同	(市川)	7ton	ク	3	同
バ ッ テ リ ー 機 関 車		6ton	ク	4	同
土 運 車	鉄製	9m ³	ク	2	同
同	同	4.5m ³	ク	85	同
ステイフレッグ、クレーン		5ton	ク	2	粗石積及コンクリート打込
ク ラ ッ シ ャ ー	ジャイレートリー	6 番	ク	1	
同	ブレーキ	24×15吋	ク	1	
同	同	500×200%	ク	2	
ト ロ ン メ ル	50%	5% 40t/hr	組	1	骨材篩分
ウオーセクター	3 聯式	28切	ク	1	骨材計量
コンクリートミキサー	コーリング	28切	台	2	
タービンポンプ	4 段		ク	3	
エアーコンプレッサー		100HP	ク	2	
ボーリングマシン			ク	4	
グラウテングマシン			ク	4	
ブルドーザー			ク	1	
トラックレーン			ク	1	

め仮設工事の完成を急ぎ、同二五年度に至り米国対日援助見返資金二〇〇、〇〇〇千円が導入され、同九月東北地方建設局胆沢工事事務所となり堤体石塊投入を開始すると共に堤体用石塊採取のため火薬五六屯を使用して、猿岩山の一角を爆破して一挙に二〇、〇〇〇余屯の石塊採取を行い、同十一月一日石淵堰堤の定礎式を挙行了したのである。

表四 石淵堰堤工事工程表(堤体工事)

工 種	単位	昭和 21年度	22	23	24	25	26	27	28	計
基礎掘削	m ³			20,750	7,010	7,970	2,570			38,300
石塊採取	m ³			9,850	47,550	71,600	2,560			131,560
石壁コンクリート投入	m ³			16,400	9,200	229,300	96,300	88,300		439,500
堤体コンクリート投入	m ³				300	1,800	2,400			4,500
堤体コンクリート投入	m ³					69,600	188,600	135,400	17,700	411,300
粗石コンクリート投入	m ³					1,000	10,260	6,360		17,620
遮水板コンクリート投入	m ³						9,600	40,300		49,900
背面コンクリート投入	m ³							3,380		3,380
バックホーコンクリート投入	m ³								6,100	6,100
									730	730

その後、数次に及ぶ爆破によって採取するところの石塊をダムサイトに投入し続け、更に、粗石積、左岸堤体コンクリート及びコンクリート遮水壁等の工事を施工し、(表一一参照)更に、堤体背面整理、排水塔、余水吐等の水門工事を施工し、八か年間にわたり、総工費一、三三六、〇〇〇千円を以って、堤体の高さ五三米、堤頂総延長三四

表二 石淵堰堤工事実施額

年 度	金 額 (単位圓)	備 考
昭和二十一年度	八、二六二、五〇〇	
同 二二	一六、〇四三、〇〇〇	
同 二三	七〇、五七四、五〇〇	
同 二四	一五五、六八一、〇〇〇	
同 二五	四〇、〇〇〇、〇〇〇	内見返資金 一二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同 二六	二四四、〇〇〇、〇〇〇	
同 二七	三二〇、七七三、七〇〇	
同 二八	一三〇、六六六、三〇〇	
計	一、三三六、〇〇〇、〇〇〇	

五米、堤体積四四二、五〇〇立方メートル(石塊及コンクリート)、総貯水量一六、一五〇、〇〇〇立方メートル(石淵堰堤諸元参照)の堰堤を完成し、同二八年六月三日喜びの竣功式を挙げるのである。

同堰堤完成により下流胆沢郡若柳村(胆沢町)地内に、胆沢第一、第二等の発電所が新設され、年間一一、〇〇〇、〇〇〇キロワット時の発電を行うと共に、導水路を以って寿安、茂井羅等の用水堰に接続して、胆沢扇状地等の既耕地六、一三〇余町歩に灌漑し、更に、新開発地四〇〇町余の水田、畑等に灌漑するところである。

S = 1/1,000

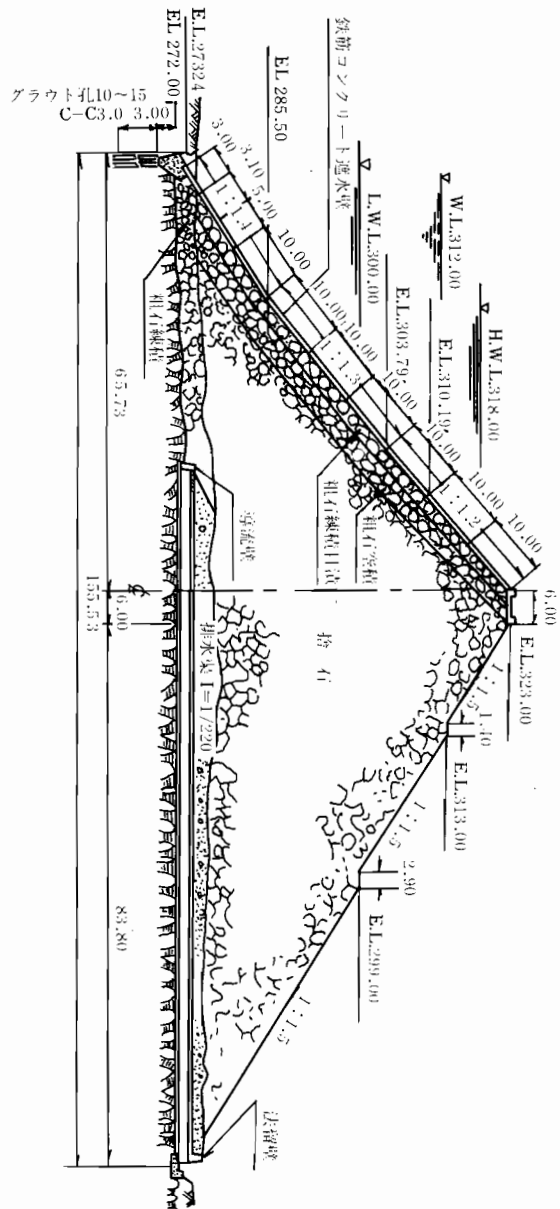
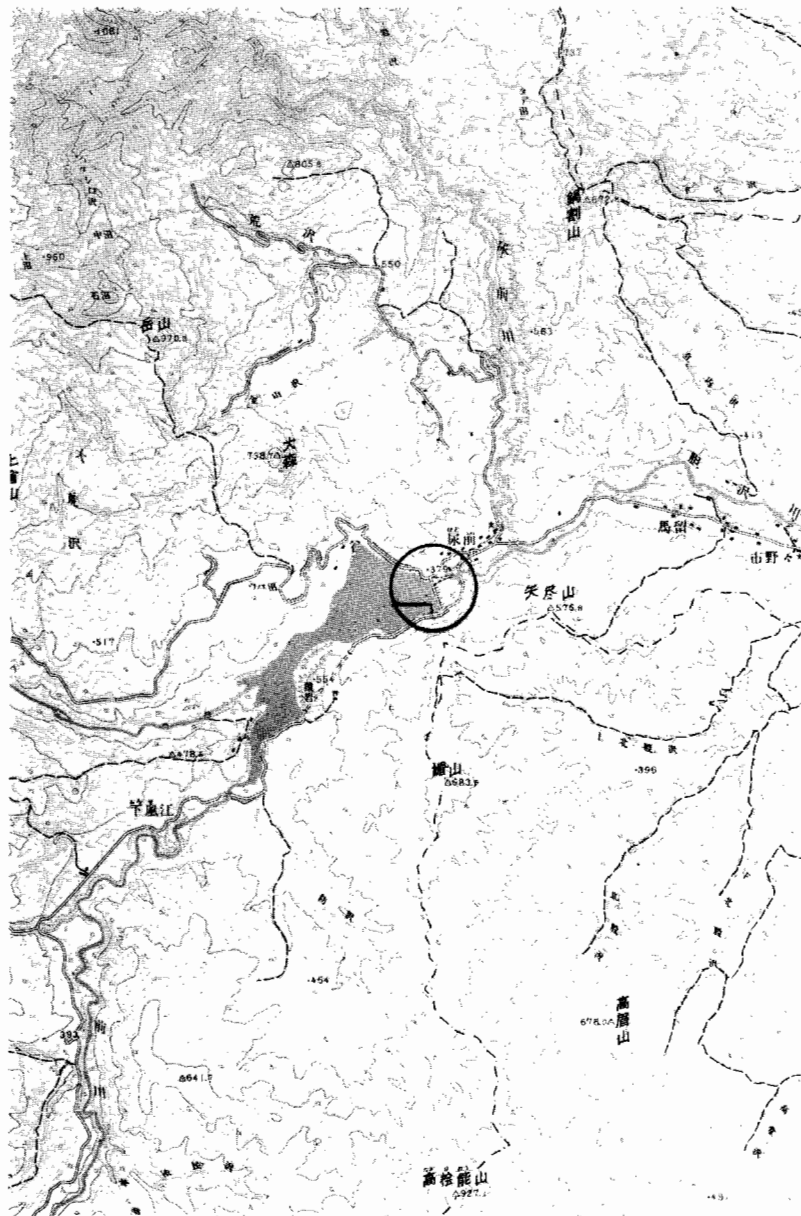


表13 石 淵 堰 堤 諸 元

区 分		説 明
河 川	名 称	北上川右岸支川胆沢川
	水 源 地	岩手県胆沢郡若柳村（胆沢町）焼石岳
	流 域 面 積	325km ² （山地295 平地30km ² ）
	流 路 延 長	46km（幹川）
堰	位 置	岩手県胆沢郡若柳村（胆沢町）字石淵
	堰 堤 型 式	表面遮水壁型石塊堰堤
	堰 堤 高	53m
	堤 頂 高	E. L 323m
	堤 頂 延 長	345m
	石 塊 ダ ム	270.8m
	コンクリートダム	74.2
	堤 頂 巾	6m
	堤 敷 最 大 巾	155.5m
	粗 石 積 厚	5～3m
堤	遮 水 板 厚	60～40cm
	法 勾 配 上 流 側	1 : 1.3
	〃 下 流 側	1 : 1.6
	堤 体 積	442,500m ³
	岩 石 量	411,300m ³
	コンクリート量	31,200m ³
	余 水 吐 門 扉	6門
	排 水 隧 道	1
	内 径	5m
	延 長	277m
	排 水 塔 門 扉	2



第9図 胆沢川石淵ダム

区 分		説 明
貯水池	湛水延長	3.2km
	〃 面積	107.6ha
	総貯水量	16,150,000m ³
	有効貯水量	11,960,000m ³
	満水位	E. L 318m
洪水対策	洪水調節容量	5,600,000m ³
	計画洪水量	1,200m ³ /S
	計画放流量	900m ³ /S
	計画調節量	300m ³ /S
	洪水期制限水位	E. L 312m
	〃 期間	7月～9月
利水	洪水調節水深	6m
	利水最低水位	E. L 300m
	洪水期利水有効水深	12m
	同 容 量	6,360,000m ³
	灌 溉 地 域	水田 6,130町歩
	新 開 発 水 田	950町歩
発電	〃 畑	512町歩
	第 1 発 電 所	ダム水路式
	水 路	圧力隧道延長 5 km
	第 2 発 電 所	水路式
水 路	水 路	開渠及トンネル 3 km
	年間発生電力量	111,000,000KWH

第三節 湯田ダム

湯田ダムは、昭和十四年八月三〇日次の如く内務省仙台土木出張所長金森誠之の指示するところが初めてである。

北上川調査方針

一、予算 岩手県負担 昭和十四年 五、〇〇〇圓

手続 仙台土木出張所長ハ岩手県知事ノ依頼ニヨリ調査致度旨内務大臣ニ何フコト

二、調査方針

イ、北上川ノ堰堤設置箇所ノ下流ノ土量ノ計算、測量、縦横斷及平面

ロ、和賀川 湯田温泉附近ノ平面図（コンタール）五千分ノ一

湯本温泉ノ公園化

等とあり、調査担任の岩手国道事務所長前園千代次は次の如き調査案を建ている。（抜）

一、最モ実現性多イ箇所ヨリ開始

イ、堰堤箇所ノ好条件

猿ヶ石川 有望

和賀川 地質不良

北上川 岩石ノ露出見ヘズ

ロ、家屋、鉄道ノ多少

猿ヶ石川 有望

和賀川 温泉其他多シ

北上川 東北本線其他多シ

（以下略）

として、最も有望視される猿ヶ石川の調査を三ヶ月間にわたって調査を施行しているのである。

しかるに、同一五年七月三日附を以つて岩手県知事山内義文は、北上川及び支川二河川における調査、測量等を猿ヶ石川と同様施行せられたき旨、次の如く仙台土木出張所長經由、内務大臣伯爵児玉秀雄に上申書を提出しているのである。

北上川上流部調査方上中ノ件

北上川上流部改修計画ニ関シテハ格別ナル御配慮ヲ相仰ギ感謝ニ不堪所ニ有之候処 客年十二月八日丙第四七八号土木局通

牒ニ基キ仙台土木出張所ニテ調査中ノ猿ヶ石川ノ外尚本川上流部及同支流二河川ヲモ猿ヶ石川同様御調査相仰ギ度右ニ要スル

費用壹万五千圓ハ本県ニ於テ負担スルコト致度此段及上申候

とある。

昭和十六年四月三〇日北上川本川及び四支川における堰堤計画を含む北上川上流改修工事の実施が告示され、その中で、和賀川における洪水調節堰堤計画は次の如くである。

和賀川洪水調節池

位置

和賀郡湯田村

集水面積

三六八平方米

計画高水流量（毎秒）

全流域

一、二、二〇〇立方メートル

堰堤地点

一、一〇〇メートル

幹川合流点

一、三五〇メートル

第四章 ダム 各論

第四章 ダム 各論

堰堤	標高(天端)	二六二米
	高(堤体高)	四五〃
	延長	二四五〃
	洪水調節池	五〇五ヘクタール
	湛水面積	三五、〇〇〇、〇〇〇立方米
	総容量	二八、〇〇〇、〇〇〇〃
	有効容量	一九・五米
	有効水深	一六、〇〇〇、〇〇〇立方米
	洪水調節	四〇〇〃
	容量	四・五米
	流量(毎秒)	二、〇〇〇、〇〇〇立方米
	水深	二・八・〇立方米
	利水	九・五〃
	水量	三七・三米
	発電	三一・二〃
	使用水量	八、五〇〇キロワット
	有効落差	二、四一〇〃
	発電力	六、三〇〇、〇〇〇圓
工事費		

等であり、工事費々目別予算は次の如くである。

和賀川洪水調節池工事費予算書

一、金六百参拾万圓也 総額

内

二、七八三、六〇〇	本工事費
二、〇九五、三〇〇	用地費
二九〇、〇〇〇	附帯工事費
六六四、三〇〇	船舶及機械費
二九、二〇〇	測量費
五八、四〇〇	営繕費
三五〇、〇〇〇	雑費
二九、二〇〇	共済組合給与金

等であり、その内訳は次の如くである。

内 訳

節	種	目	名	称	単位	員	数	単	価	金	額
本工事費	堰	堤	岩盤掘鑿	立方米		一八、〇〇〇	五・〇〇〇	九〇、〇〇〇	円		
			砂礫掘鑿	〃		一〇、〇〇〇	二・〇〇〇	二〇、〇〇〇			
			堰堤本体	〃		一〇、〇〇〇	二・〇〇〇	二〇、〇〇〇			
			調節水門扉	組		五三〇、〇〇〇	〇・〇〇〇	一五〇、〇〇〇			

土地買収		合 計	築堤		雑工事		土砂吐水門扉
宅地	田畑	原野	山林	家屋其他地上物件移転	採取土築堤	護岸	裏石垣
平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	立方メートル	米	米
五〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、〇〇〇	一二八、〇〇〇	五五〇	五五〇
一・三五〇	・四五〇	・一〇〇	・一〇〇	・一〇〇	・七〇〇	一五〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇
六七、五〇〇	一、三〇五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	八九、六〇〇	八二、五〇〇	一六、五〇〇
二、七八三、六〇〇	一、七〇五、三〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	三九〇、〇〇〇	二、五九五、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七五、〇〇〇

[illegible]

營繕費	合 計		雑費	合 計		共済組合 給与金	合 計		総 計
									五八、四〇〇
									五八、四〇〇
									三五〇、〇〇〇
									三五〇、〇〇〇
									二九、二〇〇
									二九、二〇〇
									六、三〇〇、〇〇〇

等である。

しかるに、その後、計画予算に修正が行われ、総額金五百六拾万円に減額され、コンクリート一〇〇立方メートル当の単価も亦、金一、七五〇円と低額に見積られている。

同年高田昭技師によって湯田村^キ湯ノ沢における和賀川堰堤設計画予定地等の踏査が行われ、地形及び地質構造等の調査によって、最大高三〇米の堰堤建設を可能とする報告が出されたのである。

しかし、国情急を告る時に際会し、遂に、着工を見ず放置されるに至ったのである。

終戦直後の混乱する昭和二二年、突如として、未だかつて想像だにすることのなかった大洪水（カスリン台風洪水）の襲来、氾濫等に因って、和賀川沿岸は言うに及ばず、同川における洪水の北上川本川に及ぼす影響が甚だ大きく、和賀川における堰堤計画の根本的変更が考えられるに至ったのである。

翌二三年、和賀川堰堤の再調査が行われ、湯田村^キ湯ノ沢（従来の計画地点）、同村^キ館（湯ノ沢下流約一軒地点）、及び、同^キ大荒沢（湯ノ沢下流約一三軒）等の三か所における地形、地質構造、岩相等の詳細なる調査が行われ、その報告書の中で境田正宜氏は仙人ダム（^キ大荒沢）に関し、次の如く述べている「当地点は地形的にも、地質的にも計画のダム築造には何等の支障なき地点と認めらる」としている。

同地点は両岸屹立し、地質は堅硬なる花崗岩であり、コンクリートダム建設地としては、好ましい所であるが、水没地に^キ大荒沢、杉名畑等の散村があり、更に、国鉄横黒線等にも影響を及ぼし、その一部が湛水によって水没する等であるが、中央における治水調査会は種々論議の上、次の如く決定されたのである。

河川名	和賀川
堰堤名	仙人堰堤
堰堤地点	和賀郡横川目村
流域面積	五九八平方米
計画満水位（標高）	二三・五米
湛水面積	四七五ヘクタール
堤高	八二・五米
堰頂長	二一・八米
堤体積（コンクリート）	三三〇、〇〇〇立方メートル
総貯水量	八三、〇〇〇、〇〇〇 ^キ
計画洪水量（毎秒）	二、一五〇 ^キ
洪水調節	
流出部	オリフィス

第四章 ダム 各 論

調節水深	二〇米
流出孔寸法	五米×二一・七六米
調節容量	六二、〇〇〇、〇〇〇立方メートル
調節流量（毎秒）	一、三五〇 〃
最大放流量（毎秒）	八〇〇 〃
排水時間	三七時間
発電	

使用水量	最大（毎秒）	五〇立方メートル
	常時（毎秒）	二五 〃
有効落差	最大	一〇八米
	常時	八六米
発電力	最大	四三、〇〇〇キロワット
	常時	二一、六〇〇 〃
年間発電力量		二九一、一〇〇、〇〇〇キロワット時

（註）堰堤地点が横川目村とある。これは村界に接するための誤認であろう。正しくは湯田村である。
等である。

更に、北上川全域における流量配分計画の再検討により、同二五年計画洪水流量毎秒二、二〇〇立方メートルと算定され、これが調節のため堰堤規模を更に拡大し、堤高八五・五米として、総貯水量一一四、〇〇〇、〇〇〇立方メートルの重力式コンクリートダムの建設が決定されたのである。

同計画にもとづき、同二六年八月猿ヶ石工事事務所に併置されるころの東北地方建設局和賀川仙人堰堤調査出張所によって和賀川水系の水文調査並びに地形測量、地質調査等が、翌二七年度の二か年にわたり施行されている。

同二八年八月二〇日湯田工事事務所が設置され、黒沢尻町下川岸に連絡所、湯田村大荒沢に現場出張所を設け、更に、同村川尻に用地出張所等を置いて、用地調査、補償事務等を行い、同二九年八月水没住宅のモデルケースによる補償基準を発表したのである。

翌三〇年六月二六日洪水流量毎秒二、二〇〇立方メートルの洪水に因り湯田村川尻^{したどおり}俗称下通地区等は浸水戸数多数にのぼり、少なからざる被害が及ぶに至ったのである。

しかし、ダム計画並びにダム運用上から言えば、またとない資料を得ることが出来たのは僥倖であろう。

和賀川堰堤は、昭和一六年における北上川上流改修計画において、既に、重力式コンクリート堰堤の建設計画であり、爾来、同計画方針によって設計が進められ、設計図等の作成が行なわれていたのである。

しかるに、同三二年二月頃より堤体型式の変更が検討され初めている。

翌三月三十一日特定多目的ダム法が公布され、洪水調節を主目的として計画された湯田ダムが灌漑、発電等の水源をも兼ねる多目的ダムとして、機能的変更が行われるに至ったのである。

これを契期としてアーチ型式によるコンクリートダムの調査、研究並びに模形による実験等を行い、資料蒐集とその準備を初めたのである。

同年四月一日東北地方建設局の内部機構改正によって湯田工事事務所は湯田ダム工事事務所と改められ、更に、予て建設中の工事事務所新庁舎が完成し、一二月二日、所長以下全職員が、黒沢尻連絡所（北上市）等より移転し、ようやく陣容が整えられ、初めて現場における越冬勤務が行われたのである。

翌三三年、予てより工事を急いでいた仮排水隧道（三二年一〇月九日着工）及び仮メ切（三三年一月二八日着工）

等の完成を待つて六月二日日本体基礎掘削を開始し、同月一五日ダム基礎工法としては初めてと言う大発破による右岸岩壁、河床及び左岸等の掘削を施工している。

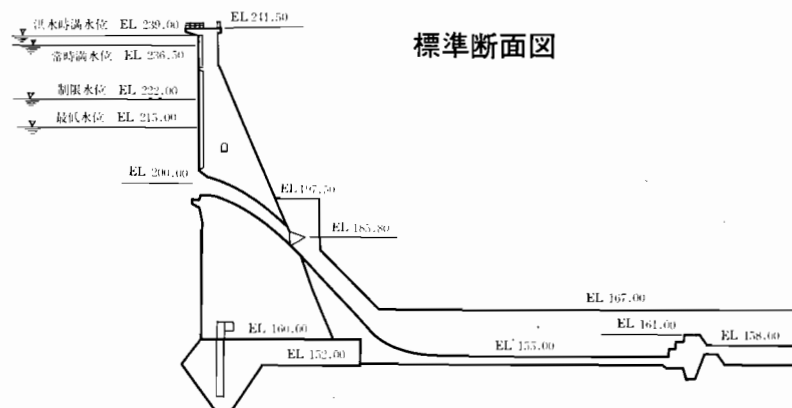
同三四年六月二〇日湯田ダムの基本計画が本省より告示され、更に、同八月三日ダム型式がアーチ重力式コンクリートダムと変更が決定され、同年一〇月一日よりアーチ重力式によるダムコンクリートの打設を開始し、同月二二日ダム中心部の河床において定礎式が挙行されたのである。

その後、堤体コンクリート打設を重点とする工事が進められたのであるが、同三六年四月二二日例年の如き融雪洪水があり、同日夜半、突如として右岸スラストブロックにおいて岩石量三五、〇〇〇立方メートルと算定される大陥没が惹起し、排水隧道が閉塞され濁流は工事中の堤体を没し、多大の被害をこうむり、その処置に一か年有余の歳月を費すに至ったのである。

同三八年六月一八日、更に、湯田ダム基本計画の変更告示があり、工事の早期完成を期するところである。

しかし、本体コンクリート三万立方メートル打設に、遂に、三年九

コンジット及びエプロン



第10図 湯田ダム計画図

平面図

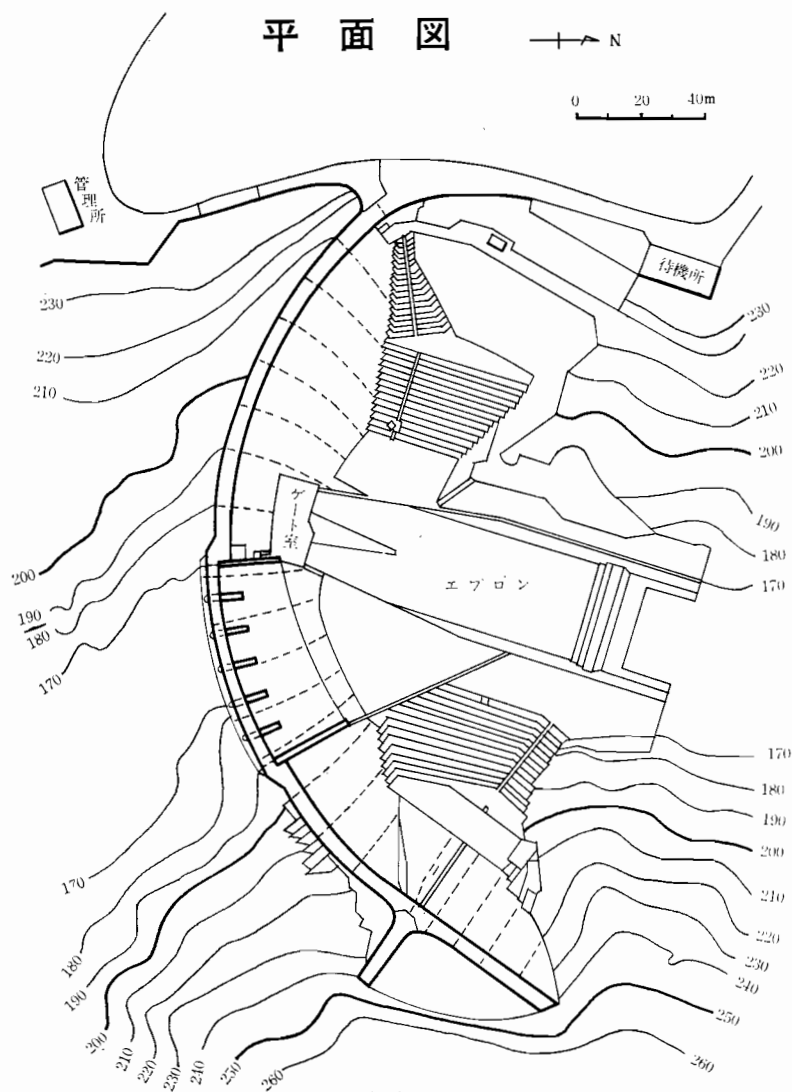


表15 湯田ダム工事日程

工種	実施年 昭和28年	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	施工量
営繕工事事務所外					—								
仮設工事、仮排水施設					—	—							延長 m 281.4
仮設工事、仮ノ切上(土)					—	—							延長 m 103.1
基礎掘削					—	—	—	—	—	—			m 460,000
基礎処理河床部							—						コンクリート 6,600m
基礎処理左岸部								—					1,600m
基礎処理右岸部								—					1,500m
階段処理										—	—		19,100
本体コンクリート							—	—	—	—	—	—	397,200
ボーリンググラウト						—	—	—	—	—	—	—	58,260m
ゲート取付外										—	—		8門

か月を要し、七月一二日午前一〇時三〇分、
ようやく達成されたのである。
同年一月一二日堤体仮排水路の閉塞を行
い、第一次湛水を開始したのであるが、一週
間を経ずして予定水位に達し、仙人発電所は
試運転を始め、翌三九年四月一日より営業運
転に入り、下流和賀町、北上、花巻市、金ケ
崎町等に灌漑水を供給するところである。(
詳細は別述)
ダム本体におけるコンクリート打設工事は
同年一月一日完了し、同月五日、はえある
竣功式をあげ、長かった湯田ダム工事に終止
符が打たれたのである。

翌四〇年四月融雪による高水期に至り、湛
水位が常時満水位(標高二三六・五米)に達
し、同二五日ダム放流施設(コンデット及び

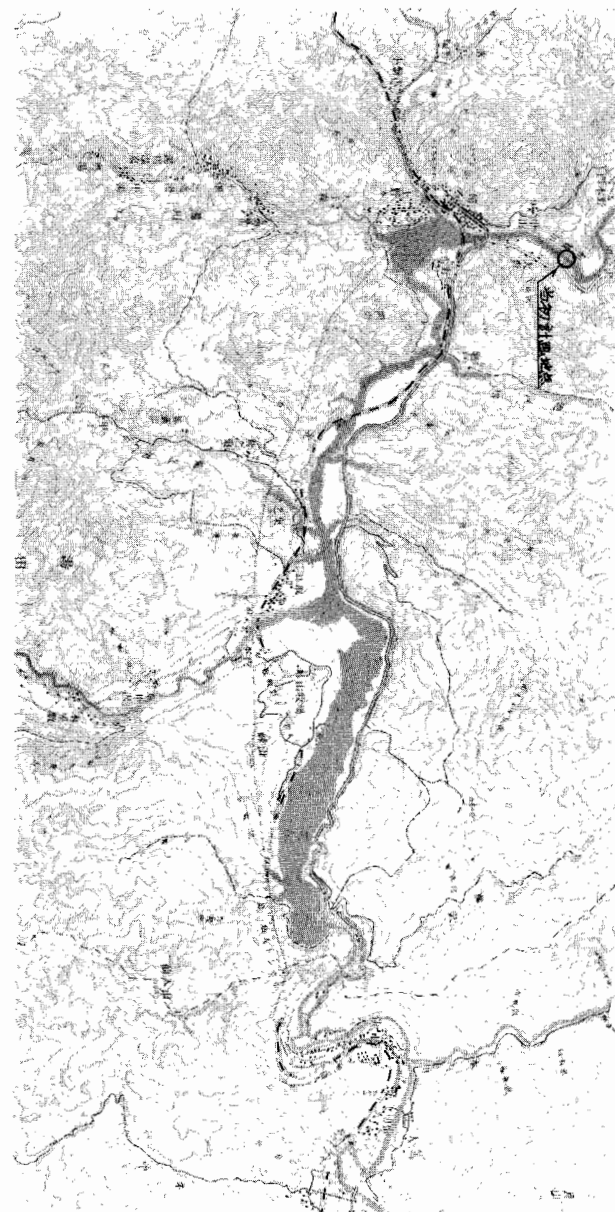
表14 主要機械一覧表

名 称	型 式	能 力	単位	数量	備 考
骨 材					
タワーエクスカーベーター	固定式	2m ³	基	2	江釣子骨材採取場
ワゴントリル	LW、MW		台	3	大荒沢原石採取場
ブルトーザー		18 t	〃	2	同上各1
電気シロベル	直流50K		〃	2	大荒沢
パワーショベル	ディーゼル		〃	2	〃
索道	単線	75t/h	連	1	江釣子
ダンブトラック	ZG11		台	11	大荒沢
篩 分					
エフロンフィーダー	特重型	180t/h	台	3	1台江釣子
〃		90〃	〃	3	
ジョークラッシャ	A1	180〃	〃	3	
ジャイレトリクラッシャ		80〃	〃	1	
ハイドロコンクラッシャ		60〃	〃	1	
〃		35〃	〃	1	
ドラムウオッシャー		90〃	〃	3	
リップフロースクリン		90〃	〃	3	
T F スクリン		90〃	〃	3	
ビンター スクリン		300〃	〃	1	
レーキクラッシュファイヤー		25〃	〃	3	
セメント貯蔵施設					
セメントサイロ		1,000 t	基	2	
パケットエレベーター		30t/h	基	2	
コンクリート混合					
パッチャープラント	56S×4			1	
コンクリート運搬					
電気機関車	4t6t		台	2	
ケーブルクレーン	孤動型 13.5 t		基	1	
〃	ブライドル型3t4.5t		〃	2	
冷却設備					
クーリングプラント	500HP			1	
外					

区 分		説 明
洪水 対策	洪水時満水位	E L 239.0m
	洪水調節容量	77,810,000m ³
	計画洪水流量	2,200m ³ /S
	計画放水流量	400m ³ /S
	洪水調節流量	1,800m ³ /S
	洪水調節水深	17.0m
利 水	灌漑利水容量	43,800,000m ³
	計画最大水量	8m ³ /S
	灌漑面積(旧)	5,530ha
	補水面積(新)	1,240町歩
	新規開田面積	2,300町歩
	年間増産石数	(米換算) 50,000石
発 電	発電型式	ダム水路式
	水路延長	3,092m
	利用水深	21.5m
	利用容量	78,560,000m ³
	利用最低水位	E L 215.0m
	総落差	111.5m
	使用水量	最大 60.0m ³ /S 常時 14.83m ³ /S
	発電電力	53,100KW 10,300KW
	年間発生電力量	227,400MWH

表16 湯田ダム諸元

区 分		説 明
河 川	名称	北上川右岸支川和賀川
	水源	岩手県和賀郡沢内村
	流域面積	583km ²
	流路延長	(幹川) 80.9km
堰 堤	位置	岩手県和賀郡湯田村字大荒沢
	堰堤型式	アーチ重力式コンクリートダム
	堰堤高	89.5m
	堤頂高	E L 241.5m
	堤頂延長	265.0m
	堤頂巾	4.5m
	上流側勾配	0%
	下流側勾配	40%
	堤体積	397,000m ³
	放流設備	オリフイステンタンゲート 2門 越流部テンタンゲート 6門
貯 水 池	湛水延長	13.0km
	〃 周長	
	〃 面積	6.3km ²
	総貯水量	114,160,000m ³
	有効貯水量	93,710,000m ³
	常時満水位	E L 236.5m
	制限水位	E L 222.0m
池	堆砂推定量	20,450,000m ³



第11図 和賀川湯田ダム

テンターゲート等）の総合試験を兼ねる放流試験を行い、計画通り作動することを確認して、ダム建設工事の一切を終了したのである。

しかるに、同七月一五日梅雨前線の活動による洪水が毎秒二、一〇〇立方メートルの流量となつてダムに押しよせている

が、最大流量毎秒三八二立方メートルに調節して放流し、下流域における洪水被害の発生を完全に防止するダム効果をあげたのである。

第四節 四十四田ダム

四十四田ダムは、昭和一六年北上川本川及び胆沢、和賀、猿ヶ石、平石川等の四支川における堰堤計画を含む北上川上流改修工事施工の告示によつて、北上川本川における洪水調節を主目的とし、北上川本川洪水調節池の名を以つて岩手郡沢井村（玉山村）に建設が計画されたところのダムであり、当初の計画は次の如くである。

北上川本川洪水調節池

位置

岩手郡沢井村

集水面積

一、一四九平方メートル

計画高水流量（毎秒）

一、三五〇平方メートル

全流量

一、三五〇〃

堰堤地点

九八〇〃

幹川合流点

堰堤

標高

一九二・五メートル

高

三七〃

延長

一六五〃

洪水調節池

第四章 ダム 各論

第四章 ダム 各論

湛水面積 四八〇ヘクタール
 総容量 三六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル
 有効容量 三四、二〇〇、〇〇〇〃
 有効水深 一八・九米
 洪水調節

容量 一六、四〇〇、〇〇〇立方メートル
 流量（毎秒） 四〇〇〃
 水深 四・三米

利水
 水量 一七、八〇〇、〇〇〇立方メートル
 発電

使用水量 最大（毎秒） 四〇〃
 常時（〃） 一三〃
 有効落差 最大 二七・九米
 常時 二〇・六〃
 発電力 最大 九、〇八〇キロワット
 常時 三、三五〇〃
 工費 四、四〇〇、〇〇〇圓

等であり、工事費々目別予算は、次の如くである。

北上川洪水調節池工事費予算書（本川）
 一、金四百四拾万圓也 総額
 内

本工事費 一、八五七、〇〇〇圓
 用地費 一、三二三、七〇〇
 附帯工事費 四一四、〇〇〇
 船舶及機械費 四九五、三〇〇
 測量費 二〇、〇〇〇
 営繕費 四〇、〇〇〇
 雑費 二四〇、〇〇〇
 共済組合給与金 二〇、〇〇〇

等であつて、その内訳は次の如くである。

内 訳

節 種 目	名 称	単 位	員 数	単 価	金 額
本工事費	岩盤掘鑿	立方メートル	一一、〇〇〇	五・〇〇〇円	五五、〇〇〇円
	砂礫掘鑿	〃	六、〇〇〇	二・〇〇〇	一二、〇〇〇
	堰堤本体	〃	六五、〇〇〇	二〇・〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇
	調節水門扉	組	七三〇、〇〇〇	〇・〇〇〇	二二〇、〇〇〇
	土砂吐水門扉	〃	四二五、〇〇〇	〇・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	雑工事				一八〇、〇〇〇
合 計					一、八五七、〇〇〇

[illegible]

第四章 ダム各論

[illegible]

しかるに、その後、計画予算の補正によって、総額金四百七拾万円と増額され、コンクリート配合を一、三、六の比率とし、一〇〇立方メートル当り単価を金一、七〇〇円に見積られている。
しかし、北上川本川に因る洪水氾濫等は胆沢、和賀川等の比ではなく古来「乙女の如き川」と愛称されるところである。

従つて、ダム建設等の施工は最終的段階と考えられ、予備調査等も、未だ、施行されるに至っていない昭和二十二年、突如として大洪水に際会し、更に、翌二三年再び大氾濫に因つて甚大なる被害を蒙るに至つたのである。
両度の洪水流量等を基礎として、同二四年二月一日治水調査会が北上川の改修計画を大幅に改訂したのである。
その中で、北上川本川における堰堤計画は次の如く改訂されたのである。

河川名	北上川本川
堰堤名	四十四田堰堤
堰堤地点	盛岡市(四十四田)
流域面積	一、一九六平方メートル
計画満水位(標高)	一七〇米
湛水面積	一一七ヘクタール
堤高	四五・五米
堤頂長	二五〇〇
堤体積(コンクリート)	九三、〇〇〇立方メートル
総貯水量	四〇、〇〇〇、〇〇〇 〃
計画洪水量(毎秒)	九〇〇 〃
洪水調節	

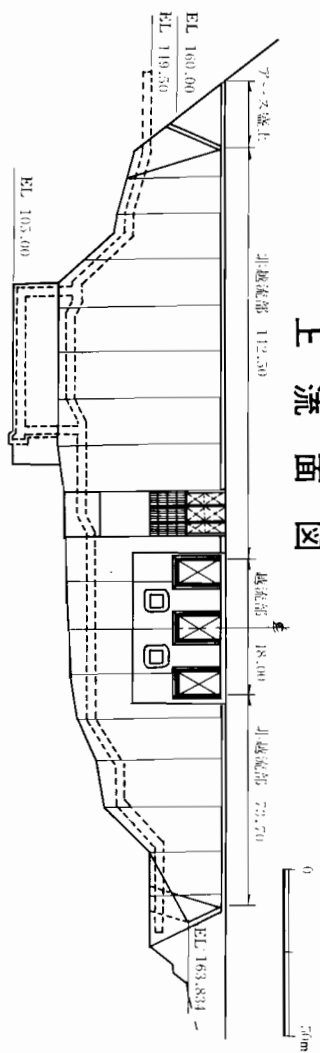
流出部	オリフィス
調節水深	一二米
流出孔寸法	五米×一〇・八五米
調節容量	二四、五〇〇、〇〇〇立方メートル
調節流量(毎秒)	四〇〇 〃
最大放流量(毎秒)	五〇〇 〃
排水時間	一六時間
発電	
使用水量	最大(毎秒) 五五立方メートル
	常時(〃) 一九 〃
有効落差	最大 三四・七五米
	常時 二二・五二米
発電力	最大 一六、〇〇〇キロワット
	常時 四、一〇〇 〃
年間発電力	七二、六六〇、〇〇〇キロワットアワー

等であり、ダム地点が渋民から四十四田に変更され、堤体構造の拡充と共に総貯水量、洪水調節量等の増大が計画されたのである。

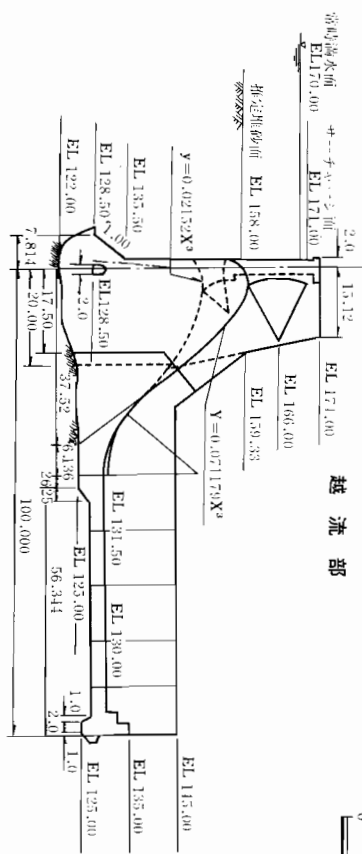
同計画にもとづき北上川上流工事事務所は、同年堰堤地点の地質調査を施行し、更に、同二八年より水理調査を始め、引き続き地形、地質、水文、水質等各種の調査を施行して堰堤計画の基礎資料蒐集を行うこと七ヶ年、同三四年度に及んでいる。

翌三五年四月一日東北地方建設局四十四田ダム工事事務所が設置され、岩手工事事務所(北上川上流工事事務所

上流断面図



標準断面図 越流部



第12図 四十四田ダム計画図

表17 主要機械一覧表(四十四田ダム)

名 称	型 式	能 力	単位	数量	備 考
骨材採取 ドラグショベル ドラグライン ダンプトラック			台		
篩 分 エプロンフィーダー クラッシャー コンクラッシャー スクリークラッシャー 展 動 ス ク リ ン F 型 分 級 機 ロ ッ ト ミ ル		15% : 72t/H 9% : 25t/H φ750% 13t/H 150% 150t/H 75% 33% 二床式 12% 7% in25t/H ライナー型式	基	1 1 1 1 1 1 1 1	222t/H 81t/H -5% : 38t/H
セメント貯蔵 セメントサイロ	全鋼製直立型		基	1	
コンクリート混合 コンクリート混合設備	フロントチャージ・エアーチルチン型56切2		式	1	
コンクリート運搬 ケーブルクレイン	弧動型 鋼索式片移動型	9t 4.5t	基	1 1	径間 525m

の改称)より調査資料等を継承し、更に、実施調査を行うと共に、ダム用地の先行取得の方針によって同年五月中旬地域住民及び関係者等を招き協力方を要請し、続いて、地域説明会を開き地権者等の諒解を求め、同六月下旬用地の立入調査を開始しているのであるが、翌三六年三月、同ダムによる水没関係者の最初の移転があり、これを送り出しているのである。しかし、予算配賦の見通しが樹たず水没補償基準の発表が遅れ、遂に、同三七年一月

区 分		説 明
洪水対策	洪水調節容量	33,900,000m ³
	計画洪水流量	1,350m ³ /sec
	調節流量	650m ³ /sec
	計画放水量	700m ³ /sec
	洪水調節水深	12m
利水		
発電	発電型式	ダム式
	発電利用水深	12m
	発電有効容量	31,700,000m ³
	最低水位	E L 158m
	最大使用水量	55m ³ /sec
	常時使用水量	17.4m ³ /sec
	最大有効落差	32.7m
	発電電力	最大 15,100KW 常時 3,800KW
	年間発生電力量	69,000,000KWH

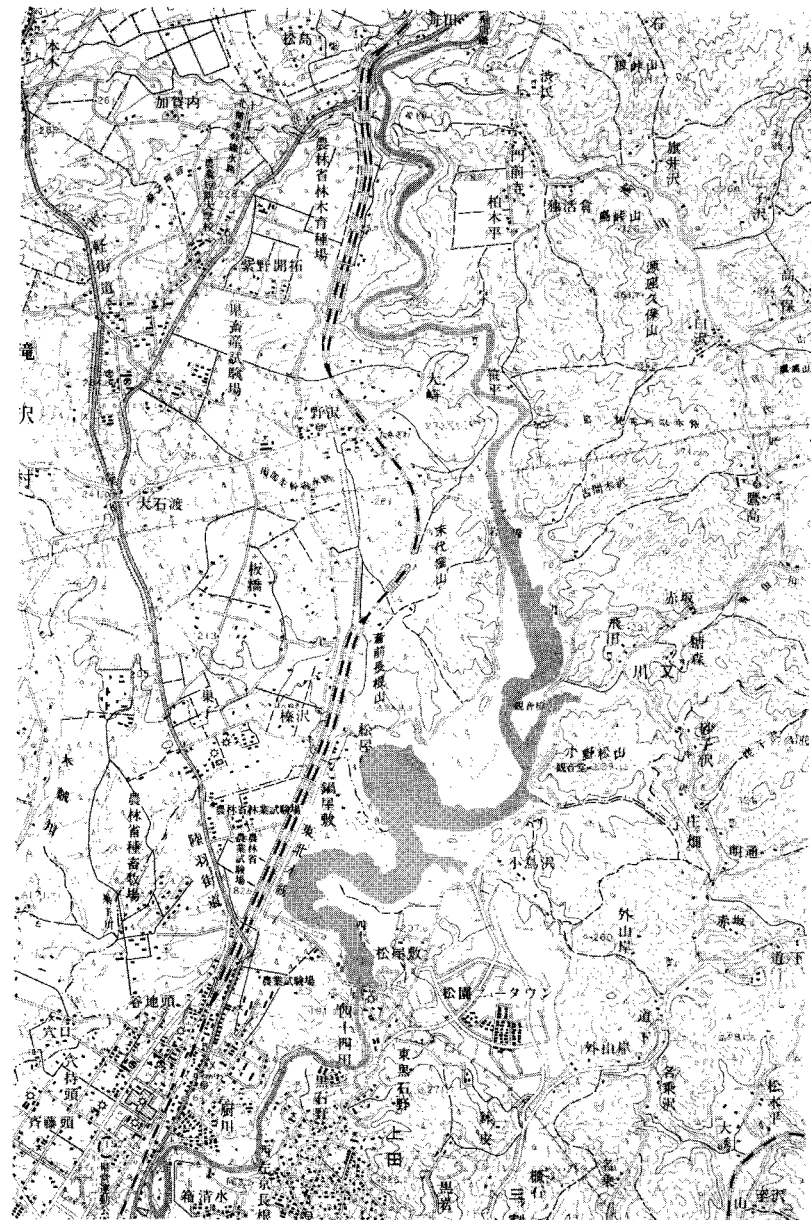
に至ったのである。

同年七月二八日、東北地方建設局長より水没補償額の最終案が提示されているが、最後の調印者を得るまで尚、数ヵ月を要し同年十一月ようやく全地域の用地買収が決定を見たのである。

同一一月ダム建設工事を愈々開始し、骨材の重選別方式によるコンクリート混合と言う特殊工法により、同三九年八月七日コンクリートの打初式を施行し、更に、四〇年七月二五日ダムサイトにおいて定礎式を挙げ、わずか二年余の工期によって第一次湛水を開始し、同四二年一月一日、四十四田発電所の営業運転が開始され、翌四三年取付道路等

表18 四十四田ダム諸元

区 分		説 明
河川	名称	北上川
	水源	岩手県岩手郡岩手町御堂
	流域面積	1,196km ²
堰	位置	盛岡市下厨川字四十四田
	堰堤型式	直線重力式コンクリートダム及びアースダム複合型式
	堰堤高	50m
	堰頂高	174m
	堰頂延長	480m
	堰頂巾	6m
	上流側勾配	コンクリート堤体 0.6% アース堤体 15%
	下流側勾配	同 8% 同 20%
	堤体積	同 300,000m ³ 同 120,000m ³
	放流設備	クレストゲート 3門 オリフィスゲート 2門
貯水池	湛水延長	15km
	湛水面積	3.9km ²
	総貯水量	47,000,000m ³
	有効貯水量	35,500,000m ³
	満水位	E L 170m
池	制限水位	E L 159m
	堆砂容量	11,600,000m ³



第13図 北上川本川四十四田ダム

の附帯工事一切を完了し、一〇月七日竣功するダムである。

同ダムの完成によって松尾鉦山跡より流出する鉦毒水処理後の汚濁水が、同ダムにおいて完全に沈澱、浄化され、赤い川の汚名を返上して、北上川は、昔の清冷な流れを取り戻したのである。

第五節 御所ダム

御所ダムは、昭和一六年北上川本川及び胆沢等の四支川における堰堤計画を含む北上川上流改修工事施行の告示によって、雫石川における洪水調節を主目的とし、雫石川洪水調節池の名を以って計画されたダムであり、当初の計画は次の如くである。

雫石川洪水調節池

位置

岩手郡御所村

集水面積

六三五平方杆

計画高水流量(毎秒)

全流域

二、一〇〇平方米

堰堤地点

二、〇〇〇 〇

幹川合流点

一、三〇〇 〇

堰堤

標高

一七五米

高

三〇〇 〇

第四章 ダム各論

延長

三三〇〃

洪水調節池

四九五ヘクタール

湛水面積

総容量

三三、七〇〇、〇〇〇立方メートル

有効容量

三〇、六〇〇、〇〇〇〃

有効水深

一五米

洪水調節

容量

一九、七〇〇、〇〇〇立方メートル

流量（毎秒）

八〇〇〃

水深

五米

利水

水量

一〇、九〇〇、〇〇〇立方メートル

発電

使用水量 最大（毎秒）

四〇〃

有効落差 最大（毎秒）

一三〃

有効落差 最大

二四・五米

発電力 最大

二〇・四〃

発電力 常時

九、〇八〇キロワット

工費 常時

二、一六〇〃

工費

七、三〇〇、〇〇〇圓

等であり、工事費目別予算は、次の如くである。

栗石川洪水調節池工事費予算書

一、金七百参拾万圓也 総額

内

三、一〇七、〇〇〇圓

二、二一九、八〇〇

七九五、〇〇〇

六四六、七〇〇

三三、〇〇〇

六六、〇〇〇

三九九、五〇〇

三三、〇〇〇

本工事費

用地費

附帯工事費

船舶及機械費

測量費

営繕費

雑費

共済組合給与金

等であり、その内訳は次の如くである。

内 訳

節 種 目	名 称	単位	員 数	単 価	金 額
本工事費	岩盤掘鑿	立方メートル	二三、〇〇〇	五・〇〇〇	一一五、〇〇〇 ^円
	砂礫掘鑿	〃	四三、〇〇〇	二・〇〇〇	八六、〇〇〇
	堰堤本体	〃	一一、〇〇〇	一一・〇〇〇	一二二、〇〇〇
	調節水門扉	組	七三	一、〇〇〇・〇〇〇	一一〇、〇〇〇
	土砂吐水門扉	〃	四二五	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	護岸	米	四〇〇	一二〇・〇〇〇	四八、〇〇〇

第四章 ダム各論

[illegible][illegible]

合計	合計	七、三〇、〇〇〇
		三、三〇〇

等である。

しかるに、その後計画予算に修正が行われ、総額金七百五万円と減額されている。

しかし、同予算は概算であり、実施予算ではない。更に、同堰堤の着工は数年乃至一〇数年の後と推定されるところである。

従つて、予備調査等も施行するところではなく、原始河川に等しい状態で放置されている。

しかるに、昭和二年カスリン台風に因る異状豪雨によつて、古記録等には言うに及ばず、伝承にさえ聞かぬ大洪水となり沿岸はもとより、本川流域等にも多大の被害を及ぼすところであるが。

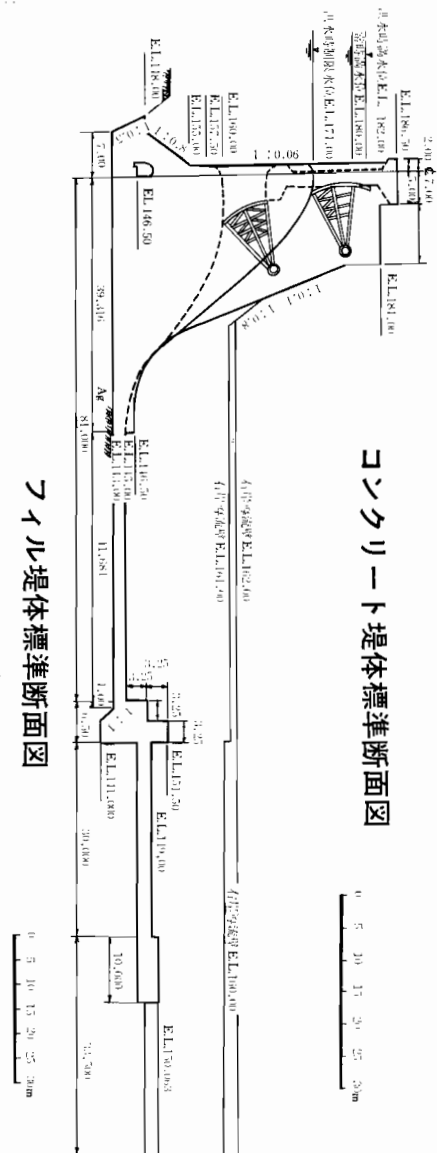
同洪水に因る被災地等の応急措置、復旧対策等の未だ確立せざる翌三年九月、再び、大洪水（アイオン台風洪水）となり、被害を更に増大するに至ったのである。

再度の洪水流量等を算定の基礎として、同二年二月一日治水調査会（政府機関）は、北上川上流改修計画を大巾に改訂したのである。その中で御所堰堤計画を次の如く改めている。

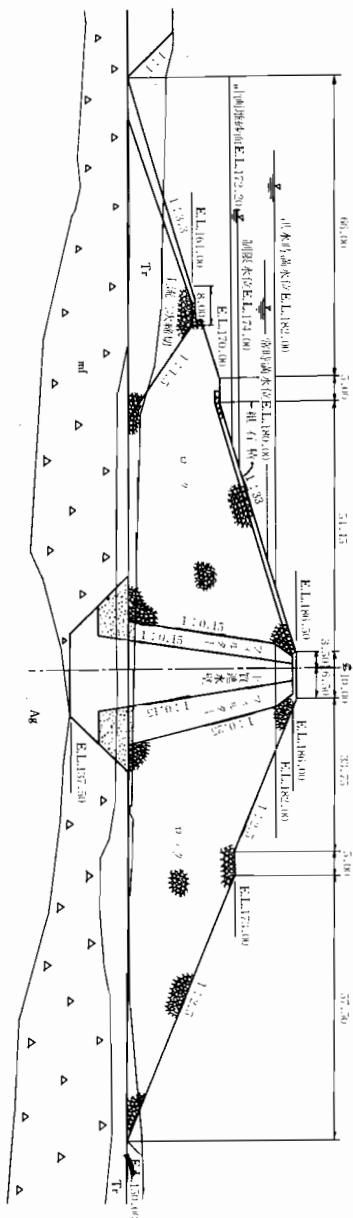
河川名	雫石川
堰堤名	御所
堰堤地点	岩手郡御所村
流域面積	六三.五平方千米

計画満水位（標高）	一七六・三米
湛水面積	四一〇ヘクタール
堤高	三四・八米
堤頂長	二九〇米
堤体積（土石）	六九六、〇〇〇立方米
（刃金コンクリート）	八、二〇〇 〃
総貯水量	三四、四〇〇、〇〇〇 〃
計画洪水量（毎秒）	一、五二〇 〃
洪水調節	
流出部	オリフィス
調節水深	一二米
流出孔寸法	五米×一八・四四米
調節容量	二九、九〇〇、〇〇〇立方米
調節流量（毎秒）	六七〇 〃
最大放流量（毎秒）	八五〇 〃
排水時間	一九時間
発電	
使用水量	四〇平方米
（毎秒）	一八 〃
有効落差	三〇・五米
（最大）	二四・三 〃
常時	九、九二〇キロワット
最大	三、五五〇 〃
常時	
発電力	
（最大）	
常時	
第四章 ダム 各論	

コンクリート堤体標準断面図



断面標準體提ئل



第14図 御所ダム計画図

年間発電力量

七六、五〇〇、〇〇〇キロワットアワー

等であり、堰堤構造をコンクリートを心（刃金）とする土堰堤とし、規模を拡充して総貯水量、洪水調節量等を増大する計画が樹てられたのである。

同計画にもとづき北上川上流工事事務所は、同年堰堤地点における地質調査（横坑、ボーリング等）を行い、更に、同二八年度より堰堤地点及び湛水域等の予備調査を施行している。

その後、岩手工事事務所（旧称北上川上流工事事務所）において、同三五年水文観測所を増設し、過年度記録の検討等によって水文資料の集成を行い、同三七年度に開始せる水没地の補償調査を同三九年に終了し、更に、同年堆砂調査を完了するところである。

同四二年三月一日四十四田ダム工事事務所に、東北地方建設局御所ダム調査事務所が併置され、岩手工事事務所より調査記録等を継承し、更に、ダム建設工事の実施調査を二か年間にわたり施工し、同四四年四月一日組織変更が行われ、御所ダム工事事務所となり、盛岡市北天昌寺町一番地ノ六に新庁舎を建設し、移転と共に所長以下庶務、用地、工務、調査、機械課等の六課制を以って実施計画の樹立と、湛水域六・四平方料にわたる用地調査を開始したのである。

同調査による水没補償対象は次の如くである。

家屋

五二〇世帯

宅地

三四〇、〇〇〇平方米

耕地（水田）

三六五ヘクタール

”
(畑)

七五
· 7

表20 御 所 ダ ム 諸 元 (施工計画抜)

区 分		説 明
河 川	名 称	北上川水系 (右支) 雫石川
	水 源 地	駒ヶ岳 (南部駒) 連峯横岳
	流 域 面 積	635km ²
	流 路 延 長	(幹川) 40km
堰 堤	位 置	盛岡市繋字北ノ浦
	堰 堤 型 式	ロックフィル及コンクリート重力式複合ダム
	堰 堤 高	約50m
	堤 頂 高	E L 186.5m
	堤 頂 延 長	325m
	堤 頂 巾	フィル 10m コンクリート 7m
	上 流 側 勾 配	フィル部 330% コンクリート部 6%
	下 流 側 勾 配	フィル部 250% コンクリート部 80%
	堤 体 積	フィル部 770,000m ³ コンクリート部 210,000m ³
	放 流 施 設	オリフィスゲート 3門
貯 水 池	越 流 部	クリストゲート 4門
	湛 水 延 長	8km
	湛 水 面 積	6.4km ²
	総 貯 水 容 量	65,000,000m ³
	有 効 貯 水 容 量	45,000,000m ³
	常 時 満 水 位	E L 180m
	制 限 水 位	E L 174m
	堆 砂 容 量	20,000,000m ³

表19 主 要 機 械 一 覧 表 (御所ダム)

名 称	型 式 能 力	単位	数量	備 考
骨材採取 ブルドーザ ダンプトラック		台 台		工事中のため 台数未確定
篩 分				
ジョークラッシャ	25—36 S T型 75KW	基	1	
ハイドロコンクラッシャ	945型 75KW	〃	1	
クラッシャー	1070×6000 D P 3.7KW	〃	1	
ロットミル	7—12 C P D型 220KW	〃	1	
クラッシャファイヤ	1050×7000 D P 5.5KW	〃	2	
振 動 フ ィ ダ	4—12特重 15KW	〃	1	
〃	220t/H 0.75KW	〃	6	
〃	5—10特重二床 11KW	〃	4	
〃	100t/H 0.6KW	〃	1	
〃	100t/H 0.4KW	〃	4	
〃	60t/H 0.4KW	〃	7	
ス ク リ ン	5—14二床 11KW	〃	1	
〃	5—10特重二床 11KW	〃	1	
〃	5—10二床 7.5KW	〃	1	
セメント貯蔵 セメントサイロ	700 t	基	1	
コンクリート混合 バッチャープラント	1.5m ³ × 2 台	式	1	
コンクリート運搬 トランスファカ ケーブルクレイン タワークレイン	3m ³ 9.5 t 弧動型 2m ³ 200 t—m	基 〃 〃	1 1 1	

明	説	分	区
洪水対策	洪水時満水位	E L 182m	洪水
	洪水調節容量	40,000,000m ³	
	計画洪水流量	2,450m ³ /S	
	計画放水流量	1,200m ³ /S	
	洪水調節流量	1,250m ³ /S	
	洪水調節水深	8m	
利水	灌漑利水容量	3,000,000m ³	利水
	計画最大利水灌漑面積	17m ² /S	
上水道	上水道容量	1,000,000m ³	上水道
	計画最大取水量	64,800m ³ /日	
	給水地域		
発電	発電型式	ダム式	発電
	利用水深	7.8m	
	利用容量	32,700,000m ³	
	利用最底水位	E L 172.2m	
	最大有効落差	26.37m	
	最大使用水量		
	年間発電電力量	61,446MWH	

山林、原野
道路

一七二ヘクタール
一九軒

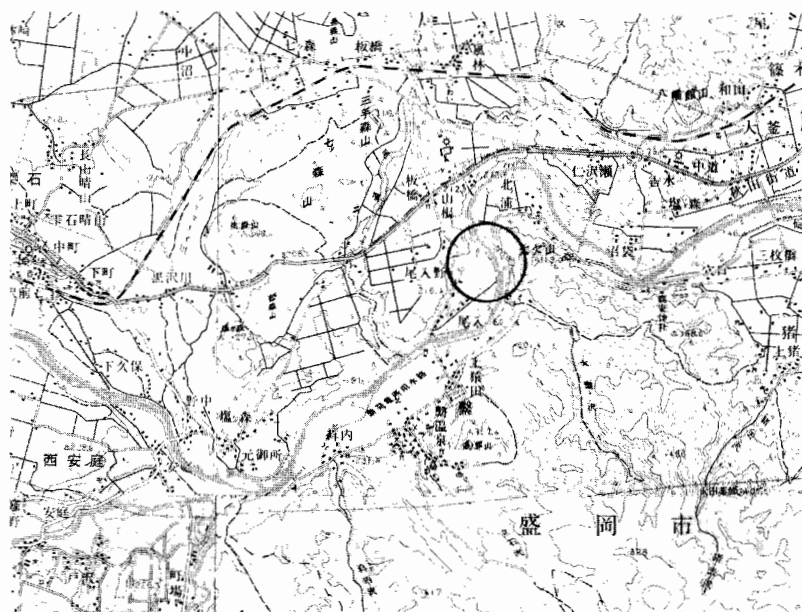
等の多きに及んでいるのである。

同四六年三月盛岡市によって水没地における民家を対象とする文化財調査が施行されているが、古文書、古記録等、予想を上まわる多くの資料を確認し、初期の目的を達成して、第一次調査を終了している。(第二次調査は、同四六年度の秋末に施行された)

同年八月、過年度以来の調査にもとづき水没家屋等の補償基準を発表しているが、関係者の十分なる諒解に達せず紆余曲折の数ヵ月を経て同年一二月妥結を見たのである。

翌四七年四月愈々ダム本体の工事に着手し、仮メ切、仮排水隧道等の完成を待つて本体の基礎掘削を施工したのである。

同四九年七月二〇日政令第二七三号を以って



第15図 雫石川御所ダム

水源地域指定ダムに指定され、更に、早期完成を目的として本体コンクリート及びロックフィルダム疊築工事を続行すると共に、湛水域における埋蔵文化財の発掘調査を急いでいる。

第六節 一関遊水池

昭和一六年樹立されるところの北上川上流改修計画は、北上川の河川改修と併せて北上川本川上流部五か所に堰堤を築造し、その調節によって同川沿岸平野に及ぼす洪水氾濫の防止を目的とするところであり、同年北上川上流統合事務所の設置と共に、猿ヶ石川堰堤工事及び磐井川、和賀川等において堤防工事を開始しているが、同二二年九月カスリン台風洪水によって、同計画をはるかに凌駕する大洪水の襲来となり、沿岸平野の殆どが浸水。流失等の被害を蒙り、更に、一関周辺においては想像に絶する洪水水位に達し、数日に及ぶ湛水によって農耕地の総てが壊滅的被害を受けるに至ったのである。

同洪水によって北上川上流改修計画の改訂を要するところとなり、同二三年二月二三日東北地方建設局において、同上流改修計画の樹立参画者並びに同計画の実施に当る新旧幹部等による北上川根本対策座談会が開催されているが、同席上において北上川上流工事統合事務所長が「現改修計画における一ノ関附近最大流量は毎秒七、七〇〇立方メートルのところ（大正二年八月洪水における流量）、昭和二二年九月洪水流量は一ノ関附近にて毎秒八、五〇〇立方メートルと推定される」云々としている。

同座談会は北上川における洪水対策につき次の如く結論づけている。

上流部

努めて堰堤による貯水池を以て調節し、尚、足らざる分は沿岸の適地に遊水池を設けて調節し、洪水量の軽減を計ると共に、一ノ関附近に於ける湛水位の低下を計るものとする。

これがため既定堰堤計画に検討を加え、貯水量並に洪水調節量の増大を計るものとする。

盛岡より下流部の両岸には築堤を施すと共に、一ノ関其の他人家連担地及鉄道線路に対しては不取敢囲繞堤を設け氾濫の被害軽減を計るものとする。

としている。

しかし、同座談会の旨趣等による洪水対策の成案を得るに至らざる同二三年九月、再び、大洪水（アイオン台風洪水）の襲来となり更に被害が増大するに至ったのである。

両年度における洪水流量を基準とする北上川上流改修及開発計画が翌二四年七月一日附を以って出されたが、その中で西磐井郡舞川、長島二か村に跨る洪水調節池計画が明らかにされ、更に、同二七年に決定される総体計画によって、「一関市狐禅寺で基本高水のピーク流量を毎秒九、〇〇〇立方メートルとし、五大ダムで毎秒二、〇〇〇立方メートルを調節し、更に、一関市に設ける舞川遊水池で毎秒七〇〇立方メートルをカットして、計画流量毎秒六、三〇〇立方メートル（狭窄部における最大流下容量）とするものである。」としている。

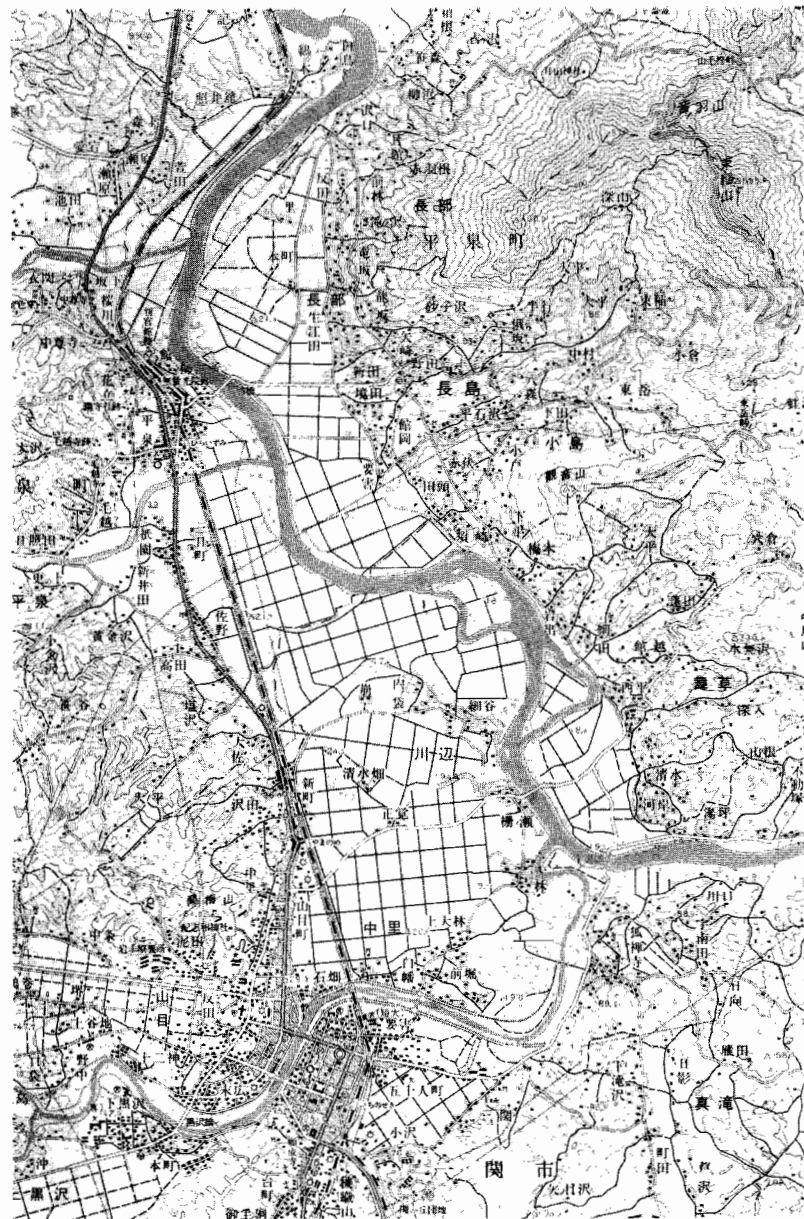
更に、遊水池案として次の三点があげられている。

(一) 舞川遊水池案

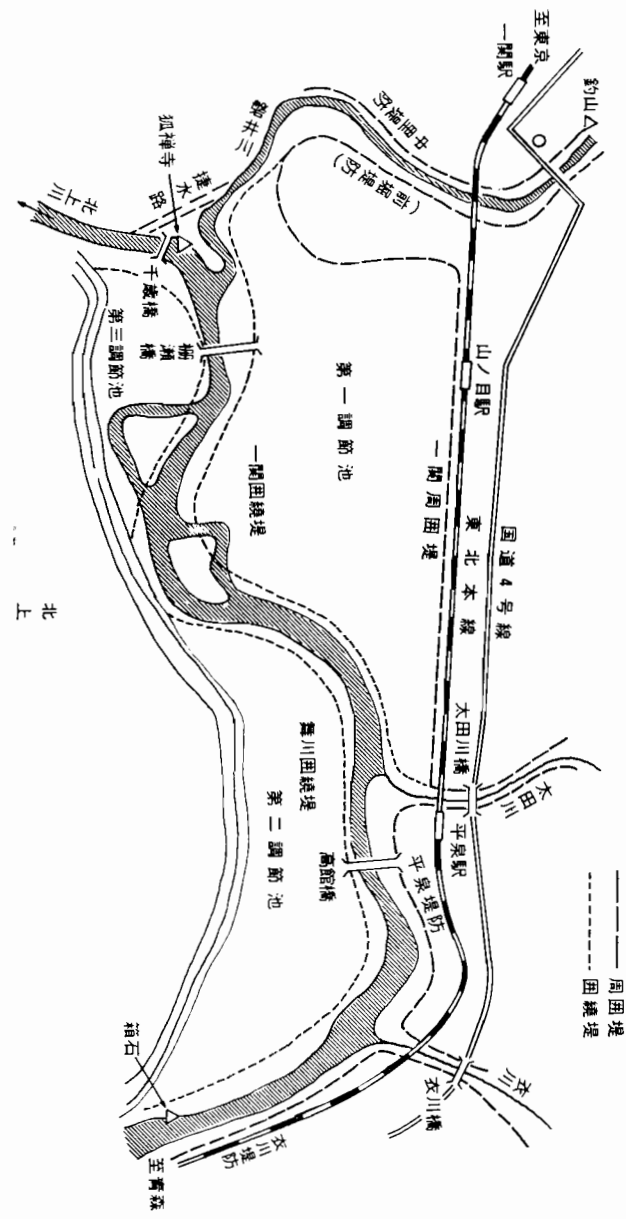
屈曲する河道をショットカットして（川巾を七〇〇メートルとする）両岸に完成堤を設け、左岸舞川側のみ溢流部をつくり遊水池とする。

(二) 抜水堤案

第四章 ダム 各論



第17図 一関遊水地



第16図 一関遊水地

現河道沿いに(川巾を七〇〇米とする)溢流部を有する完成堤(放水堤)を設け、兩岸を遊水池として利用、大洪水の頂部を効果的に調節する。



2 一 関 遊 水 地

(一) 田圃堤案

中小洪水に対しては安全な比較的小規模な堤防を現河道沿い(川巾三〇〇米)に設け大洪水の際には全面的に自然遊水池として利用する。

(二) 三年二月座談会の結論に準じ、一関其の他人家連担地及鉄道線路に対しては田圃堤を設け氾濫の被害軽減を計る、(二線堤方式)

等である。

その後、詳細なる調査、測量等を施行し、同三九年頃、屈曲部のショットカットによる一線堤(一舞川遊水池案)方式による施工を検討しているが、洪水調査の目的を達するも、尚、人家に被害の及ぶおそれあり、完璧を期するところではない。同四〇年代初期に至り二線堤(二田圃堤案)方式の検討が進められ、ようやく同四六年に至り成案を得るところである。その概要は次の如くである。

一 関遊水地計画

関遊水地は、箱石ノ狐禅寺間の現河道沿いに小堤を(左右兩岸)、右岸側東北本線沿いにH・W・L(計画最高洪水位)まで高水護岸を有する周囲堤を築造。

平泉、衣川地区右岸も同様の堤防を築造するものである。

小堤は、現河道一杯の川巾三〇〇米、堤高約四・五米、の全面越流堤

で、流下能力は毎秒約四、〇〇〇立方米、確率(洪水の越流)八年乃至一〇年に一回であり、中小洪水を防禦するとともに、大洪水時の調節効果を増加させている。

遊水地規模は、第一遊水地八二〇ヘクタール、第二遊水地四七〇ヘクタール、第三遊水地一六〇ヘクタール、計

一、四五〇ヘクタールであり、土地の有効利用を考慮し耕地として存続させる計画で、昭和四七年度より関連工事に着手している。

等であり、同五〇年度より新千歳橋の架設工事を施工するところである。

第五章 ダム管理

第一節 ダム管理所

昭和一六年四月一五日内務省告示第一二九号を以って北上川上流部（岩手県管内、中流部を除く）が、内務大臣の直轄工事施行河川に編入され、洪水調節を主目的とする堰堤（ダム）建設を含む北上川上流改修計画が樹立され、同一六年北上川左岸支川猿ヶ石川における田瀬堰堤建設工事の着工を初め、石淵、湯田、四十四田、御所等の五大ダムが建設されている。

同ダム等の建設工事に当っては、既に、前項で述べる如く、各々工事事務所が設置され施工するところであるが、竣工後は、新設の管理所に継承せしめ、工事事務所は廃止されている。

同三年三月三十一日特定多目的ダム法が公布され、北上川における五大ダムの建設並びに管理等が同法の定めにより施行されるに至ったのである。

（註） 特定多目的ダム法 抜

第一章 総 則

（定義）

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これに

第五章 ダム管理

第五章 ダム管理

よる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用（以下「特定用途」といふ）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く）を含むものとする。（以下略）

等と定められ、更に、ダム管理等も同法の定めるところによつて施行されるのである。

（註） 第四章 多目的ダムの管理

（操作の基本原則）

第三十条 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。

（操作規則）

第三十一条 建設大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

とある。

従つて、北上川上流における五大ダムは、総て特定多目的ダム法に依る管理を施行するところであり、各ダムに管理所の設置があり、ダム操作及び維持等を施行するところである。

一、石淵ダム管理所

石淵ダム管理所は、同ダム完成後の昭和二十九年六月一六日胆沢郡若柳村^ニ尿前（石淵ダム堤体左岸）に設置され、管理所長のもとに庶務、管理の二係を置き、職員一名の配置によつて業務を施行するところである。

北上川水系胆沢川石淵ダム操作要領（暫定）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この規定は石淵ダム（以下「ダム」と云う）の操作により北上川の洪水調節を行い、更に下流地域の発電及び灌漑に

資し、以て治水、利水上の効果を挙げ公共の福祉を増進せしめるを目的とする。

（ダム主任者及び副主任者）

第二条 前条の目的達成のため、ダム主任者（以下「主任者」と云う）及び副主任者それぞれ一名を置く。

2 主任者は建設大臣の命ずる者とし、副主任者は東北地方建設局長の命ずる者でダムの操作に関し智識と経験を有する者でなければならない。

3 副主任は建設省石淵ダム管理所（仮称）に勤務するものとする。

（主任者及び副主任者の業務の範囲）

第三条 主任者は東北地方建設局長の指揮監督を受け第三章、第四章、第五章、第六章の業務を行う外、ダム管理について必要な事項を処理しなければならない。

2 副主任者の業務は前項の範囲内とし、主任者の指示に従うものとする。

（管理係員）

第四条 副主任者を補助するため管理係員（以下「係員」と云う）若干名を置く。

2 係員は東北地方建設局長の命ずる者であつて副主任者の指揮に従つて、その任にあたなければならない。

（主任者及び副主任者の専決事項）

第五条 主任者及び副主任者は緊急止むを得ない場合は第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十九条の事項については、これを専決処理することが出来る。

但し処理事後速かに上司に報告しなければならない。

第二章 洪水期間、満水位、制限水位

（洪水期間及び非洪水期間）

第六条 七月一日より九日三十日に至る三ヶ月間を洪水期間、十月一日より六月三十日に至る九ヶ月間を非洪水期間とする。

（満水位）

第七条 ダムの満水位標高三一八米とし、如何なる場合も貯水池水位を、これより上昇せしめてはならない。

（制限水位）

第五章 ダム管理

第五章 ダム管理

第八条 標高三二二米を洪水期間に於ける平常時制限水位（以下「制限水位」と云う）とする。

第三章 余水吐門扉の操作

（余水吐門扉の呼称）

第九条 余水吐門扉は別図の通り左岸より順次第一号乃至第六号の番号を付し、第二号ティンターゲート。第三号ローラーゲート等の如く呼称する。

（出水時門扉開閉順序及び方法）

第十条 洪水期間中及び第十五条第三項の出水時に於ける余水吐門扉の開門順序は左の各号の通りとしそれぞれ同時操作を行わなければならない。

又閉門の場合はその逆順とする。

但し、ティンターゲートの操作は第十六条第一項一号の場合とする。

一、ローラーゲート二門（第三号、第四号）

二、ティンターゲート四門（第一号、第二号、第五号、第六号）

（平常時門扉開閉順序及び方法）

第十一条 平常時に於ける余水吐の開門順序はローラーゲートにあつては第三号、第四号の順に、又ティンターゲートにあつては第一号、第六号、第五号、第二号の順に始動するものとし、閉門はその逆順とする。

2 余水吐門扉は出来る丈左右対称に操作するものとし、ローラーゲートにあつては第三号、第四号間に五〇糎、ティンターゲートにあつては第一号と第六号間及び第二号と第五号間に一米以上の開差を設けてはならない。

3 門扉を開閉するに当つては一門扉を始動した後一五秒を経た後でなければ他の門扉を始動してはならない。

（門扉開閉の注意）

第十二条 開扉操作を行うに当つては河川の状態を把握し、下流に急激な増水を引き起こす様一回の開度は〇・五米以内とし、徐々に開放しなければならぬ。

閉扉操作の場合もこれに準じて徐々に閉鎖し上下流に支障を及ぼさない様に努めなければならない。

（ローラーゲートの操作）

第十三条 ローラーゲートの操作は次の各号の場合に行うものとする。

一、第十四条及び第十五条に記載する場合

二、貯水池水位が標高三二二米以下であつて、発電使用水量が下流地域の灌漑等に要する水量に満たないとき、その不足水量をダムより放流する場合。

三、ダム其の他工作物の緊急止むを得ざる、監査、補修等の理由により特に貯水池水位を低下せしむる必要があり東北地方建設局長の命令のあった場合。

四、前各号以外で特に放流若しくは水位低下を必要とする場合。

（洪水期間中のローラーゲート操作）

第十四条 洪水期間に於て出水時以外は貯水池水位を制限水位以下に保持しなければならない。

2 貯水池水位が制限水位より上昇する場合はローラーゲートを漸次開放する。

3 ローラーゲートを全開するも尚貯水池水位が上昇する際はローラーゲートを全開の儘とし、水位が制限水位迄低下するを待つ。

4 前項により貯水池水位が制限水位迄低下した後は、貯水池水位を制限水位に保持する様ローラーゲートを漸次閉鎖する。

（非洪水期間中のローラーゲート操作）

第十五条 非洪水期間中は出来るだけ無効放流をさける様操作するものとする。

2 貯水池水位が満水位より上昇する場合は之を満水位に保持する様ローラーゲートを操作する。

3 最大毎秒五〇〇立方メートル以上の出水が予想される時は東北地方建設局長の指示により出水開始前に貯水池水位を最大標高三二二米迄低下せしめることが出来る。

4 前項により貯水池水位を低下せしめたる場合に於て、出水開始後は第十四条第二項に準じ、ローラーゲートを漸次開門し、ローラーゲートを全開するも尚貯水池水位が上昇する場合はローラーゲートを全開の儘とし、水位が満水位に達するを待つこと。

但し降雨及び洪水の状況により出水終了迄に満水位に達しないと予想される時は適宜放流量を減少せしめ、出来るだけ満

第五章 ダム 管理

水位迄貯水する様に務めるものとする。

5 貯水池水位が満水位に達したる後は、満水位を保持する様ローラーゲートを操作する。

6 本条第三項の場合の放流は毎秒三〇〇立方メートルを超えてはならない。

(ティンターゲートの操作)

第十六条 ティンターゲートは次の各号の場合の外は開門操作を行ってはならない。

一、ローラーゲート二門を全開しても尚貯水池水位が満水位より上昇する場合。

二、貯水池水位が三二メートル以上であつて発電使用水量が下流地域の灌漑等に要する水量に満たない時、その不足水量を堰堤より放流する場合。

三、ダム其の他工作物の緊急止むを得ざる監査、補修等の理由により、特に貯水池水位を低下させる必要があつて東北地方建設局長の命令のあつた場合。

四、前各号の外、特に放流若しくは水位低下を必要とする場合。

2 前項各号の開門理由が解消した場合はティンターゲートを閉鎖するものとする。

(記録)

第十七条 門扉の開閉操作を行つた時は必ず操作ゲートの番号、操作時刻、開扉高、貯水池水位放流量を記録しなければならない。

(連絡)

第十八条 余水吐門扉を操作しようとする時は予め発電所長及び上下流関係方面に連絡してその状況を遅滞なくそれぞれへ通報しなければならない。

但し、発電所の放水量と合せて毎秒十六立方メートルを超えない場合は発電所長との協議だけで操作することが出来る。

(特例)

第十九条 余水吐門扉は北上川全流域の降雨その他の気象状況或は河川出水状況により必要がある場合は東北地方建設局長の承認を得て第十四条、第十五条の規定に拘らず、門扉操作を行うことが出来る。

第四章 排水塔門扉の操作

(排水塔門扉の呼称)

第二十條 排水塔門扉は別図の通り下流側エンドレストローラーゲートを主水門、上流側ローラーゲートを副水門と呼称する。

(主水門の操作)

第二十一条 主水門は常に閉鎖しておくものとし、左の各号の場合の他は開放しないものとする。

一、ダム其の他工作物の緊急止むを得ざる監査、補修等の理由により特に貯水池の排水を必要とし、東北地方建設局長の命令のあつた場合。

二、主水門の監査、補修等のため開放を必要とする場合。

但し、この場合は必ず副水門を閉鎖しなければならない。

三、其の他開放を必要とし東北地方建設局長の命令のあつた場合。

(副水門の操作)

第二十二条 副水門は常に標高三三三米迄引揚げておくものとし、次の各号の場合の他は閉鎖してはならない。

一、主水門をその維持、監査、補修等の理由により開放する場合。

二、其の他閉鎖を必要とする場合。

2 副水門を開放せんとする場合は予め、主水門を閉鎖したる後バイパスバルブを開き副水門上下流側の水圧を平衡せしめなければならない。

3 如何なる場合も主水門の開放しある時は副水門を操作してはならない。

(記録及び連絡)

第二十三条 排水塔門扉の操作については第十六条、第十七条に準じ記録及び連絡を行わなければならない。

第五章 平常時の作業

(ダム及び附属設備の点検、整備)

第二十四条 副主任者は、ダム及びその附属設備について、点検及び手入を怠らないようにし、機械器具及びそれに要する資材を整備して、操作に遺憾のないようにすると共に異常のあつた場合は遅滞なく上司に連絡して処理しなければならない。

第五章 ダム 管理

(報告)

第二十五条 在任者は年一回河川堰堤規則(昭和十年内務省令第三十六号)第十五条の規定による様式に準じてダム状況報告書を東北地方建設局長を経由し建設大臣に提出し、その写を関係県知事に送付しなければならない。

(ダム日誌)

第二十六条 副主任はダム管理所に別に定める様式によりダム日誌を常備し、当直の係員は毎日気象、貯水池、門扉操作、ダム及び附属物等の状況その他特記事項を記録しなければならない。

(土砂たい積状況報告)

第二十七条 湛水区域内における土砂たい積状況調査の為、毎年五月、十一月の二回、更に洪水のあった直後に同一断面において実測を行い、土砂たい積状況報告を作成して、東北地方建設局長を経由し建設大臣に報告し、その写を関係県知事に送付しなければならない。

(ダム周辺の調査)

第二十八条 ダム並に貯水池の周辺の地況(崩壊、砂防、植林、伐採、表土移動等)につき常に留意し、異常のあった場合は速かに処置しなければならない。

第六章 出水時の作業

(洪水警戒体制)

第二十九条 主任者は平常より気象に留意し、気象特報が発せられるか又はダムの上流に降雨があつて、出水の虞れがあると認めた場合には係員を呼集して、それぞれ担当部署に必要な人員を配置して洪水警戒の体制を編成しなければならない。

(洪水警戒体制時の処置)

第三十条 主任者は前条により洪水警戒を命じたときは、ダム管理に支障のないようにするため直ちに左の各号の処置をとらなければならない。

一、ダム管理所における人員を適宜増加配置すること。

二、門扉操作に要する機械、器具、電源等の点検及び開門準備を行うこと。

三、夜間作業のため、各作業場の電燈、携帯燈その他必要器具を整備すること。

四、ダム管理所における人員中若干名を水位の観測及び連絡にあたらしめること。

五、北上川水系洪水予報無線局に担当者を配置し気象状況、貯水池の状況その他必要事項を随時報告させること。

六、前号の外一般通信機関若しくは警察電話等により、関係水防機関、警察署その他必要箇所との連絡を図ること。

(洪水警戒体制時の自然状況調査)

第三十一条 主任者は気象観測機関と連絡し、上流の降雨その他気象状況及び河川状況を把握し、ダムの門扉操作に遺憾のないように努めなければならない。

(緊急の場合の処置)

第三十二条 非常事態に遭遇した場合は、すべて主任者若しくは副主任者の判断により適宜の処置をとらなければならない。

2 前項の場合は事後速かに電話、無線又はその他の手段により上司に報告してその後の処置について指示を受けなければならない。

(使用機械、器具の整備)

第三十三条 出水後河川流量が平水に復し、前各条の作業を終了したときは、速かに各部署においてその使用機械、器具の点検、修理手入を行い、次期出水に備えなければならない。

(作業記録の整理)

第三十四条 出水時の作業の記録は常に整理の上保管をなし、上司の要求があつた時は直ちに提出しなければならない。

第三十五条 東北地方建設局長は第二十九条より第三十二条までの規定について細部な措置要領を定め、あらかじめ建設大臣の承認を得なければならない。

昭和二十九年ダム完成と共に同暫定要領に従つて管理が行われたが、同三十二年三月特定多目的ダム法公布後は、同法による管理を施行しているのである。

更に、同五〇年北上川ダム統合管理事務所が設置されるに及び、その所管下に属し、石淵ダム管理支所と名称変更が行われ、統合管理事務所長の指示によりダム操作等を施行している。

二、田瀬ダム管理所

田瀬ダム管理所は、同ダム完成後の昭和三〇年四月一日和賀郡東和町田瀬三九の一の三番地（ダム堤体左岸）に設置され、管理所長のもとに庶務、管理の二係を置き、医員一名を含む一五名の職員によって管理し、洪水調節等を施行していたが、同三二年三月、特定多目的ダム法の公布により、同法の定めによる管理が施行されているのである。

更に、同五〇年、北上川ダム統合管理事務所が設置されるに及び、同事務所の管下に入り、名称を出瀬ダム管理支所と改められ、統合管理事務所長の指示によるダム操作等の管理を施行している。

三、湯田ダム管理所

湯田ダム管理所は、同ダム完成後の昭和四一年四月一日和賀郡湯田町後山^{うしろやま}国有林七林班地内（ダム堤体左岸上流）に設置され、管理所長のもとに庶務、管理、電気通信等の三係を置き、職員二七名の配置により、洪水調節門等の遠隔操作に依る管理を施行しているのである。

同五〇年、北上川ダム統合管理事務所が設置されるに及び同事務所の管下に入り、名称を湯田ダム管理支所と改められ、統合管理事務所長の指示によるダム操作等の管理を施行している。

四、四十四田ダム管理所

四十四田ダム管理所は、同ダム完成後の昭和四四年盛岡市下厨川字四十四田一番地（ダム右岸上流）に設置され、管理所長のもとに庶務、管理、電気通信等の三係を置き、職員二五名により管理が施行されていたが、同五〇年に同一番地内に北上川ダム統合管理事務所が設置され、同管理事務所の管下に属し、名称を四十四田ダム管理支所と改められ、同管理事務所長の指示によるダム操作を施行している。

五、御所ダム

御所ダムは、ダム建設工事の途中にあり、ダム完成まで工事事務所が所管するところである。

第二節 北上川ダム統合管理事務所

ダムの操作を、そのダム管理所が個々に施行することは、ダムの実状を熟知する者によって操作されるのであるから、最も容易に、且、適確に行うことが出来るであろうが、ダムが複数に及ぶ時は相互の連絡を密に行うことが必要である。

それは、ダムより下流域における河川状況、水位、洪水量等によって思わざる災害を生ずる危険があるからである。

これが調整のためダムの統合管理を行う必要にせまられるのである。

建設省地方建設局組織規程第十条に「河川管理課においては次の事務をつかさどる」として、ダム及びその附帯施設の管理並びに河川の管理に関する事務処理を行うことが定められている。

更に、同規程第十四条においてダム統合管理事務所とその組織等が規程されているのである。

北上川上流における五大ダムのうち石淵、田瀬の両ダムが完成し、各々操作規定等を定め、東北地方建設局長の指示によって統一ある操作が行われていたが、その後、更に、湯田ダムの工事が進捗し、近く、北上川上流における三

大ダムの統制ある管理が必要とされるに至り、昭和三六年五月東北地方建設局河川管理課において北上川ダム統合管理所設置案を取り纏め関係機関に計ったのである。

しかるに、同三六年度以前において既に完成するところの河川改修工事は、紫波地区及び盛岡左岸等において完成堤を見るも、洪水氾濫の激甚地である和賀川合流点より下流域の胆江、両磐地方等においては、ようやく暫定堤防の工事が終了した時であり。工事進捗度は全工程の三分の一にも至らざる時であったから、河川改修工事事務所と並立するダム統合管理事務所の設置は、時期早尚であったから同案の成立には至らなかったのである。

その後、洪水予報連絡を主とする直通一斉通話回線が、岩手工事事務所を中心として各ダム管理所間に新設され、洪水予報演習等においては、東北地方建設局長の指示によって岩手工事事務所が、ダムの統合的管理を施行していたのである。

従って、同四〇年代の末期には北上川上流における四大ダムの統合管理方式は岩手工事事務所内に確立していたと言ふも過言ではない。

しかし、河川改修と道路行政等とを主務とする岩手工事事務所においてダムの統合的管理は至難時とされながらも、遂に、五、六年を経過しているが、本格的統合管理所の設置は、既に、胚胎するところであり（昭三六）、同五〇年一月一口盛岡市下厨川^中四十四田一番地に、北上川ダム統合管理事務所（北上川上流部）が設置され、これと共に、既に、完成し、各々の管理所において操作等の行われている石淵、湯田、田瀬、四十四田ダム等が、同管理事務所^中の所管となり、管理所は各々管理支所と改称されるに至ったのである。

第四部 災害 及 防水

第一編 洪水

第一章 概 論

第一節 洪水通説

一、洪水の概念

降雨があれば河川の水嵩が増し、更に、大雨がふれば河水が暴張して、時には河道の外に溢れ、氾濫して洪水となり被害を及ぼすに至る、と言われるが、北上川沿岸の住民にとって最大の関心事は洪水である。

殊に、岩手県南地方の住民にいたっては、定住の昔から洪水によって生活を奪われ、そして、その災禍の克復、いわゆる洪水との闘に寧日がなかったのであるから、台風雨、豪雨等に神経過敏となり、脅威を強く感じ、更に、多雨、強雨等に強い拒否反能をいだく住民性がつちかわれるに至ったのであろう。

北上川流域における降雨形態に、取り揚げて言うべき特殊性はないが、広大な北上川集水域における梅雨前線等による豪雨、雷雨、台風による降雨等は、必ずしも均等平行とは言えないのである。

従って、各支川流域における降水状況は区々様々であり、出水状況も亦、異なるのである。その影響が、大きく北上川本川における洪水に及び、氾濫地域を異にするのである。

二、洪水の要因

洪水発生要因として、一般に言われることは、降雨、降雪等による降水量の多寡等によることは、さきにも述べる如くであるが、地上に降った水（雨、雪等）は、その一部が大気中に蒸発し、又、一部は地中に浸透する。そして、残部は地表面を流れ集り河川となり、更に、地中に浸透したものの一部は毛細管現象によって再び地表に現れ蒸発するが、多くは地下水となり湧出して河川に流れ入るのである。

しかし、「地形、地質あるいは、集水域における被覆の状態、殖生育の状況、更に、針葉樹、闊葉樹等の別によっても、流出率は一定のものでない」と言われているのである。

農林省林業試験場による試験例によれば、降水量一〇〇耗くらいまでは、一般に言われる如く同一割合によって保留作用が行われるが、降水量が増大するに従って保留量が漸減されて、二〇〇耗程度を境として、より多い場合においては、殆ど、総てが流出する。

従って、「年間総降水量の七〇／八五％の流出率を示す」と言われているのである。

洪水の絶対的原因は降水量の多寡によることは言うまでもないが、河川への流出は、各支川における集水域の林相に影響するところが大きいから、山地、平原等の別なく樹木を乱伐し、その後における林地の回復を計る等の森林行政の如何は、洪水の発生並びに洪水量等を左右する要因の一つともなるのである。

第三節 洪水の伝承

一、伝承の大洪水

北上川における出水は年々数次に及び、明治維新後においてすら、既に、数百度に及び、溢れて沿岸を害するもの、又、毎年の如くであり、ましてや、北上川沿岸における生産経済社会成立以来、被害を及ぼした無記録洪水等を考えるならば、その数は無限に等しいものがあるであろう。

宮城県栗原郡における伊治城（七〇〇年代の末造建）及び胆沢城（八〇二）等の遺構には見るところでないが、まぼろしの志波城では、と言われる（調査中）平石川右岸太田方八丁遺構における内、外堀等（正庁跡も含め）を埋める堆砂層は、土に刻まれた正確な洪水史である。

この堆砂層の解明は、平石川のみならず北上川本川等における洪水を知る上に重要な資料である。

しかるに、地層と対照すべき古記録等は言うに及ばず、残念ながら伝承等も伝えられず、解明の端緒すらなく、貴重な資料を目前にして、只、伝承の重要性を痛感するのである。

（一）白髭大洪水の事（吾妻むかし物語）

古来のいい伝へに白髭水といへるはいづれの時代と尋るに、人皇八十八代後深草院御宇宝治元年の洪水なりとぞ。此時の大水、稗貫郡にてはひかしは、胡四王山の麓、西は花巻城の搦手門のきわまで水さらへたりといふ。

しかるに、此の洪水の起りは、早池峯山の麓に川原坊といふ処有、其頃、一人の僧住しけるに、ある夜、焼火のまわりに餅をならべ焙りあるに、其長け六尺余の婆、頭には棘（荊）の雪をいただき、眉毛長くはへ、まなこ大にして口また潤く裂け、其きまさましが、いつくともなく彼僧の側に来り、しばしは焼火にあたりてゐたりしが、あぶり置きたるもちをかたはしよりおつ取りつつ皆くらひてけり、かの僧、肝をつぶしわななき、人心地もなくてゐたりしに、其後いつち行けん見へず。次の夜も前の如く来りけれども餅なければ歸りぬ。



3 川 原 の 坊

川 原 の 坊

普賢上人が早瀬峯山に詣で、その霊山なるに感しこの所に一字を建立して川原の坊と稱したが、宝暦元年の水により流失した

保勝会

夫より夜な／＼来りていぶせなかりければ（気がはれな
い）、住僧（住持の僧）きつとしあんし、川原へおりて丸
めにて白く餅の様な石を拾ひ持ち来り、日暮より火中へ
打くべ赤き頃取出しいろりのまわりにたてならべ置きけれ
ば、かの山婆、其夜も来りしが、例のもちとおもひけ
ん、前の如くかたはしよりおつ取り餅の如く喰けり。其
時、住持の僧、酒を飲むかといひければ望みなるよし答
ふ。

則、酒と称し油をのませければ、しばらく有て件の山
婆、口の中より火もへ出て、通身焼上りける、時、かの山
婆、虚空に飛て上りけるに声揚て、後日におもい知らせん

とよばはり行しが、夫より大雨降出で七日七夜止まざりしかば、山叢林野みな水に成て、平地に波瀾を漲し、谷々洞々
の水かさまりて岸を浸し、川々の水は瀬枕をうつて逆浪夥しく渦まき、北上川のなかれ溢れ出て大に湛へければ、
恰も、西湖の海面もかくやあらんと覺たり。

川原坊も、此洪水におしながされむなく成、此とき、北上川を白蛇の翁、屋の上に立て流れしを、其時の人は、是や
変化のものにて、此洪水はかれがしわざにやあらんといしより、白蛇水とは名付しとや、かの川原坊が（彼山婆も）
死て流れしに股の流れかかりて有し所を大またと号し、手の有し處を小またと名付け初めしは此のいわれなりとぞ。

（註）宝暦元年 西紀二二四七年

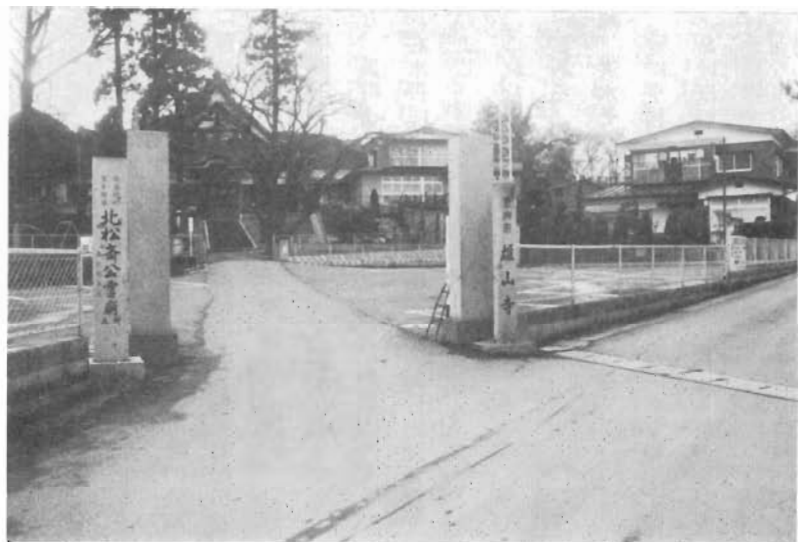
(二) 清悦物語の洪水

奥州衣川の合戦の次第清悦と云し人は、義経の御供中御合戦数万人討死しけれども清悦と常陸坊此外近習武人以上
四人生残、同清悦は寛永七年の夏迄存命平泉に在り。

清悦を能知たる人は村田御そうし右衛門大夫様にて、小性せられし小野太左エ門と云し人は、清悦を兵法の師匠と
し、元和二年より七年迄六ヶ年の間付添し故、高館落城の次第を委細に承記し置也。（中略）

関東よりの御代官長崎の四郎十五万騎にて五十日以前より段々に下り（其勢廿五万騎）、白川より大崎、真西郡中へ
陳を取。文治四年閏四月廿七日に惣勢押よせ、岩井川より長部山の腰を引廻陳を取、太田、山口、中村より長崎四郎陳
所と闘急ける。

奥州勢は廿七万騎にて照井兄弟の者共大将にて下居の大門より、仙台、野々原ぎをん林の山の腰、中尊寺の洞方々
に陳取也。



5 雄 山 寺



6 円 城 寺



4 高 館 正 面 (南面)

明る廿八日の寅の刻に長崎の四郎大将にて廿五万騎を
為し先大手門より押寄る、照井太郎兄弟は奥羽兩國の勢廿
七万騎を先として搦手の門へよする。然る處に錦戸兄弟は
不し出けり、互に陳に簇て矢合ある所に、卯の刻半の時分
(午前六時頃)、俄に北上川海へは不し流して衣川と一面
になり高館の御所へ津波よせ来る。

其津波に背筋廿丈計の大蛇二ツ添来て、よせての人数に
向、長崎の四郎を其大蛇の背にのせて北上川に入、大手の
門は衣川指水にて地形早くして関東勢半分過津波にとられ
半時計につなみ引陸地になる。

亦惣勢よする處に二番に大波よせて、関東勢、奥羽の勢
も過半波に取らるる、二時計に引陸地に成、然といえども
つなみに氣遣して、勢不し寄り處に未の半より惣勢寄来る
云々。(清悦物語 近世初期成立)

(三) 北上川の洪水(二郡見聞私記)

享和元年辛酉六月十六日の晚より雨降り、同廿日止の刻
(午前二時)のよし盛岡平石の山われ水押出、盛岡仙北町

西北側の家十軒押流され川となる。同御同心丁西側数十軒^並に中程石橋廿間計下へながれ、中津川下の橋落、石わくともに流、水主丁、上小路、御同心丁辺水押上るとなり。花巻方は一日市町瑞興寺山門板橋まで、雄山寺本堂前坂まで、長谷寺寺中不^レ残、廣隆寺寺中へも水上げる。四日町突中^角り角まで栗木丁へは水上げず鍵町、小久保丁、川原丁は八尺程、里川口円城寺門前坂まで、宗竜寺門前萬之丞家ながるる。

蓮池の観音同じく流、御杉畑乙部長蔵宅ながるる。里川口長吉、丑松小屋なかれ、古舟渡八幡の辺水少しも上らず。葛村、上下似内村辺一面に見ゆる。

早坂下より五十石船御役人乗出し、若も危きものあるやと御救のため四日町突当りまで、夫より廣隆寺門前へかかり、裏町より愛宕丁まで見廻し引取候なり。

右水押に逢候者へ御手当として御代物貳百貫文、翌廿一日被^ニ下置^一、大小となく竈敷に菅軒に付五百三文あたりのよし。

これむかし白髭洪水以来の水とぞ。
とある。

(四) 洪水さうどう記(市兵衛記) 抜

爰に享和元辛酉歲六月廿一日の洪水を書記す洪水出くる事

あけぼのより出きたり、川に流るるもの家材なり、所々橋々、或は、桶こがの類夥しくながれ来り、人々川ばたに行き見物す。

見る内に水押て来り土手を越し、馬洗場しも土手かつぎれて野畑にさがり、見物の諸人、俄にうるたいて、是は

く^レとばかりにて家々に販り、又、下牛栗の方より水のぼりに^さしてながれ来る事、大海の水、岸うつごとくなり。

五つ時分(午前七時)に成ぬれば、その水かしら大に押し来り、今迄川ばたに行き、諸材木流るるを見る時は。人の事なれば見物ごとにして居たりけり、わが家に水押込み、色をかへてわれもく^レと家を捨、山きしに逃にけり。

天気よき夏の事なれば、男共は草刈に行きけれど家に歸るやうなく、山形に馬つなぎけり。

かほどの洪水にても日昼の事なれば、人馬にけがはなかりけり。

下よりのぼりになかれさし来たる水は、境の七右衛門殿後^しを行きければ、嶋村方よりながれ来り落合申候。

市兵衛八拾四歳難行之事

かかる時家々に水あがり、押込ければ女わらし共は、うるたいてわれもく^レと金栗辺に逃行けるに、とかく市兵衛^市老人なれば、出べく様もなくして家に居たりけり。

孫の大助も年寄を捨てて逃べきやうなく、あくんで居たりけり。

はや上居に水あがり、居べきやうなく、老の事なれば、けたや^新はりにもあげられず、せんかたなく、からとの上へあげ置候所、次第々々水多く成りければ、からともうかみあがるように成り、あやうかりけり。

かかる所に大助母は朝に金栗に行きければ、祖父(市兵衛)の事をとくとあなじ、沢口清太(近所の人?)に申付「いかに清太どの、わが家の祖父をいかにもしてつれて来てたまわれ、未だに出水にてもあれば心元なく候よし、はやく行きて、あの稲積舟ある筈、是へせて引きつれたまへ」と、なげきながらにぞ申けり、清太心得たりといふてとり物も取りあへず桜畑へはせ行き、いかに大助どの、母よりのつかいとしてわれあやうき命をようく^レと来たる也。いまだ出水なるに祖父を稲つみ舟にのせて参れと申。大助も祖父と兩人居ければ、どうてんして居たりけり。

いなや舟を取り出し祖父を、からとの上よりおろしてのせ、子供の市之助（市兵衛の子供大助の父）もはせ来り、舟をひくに、小さき舟なれば、くら／＼とくらめきわたって水は入る。ふびん成けり。東へ水ふかなれば出られず、西の方へ舟をまわし、栗ノ木の墓所の前へ引き、中村の後へまわり三人にて舟をひいてゆく、水さきあらく既になかれんとせし所へ、寺屋敷内蔵は、市之助の掣なれば、見まいに來り舟に取付、引きまわし、あやうき所へ内蔵の親父の長助殿は、とびのはしをかつきてはせ来りて、あふなや／＼と舟をひきよせ漸とかの舟をひきよせ、日照田の道につきにけり。

爰は、土地高に連ば、水あさにて、いろをなして、夫より、そろ／＼と舟を引き、山王七之助殿居久根に舟をつなぎ、内蔵は祖父ををぶつて金栗へ着にけり。

全栗あたり、となり人々は立ち出で、扱々、あやうき事にあい申候得共、先々御無事で首尾よく参つて日出たい、と、皆々出にけり。金栗に十日余り泊り籠、いろ／＼の馳走を請て居たりけり。

扱、その水は、四ツ（午前一〇時）辺より段々ひき、七ツ（午后四時）頃には、皆ひき申候、家を捨て逃たる人々、わか屋／＼に歸り見たもうに、目のあてられぬしだい也。

衣裳せんたく、米穀、雜物、其外諸道具等、不^レ残ごみかぶりぬれ申事、或は諸材木、諸道具ながしたる物、多分有り、中にも戸立ずして出たるものは、桶、こがの類ながし申也。

扱、ぬれ物ほしたけれども、むしろが、まずぬれければほすやうなく、板や戸などを置て、その上にほし、何も、みなぬれければ、中々をよばず、銘々、手引を以て、馬に附け、山根通りにはこぶ事すくなからん、山根通りの家々にてほしおはす事めいわく也。

雜物（雜穀）は皆、芽をいたし、生い申也。殊に、粳などほしてひき、つき見るに、くだけ申候、たといをむしにしてもくだけ申候。第一稗米^④などは飯にたき喰ふに、そのにをい、甚しく、くさき事いふべきやうなし、さんさんの次第也。

野畑に出て見れば、土ながるる所もあり、又、ごみのいたる所もあり日のさめたる事なり。又、土地久保^⑤の所は久しく水ひけず諸作くされ申也、

中にも、あくとなとは千四／＼五百刈斗^⑥、十日余り水は堤のことくにてありければ、諸作一切くされ申候。其の、畑に行きて見るに、くさきこと夏のころせつゝあんのつぽに入ることく也。

右洪水の由来は、平石山、屋ぶれ來たと申也。此近所は夜中なれば人馬多く死に、ながれ来る也。

森岡辺、廿日晚雨ふる事、桶こがよりまけるがごとくにふり、所々損じ普請多し、当所（北上市附近）もふり候得共つよくふり不^レ申候。さるによつて、さるが石川などは水少も出ず候、下はせばき故、のぼり来るなり。

洪水の委細はとも書き尽しがたし、爰に、略してあらましを書き記すのみ。

（註）

- ① かつきれ^① 方言 決壊
- ② さしてながれ^② 水、主として逆水の場合に用いる言葉
- ③ 境の七右衛門^③ 境屋敷の七右衛門
- ④ あぐんで^④ 思案して
- ⑤ 上居^⑤ 常居（中間、茶の間）
- ⑥ 稗米^⑥ 常食用に精白せる稗
- ⑦ 久保^⑦ 窪地
- ⑧ せつゝあん^⑧ 雪隠、便所

⑨ こが桶の大きいもので据え置いて水等を入るもの

(五) 淨 瑠 璃

大変化菊水の巻

淨瑠璃等に語られる洪水伝説は非常に珍らしく、殆どその類例を聞かないが、大変化菊水の巻として語られるのは、北上川水系左支黄海川における大洪水の起因を主材とするもので、紫波郡片寄村中曾根屋敷十兵エなるものあり、鉄砲の名人にて狩を業せるが、両手を合せ哀願する孕雌猿をも打取り喜ぶ程の武骨強気の非情者であったというが、その女房、阿鹿の生める子は、三度とも畜生に等しい異様の物ばかり、四度目に生まれたのが、容貌うるわしい女子なれば、阿菊と名づけ愛育する内、安永八年十一月六日、阿菊が九才のとき、母、阿鹿が病で歿し、十兵エ、娘を育てて十有余年、阿菊の言うには、過る年十兵エが五郎沼に棲む大蛇を打止めた事あり、大蛇の怨霊が阿鹿の胎内に籠り生れたのが、己れ阿菊よと、恩愛の情は忘れるではないがと言いつ、蛇身と化し、仙台領東山保呂羽山麓に飛び去った。と言うのが前段の大意であり。

寛政三年一〇月一六日、全国的大風雨に際し、東山黄海を襲い、二日町を呑んだ大洪水は保呂羽山麓の深き谷間に棲みかねて、黄海川の上流、小梨子の堤に移り棲んだ蛇身の御菊がなせる業と語りつがれる物語で、後段の大概は、九月四日南小梨股河の堤に飛移りしが日数も僅か立波に、人民を害せんと惡念忽に起りしかば天神地祇の咎めにや、雷神怒りを成し蛇身を引さき蹴裂かんと雨は車軸の如くにて稲光しきりにして、天地も崩るる如く成れば、蛇身は住むべき大地もなく、股河の沢に躍り出で小梨子川に飛込で、大川に我身を隠さんと、橋を崩し、堰を壊し水に任せて下りける。

黄海川の源は、北小梨子より流出て、南小梨子砂子田川、新沼川に打続き、保呂羽山の麓より落つくる水は藤沢、徳田を流れつつ、尚も長トロ西口数箇所重り、二日町の東なる川土手己に百間余り暫時が間に押切れて、夜も早や四ツ(一〇時頃)や、辻之助が居家の敷板押離れ、寝耳に水と俄かのさわざ、何の覚悟もなく子を負ふて帶たるく、妻も幼女かき抱き浮つ流れつ、其間四百間も流れしが(中略)「水は愈々重湧し、町家田畑一面に数軒の家を押流し、頃は、十六夜月ながら心も空も真の暗、老若男女度を失ひ、二階よ梁よと這ひ上り灯火立る間も無く、二階敷板張り抜かれ、忽ち、黄海と成る神の音さい耳に入らばこそ、迎も叶はぬ命ぞと姑は娘に取りすがれば娘は我子を抱き、舅は孫を抱き上て、親子妻子の見分さい荒波高く押来れば、是非もなく暗き夜に飛入飛込み流れるは」「夢にも知らぬ水難の哀れは実にも勝るらん、雷更に止む事なく天の震ひ地を動かし、車軸の雨は猶強く稲光水を照らし、蛇身の眼は鏡の如く、紅の舌を巻き角を振り立尾先を動かし、毒氣の息は焰の如く荒波押切を水烟、鯨の塩を吹くが如く北上(川)指して下りける。」「溺死したる無きがらは、砂より探す出せば目もあてられぬ有様にて、前代未聞の洪水は菊水ぞと言いふらす。」

二、大洪水における白髭現象

宝治元年(一、二四七)猿ヶ石川の大出水に因って、南部領花巻地方へ大いに氾濫した洪水を以って、北上川における最大の洪水とし、称して、白髭洪水しらひげみずと言ひ、更に、寛文二年(一、六二五)九月南部領盛岡地方に氾濫する洪水及び同一〇年(一、六七二)六月三日(大陽暦七月一九日)享保一三年(一、七二四)六月二六日(陽八月一四日)の両度、盛岡城下等に氾濫して、大被害を及ぼした洪水を第二、第三の白髭洪水等と称し、又、享和元年(一、八〇一)雫石川の大洪水(俗称三太郎洪水)等も雫石川における白髭洪水と称しているのである。

しかし、北上川における大洪水を白髭洪水とすることに疑問がある。それは、各々の地域によって種々に受け止められているからである。

(一) 北上川下流部（宮城県管内北部地方）

宮城県北部の北上川沿岸における登米、桃生、牡鹿等の諸地方においては、北上川中流部及び岩手県南部等の洪水が波及せざるはなく、上流部の洪水によって必然的に多大の被害をこうむることが推定されるのである。

従って、洪水に関連する上流部の現象、呼称等も急速に伝えられたのであろう。

しかるに、宝治年間の洪水等はまったく伝えられる処でなく、更に、近世代における寛文二年洪水等も特記されるところでもなく、白髭洪水と称した事等は伝承されるものがない。従って、同地方における郷土史家等は白髭洪水の名称さえ関知するところではない。

(二) 北上川中流部（岩手県管内東、西磐井郡下の北上川狭窄部）

北上川中流部において近時白髭洪水等と称されている物語の内容を見ると、大洪水の翌朝、甚た寒く、浸水の跡に残る枯草等が、降霜で一面に白く凍り、「さながら白髪、白髭の如く見えたから言う」と伝承するものである。従って、その洪水は初冬に襲来する洪水と推定されるのであり、宝治、寛文年間等の洪水と期を異にする洪水である。

黄海川流域には古来、白髭洪水と伝承されるものはないが、強いて、最大の洪水を以って白髭洪水に仮定するなら、それはお菊（別述阿菊の水）の洪水であろう」と言うのである。

(三) 北上川上流南部（岩手県南地方）

胆江、東西両磐地方、いわゆる旧伊達、田村領等においては宝治、寛文等の洪水に関する記録、伝承等は絶えて明

らかでないが、南部領に多大の被害を及ぼした享保一三年洪水は、県南地方にも波及し少なからざる被害をこうむるに至ったことは明らかである。

更に、文政八年（一、八五三）洪水は県南地方における大洪水と伝承されるが、そのいづれも古記、古文書、伝承等において白髭洪水とするものは見当らない。又、後日譚としても語られるものは無く、胆江地方の古老に白髭洪水の名を知るものはなかったのである。

白髭洪水の名詞が県南地方に流布されるに至ったのは、昭和六年刊行の南部叢書を読んだ某教員が、その生徒に語られたのが初めと言うが、一般住民の間で耳されるに至ったのはカスリン、アイオン台風洪水等の以後であり、その名詞が一般に用いられるに至ったのは極最近の事である。

例えば、アイオン台風洪水後、一〇年の歳月を経て編纂されたところの一関市水害復興物語等においても白髭洪水の名詞及び事例を引用するものがない。

従って、県南地方において白髭洪水の名詞が用いられる場合があっても、それは宝治、寛文年間等の洪水を言うものではない。

平泉地方で称される白髭洪水と言うのは、同地方における洪水の滞水期間が数日に及ぶのが珍しくない。そのため「生育中の大麻」が腐蝕して、その繊維が濁水にゆらぐ様が白髭の如くである」、「退水後、泥に汚れて残る麻の繊維が、さながら白髭の如くである」等と言うのである。

従って、何年の大洪水と言う様に限定した洪水をさすものではなく、大麻栽培の多い平泉地方における夏の風物詩的洪水の呼称である。

しかし、大麻栽培の少ない胆江平野においては（滞水期間も甚だ短い）同じ現象を見ることがなく、その名詞を用いることもない。

（註） 大麻は四月上旬に播種し、八月上旬に抜取り収穫する。

（四）北上川上流部（岩手県央部以北）

和賀、稗貫等の県央部以北（旧南部領）における白髭洪水は、別述の如く宝治元年における洪水を言い、白衣、白髭の幻想的翁物語である。

しかし、南部領において、最も古い伝承、説話等の残される和賀川上流域の沢内、湯田等においては、これを伝えるところでない。

近時、その洪水を六月（太陽暦七月）とするものが多い。

しかし、白髭洪水を伝えるものの初めは、元禄年間（一、六八八―一、七〇四）において編成されたと伝えられる「吾妻むかし物語」であるが、洪水の日月等は明記されるところではない。

しかるに、洪水の時期を六月云々とするに至ったそもその初は、近世末期（一、八六〇年頃）に成立するところの奥々風土記に「宝治元年六月の頃、雨降りつづきて、此辺の川々大洪水れり。」とするところである。

同書は「吾妻むかし物語」及び寛政七年頃（一、七九五）成立するところの邦内郷村志（早池峯山等の原典は享保十一丙午年成立の仮名文字混りの和賀、稗貫郷村志）等により編集されるものと推定されるが、同二書共、洪水の日月等を六月とするものはない。

仮名文字混り、和賀、稗貫郷村志、早池峯権現録記に「雪消に及ばば一社を建んと相約し、後の験として藤蔵はまつけ

と云物を残し留め、兵部は弓と矢を貽す。しかふして六月に至り各々二人期をいい合せて、共に嶺上に登、右の験の所を尋求、仮に宮社を立て早池峯権現と崇め奉る」云々とあるを以って、洪水の日時を六月と誤認したのではなからうか、吾妻むかし物語は、春の夜の出来ごとと推定されるから、洪水は融雪期における豪雨に因る洪水ではなかったかと推考されるのである。

宝治元年における北上川の白髭洪水は、早池峯山麓川原坊等に初まり、猿ヶ石川沿岸及び花巻地方等に大害を及ぼし、南部領に記録を止める大洪水であるが、白髭洪水の名称は北上川における大洪水の代名詞では無く、更に、独創的名称、物語等でもない。

それは、白髭洪水の名詞、物語等は全国的に散見されるところであるからである。

更に、白髭洪水として語られる「白髭の翁が流るる家屋の上に立つて（丸木に打乗て）流れ」等と称されるのであるが、白髭翁現象は、洪水時における河水の温度が少々高い場合に多く出現するが、洪水の流れは常に蒸発を続けるので朝夕等の比較的気温の低い時刻等においては、河水面が明瞭に見られない。

殊に、夜間においては気温の低下によって蒸発する川霧が発散せず河水面に濃厚なる層を形成しているのである。

しかるに、日の出と共に、気温の動きにつれて川霧の層が上昇を始める。この時、洪水流と気流の流れる速度の相違から、川霧が白衣の裾を、白髭を引く如き景観が顕れるのである。此の現象は、洪水常習地帯においては、春秋等の洪水に常に見るところであり、決して稀有の現象と言う程ではない。

川霧現象の最も著しく顕われるのは、宮城県北における伊豆沼、長沼等である。

未明に湖面を厚く覆っていた川霧が、夜明と共に上昇を始め、対岸に遠く見えていた灯火が、上昇する川霧の層

（雲状）によって一旦さえぎられ見えなくなるが暫くして、更に上昇した厚い朝霧の下にまばたくのを見る。

上昇を続ける朝霧は、曙光に染まり南西方向へ山を越して飛去るのである。

更に、田瀬、湯田ダム等の如く水深の大きい湖沼においても春秋の候などには毎朝見られる現象であり、立ち込める川霧が、薄く尾を引く如く浮上したのち、水面をわたる微風に流れる様は、長く垂れる白糸か、白髭を思わせる風情がある。こうした朝霧現象を洪水の脅怖の中に見た昔の人が、白衣、白髭の神翁の姿と見たのではなからうか。

朝霧現象の頭を以って白髭洪水とするならば、寛文年間等の洪水（主として盛岡附近の洪水）より氾濫地域が広大で、被害の甚大に及び、且、朝霧現象の顕われた（確認した人々が多数ある）昭和二二、二三年洪水等も、当然、白髭洪水と言うべきであらう。

第二章 洪水痕跡

第一節 伝承の洪水痕跡

北上川における洪水伝説に、宝治二年の白髭洪水が、鳥谷ヶ崎城搦手門のきわに達した等の如く、過去の洪水（特定唯一の洪水ではなく）における最高洪水位を伝承するものが少くない。

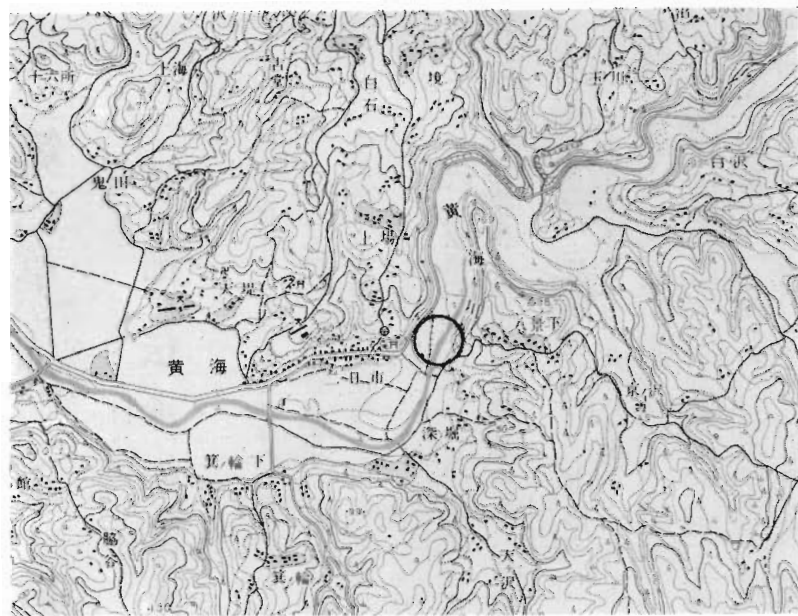
そして、その洪水位痕跡を地域住民は、昭和二三年カスリン台風洪水位より更に六尺位高いと称しているのである。

既記洪水における伝承の洪水位によって、過去の大洪水を推定するため、昭和四四年一〇月、岩手工務事務所調査課において河床変動及び最高洪水位調査を実施し、報告書を纏めている。

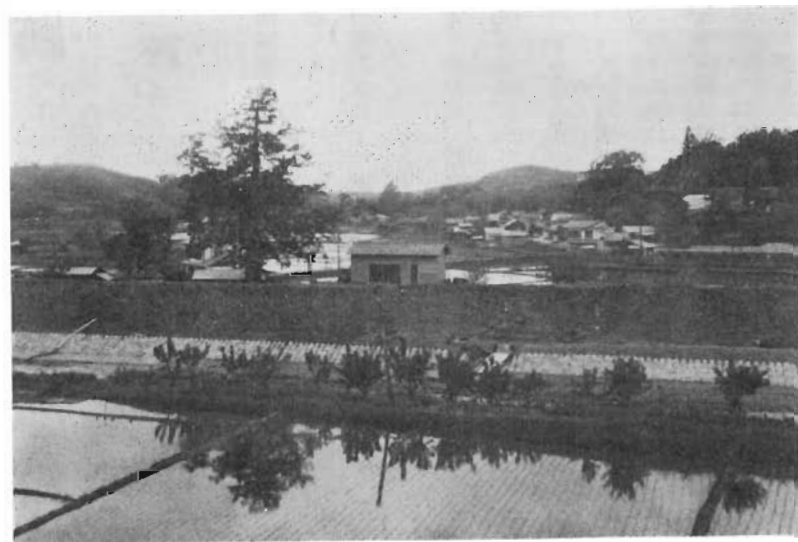
一、黄海二日町一本杉

黄海川流域における洪水伝承によれば、黄海川の洪水によって、同川左岸^宇深堀における深堀城の城下町が殆ど流失して全滅に帰した、この時、罹災者の救助に当った舟等を、^宇京の沢地先にある一本杉に繫留したと伝えている。

更に、一本杉の右側を流れていた小川（黄海川）が、同洪水によって河道が左側（南側）に替り、旧城下町跡等が新河道となり、その附近を、^宇元町、二日町古町、町裏等と呼称するところとなり、旧城下町の住民は、右岸山麓に



第18図 黄海一本杉 東磐井郡藤沢町



7 黄海一本杉

接し新に二日町を開町し、従来 of 如く宿場町としている。

この洪水によって浸水、流失等の災害を被った平坦地の住民は「ことごとく、山の手方面の高台に移転した」と伝えていいるが、黄海川左岸における深堀館に關し、伊達藩の風土記等に、

深堀館 南北三拾間
東西拾五間

右ハ葛西御家臣深堀新右衛門様御居住之由申伝候処右年号相知不申候事

とあり、中世末期まで同所にあり、天正一八年（一、五九〇）豊臣秀吉の奥州仕置によって廃絶し、その後、留守政景が（同一九年二月）黄海地方を知行しているが、深堀城等に居住したことは明らかでない。

そして、深堀、留守両氏共、城下町の復興、二日町の開町等に関与した事実は認められないのである。

従って、黄海川における最大洪水の時期は近世代前期ではなかろうか。

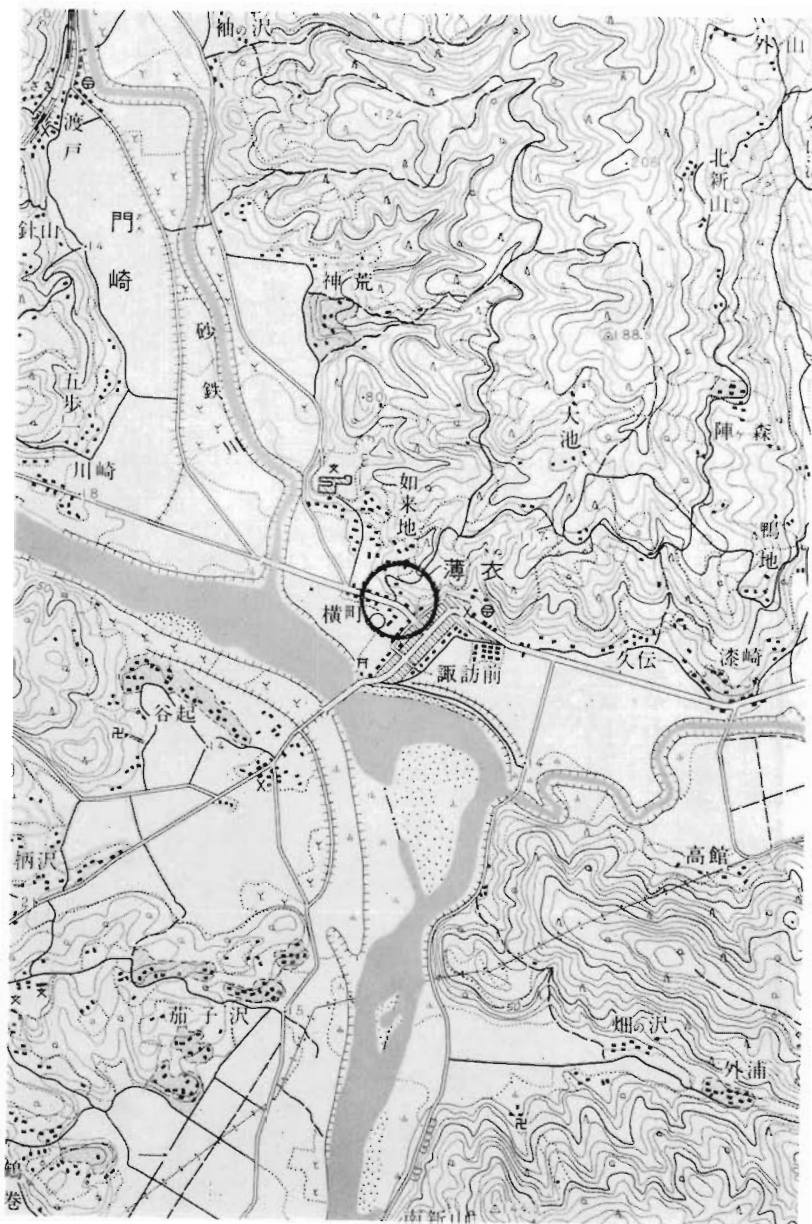
さきに施行するところの洪水痕跡調査によれば次の如く膨大なものである。

地形は、前後がなだらかな斜面となつておるので、増水時右側より繋船する為には、雑草等による航行の障害等を考え、水深一米程度を必要とみて水位を推定すれば、言い伝え等から判断し、標高二・一米と二三・〇米となる。

この水位は、カスリン台風洪水位より二・一米高く、現在のハイオーターレベル（HWL）より、二・四米高い。なほ、この水位により北上川本川河道の流量を推定すれば、毎秒九、〇〇〇〜一〇、〇〇〇立方メートルとなる」

としているのである。

二、薄衣細越の坂



第19図 川崎村薄衣細越



8 東磐井郡川崎村薄衣字細越
県道工事で削られ往時より低化したと言われる

東磐井郡川崎村薄衣は、安永風土記薄衣村の条に「当村薄衣町と申駅場有之、本町式丁三拾七間、足町老町四拾三間御座候」云々とあるが、享保八年（一、七二三）八月の洪水に因り「土手押切申すに付、土手引崩れ、町屋敷四十一軒分地形築立て、品々願ひ申し上げ候に付（中略）地形築立て相申さず土手附添え屯間半、上置三尺惣体に成し下され候」（菊池文書）云々としている。

更に、「同九年六月廿五日に右土手押切、水勢を以て、町の内、居家馬屋土蔵共に一字押倒し申し候」（同）云々と、前年施工の拡巾、嵩揚等の殆どが流失し、その水勢によって薄衣宿が全滅するの被害をこうむるに至ったのである。

ここにおいて、先年願出の如く町屋敷の敷地盛立工事が開届けられ（許可）「翌拾年八月、地形築立て（標高一九米余）相極り、御町中段々作事（家屋等の建築）仕り、取移り申候事」云々とあり、それ以後、町

屋敷に対する洪水の被害を受けることがなくなった、としている。

〔註〕 当初の薄衣町は、千蔵川右岸に近い千元町の平坦地と言う伝承がある。

しかるに、天明五年（一、七八五）八月二四日の大洪水に因って、同本町北裏、通称細越の坂（県道薄衣舞川線の改良工事によって原形より低平化された、標高二二・四九米）を越流し、細越の俗称を生むと共に、同年洪水を細越の洪水と伝承されるに至った。

しかし、被害状況等の詳細については伝えられない。

三、一関釣山八幡神社

一関地区磐井川流域における洪水伝承の一つに、同地区における最大洪水を次の如く伝承しているのである。

「年代等是不詳であるが、大洪水の折、町内の罹災民を救助し、田村神社境内（八幡神社）に避難させた、その時、救助した舟を同社鳥居附近の杉の木に繋留した」と言うのである。

同地域は、一見して洪水の波及等は想像されぬ程の高地である。

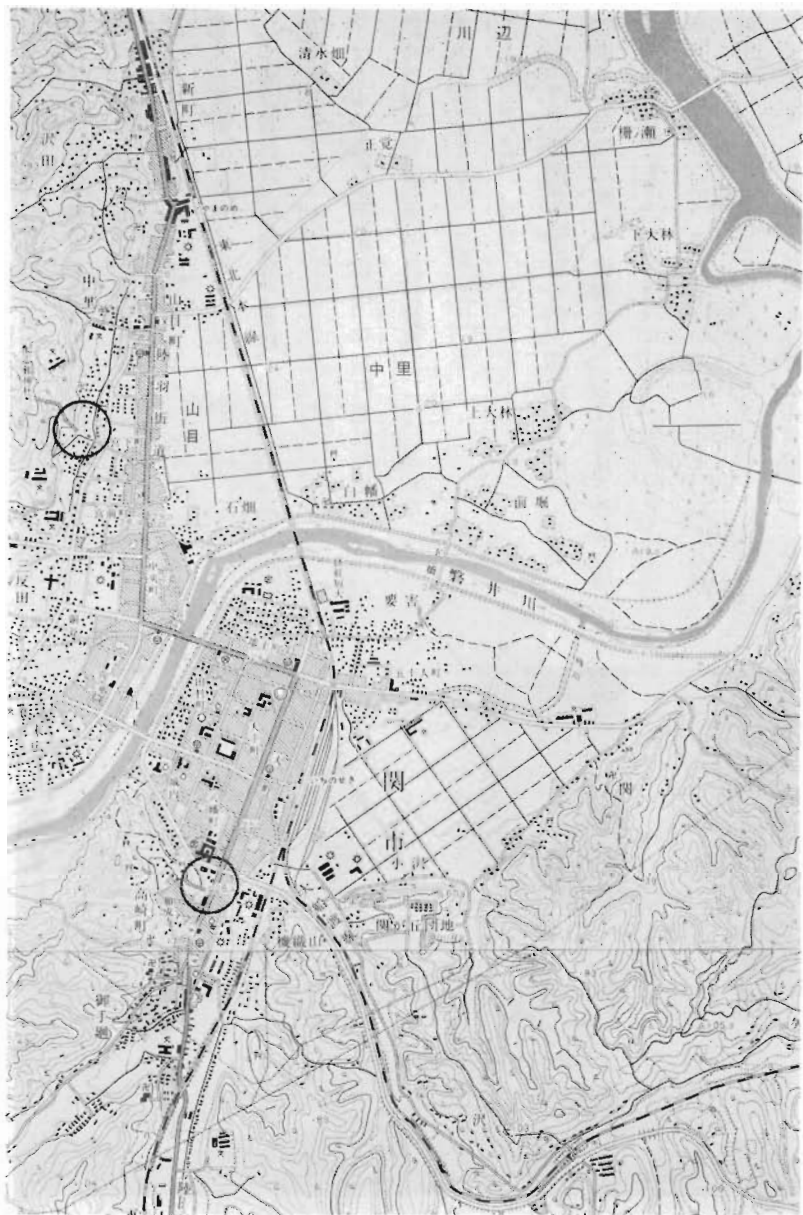
しかるに、さきに施行した調査によれば次の如く洪水の氾濫域となるところである。

国道四号脇の石段を上った所に径一・五米程の老杉の切り株がある。

これが、大洪水の際、避難民の船を繋留したと伝承される老杉跡である。

此処は、約一割勾配の斜面の肩附近にあり、船繋留には格構の場所であったものと思われる。

この地点の水位（洪水位）について、先づ、下限を推定してみる。



第20図 八幡神社坂下 配志和神社坂下 一関市

当時は雑草等も密生していたものと考え、航行限界を一米とすれば、標高二九・六米となる。

この水位はカスリン台風洪水より二・一米高く、現在計画されているハイオーダーレベル(HWL)より三・六米高い。

この水位による河道流量は、毎秒一〇、〇〇〇立方メートルとなる。

なほ本地点の上限水位は、平泉町毛越寿徳院境内の洪水痕跡と照合してみれば標高三二・〇米程度と考えられる。

としている。

従って、一関市宮坂町の内、国道四号右側(川側)に洪水氾濫の危険が、絶対ない、とは断言されない地域である。

同洪水について、地方史は、明治八年七月六〜八日の出来ごととしている。

しかし、この時の状況を罹災者は「享和二年の大洪

水にほうふつたり」等としているから、享和二年洪水は更に大氾濫に及んだことが想起されるのである。

四、一関配志和神社

配志和神社境内の姥杉伝説として伝承されるところによれば、一関地区における北上川洪水につき次の如く伝えられている。

「その年代等は不明であるが、昔、大洪水の時、同社の坂下まで洪水が押し寄せて、石段の右にある姥杉に親舟(北上川舟運の艀)を繋いだ」

と伝えられている。

配志和神社は、国道四号左側にあり、緩傾斜の参道を僅かに登ったところに姥杉があり、神社は、更に、急坂を登って、乱梅山(標高一五一・〇米)の中腹にある。同乱梅山の東麓が急傾斜を以つ



10 配志和神社の姥杉
舟を寄せたのは二階建民家の附近と伝う



9 釣山八幡神社鳥居附近
舟をつないだ姥杉跡は左方二米程高い所にある

て磐井平野に落ちむ標高約四〇米附近に姥杉があり、樹齢数百年と推定される老杉である。

同神社は延喜式内社に列する古社であり、社伝等によれば由緒は次の如くである。

一、勸請、景行天皇四十年日本武尊東夷御征伐ニ而當国御下向之節惡徒退散之依御願文瓊々杵尊 高皇產靈尊 木花開耶姫命 一社三神を此山に御勸請被成候由 奥州百座之内當郡ニ座之一と申云候 其後延喜年中菅仲之御子御修造有之候由ニ御座候事

とあり、姥杉の樹齢を一千年とする在地伝承も否定しがたいものがある。

姥杉附近の現況は、明治初期において山目小学校用地として切り崩し、高さ二米余の断崖を形成している。旧山目小学校敷地跡は、その大半を更に崩し、山麓に続く水田を埋め宅地造成が行われ、原形は甚しく損じられているが、山地より流出する陸水灌漑によって耕作された当時の水田は、姥杉の生いる山裾まで続き、低地を形成していたと推定され、その標高は約三三米程度であり、親舟繫留等は想像以上であるから、在地伝承は誤伝であれば幸いであるが、昭和二年カスリン台風洪水は、参道沿いの馬検場（標高二八・五米）に浸水し、更に、明治八年洪水は田村神社（八幡神社）鳥居下（標高二九・六米）附近に達しており、享和二年洪水は、更に、大洪水であった如くであるが、その痕跡は明らかでない。

従って、同伝承を肯定するものではないが、否定すべき何等の資料もなく、記して後考を待つものである。

五、平泉毛越寿徳院

平泉地区における洪水伝説に、

「年代等は明らかでないが、昔大洪水の時、寿徳院境内伊豆権現社参道脇の杉の木に親舟や避難の舟等を繫いだ」

と伝承している。

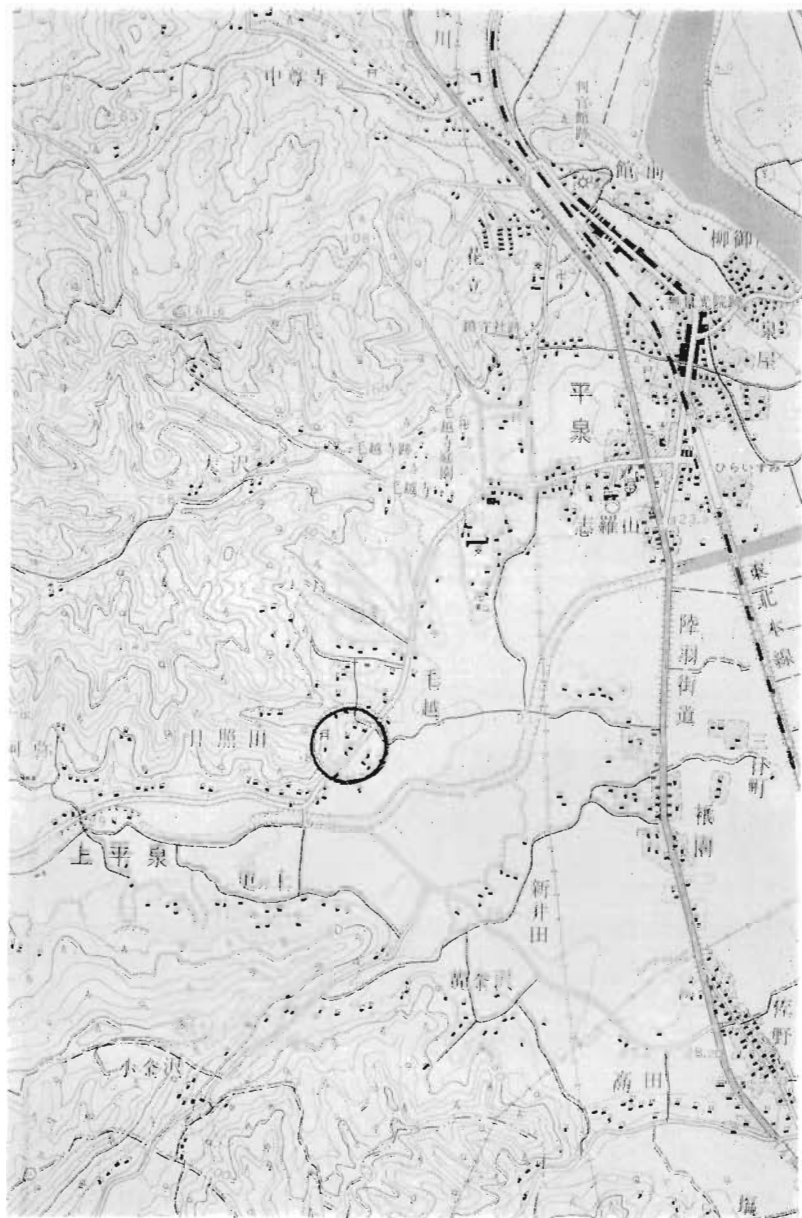
更に、「再三の洪水被害に起因したのであろうか、毛越寺十八院の内、二・三の例外はあるが、その殆どが、旧地に墓地を残したまま、毛越地内の高台に強制的（？）に移転させられている。最も甚しきは、高低差三・四米のため、移転距離七〇〇／八〇〇米に及ぶ僧院もある。」

と言ひ、伝承に残る洪水位を境としてその上位に移転しているのである。

さきに施行された調査によれば、県道平泉ノ敵美線を、国道四号より一・六杆程西上すれば毛越集落がある。この集落の寿徳院東側、道路脇に老杉があり、その老杉に避難民の船を繫留したとの言い伝えである。



11 伊豆権現の森（舟をつないだ杉木跡は民家の屋根の高さ）



第21図 平泉伊豆権現

水位（洪水位）は言い伝え等から標高三一・〇〇〜三三・〇〇米程度と考えられる。

この水位はカスリン台風洪水位より三・二〜五・二米高。この水位によると、河道流下量ば、毎秒二、〇〇〇〜一四、〇〇〇立方米程度となる。

としている。

毛越寺僧院の移転は元禄年間より行われた云々の伝承もあるが明らかでない。

しかし、祇園社の別当寺、感神院の移転は比較の後期で安永年間以降と伝えられる。（記録散逸により不明）

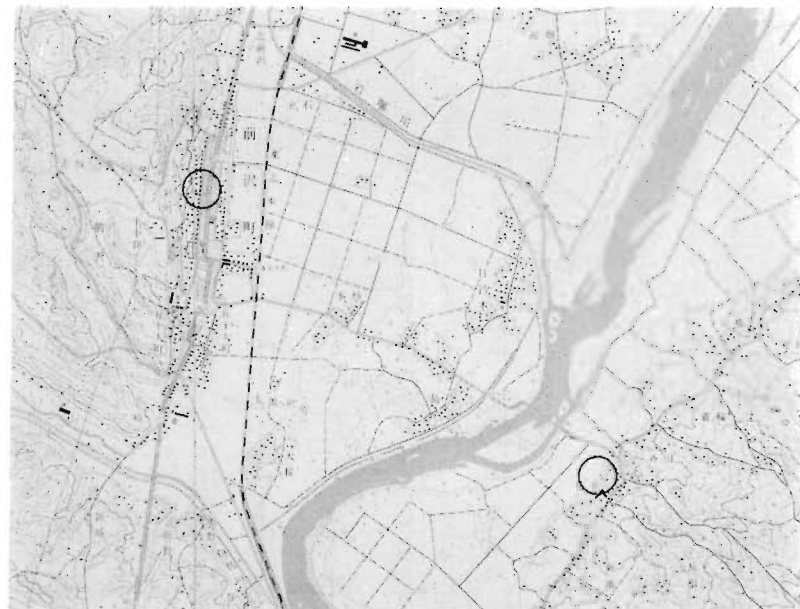
六、赤生津荒谷清水

束稲山の西麓、旧生母村赤生津^字荒谷に、古来如何なる旱天にも渇水の例がないと言われ、地域住民の飲料水等に重用される湧泉がある。（標高三一・米余）

年月等は不詳とするが、北上川大洪水の折、同湧泉が水没する洪水があり、対岸前沢の宿駅等も殆ど浸水し、水先は同町内西方山麓にある霊桃寺坂口（標高三一・余米）に及んだと伝えられている。

寺伝によれば（旧称宝林寺、中世寺院であるが近世前期において霊桃寺と改称）往昔、北上川大いに氾濫し、山門下の大機木に舟を繋ぎたり、と、伐採してよりすでに長年月を経たことなれば伐株も朽ちて跡形もない」と。

従って、北上河岸等における微高地、自然堤防等に散在する農家の殆どは軒先にも達し、甚大な被害をこうむるところであろうが、古記、伝承等も絶えて、その詳細等は明らかでない。



第22図 前沢町霊桃寺及び赤生津荒谷清水 胆沢郡前沢町



12 胆沢郡前沢町霊桃寺門前

七、北上鬼柳白鬚神社

和賀川合流点附近における最大洪水位を、北上市鬼柳町白鬚神社境内とする伝承がある。しかし、その洪水位を示すものがなく、漠然としている為、社殿の礎石を仮の目標として調査した報告は次の如くである。

白鬚神社は相去丘陵部より北方に突出した小丘にある。

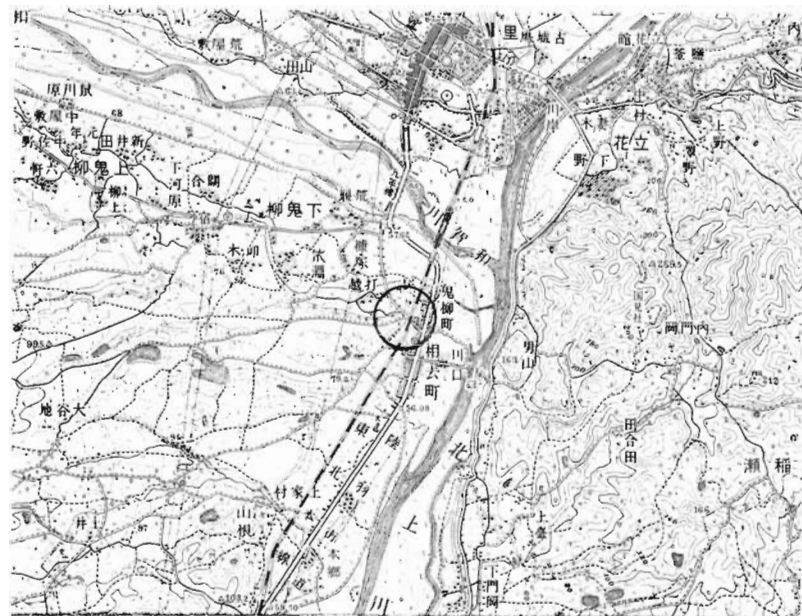
この神社は保食命を祀っている。地方の伝説によれば白鬚洪水の際、この神社の境内のみ残ったと言われているが、湛水したと思われる所を測定した結果、標高六九・二〇米と非常に高い。この高さはカスリン台風洪水位より一二・一〇米も高く、河道流量は想像をはるかに越えており考えられない高さで、伝説の神社と別のものか、当時の神社を高所に移転したものと考えられる。

当地区の河床変動を立花頭首工の敷高等より推定してみた。

立花頭首工（江刺用水取水所）は、江刺地区の農業用水を確保するため、承応元年（一、六五二）に開削され、当時、男山地点より取水していたものであるが、その後、河床の低下のため取水出来なくなり、大正九年（一、九二〇）に取水地点を約一・三軒上流の和賀川合流点に移し現在に至っているのである。

旧江刺用水取水所（平留水門）の敷高は現在も同じと判断されるので、北上川本川の水位と用水堰の水位を測定したところ、本川の水位四九・三六〇米、用水堰の水位は五〇・一九〇米で、〇・八三米の差が認められた。

又、用水堰は渇水時においても充分取水出来るように造られたものと思われるので、現在の北上川の渇水位を調べ



第23図 鬼柳字打越

北上市



13 白鬚神社の森と打越坂(右端)

てみた。その結果、昭和三七年～同四一年迄の五ヶ年平均の濁水位は四九・四〇〇米で、測定時の本川水位四九・三六〇米とほぼ同じ水位である。

以上より同地区の河床は約一米程度が低下したものと推定される。
としている。

以上の如く、河床変動が推定されるが、尚洪水位につき在地伝承の「白鬚神社境内」云々の再確認を行った処、相去丘陵の東北端が、旧胆沢、和賀郡界で標高六〇・〇〇米以下に落ち込み、鞍部を形成し、更に、緩傾斜を以って六九・五米を頂点とする小丘陵を構成しているのである。

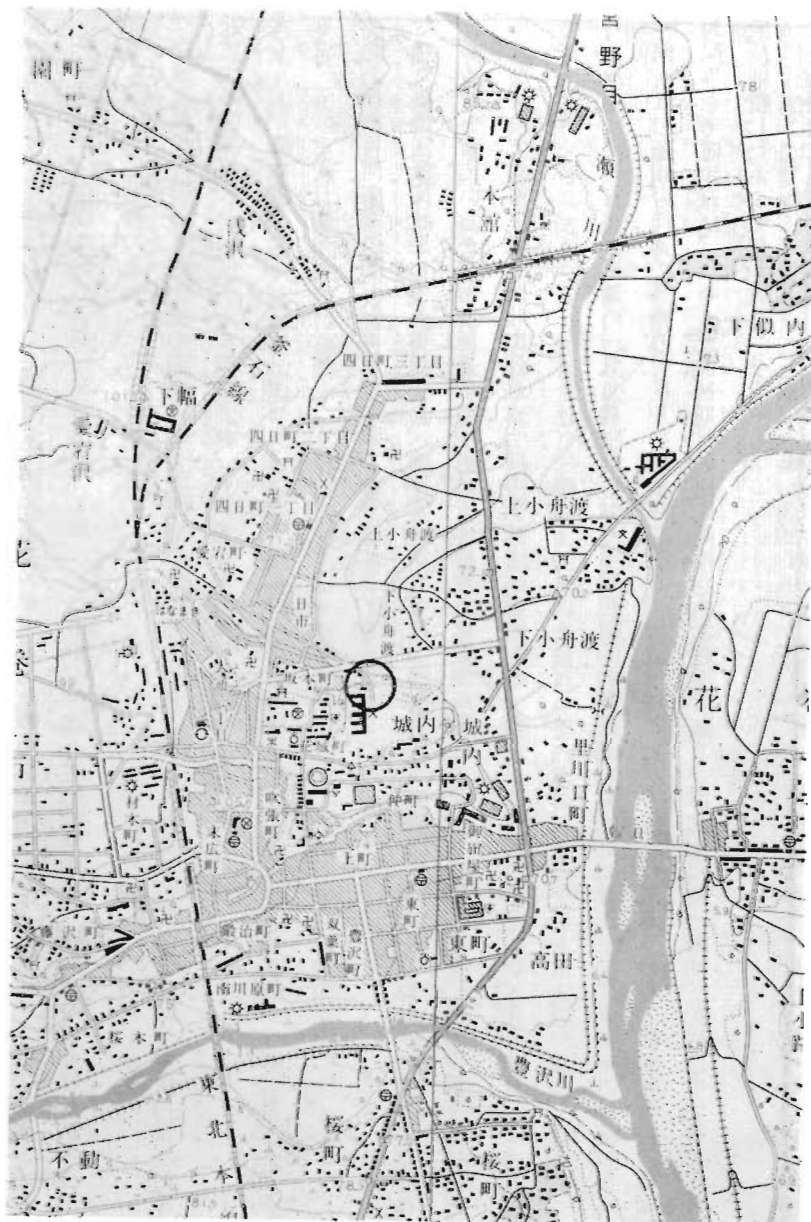
その斜面上に観音堂があり、頂部に前記神社等がある。

伝承に言われる白鬚神社境内は、相去丘陵と鞍部を界して突出する小丘陵を総称するところと言ひ、同鞍部はカスリン台風洪水においてもわずかに越流しているが、古の白鬚洪水は更に大きく越流して、白鬚神社の丘陵が、洪水流の中に孤立したというのである。

この時、洪水の越流した鞍部が、字打越の地名を以て呼ばれるに至ったと伝承されているのである。

八、花巻鳥谷ヶ崎城

花巻附近における最大洪水は、宝治元年(一、二四七)の白鬚洪水といわれるが、同洪水伝説は別述する如く、「神貫郡にては東胡四玉山の麓より、西は花巻城の搦手門のきわまで水ささえたり」とあり、更に、「恰も西湖の海面もかくやあらんと覚えたり」等とあって、猿ヶ石川の大出水による白鬚洪水で、宮野目、高木等の村々が、こ



第24図 鳥谷ヶ崎城搦手門



14 鳥谷ヶ崎城搦手門下

とごとく水没するに至ったと伝えているのである。
同地域における北上川及び支川等の河状は、既に、河道変遷等の項において述べる如くであり、甚しいものがある。

中世代までの北上川は、庫理量水観測所の下流、国鉄釜石線矢沢鉄道橋附近より国鉄線南側に沿う如く西流し、瀬川、枇杷沢川等を合し、本館（中世の城塞）の南崖下を経て、字浅沢、下巾、愛宕等の花巻段丘に従って四日市、一日市等の西裏を経て大きく反転し、東流し、鳥谷ヶ崎城（中世の名称、花巻城の古名）北崖下で左支猿ヶ石川を合せ、同城崖麓に沿うて南流する迂回河川であったが、その後の洪水（白髭洪水か？）等によって次第に左岸に移動し、近世初頭等においては四日市、一日市等の東裏（現在の枇杷沢川河道）にあり、その洪水氾濫が、同花巻（宿場町）の町家を浸し、しばしば、被害を及ぼすところであったから、河道切替工事が計画され、起工すること三度、貞

享三年（一、六八六）ようやく、現河道に切替工事が達成されたのである。

その詳細等は、既に高水工事(一)篇等で述べる如くであるが、河道と、その河床高等は洪水時における洪水位及び氾濫等に重大なる影響のあることは言うまでもない。

白髭洪水等における北上川の河道は、愛宕下等における古河道と推定されるが、同河道は、その後の洪水氾濫及び近世代の開発等によつて甚しく攪乱され、古河道における河床高等の確認は不可能である。

しかし、近世初頭における北上川本川の河道切替による旧河道跡は枇杷沢川の河道として現在残されるところである。

北上川の古河床高に關し、河床変動調査報告書に次の如く記されている。

「この地区は河状変化もあることと、猿ヶ石川大出水と言う水理現象もあり、当時（白髭洪水）の流量想定は困難である」としているが、新旧河道切替地点に近い庫理量水観測所附近の河床は岩盤であり、河床の低下等は殆ど考えられないのである。従つて、白髭洪水当時の河床と大差ない所と推考されるのであり、その標高は六七・五米である。

しかるに、一日市町東裏の一日市橋附近における枇杷沢川の河床高は六七・九米で、逆に高いのである。

同所は旧瀬川の河道でもあり、同川の流砂等によつて埋没せることが考えられるのである。前記報告書には「河川勾配等を考慮すれば、当時（近世初期）の河床高は六六米程度であり、旧北上川の河床は、新河道に切替てから約二米位堆積したものと思われる」としている。

同橋附近は、庫理方面より殆ど直線に西流した河川が、南流に転ずる彎曲部であり、更に、猿ヶ石川合流点のわず

かに上流に位置する所であつて、堆砂の多い場所である。従つて、中世代（白髭洪水等）においては、更に、河床が低いことが推考されるのである。

（註） 東西同一線上にある現河道の河床高（距離九一・二附近）が、六四・二米であるから、一・八米程度河床が低下しているものと推定される。

同地区における最高洪水位の記録は、左支猿ヶ石川合流点下流における高木（朝日橋）量水観測所における昭和二年カスリン台風洪水の五・五米であり、標高七五・四米附近の似内駅にようやく達するものである。

しかるに、宝治元年における洪水は、「恰も西湖の海面もかくやあらんと覺えたり」等とあるから、カスリン台風洪水より、更に、高水位に達したことが推定されるのである。

前記報告書は「カスリン台風洪水より四・五米高かつたと推定され、現断面で河道流下量を算出すれば毎秒一三、〇〇〇～一五、〇〇〇立方米となるが」としているのである。

従つて、さきに最大洪水位痕跡として計測した鳥谷ヶ崎神社参道石段下の八一米余は誤伝であつたとしても、標高七九・八〇米附近に達したことは推考されるが、中世代における鳥谷ヶ崎城搦手門の位置は未だ確認されるに至らない。

（註） 瀬川は昭和二七年度において河道が付替えられた。

（一） 鳥谷ヶ崎城搦手門は城の西北方に位置したと伝えられる。

第三章 主要洪水

第一節 前 扁

一、洪水の概況

北上川の初期河道は、すでに述べる如く、北上山地の西麓にあり、痕跡を明らかに止むところであるが、現時最早、脊梁山脈の東麓に近接するところである。

その遠因は、今更言うまでもなく洪水氾濫に基因するのである。

北上川流域における洪水は、年々歳々に及び、無慮、その数を知らず、且つ、その猛威も亦、計り知るところでなく、広大なる北上川沿岸平野、そして肥沃な沖積平野もその下層の殆どが、砂礫層であり、沈殿泥土層である。

以上の如く地質構造まで転換するに至った洪水は、原生代人類の足跡も亦、抹消し余すところがない。

更に、定着した住民によって生産経済社会が営まれた古代においても、数しれぬ洪水氾濫によって住民経済が、再三にわたり破壊されたことは推定されるが、その記録、伝承等は、文字なき文化期等と評される古代における事変であり、既に、伝承も絶え聞くよしもないが、土に刻まれた歴史は、これを実証しているのである。

(註) 同時代の文化を伝えるものは、北上川沿岸平野における弥生式文化であり、胆沢扇状地に現存する角塚古墳等である。

又、陸奥開拓期と称される上代においては、大和系住民による農耕文化の成立、その頭領たるものの支配権の執行等が推考されるのである。従って、記録等の作成も推定されるが、これ等在地伝承、記録等の総ては、大和政権の東征によって一掃され、わずかに中央府によって書き記された数節に上代洪水の片影を知るのみである。

更に、出羽郡司、奥六郡司等に任じた安倍時代^{及び}陸奥に黄金文化を築いた平泉藤原氏等の滅亡によって、更に、記録すべき在地伝承等の一切が抹殺されるに至ったのである。

その後における中世四〇〇年にわたる歴史の空白は、洪水の悲惨に泣く地域住民の記録も伝承も記録するところがなく、又、江戸幕府の成立によって構じられた封建社会は、庶民王制の政策となり、近世二一三〇〇年間にわたる罹災農民の覚書等も残されず、村役人共の留書等も残り少ない。

従って、その実態等を知ることが困難であり、洪水史の完璧を期することは不可能と云わざるを得ないのである。

主要洪水凡例

一、本編は、昭和二五年北上川上流工事事務所において刊行するところの北上川上流水害年表資料を底本として編成す。

二、底本の記事は原典に照合の上収録し、更に、補正を要するものは正し、確実性に問題があり、且つ、元典照合等の不可能のものは収録を避けた。

三、底本に脱洩する中小洪水においても、新資料により補足するところが多い。

四、古文書、古記録等は、元典の内容をそこなわない範囲において、句読点等を用いた。

五、底本は、南部領盛岡を主として編成されている。

六、岩手県南地方、旧仙台領等の洪水災害は、確認のため伊達文書に照合し、宮城県資料^{並びに}同県北部地方の資料等を参照した。

七、「奥羽地方洪水」等の記述は日本の気象資料によって照合^{及び}補足を行った。

八、本文の月日は、すべて旧記、古典等に記載されている月日である。従って、古来の陰暦日であるから（陽何月何日）と太陽暦日を附記した。

陰暦日、太陽暦日の対照は、すべて、内務省地理局編「三正綜覧」の陰陽対照表によって記入した。

二、上代

陸奥国の古代文化は大和系の住民によって開かれ、更に、上代文化へと伸展したのである。

しかるに、陸奥国等の古、上代文化を、前述の如く「文字なき文化期」等と評しているものがある。しかし、この見解は誤も甚しいものではなからうか。

それは、北上川沿岸の開発の如きは、陸奥国守上毛野氏（八世紀前期）、あるいは、その系類者等と伝えられている。従って、中央文化を持った者によって開発されたことが明らかであるからである。

その後、奈良朝末期より平安朝初期に及ぶ東征等による時勢の変転によって、在地記録、伝承等が消滅するに至ったのであって、文盲文化と誤解される如き文字なき文化期ではなく、既に、記録を失った無記録文化期と称さるべきであらう。

従って、北上川における洪水等も陸奥開拓期等における中央の文献に、その片影を知るのみである。

それは、同文献等も亦、北上川の洪水を、洪水記録として伝えるものでないからである。

イ、陸奥国開拓期

弘仁二年（八一）十月四日（陽一〇月二七日）（日本後記）勅「征夷將軍參議正四位上太藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等」曰。省「去九月廿二日奏」云。隨「機量」便。更分「四道」士卒數少。充用処多。加以霖雨無「息」。転餉有「滯」。不「加」輜重「」。恐乏「兵糧」。伏望「点」加陸奥國軍士一千一百人「者」。依「奏」とある。

従つて、同年後半が降雨続きで、糧食の輸送が停滯し、志波城等における兵糧の欠乏が憂慮されると奏上しているのである。

志波城の兵站基地は胆沢城であらうから、輸送路の障害は胆沢川、和賀川、豊沢川等の出水及び洪水氾濫が推定されるのである。

更に、奏上して、

同年十二月十一日

其志波城。近「干河浜」。屢被「水害」。須「去」其処「」。遷「中」立便地上

と、征夷將軍陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂が、河川（雫石川）に近い志波城が、屢々洪水に因る被害を蒙るため河川に近い此の地より便地（より良い所）に城を造建して移ることを奏上しているのである。

志波城は陸奥国開拓期における大和政権の最北端における重要拠点としての城郭であり、胆沢城造建の翌、延暦二年（八〇二）造志波城使從三位行近衛中将坂上田村麻呂の造建する城塞であつて、北方防衛第一線の守城である。

（註）胆沢城は延暦二年（八〇二）陸奥出羽按察使從三位坂上大宿弥田村麻呂が、造陸奥国胆沢城使に任ぜられ造立し、

後、鎮守府が多賀城より移し置かれたところであり、陸奥国鎮定の基地である。

しかし、莫大な国費と膨大な労役を費して創建した防衛施設を、僅か、一〇か年にして「遷「中」立便地上」奏請し、徳丹城に後退するに至つたことは、国家的重大事である。

しかもその理由とするところは「屢被「水害」」とあるのである。

その詳細等は無論、知るところでないが、国家の重要施設であるところの志波城を移転する事は容易ならざる大事であり、その原因をなす雫石川洪水の氾濫とその被害は想像に余りあるものがある。

志波城は古来まぼろしの城塞と称され、その所在は謎とされている。

雫石川を前にして、同川の南岸段丘にある太田方八丁（盛岡市太田）は無名ながら胆沢城等と同じく陸奥国開拓期の城塞形式による典型的古代城塞として歴史家の、夙に注目される遺構である。

しかし、同太田方八丁城塞趾は、古代雫石川の河道に近く（第二期河道）、従つて、同雫石川洪水の氾濫に因つて、屢々、被害を蒙つたことは明かであり、更に、同川の河道変遷によつて、太田方八丁の北側が殆ど崩壊流失し、完全に北の防禦線を失っているのである。

従つて、太田方八丁は北方防衛の第一線守城としての機能を失うところとなり、主要施設（南大門、正門、正庁等）を解体移転し、太田方八丁が放棄されるに至つたと推定されるのである。

その後、雫石川の河道が、更に、太田方八丁の北域に深く侵入し、氾濫する洪水は、度々、内城跡を浸し、正庁跡の埋没する柱脚跡の浅い凹地に、洪水による濁水の沈殿砂と見られる黄白色の細砂が残留している。（標高一三二米程度）

従つて、陸奥国開拓期の後、暫く、洪水氾濫が、太田方八丁地内の殆どに及んだことが推定される。その洪水位は、三太郎洪水、アイオン洪水等より更に高水位に達しているのである。

(註) 一、太田方八丁に接する雫石川の河道は、平安時代初期頃までであらう。

二、太田方八丁を廢城とするに至つた洪水は、内城築地にせまる大洪水であらう。

三、雫石川河道變遷と河床低下により、再び、太田方八丁附近に及ぶ洪水の発生はあり得ないだらう。

四、柱脚跡等の凹地に異質の泥土、細砂等の残留現象は胆沢城址、水沢市姉妹林前遺跡(天神川兩岸)及び伊治城柱脚跡(宮城県栗原郡築館町)等の遺跡で認められない地層變化である。

五、本編が刊行なる頃には、歴史学界が太田方八丁遺跡を志波城跡と認定しているであらう。

ロ、奥六郡時代

胆沢、志波、徳丹城等の成立後における陸奥国は、比較的平穩の内に經濟發展が続き、国守、鎮守將軍等の陸奥国下向が少く、遙任国守等が多く、常に在地豪族等によつて代行されたと言う説がある。しかし、これを明らかにする資料もなく、天變地異を伝える記録などは更でない。

しかし、河道變遷等より推考する時、数多くの大洪水の氾濫が推定されるが、殆ど明らかでない。

奥六郡時代の末、康平五年(一〇六二)九月六日(陽一〇月九月)源義家が安倍貞任を衣河柵に追撃し、衣川右岸に迫りながら、同川の洪水に阻まれ、しばし、攻戦の手を休めるのやむなきに至つたのである。

陸奥語記 抜

同(九月)六日午時將軍(源義家)到ニ高梨宿一。即曰。欲レ攻ニ衣河関一。件関素隘路險阻。過ニ嵯函之固一一人拒レ險萬夫不レ能レ進。弥斬レ樹塞レ蹊崩レ岸斷レ路。加以ニ霖雨無レ晴河水洪溢一。

等とある。

しかし、その洪水は霖雨に因るところとある。従つて、北上川水系一帯に及ぶ洪水であり、北上川合流に近い衣河柵は、北上川の逆水による滯水が続き徒渉が不可能であつたと推定されるのである。仮に、支川衣川のみ洪水であつた場合を想定すれば、同川は急流河川として知られる支川であるから、洪水の流下が早く、短時間で終了するのである。

更に、胆沢川左岸西根村(金ヶ崎町)舟越神社の社伝にも、

康平五年伊予守源義家公御父子安倍貞任御征伐之節 胆沢川洪水ニ付御味方ノ勢相渡申可く様無之候処 何方共不知老翁舟ニ乗リ来リ相渡シ候ニ付 不思議被思召 義家公老翁被相乗候由伝候事

とあり、更に、盛岡市大字土淵の鹿嶋神社の由緒につき、奥々風土記に

往昔、康平ノ年中、大將軍源賴義朝臣、朝敵安倍貞任等を征伐めんとする時、厨川ノ城の南なる、窺葛川(諸葛川)の水かさ増りて、打渡らんすへなかりしかば、賴義朝臣、深く神力を乞祈奉りしに、不慮、川ノ中に嶋出たり、それをたよとして、無難打渡たりとなん。

故レ此、国平け給ひし後に、此処に鹿嶋ノ大神を齋き奉られたりとぞ。云々
とある。

従つて、康平五年の洪水は、同年後半における霖雨に因るところであつて、北上川本支川等にわたる洪水であり、平安前期における記録に残された唯一の洪水である。

ハ、平安後期(平泉藤原時代)

藤原清衡が江刺豊田館より平泉に移り、中尊寺を中心とする仏教文化を創始してより三代にわたる黄金文化期には、北上川が北上山地西麓にあり、藤原氏は、洪水防止を目的として諸士屋敷町等を圍繞する堤塘を築造したこと

は、既に、述べるところであり、清悦の物語る津浪伝説も亦、別述のごとく文治四年閏四月廿八日（六月下旬～七月上旬）のこととしている。

（註） 閏年は文治五年（一、一八九）であり四月廿八日は陽曆六月一三日である。

しかし、天候等は伝える所がなく不明であるが、推定を許されるなら、前夜の上流地方における異状豪雨による出水ではなからうか。「卯の刻半（午前七時）の时分、俄に北上川海へは不流して、衣川と一面になり、高館の御所へ津波よせ来る（中略）半時（一時間）^{ばかり}計に、つなみ引陸地となる」（再出）とある。

津波の原因は、豪雨による異状洪水であり、諸士町を圍繞する平泉堤防の一部が破堤し濁流が堤内（町側）に充滿して起した現象であり、第二波の津波は、洪水波及の時差に因る猿ヶ石川、平石川等の洪水流によるものであらう。

更に、吾妻鏡によれば、翌、文治五年における源頼朝の平泉征伐の日（八月廿一日）「戊申甚雨暴風」とあり、又「廿二日己酉甚雨」「只颯々秋風雖レ送ニ幕之響ニ蕭々夜雨不レ用ニ打レ窓之声」と特記される降雨があり、一月八日に至り「今年有ニ稼穡（耕作物）不熟愁ニ二品（源頼朝）相ニ具多勢ニ数日令ニ逗留ニ給之間民戸殆難ニ安堵ニ」とある。

同年は洪水等に因る凶作年であり、頼朝の大軍の逗留によって庶民の糧食が欠乏し、住民が安じて居れないと言うのである。

更に、文治八年（建久三年一一九二）母体において堤塘一一〇間（約一九八米）破堤の洪水がある。（明治初期の岩手県による北上川調査書）

従って、平泉末期の一時によつても北上川洪水が例年の如く繰返されたことが明らかである。

三、中 世

古代洪水は地層によつてその片鱗が知られ、上代洪水は数少い資料によつて、わずかながら知られるが、中世四百年間に及ぶ歴史の空白時代における洪水は、南部藩によつて伝えられる宝治元年の白髭洪水が唯一の洪水であり、その他の洪水については、伝承の発掘、痕跡調査等もまったく不可能である。

イ、宝治元年洪水（一、二四七）

早池峯山系における異状豪雨に起因すると思われる宝治元年の白髭洪水伝承は別述する如くであるが、更に、南部郷村志等を見れば、「獵人藤藏・忠兵衛所レ納之弓箭、手鋒等川原坊為ニ什物一相伝宝治元年逢ニ大洪水一而云流失」等とあるのみにて、その他、被害等の詳細は伝えるところでない。

更に、同洪水によつて流失すると言う川原坊について、和賀稗貫郷村志は次の如く伝えている。

「快賢聖といへる人^{私に其時代を推量するに}頼朝以後、若は、北条九代の内なるらんか、当山に参詣し、その霊地たる事を知て、深く神威を仰ぎ、頂に権現を信す、遂に、山の麓に一寺を建立し、河原坊と名付、亦、嶺上に新に宮を建候」

とある。

しかし、川（河）原坊附近の河状はカスリン・アイオン台風洪水によつて旧況を失い、更に、川原坊跡も亦、近時林道開発によつて地形を変じ、その痕跡が著く破壊され、白髭洪水の水位、流量等を推定することも不可能の状態である。

更に、宝徳三年（一、四四九）奥州に大洪水あり」とするものもあるが、在地伝承等が絶えてその概況さえも不明

である。

只、江刺平野における一か村七軒時代と称された頃、軒先に及ぶ大洪水があった」と言う口碑伝承がある。しかし、確証を得るものでなく、記して後証を待つ。

四、近世

中世末期織田、豊臣時代にほぼ成立する流通経済が、徳川家康によって確立されるところとなり、全国大小名等は自藩経済確保のため、流通経済に乗る米、麦、豆類、塩、乾物、陶磁器等の生産販売を奨励しているのである。

伊達、南部藩等も亦、同様であるが、特産品を持たぬ兩藩等においては、領内開発による農産物に依存するところが多かったのである。

従って、冷害、洪水等に因る減収、凶荒等は、住民の死活問題であると共に、藩財政に重大なる影響を及ぼしたことは明らかである。

しかるに、各々、城下町における広瀬川、中津川等の小河川における洪水等の記録は、比較的多いが、北上川、阿武隈川等の大河川における洪水記録等は殆ど残されていない。

もっとも、北上川洪水の如きは、各々の代官所々管事項として処理されるところであろうが、その総ては、御郡奉行、勘定奉行等によつて集約されたと推定されるから、当然、藩庁において記録された文書等が有り得る筈である。

しかし、公式記録として残されるものは甚だ少く見るべきものは殆どない。

わずかに残る民間資料の如きに至つては、地域性にとほしく、住民の身辺におけるものが多く、且、単年度限りも

しくは単一洪水毎等で、甚だ断片的なものであつて、被害状況等の比較検討などは不可能である。

従つて、北上川における洪水史としては十分なる資料を得るに至っていないのであるから、未完成な洪水史（近世編）にすぎないが、資料の散逸をおそれここに集録して後考の資とする。

（一）初期

近世初期の洪水については資料が甚だ少く詳述するには至らない。

イ、寄水観音伝承洪水

寄水観音は平泉町^中佐野原にあり、毛越寺一山総持の観音であるが、古くより、祇園社別当感神院が主として管理するところであり、同観音縁起によれば、「往昔、北上川洪水の時、仏像堂共に流よりたるを安置せし所なり」とあり、その洪水を「文禄年中（一、五九二～一、五九五）の洪水に流れよりしと云」と平泉旧蹟志等の伝うところである。

同社境内は、標高二五米附近にあり。

ロ、慶長一三年（一、六〇八）洪水

十二月廿九日（陽慶長一四年二月三日）北上川大水まし舟老艘も無之ながれ申候」（只市文書）と、洪水常習地帯江刺平野の内、洪水激甚地として知られる高寺村（江刺市愛宕）肝入文書に特記される洪水である。しかし、被害等の詳細については明らかでない。

（註） 同年洪水が民間記録に見られる洪水の初見である。

ハ、同一四年（一、六〇九）洪水

二月十日（陽三月一五日）暴風雨にて北上川洪水となり、登米（宮城県登米郡登米町）寺池城下民家浸水す「云々とあるが、北上川上流部における洪水記録は見当らない。

しかし、登米地方において氾濫する洪水が、中流部及び一関地方等に氾濫の及ばないことは、先づあり得ない。従って、同洪水における上、中流部等の記録は既に散逸されたものと考えられる。

ニ、同一八年（一、六一三）洪水

六月廿四日（陽八月一〇日）北上川大洪水」と、日形村（西磐井郡花泉町日形）肝入増子文書は伝えている。しかし、その詳細は明らかでない。

（註） 増子氏は、北上川狭窄部の日形村^キ下清水に住する、中世以来の豪族である。

ホ、元和三年（一、六一七）洪水

四月十一日（陽五月一五日）己巳昨夜ノ大風雨ニ依リ午刻ヨリ広瀬川暴張、城下ノ大橋并ニ花壇ノ橋等皆漂流ス、其外所々破損夥シ、殊ニ、所々ノ郷邑ニ水押し揚ケ溺死スル者アリ」と、更に、廿四日（陽六月七日）戊午洪水御領内郡邑所々破損ス^委不伝^ハ」（伊達治家記録）とある。

前者は、青葉城下における洪水を主としているが、後者は、城下以外における洪水であり、仙台北部地方の洪水で、北上川流域等の洪水であろう。

（註） 元和三年洪水が、伊達領の記録に残る最初のものである。

ヘ、寛永八年（一、六三一）洪水

寛永末年（八年）六月十九日（陽七月一八日）ヨリ大雨ノ処、廿日朝強降り中津川、雫石川、北上川、築川大洪

伊達領河川別洪水氾濫域

河川名	計画氾濫面積 ^{km²}	同比率 [%]	備考
阿武隈川	170.0	9	宮城県内
名取川	59.3	3	
鳴瀬川	176.0	9	
江合川	208.4	11	北上川洪水の逆流が多い、同上
迫川	357.9	19	
北上川(宮城)	726.4	39	
同(岩手県南)	186.0	10	和賀川合流点より下流
計	1,855.1		

（註）伊達領における水害による被害の多くは宮城県北部及び岩手県南四郡における被害である。

（2）北上川水系（江合川、迫川、北上川）の洪水氾濫域合計は伊達領洪水氾濫域の79%に及んでいる。

従って、局部的豪雨に因る洪水以外の、伊達領における水損の殆どは、北上川水系に関係するものである。

水、馬場丁下、鷹匠小路、上衆小路、袋丁、大沢川原辺水高也（七十九年^{註記前}）ノ白髪水高一丈二尺也、此度ノ水高二尺余高シ）

高五万六千石余御損也、流家百三十五軒、潰家六十一軒、崩山百十一ヶ所、川欠二百三十三ヶ所、倒木二千五百十九本、堤大破十一ヶ所、溺死五十二人、溺死馬十八匹、然処、平石川洪水ニ付、飯岡村穴口崩レ用水堰塞リ、数万石ノ留池荒レ可申由ニ云々」と南部領水害雑抄にある。

（註） 寛永八年より七十九年前に白髪水があると言うが、逆算によれば天文二二年に当るが、洪水の記録等は無論なく、伝承も亦、既に絶え聞くところでない。宝治元年の白髪洪水まで遡れば三八四年となる。同洪水は、不来方（盛岡）地方に影響がなく、伝承等もない。

同年登米地方において「九月洪水あり」と伝えている。伊達治家記録によれば「九月十八日己丑（陽一〇月二三日）去ル十四日ヨリ霖雨、今日洪水、仙台川ヨリ御城辺マテ暴張ス、上方ニ於テモ同々洪水人馬死スト云々」とある。

第三章 主要洪水

ト、同十四年（一、六三七）洪水

同年六月北上川大洪水、諸国洪水ニ而作毛捨リ、米高直ニ付、翌年迄酒餅御留成。
 附リ、後年ニ丑ノ年之洪水トハ此度之丑ノ年ヲ云々（増子文書）

とあり、更に、伊達治家記録寛永一四年丁丑六月の条に、

廿三日庚申（陽八月一三日）朝ヨリ大雨

廿四日辛酉雨不止

廿五日壬戌雨不止

廿六日癸亥洪水 仙台城へ通路ノ橋流落シ、河ニ近キ諸士ノ家モ流失ス、御領内南ハ米沢境、北奥ハ南部境マテ河ノ近辺不
 残水押シニ成リ、逢隈川、北上川筋ノ郷邑ハ水支へ作毛ノ様子モ見へス、人馬多ク溺死シ、御知行大形三箇ニ余モ損スヘシ、
 如此ノ洪水前代未聞ノ由、古老ノ者モ中ス。
 追テ、人馬溺死家屋田畠損失ノ改メ如左。

一、人数合 二百廿一人流死

一、馬数合 千三百八十五匹流死

一、家数合 三千二百六十七流

一、田合 七千五百八十三町五反七畝

此内 一、千七百七十七町一反五畝 川欠山崩水代捨

一、六千六百六町三反二畝 当毛捨

一、畠合 八千五百九町四反九畝

此内 一、二千六百五十一町九反一畝 川欠山崩水代捨

一、五千八百五十七町五反八畝 当毛捨

二口田畠合 四千三百二十九町一反六畝 永代捨

同田畠合 壹万九百六十三町九反 当毛捨

二口合 壹万六千九百九十三町六畝 捨

とある。

同洪水に関する伝承、口碑等は、伊達領の殆どの郡郷に「丑の年洪水」として伝えられるところであるが、同領内
 北上川水系における被害高を、仙台城以南の被害高を差引くことによつて推計すれば

区	分	総	数	阿武隈川、名取川外	北上川水系及鳴瀬川等
溺	死	者	一三二一人	六四	一五七
流	死	馬	一、三八五四	二〇二	一、一八三
家	流	失	三、二六七軒	一、一一〇	二、一五七

等である。

同洪水も亦、幕府に上申されることは例外でなく、江戸詰家老によつて「公儀へ言上」されている。

同書翌一五年戊寅四月の条に

十六日巳酉 阿部豊後守殿ヨリ 御家老一人御城へ差出サルヘキノ由申来ル 古内主膳ヲ差出サル所ニ、古河侍従利勝朝臣
 土井大若狭侍従忠勝朝臣酒井讃 阿部豊後殿御列座ニテ去年忠宗（伊達）領内水損ニ就テ銀子五千貫目拝借成シ賜ヘルノ旨 仰
 炊頭 渡サル。

十九壬子 御拝借ノ御礼トシテ御登城、公方御前近ク召寄せラレ、去年在所大水具ニ聞召サレ御笑止千万ニ思召サル、箇様
 ノ義終ニ誰ニモ仰付ラレストイヘトモ、其方事ハ格別ニ思召サルニ付テ拝借仰出サルノ由、種々辱キ上意アリト、云々

とあるが、此の間の事情を東藩史稿は次の如く略述している。

第三章 主要洪水

四月十六日 將軍持命アリ、去年洪水ニヨリ銀五千貫日ヲ貸サル、一駄二十貫日ニシテ凡テ二百五十駄ト云フ、即チ、之ヲ賑恤ス

としている。

その返済に關し、同月廿一日、黒印狀を以て仰出されるところによれば、被害の最も多大であつたところの百姓共に關する処置は、次の如く寛大なものである。

伊達治家記録四月廿一日の条抜

一、在々百姓共水損ニ会候而、及レ餓候所^五ハ、郡奉行^二見當一金子貸置当秋其所之総場次第^二、米ニテ可^二召上^一候 米ニテ^レ成所ハ綿花麻、雜穀其外何ニテモ百姓勝手次第^二可^二召上^一候 若又金子ニテ召上候所ハ、当年中ハ無利足、来年^五越候者三割之利足ニテ可^二召上^一事。

等あるが、南部領には伝承も残されていない。

(二) 前記

正保二年(一、六四五)洪水

九月一日(陽一〇月二〇日)北上川大增水により、盛岡城の一部に被害あり」とあるが、その他、城下町等における氾濫、被害等については明らかでない。

しかるに、同南部氏の枝城であるところの花巻城における被害は大きく、花巻古事記に「同二年九月一日北上川大水、御城(花巻城)御風呂屋の方五間計り崩落、時鐘堂共ニ川ニ落ル」とある。

従つて、盛岡城下における洪水は、北上川の洪水ではあるが、同城下町に氾濫する洪水ではない。しかし、猿ヶ石川を合流後における花巻地方は大洪水とある。

その原因は、同猿ヶ石川の出水と推定されるが、同川沿岸における資料欠除によつてこれは明らかでない。

更に、下流地方の伊達領等の情況も亦、不明である。

正保三年(一、六四六)洪水

五ノ六兩月にわたる大雨により稲腐る」としている。

南部雜書(盛岡城家老席日誌)は七月二五日(陽九月四日)より大雨降り「同月廿七日北上川大洪水となる。盛岡城下中津川三橋落る」とある。

東藩(伊達藩)史稿は同月の条で「二十六日封内大水アリ稼ヲ傷フ」としており、更に、伊達治家記録には「廿七日辛未仙台昨今兩日大雨洪水、御領内北上川ヲ始メ所々暴張スト云々」とある。

従つて、七月二七日洪水は、北上川全川にわたる大洪水であつて、その被害が甚大に及んだことが推定される。

(註) 東藩史稿の二六日は誤りであらう。

また、同年八月十三日大雨あり、同十六日(陽九月二五日)に至り大洪水となり、江刺郡田茂山村(水沢市羽田町)宇草井沼(十数戸の集村)が、北上川の派川によつて、母村より分断され中州となる」とある。

(註) 明治中期における内務省直轄施工の北上川低水工事に依つて、胆沢郡佐倉河村(水沢市)宇杉ノ堂地先における旧北上川河道に、締切堰堤が設けられてより(同二〇年頃より数年間にわたる工事)、宇草井沼は北上川右岸地となるに至つた。

正保四年(一、六四七)洪水

月日不詳 盛岡城下、中津川洪水、厩前橋落ち、中ノ橋より下流の侍町川原となり、新山橋四間流失す」とある。

しかるに、紫波郡以下北上川沿岸に洪水氾濫の記録は見られない。

参考事項にすぎないが、伊達治家記録同年八月の条に、

「一六(陽九月一四日)甲申昨夜中ヨリ大雨、今日洪水 申刻(午后四時頃)御城下大橋、中二十間流落シ、渡リ懸ル者三人没溺」云々と、広瀬川の洪水を伝えているが、領内の被害には及んでいない。

寛文二年(一、六四九)洪水

磐井地方 夏 北上川暴張す」とあるが、伊達治家記録六月一六日の条に「去月廿二、三日(陽七月三日)ヨリ北上川洪水、当月三日マデ水支へ、其後、漸ク落払フ所ニ、又、当月十二日ヨリ水増シ、今日ヨリ減スト云々、雨フラスシテ両度洪水ナリ、寛永十四年ノ洪水ニ比スルニ、高低ヲ争ウト云々」とある。

伊達領の北上川沿岸一帯(岩手県南、宮城県北等)にわたる洪水と推定されるが、湛水期間の長期に及んだ洪水として特記すべき洪水である。

更に、盛岡城下中津川の洪水によって上ノ橋流失すと言うが、月日が明らかでない。

万治元年(一、六五八)洪水

五月二十五日(陽六月二五日)雫石地方大雨洪水」と岩手県史は伝えている。

しかし、北上川本川の洪水には至らない。

万治二年(一、六五九)洪水

北上川中流部磐井郡日形村(西磐井郡花泉町日形)における洪水として増子文書は、

五月十一日(陽六月三〇日)北上川大洪水ニ而日形土手五拾間押切、此年追々之洪水ニ而切土ヨリ水押込田畑諸作大水損ニ

相成申候ニ付、新土手付添上置翌四年迄御普請相成 人足八千五百余、上下伊沢、西磐井、なかれ流ヨリ被仰付候」とある。

従って、同洪水は中流部に限定されず、北上川沿岸仙台領奥郡(江刺、胆沢、磐井郡)等に広く及んだと推定されるが、最も甚しい被害は日形堤防の決壊であろう。

(註) 万治年間における堤防は、日形堤防以外に二、三堤あるが、小地域に限られる断片的堤塘のみである。

しかし、南部領における記録は殆ど「不作」としている。

寛文二年(一、六六二)洪水

九月(太陽曆一〇月)盛岡近在大洪水云々」とあるが、その日時及び氾濫地域、被害状況等は明らかでない。

しかるに、南部藩士によって編成されるところの「内史略」等は、「寛文二年九月大洪水、白髭洪水と云」とある。

しかし、同洪水に関しては、紫波地方以下仙台領北上川沿岸等に伝承も残されていない。

同年の洪水として、河川調査書(岩手県編)は「北上川は東磐井郡薄衣村^宇諏訪岸頭ヨリ一直線ニ弥栄村(西磐井郡)東端ヲ南流セシモ、洪水毎ニ奔溢沿岸ヲ襲ヒ、薄衣村ノ西端ヲ潰崩シ、殊ニ、寛文二年十二月大洪水際ニシ中州ヲ現出セリ云々」としているのである。

従って、同年九月洪水の胆江地方等に及ぼした影響は不明であるが、一二月洪水の被害は、中流部のみでなく磐井平野に及んだことは推定される。

(註) 盛岡測候所は、九月洪水を北上川における一一大洪水の一としているが、その基礎的資料は公表されていない。

寛文八年（一、六六八）洪水

稗貫郡高木村（花巻市高木）新川文書は、同郡下における洪水を「年中雜記」に次の如く書き留めている。

九月（日時不明）大雨ニ而、大堰ヨリ川口町、水揚往来不叶横丁、下門兩所ヨリ小舟ニ而往来、橋本勘助家並隣家共式軒流れ、深サ四尺余之れあり」としている。

（註）別本に「式軒流れ御町内水四尺余有リ」とある。

地域的豪雨による洪水であろう。他の地域に、記録、伝承等もない。

寛文一〇年（一、六七〇）洪水

同年六月三日（陽七月一九日）盛岡洪水とある。

南部關老遺事は「寛文十庚戌年六月三日洪水、中津川ノ三橋及、夕顔瀬^{いきよう}堀橋皆流失」とあり、只市文書は「同拾年六月三日大水まし、麦大分ながし申候」とある。

更に、増子文書は「同年六月三日北上川洪水ニ而水門一字押払、彦九郎、久左エ門畑 高山屋敷上ト式ヶ所切 町屋敷通土手斗残其外ハ水取越申候 田畑共八拾貫余相捨 水先ハ大堤土手迄 熊田海道式尺程相残 田畑、麻、粟、稗、大豆等何処一字朽申ニ付 毛作捨申分高改高老メ文ニ四切宛積四拾八メ文^江老分刺百拾式切被借下候云々」とあり、稗貫、和賀地方を除く殆どの地域に同年の洪水が伝えられ、更に、下流地方における記録にも「六月三ノ四日風雨北上川大洪水」等とある。

従って、同年六月洪水は北上川沿岸全域にわたる洪水であつたのである。

（註）（一）堀橋（いきよう）土橋

（二）田畑共八拾貫余 田畑面積約五ノ六〇町歩

寛文一一年（一、六七二）洪水

同年夏六月三日（陽七月九日）の出水は、洪水と言う程のことではないが、日形村の堤防における排水門が、一部破損の被害を蒙ると同村肝入増子文書に次の如くある。

「寛文拾老年御藏入罷成 夏中之水増ニ水門戸平前古堀横続ヨリ穴之内^江水相入水門役立不申ニ付云々」としている。

しかし、同年は上流地方盛岡方面及び下流部等に洪水の記録は残されるところでない。

従って、北上川の洪水と言う程でなかつたのであろう。

しかるに、日形においては水門の破損により被害を蒙り、更に、同水門の復旧工事に一、九〇〇余人の人夫を要しているのである。

寛文一二年（一、六七三）洪水

同年の洪水について、南部藩雜書六月の条に「六月晦日（陽七月二三日）和賀川洪水、殿様（南部重信）昨夜黒沢尻ニ御一宿被遊由ニ付、花巻（花巻城）橋山七左衛門ヨリ申来ル」とある。

（註）六月は小の月であるから晦日とあるは二九日である。

参観交代の道に係る和賀川下流鬼柳渡の川止によつて、藩主が予定外の宿泊を余儀なくしているのである。従つて、和賀川及び同川流域の洪水は明らかであるが、北上川本川に及ぼす影響は明らかでない。

更に、同年七月七日（陽八月二八日）南部花印（南部領花巻の記録）は次の如く記している。

「同月七日午刻（正午）より翌八日卯刻（午后六〜七時）まで大雨、北上川洪水」とある。

（註） 同年は六月閏であり、七月初めが八月末となる。

従って、同地域における洪水被害の少なからざることは推測されるが、上流盛岡地方及び下流一帯における洪水状況は不明である。

延宝四年（一、六七六）洪水

日時等は明らかでないが、同年の洪水記録は、中流部に多く、殊に、黄海地方においては北上川本川と共に黄海川の洪水を伝えている。

しかし、上流部（和賀、江刺、胆沢郡等）沿岸平野においては北上川大水等とするものが多く、遠野地方における「大洪水に因る不作」とある程度である。

従って、同年の洪水は、北上山地における豪雨等に因る北上川左岸支川猿ヶ石川等の洪水で、北上川沿岸には氾濫の及ばない大出水に終ったようである。

延宝五年（一、六七七）洪水

同年洪水につき南部花印に「六月十一日（陽七月一〇日）雷、大雨洪水ニ而不明御門外御堀から堀ニ成ル」とある。

同洪水は盛岡城下及び中流部等（胆江地方資料未発見）の広範囲にわたり伝承されるところであるから北上川全川に及ぶ洪水であろう。

更に、同花印に「七月二日（陽七月三一日）未刻（午后二時頃）大雨ふり、翌日もふり、申上刻（午后三〜四時

頃）大地震、市中洪水」とある。

しかるに、同洪水に関し、盛岡城下並びに猿ヶ石川流域等に洪水伝承を聞かない。

従って、花巻地方における異状豪雨に因る洪水と推定される。

延宝六年（一、六七八）洪水

同年七月一七日（陽八月四日）大雨、北上川洪水とあるが、南部花印には「七月十七日大雨ニ而洪水、馬場口御門脇御堀破レ御城代四戸金左エ門、野々村宇右エ門ニモ右場所へ相詰 町人足三十人申付、外御給人小者等迄詰 此洪水ニ而破損所モ所々有之鬼柳通り田畑水押ニ相成リ雑穀モ一切持不申候間、毎年被仰付候高百石之大豆御免被下度段願上」云々とあり、稗和地方の洪水によって、鬼柳通り（南部藩行政制度の区画名）が少なからざる被害をこうむっている。従って、江刺、下伊沢郡等も亦、洪水の波及によって被害の発生が考えられる。

しかし、盛岡城下及び遠野方面等の上流地方並びに中流、下流部と共に洪水記録、伝承等が残されていない。

（註） 同洪水は、稗和地方における局地的豪雨による洪水ではなからうか。

延宝八年（一、六八〇）洪水

南部花印は「閏八年廿一日（陽一〇月一三日）二日、三日、廿五日雨ふり、廿六日洪水」とある。

廿六日の洪水は霖雨に因るところであり、南部、伊達領等、広範に及ぶ洪水と推定されるが、記録、伝承等は絶えて残されていない。

しかし、下流地方においては、「同年夏早抜にて無仕つけ所あり、秋大洪水」とある。

従って、南部花印の伝える閏八月二六日洪水は太陽暦の一〇月一八日に相当し、下流地方における「秋大洪水」と

期を同じうするものであらう。

従つて、同年秋の洪水は、北上川全川にわたる洪水であつて、胆江、磐井地方における記録、伝承等が逸しられて、関連を失うに至つたものと推定される。

天和二年（一、六八二）洪水

下流地方においては、「六月二十四日（陽七月二十八日）より七月三日まで雨降り続き大洪水」云々としている。中流部日形村における水門が損傷し、その応急工事に人夫四〇〇人を要している。

同洪水は、霖雨に因るところであり、少くとも胆江、磐井郡等に及ぶところであらう。

（註） 同年南部領は「不作」とある。

（三）中 期

貞享二年（一、六八五）洪水

七月十三日（陽八月一二日）領内（南部領）大洪水盛岡城追手門より東方川岸土手崩れると言うが（岩手県史）、詳細は明らかでない。

更に、同年南部領の作況は中作とあり、下流地方伊達領に至つては洪水伝承等がなく、作況についても特記されるところがない。

貞享三年（一、六八六）洪水

同年洪水につき南部花印に「七月十四日（陽九月一日）大洪水」とあり、下伊沢地方においては「七月十四日大雨北上川洪水」と伝えている。

更に、下流地方においては「貞享三丙寅年夏洪水ニ而作物水ノタメ腐朽ス」としている。

従つて、同洪水は北上川全川にわたる洪水と推定されるが、盛岡地方及び江刺、磐井地方等の資料欠除のため詳細は不明である。

しかし、成熟期を目前にする洪水は、農作物に及ぼす影響が甚大に及んだことが推測されるのである。

貞享四年（一、六八七）洪水

同年洪水につき下流部登米郡等においては「同四年五月大雨洪水土手切」等としている。

南部雑書六月の条に「十二日曇雨和賀川洪水ニ付川欠見分野田弥右衛門、衣笠軍兵衛被仰付之」云々とある。

又、盛岡城下の被害につき同書は一六日の条に「十五日夜ヨリ雨、昨今大雨ニ而洪水、新山橋八間落候、中ノ橋ハ中だるみ破損云々」と記し、その復旧工事の施工を次の如く申渡している「十六日夜小雨、新山橋仙北町之方八間落候ニ付、為繕奉行柴内平兵衛、坂牛伊助右衛門、惟子太左衛門、柳岡治義可相務由申渡シ」云々とあり、下流部においては「同年六月大洪水」と二度目の洪水を伝えている。

従つて、六月一日（陽七月二三日）洪水は北上川全川にわたる洪水と推定されるのである。

しかし、紫波、稗和地方等の南部領及び伊達領の胆江、磐井地方等の資料欠除によって詳細については明らかでない。

元禄二年（一、六八九）洪水

「同年盛岡洪水、上中二橋一部流失 不作」としているが、下流部登米地方においても「七月洪水 土手押切」云々としている。

しかし、上流部、中流部等における洪水記録、伝承等が、既に、消滅して明らかではないが、同年七月洪水は、北上川全川にわたる洪水と推定される。南部においては先年以來の岩手山の鳴動が止まず、更に、三陸海岸における津浪による大災害等多難な年である。

元禄六年（一、六九三）洪水

同年洪水によって、中流部における日形堤防の水門が破損し、その復旧に關し増子文書は「同六年夏 洪水ニ而水門破損仕候ニ付 穴之内 生岩之所戸平（扉）被相立候ハ、末世破損仕間敷候云々」と記している。

又、下流部においては「元禄六癸酉年五月北上川洪水」云々としている。

しかし、同洪水に關し、盛岡、花巻等の南部領には洪水記録が見られない。

従って、同洪水は、猿ヶ石川、和賀川等の出水に因る洪水であつて、その影響は、主として伊達領におけるものと考えられるのである。

それは、南部領における凶作史等に、同年のみ記載事項がない。従って、同年は普通作、又は、豊作年と考えられるからである。

（註） 同年は、閏年の翌年であるから五月は、太陽曆の七月に當り、既に、夏の季節である。従って、同洪水は同一洪水と推定されるのである。

元禄七年（一、六九四）洪水

盛岡、遠野等の記録によれば、南部領の殆どが「霖雨 早冷のため大凶作」云々としているが、中流部日形村増子文書は「同年五月洪水ニ而戸平式枚共ニ打割中柱相立小館なく押出申 田畑作毛一字朽申ニ付云々」として、水門の

復旧工事を願ひ出ている。

しかし、同洪水に因る他の地域における被害等については、如何んながら伝承されるところがない。

元禄九年（一、六九六）洪水

同年（月日不明）盛岡新山橋洪水により落ちる」とある。

しかし、同年は天候不順により、作物の損毛甚しく大凶作にて餓死するもの等の伝承は多いが、洪水伝承は下流部にも殆ど聞かれない。

元禄一〇年（一、六九七）洪水

新川文書には「同十丁丑年六月十三日（陽七月三〇日）大雨洪水コウケン沢より花巻両町へ水押上」（和賀稗貫郷村志）とあり、更に、南部花印六月一三日の条に「去ル十日ヨリ雨ふり取分昨夜大雨ニ而花巻洪水潰家も有之 御城廻り所々破損」云々とある。

（註） 花巻城下における北上川は貞享三年、既に、河道切替工事が完成し新河道によっているが、洪水時には旧河道（枇杷沢川）に沿うて氾濫している。

更に、胆沢地方においても六月一三日大雨洪水と伝えている。

従って、同洪水は梅雨明けの豪雨に因る洪水であるから、北上川全川にわたる洪水と推定されるが、盛岡方面及び中流部、下流部等は資料欠除によって明らかでない。

元禄一二年（一、六九九）洪水

同年は天候不順で降雨多く出水、洪水等が、一再ならず、下流部においては四、五月大雨洪水凶作としている。

中流部薄衣、日形等においては五月八日大雨洪水と伝えている。

南部領等は、殊に、氣象狀件が悪く「盛岡藩霖雨早冷六月北上川、和賀川氾濫し、云々」とあるが、伊達領の上流部（胆江、磐井地方等）においては六月一日（陽七月七日）洪水としている。

同洪水が例外と言うのではなく、長江北上川の洪水流下が長時間にわたり、洪水氾濫の日時を異にすることは通例であり珍事ではないが、同洪水を日形地方においては翌一二日大洪水とし、増子文書は「同年六月十二日北上川大洪水ニ而牛尾前土手押切田畑作毛水朽大不作成候」云々としている。

従って、同年六月洪水は北上川全川にわたる洪水であり、降雨長期に及び、稻、豆等の生長期における洪水氾濫によつて蒙る被害は多大であり、南部、伊達領共凶作となつたのである。

殊に、南部領は甚しく「八月には領内に大風が襲い損毛六千三百五拾余石、飢饉となり、年末より翌春にかけ二万七百余人に施粥する」等とある。

元禄一四年（一、七〇一）洪水

同年夏の洪水につき、下流地方においては「同十四辛巳年七月北上川洪水」としているが、日時については、大雨による仙台城下の洪水が同月二日であるから、同日と推定される。

更に、晩秋の洪水として「十月七日（陽十一月六日）領内（南部領）河川氾濫す」云々としているが、底本は磐井地方における洪水を「十月七日より十日まで大雨洪水」としている。

従って、同年十月洪水は北上川全川にわたる洪水であり、七月洪水によつて稻、豆等の生育を阻害され、更に、一〇月洪水に依る刈稲流失等の被害に因るのである南部、伊達領共凶作としている。

元禄一五年（一、七〇二）洪水

同年洪水につき、盛岡砂子は御当家（南部家）秘書に伝う、として「元禄十五年六月四日（陽六月二八日）大雨大洪水にて橋落、紺屋丁流る云々」とあり、胆江、磐井地方等においては「同十五年六月四日及び同月十五日（陽七月九日）大雨洪水作物水腐となる」としている。

更に、下流登米地方等においては七月洪水と記録しているが、中流部等には九月七日の洪水があり、同中流部の増子文書は一〇月二日（陽十二月三日）大洪水と、次の如く伝えている。「同年十月二日大洪水ニ而上川通稻大分ニ流レ所々ニ而不少とめ申候 三迫辺屯人前〇貳千五〇六百束ツツ諸人流シ入合ニ罷成申候ニ付 御役人様御見分之上百束ニ付式拾束ツツ流様ニ御吟味罷成分方被下置候」云々とあり、支川猿ヶ石川の洪水につき安俵（和賀郡東和町）小火口文書は「同十月二日大雨洪水春木流方々ニ而いね流申候」云々とある。

従って、同年は多雨冷涼、大雨洪水等によつて大凶作年となり、南部領の飢饉がその極に達し「飢饉救助を受けたるもの五万四千余人、餓死するもの二万六千余」と伝えられている。

元禄一六年（一、七〇三）洪水

九月大雨洪水等とあるが、同洪水は六日であろう。東藩史稿九月の条に「九月六日（陽一〇月二六日）封内風雨洪水 溺死二十余人、田を害ス」云々としているが、中流部においては「七日稻多流失」云々としている。同一の洪水における最高水位の日時であろう。

更に、磐井地方等においては「十一月洪水」と二度目の洪水を伝えている。

しかし、南部領においては同年中の洪水は伝承するところはなく、前年に続く凶作としている。

第三章 主要洪水

宝永四年（一、七〇七）洪水

七月二九日（陽八月二六日）北上川洪水」とある。同洪水につき国統年譜に「宝永四年七月廿九日北上川洪水にて新山土橋落 中津川共洪水下小路諸士屋敷水押入候ニ付 願ニ依テ山岸迄土手御築立 御代官被仰付」云々とあるが、他の地域には記録、伝承等がない。

更に、胆沢地方等においては同年八月二六日洪水としている。

しかし、両洪水とも中流部及び下流部等において伝承されるところがない。

従って、七月廿九日の洪水は上流域（盛岡周辺）の洪水であり、八月二六日洪水は伊達領上流部における中小洪水等があり、両洪水共北上川全川に及ぶ洪水とは考えられない。

宝永九年（一、七二四）洪水

同年南部領は氣候不順で霖雨不作とあるが、猿ヶ石川の洪水によって、安俵（和賀郡東和町）福養寺流失の災禍を蒙っている。

しかし、北上川本川沿岸等における洪水記録は殆ど見られない。

正徳二年（一、七一二）洪水

同年洪水につき花巻新川文書は「八月、当春（二月）遠江守様ニ御預ケ人彈左エ門死去ニ付 為御検使公儀御前行目付米地弥兵衛殿 遠藤八郎右衛門殿御下り（中略）十五日検分相済、十六日御立十八日盛岡宿十九日大雨故和賀川洪水ニ付廿日（陽三月二六日）之晩黒沢尻御泊云々」とあり、中流部の増子文書は「正徳二年八月十九日（陽九月一九日）一ノ関岩井川大洪水ニ而橋残流申候」とある。

しかし、胆江、磐井地方等の本川沿岸地帯に洪水記録、伝承等がなく、中流部等にも亦伝える所がない。従って、同洪水は中央山系における豪雨等に因る右岸支川等の洪水と推定されるのである。

享保元年（一、七一六）洪水

同年六月の洪水に因って諸々川欠（河岸崩落の被害）をこうむるとあり、その処置につき南部郷村古実見聞記に次の如くある。

「享保元年六月の洪水にて大増之川欠に御座候得者 新川欠にも無ニ御搦ニ諸役御免被ニ成遣ニ候云々」とあり、更に、同川欠につき中村文書（北上市）に次の如くある。

被遣川欠足高証文事

和賀郡横川目村

一、式石式斗八升三合

右者其方知行所和賀郡横川目村川欠有之願上当春為御検地和井内作右衛門 小向源太夫被遣相改蔵高右之通為替地被下候 本知加可願申也

享保元年八月十三日

久作

中村門右衛門

桜庭十郎右衛門

漆戸玄蕃

在江戸

猶山禪正

江刺舎人

等の如くであるから、同洪水の被害は南部領内に広く及んだことが推定されるのである。しかるに、伊達領における記録、伝承等は殆ど見られない。

第三章 主要洪水

享保四年（一、七一九）洪水

同年下流地方等においては「六月七日（陽七月二三日）大雨稲腐」としている。

又、中流部等の記録によれば「七月五日（陽八月二〇日）より八月初まで雨降り万作不作」云々（寺屋敷文書）とある。

更に、下流地方においては、再び、八月二七～二八日大雨洪水等としているのである。

同洪水に関し東藩史稿は、十一月十八日の条において「封内本年八月二八日（陽一〇月一日）ノ洪水ニ依リ田畑十八万千六百四十石余、其他山崩、川欠、橋落、家流等損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

従って、伊達領においては初夏以来の永雨による作況不良と、大雨洪水等による災害等のため大減収を見るに至ったのであろう。同年凶作としている。

しかし、南部領には洪水伝承もなく凶作の記録もない。

享保六年（一、七二一）洪水

同年閏七月二日気仙地方洪水としているが、支川猿ヶ石川においては「同年閏七月一日（陽八月二三日）より二日迄大雨降り洪水也、廿年以來之大洪水、川前通り畑不残水押ニ逢申候」云々と安俣小火口文書が伝えている。

更に、中流、下流部等においても同月二日大洪水とし、東藩史稿一〇月一八日の条には「封内本年閏七月二日洪水ニヨリ田畠十四万五千九百六十五石余 其他 家屋、橋梁、堤防、道路、山崩、山欠等一万一千八百十三所アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

又、北上川沿革調等は、北上川下流端に近い桃生地方の被害を次の如く記している。

「享保六年閏七月四日の洪水に、桃生郡和淵村^サ二間堀堤防押切、同村外九ヶ村に横流し、被害甚しく就^レ中和淵、前谷地、北村の如きは、田畑の浸水十五日を経て漸く引き、其秋収一反歩平均僅に米四斗五斗を得たり」等としている。

従って、胆江地方等の記録を逸し明確ではないが、猿ヶ石川を初めとする大、小支川の洪水によって、伊達領の奥（岩手県南部）中奥郡（宮城県北部）等における洪水であらう。

享保七年（一、七二二）洪水

同年六月二四日（陽八月五日）遠野来内川（猿ヶ石川支川）大洪水とあるが、遠野古事記は来内川の洪水に因る土橋の流失を次の如く記している「享保七年六月の大洪水ニ落（落橋）候節」とあり、大図日記（東和町浮田）は同洪水につき「享保七壬寅年六月廿四日大洪水にて遠野橋三ヶ処落る、家数貳拾軒余流 人多く死ぬ 十二ヶ村こみ淵より瑞福前水直に通リ 豊沢橋落る 森岡船橋流 此〇小川水不出」としているが、南部花印には「六月十六日ヨリ雨ふり廿三日廿六日迄雨ニ而洪水大橋南方半分落豊沢川分テ大水」とあり、北上川河岸における新川文書は「同七壬寅六月廿六日大洪水」としているが、中流部等においては「享保七年六月廿四日洪水有之候」云々（増子文書）と、猿ヶ石川等と同日を伝えている。

更に、下流部においては「同年六月二十五日の洪水にも和淵、前谷地、北村の水害甚しかりしと」云々としている。

従って、胆江、磐井地方等の資料欠除によって明確ではないが、同洪水は北上川全川にわたる洪水と推定される。又、同花印に「八月両度北風強ク吹候得共別而作毛江不当 殊ニ近年覚無之洪水ニ而永荒有之云々」と、二度目の

洪水を伝えているのである。同洪水につき大図日記は「八月廿四日大降水、六月水（洪水）より北上川式尺高きと申也」云々としているが、同花印は、その被害状況を「当年之洪水ニ而御国中御損毛高尙万五千石余、内三千三百石余永代荒

- 一、山崩 七十五ヶ所
- 一、流家 百八十式軒
- 一、落橋 大小式百三十ヶ処
- 一、塩釜 四十四ヶ所（海岸地方）
- 一、溺死 男 四人
- 女 三人
- 一、同馬 十三疋

右之段 公義江御届有之」云々とある。

しかし、八月洪水については下流伊達領等においては殆ど記録されるところがない。

享保八年（一、七二三）洪水

同癸卯年六月三日（陽八月三日）大図日記は「大洪水去年式度の洪水と同断」云々としているが、猿ヶ石川の洪水であろうか、他の地域においては伝えるところがない。

更に、同日記に「八月十日（陽九月九日）大風大降水 三十ヶ年此方無類大風 宝六田山松三百本余をれ申候 何れも去々年猶増の洪水田畑の損毛過分也云々」とあり、南部花印には「五月より雨ふり秋中もふり八月十日大雨 十

一日大洪水」云々とし、胆江、磐井地方等の村々においても「同月十日大風雨 北上川洪水」等と伝えている。

殊に、中流部における被害が甚しく日形増子文書は「享保八年八月十日大雨風ニ而居家馬屋諸木共ニ風返ニ罷成翌十一日北上川大洪水 高山屋敷彦九郎名子之家押流シ 彦九郎家も危く罷成竹屋らいニ而仰留通申候」云々とあり、又、別帳には「北上川大洪水 高山前土手式拾八間押切」云々ともあり、弥栄村（一関市）においては「組頭太郎右エ門が洪水による人畜の被害甚大なるを訴え、土手築造を願出す」等とし、又、薄衣村佐藤覚文書は「八月洪水ニ付品々願上候処 土手附添巾一間半、上置三尺被成下候」云々とある。

更に、同洪水が下流部登米地方等に波及し、甚大なる被害を及ぼすと、北上川沿革調等は「同八年八月十二日（陽九月一日）、及、同九年六月二十七日両度の洪水には、登米郡浅水村の堤防破壊し、登米郡に押水したる事 高三尺乃至六尺にして、田畑の作毛は悉く水腐に属したり」とある。

尚、東藩史稿十月九日の条に「封内洪水アリ田畑十八万五千九百石余損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

従つて、同年八月洪水は猿ヶ石川等の出水に因る洪水であり、花巻地方以南の北上川沿岸における洪水で、盛岡等の南部領には被害の記録、伝承等が無く、被害の殆どが伊達領におけるものであるから、「北上川上流部の内、いわゆる県南地方と中流部及び宮城県北部地方の洪水である。

享保九年（一、七二四）洪水

盛岡城下霖雨による大洪水としているが、南部邦内郷村志は支川猿ヶ石川洪水につき「享保九年甲辰六月廿六日（陽八月一四日）大洪水猿ヶ石川水溢養福寺境内淪没為河 住僧依ニ佗救ニ僅免 奉ニ本尊仏具等ニ逃焉 有ニ少頃ニ寺毀流 故今於ニ根岸山麓ニ更建基」云々とし、北上川本川洪水については、南部内史略に「同年六月二十六日

霖雨降続 北上川、中津川洪水、上中下三橋共落、馬場丁、鷹匠小路、上衆小路家敷、樹木多く顛流し、人も多く死し怪我人も有り」とある。

更に、南部花印は「同廿五日大雨ニ而 翌廿六日卯刻（午前六時頃）ヨリ洪水 助船等差出市町村頼家五ノ六軒有之」云々としている。

伊達領胆江、磐井郡等の村々においても同洪水を伝承し、江刺郡倉沢村肝入文書は「同年六月廿五日の大洪水にて実入一円無御座、何も迷惑仕候」とあり、増子文書は「享保九年六月廿九日北上川大洪水ニ而高山前土手去年切戸より五拾間程押され申候 当町居家大破損相成申候 薄衣町ハ老軒も無シ残押流、翌年地形築上申候」云々と、洪水の日時を廿九日としている。

しかし、同じ高山前堤防の被害を迫田文書等は「同年六月廿六日大洪水昼八ツ時（午后二時頃）高山前土手二ヶ所切申候 土手二尺程水取越申候」云々としているから、廿九日は誤記であろう。

尚、下流部等については前記（八年の項）の如くであり、同洪水に因る被害等は、南部資料（篤馬家訓、国統年譜等）には「享保甲辰年六月二十六日、北上川中津川洪水にて三橋落る。馬場丁、鷹匠小路、水深き事五尺余、船通、後の白髭水と云う」云々とあり、更に「馬場丁、上衆小路、鷹匠小路、大清水小路の侍屋敷夥シク水押入、家屋、樹木、器財悉ク水浸シ」云々とある。

同洪水の被害を南部氏は次の如く幕府に報告している。

私領内当五月中旬ヨリ度々雨降、六月廿四日より同廿六日マテ大雨ニ而洪水仕城下川水常水ヨリ高サ一丈八尺余右之所々損亡之覚

一、高三万石余 損亡 内 五千石 永代荒
二万五千石余 水押当毛荒

一、山崩 九拾五ヶ所

一、潰家 百六十軒

一、落橋 三百廿三ヶ所

一、溺死 三人 内 男二人

女一人

右之通御届候間御届申上候 己上

七月二十二日

南部大膳亮

とあるが、別書に「流家百六十軒、潰家二百廿五軒、此ノ水、盛ト出ル時白髪ノ老人水上ニ見エタリ言也、世俗三度目ノ白髪ト云フ」とあり、伊達領においても洪水被害甚しく、東藩史稿八月十二日の条に「幕府へ本年六月二十六日、封内洪水十七万七千七百石余田損アルヲ告グ」云々としている。

従つて、同洪水は北上川全川の大洪水であつたのである。

享保一三年（一、七二八）洪水

同年霖雨洪水とあり、雫石歳代日記は「同十三戌申年此年岩間要人殿領五月洪水ニ而津田薬師ひら突出候 其節御高之内式石七斗六合の場所老石三升三合減高ニ罷成候」云々と雫石川洪水を伝えているが、集水域を接する和賀川洪水を沢内年代記は「同年七月二十五日（陽八月三〇日）より二十八日まで洪水 川尻で馬が二十四匹 家が十一軒流れた」云々としている。

盛岡城下における同洪水につき南部花印は「七月二十六日 明方^{ミナタ}翌日暮迄大雨大洪水盛岡は大沢川原、大清水、馬場丁、鷹匠小路^{トウサウジ}水上り候由云々」と伝え、同花巻城下の洪水状況を（花印抜）「小繰船六艘ニ而町人共へ御助船出、此元三町^{ミヤコ}類家廿軒余有之」云々とし、更に、「右洪水ニ付御堀所之損有之 廿八日朝^{アサ}水追々落」云々とある。新川文書も亦、北上川の洪水氾濫を「同廿五日^{ニチ}昼夜大雨廿七日 式百十日いよいよ雨ふり大洪水下御城（花巻城）^{マツ}北上川成ル 円城寺ノ下はす池大川成 里川口^{サト}通路なす 花巻一日市町ハ坂ノ下迄大舟ニ而通路ス 依之田畑大破諸人之なけきとなる云々」とある。

同花印は更に、和賀川合流点における鬼柳村（北上市）の状況を「右之洪水ニ而鬼柳町家数十六軒流 御番人御飯屋へ立去」等としている。

伊達領においては、江刺平野の洪水氾濫につき只市文書は「同十三年戊申ノ年七月廿六日（陽九月二日）^ノ大雨ふり同廿七日之晩迄 廿八日朝^{アサ}大洪水 下川原町水深所ニ依リ三尺^ノ五尺八寸 江刺之内 下門岡（村）^ノ黒石（村）山根迄 下通無残水押田畑不申及所ニより永代捨り有之人馬死ス 乍然三照村ハ人馬沢山ニ死ス 下川原町ハ人馬相違無之候」云々とあり、更に、猪狩文書は「申の七月廿六日より大雨降り廿八日迄大洪水、三照村より高寺迄北上川土手切、町裏通大分無残水押、中町、新町、錢鑄町水入、棚に居候由、三照村にては拾三人水に入男女死ぬ 惣て、三月末方より雨 茂くふり四月拾三日より右廿八日朝迄は少もふり不申日は一日も無之候 江刺より一ノ関迄迄は家流 人馬牛等所々にて流死申候にて近年は無之水の由申事に候」云々とあり、胆沢、磐井郡等の村々も亦、大洪水を伝え、田村文書は、その城下一ノ関附近の状況を「同十三年七月二十七日 大雨北上川大水 あさ、大根水くされ大豆（共力）、岩井川ハたかね下、南ハ鬼死骸村たにはし迄、中町、下町十五軒はかり水あかり申候 二十九日引

一ノ関は御城御門迄水入云々」とある。

更に、中流部における洪水状況を河川調査資料は「同年七月二十七日 未曾有の洪水にて^宇高山^宇町裏堤防四ヶ所押シ切レ」等としている。

同被害につき日形小野寺文書は「七月廿六日晚より大雨、廿七日朝九ツ時（午前一時頃）より土手にかかり水出申ニ付 町衆一字船にて家財運び方々へ持運逃候 昼に成候て河岸^{（堤）}ば押切 二十八日七ツ過迄（午前四時〜六時頃）水出申候、土手上四尺越申候 町残家 検断太郎兵衛外九軒残 其外一字流又ハ被押禿 右残家も一字大破御座候、麻、だいこん、稲、大豆、稗、粟、秋作一円取不申、麦計取申候」云々とあり、更に、増子文書は「享保拾三年六月二十七日早朝之大洪水ニ而日形土手四ヶ所押切村町ニ而流家式拾貳軒 押禿れ家式拾三軒有之候、御米蔵ハ不及申、御会所大破損ニ而御石取納不罷成候ニ付 沼反屋敷肝入権兵衛自分蔵、同所^ニ藤弥左エ門自分蔵ニ御取納罷成 田畑大破損罷成申候 畑ハ大豆一字水朽ニ罷成候ニ付八斗壺升壺切ヲ以金納御用捨被成下候。

土手切戸通田畑砂山ニ罷成申候ニ付田代三百五拾老文 畑代百貳拾三文之所同拾五年迄ニ当老作引ニ罷成申候」云々としているが、宮城県資料は「五月霖雨、七月二十七日より大雨のため北上川東永井村の土手数ヶ所欠壊し大洪水となる」と記している。

又、下流部においては「七月廿八日大洪水堤防破る」とある。北上川調査書は「登米郡錦織村^ニ安場ノ堤防三百七十六間 宇内ノ目堤防九十三間 全郡浅水村^ニ川面ノ堤防百二十八間破壊シ、全郡錦織村ニテ流失セシ戸数ハ三十戸 登米ノ浸水九尺内外ニ至り田畑ノ作物悉ク水腐ニ属セリ云々」としている。

同洪水による被害を南部領では「公儀への御届書に依れば、損耗高四万一千四百五拾石内、三千三百七十四石余永

代荒、三万七千六百七十六石余当毛荒、一万三千二百二十九石五斗水押、山崩四八四ヶ所、家屋流失一四一軒、潰家三四軒、土蔵流失二〇棟、落橋大小四三五ヶ所、溺死男三〇人、女二人、溺馬七疋、同牛一五疋」云々としているが、伊達領における損耗等は「八月十三日より二十万三千式百余石損害、溺死十五人、馬二十四頭失う」とある。

従つて、同洪水は北上川全川にわたる洪水であり、被害石数もさることながら、洪水期間が長く、人畜被害の多い事は甚だまれである。

享保一五年（一、七三〇）洪水

同年洪水については盛岡及花巻城等においては殆ど伝えるところがない。

しかるに、新川文書は同年九月六日（陽一〇月一七日）附の願書で「今度之洪水ニ而御本田御新田共ニ田畑水押罷成流砂等押込水損仕候 当夏々今度迄三度之洪水ニ押上候故田畑之実入茂無之当毛荒ニ罷成、殊ニ、稲之穂首茂相見得不申所数多御座候云々」としている。

同洪水は伊達領において大いに氾濫し、東藩史稿八月四日（陽九月一五日）条に「奥郡（江刺、上伊沢、下伊沢、磐井郡東山及同郡西磐井等）及刈田郡洪水、男五人、女四人溺死ス」云々とある。

従つて、同洪水は上流地方には関係なく、稗貫地方より下流、伊達領等における洪水である。

更に、同洪水後の九月十九日（陽一〇月三〇）再び、下流部（宮城県内）に洪水氾濫あり、男四人、女一人の溺死が同書に伝えられているのである。

享保一十九年（一、七三四）洪水

同甲寅年南部花印は七月六日（陽八月四日）申刻（午後四時頃）より亥刻（午後一〇時頃）迄大風雨所々樹倒ル」

云々とあるが、下流部（登米地方）においては「七月六日洪水」としている。

更に、東藩史稿十一月一七日の条に「今茲封内風雨洪水（七月六日）十一万八千余石田損アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

従つて、同年洪水は上流部の内、南部領等の出水は氾濫に至らず、胆江地方及び中、下流部等の洪水であり、主として、伊達領に被害が及んでいるのである。

元文五年（一、七四〇）洪水

同年下伊沢地方（胆沢郡南地方）等の伝えるところによれば「七月二七日（陽八月二〇日）より二九日まで大雨北上川洪水」とあり、更に、同地方及び磐井地方等においては「九月廿三日（陽十一月二日）洪水」としている。

しかし、下流地方には記録が伝えられず、東藩史稿等は同年を大旱とし、沢内地方では「中作の上」としている。従つて、同洪水は胆江、磐井地方等における局地的豪雨による洪水であらう。

寛保元年（一、七四一）異状出水

同年は春から平穏で、秋収等も平年並に終わっているが、寒気が急速に來たのであらう。下流部登米地方では「十月九日（陽十一月一六日）より十日迄雨ふり雪となり二尺程積る」云々としている。

只市文書は「同元年十二月二十日（同二年陽一月二六日）大水大ざい大分なかれ申候」とあり、更に、「同月廿五日大水ニ御座候」としている。

（註） 大水

大出水、高水等の類で氾濫を伴わない程度の河水の流れ。

(一) ざい又は大ざい(方言カ)

寒気の厳しい時発生する氷雪の流れ、河水の水結前に現れる。

増子文書は同日の出水による中流部の洪水を次の如く伝えている。「元文六年右寛保元年成、十二月二四日夜ノ四ツ時(午後一〇時頃)大雨風ニ而北上川洪水ニ而氷リ閉居候所志がおし流れ、川洩^{マツ}通り沓^{マツ}門ニおし倒れ申故、艀ハ不及申ニ渡シ船、小舟等大破流失罷成申候、寒中無類之事ニ有之候、往古何年以前ニ白髭ト申洪水有之由伝^ハ承^リ候得共、覚申者も無之此度之事も前代未聞之事ニ有之候」云々とある。

同年末は降雪期が早く積雪量も亦、多く、更に、寒気が厳しく河水の凍結によって、延長約二五軒の中流部一帯の流路が閉塞され、上流より来るざいの流下が阻止され狐禅寺、横石等に山積されるに至ったのである。

しかるに、一二月二四日～二五日の大降雨による出水が、中流部等に氾濫し大被害を及ぼすに至ったのである。従つて、同洪水は中流部に限定される洪水であつたのである。

寛保二年(一、七四二)洪水

東磐井郡等においては「同年六月二十三日(陽七月二四日)夜雷雨あり洪水となる。俗に猿沢洪水^{みづ}という云々」としている。

しかし、同洪水はその名の如く猿沢(東磐井郡大東町)地方における豪雨等による砂鉄川流域の洪水であつて、黄海川、北上川本川等に影響するところが少く、氾濫、被害等の伝承も聞くとこででない。

寛保三年(一、七四三)洪水

同年七月一日(陽八月二〇日)「南部領大洪水 新山船橋一部流失」云々としているが、紫波、稗貫地方等に被害

の伝承がなく、沢内地方においては中作としている。

更に、中流部、下流部等にも波及の形跡がなく、仙台城下においては七月一九日及び二九日洪水等とあるが、日時に相違があり、関連する洪水ではない。

従つて、同年の北上川洪水は、その明細を欠くが、平石川の出水に因る盛岡の洪水であろう。

延享二年(一、七四五)出水

同年涌津村(西磐井郡花泉町)において、北上川右岸支流金流川の洪水に因つて、同川右岸における川前堤防の決壊があり、下流部登米郡等においては五月一二日(陽六月一日)洪水としている。

同北上川右支迫川堤防の決壊によつて、同月一三日栗原郡若柳村(若柳町)等に洪水が氾濫している。

しかるに、北上川本川中流部等においては洪水伝承等も聞かない。

上流部伊達領の只市文書には「同武年十二月廿日(陽延享三年一月一日)大出水」云々とあり、一ノ関地方においては「同十二月廿日ばんより岩井川大出水、寒中に候得共其水殊の外不寒候云々」としている。(長田資料)従つて、北上川本支川等の沿岸に被害を及ぼす如き氾濫には至らなかつたのであろう。

延享四年(一、七四七)洪水

沢内年代記は「同年六月十五日(陽七月二二日)の洪水で、沢内から横手(秋田県)まで橋みな落ちた」としている。

しかし、同年代記以外には洪水を伝えるものがなく、南部領においては凶作としている。

しかるに、東藩史稿は伊達領の洪水被害を十一月二七日の条で「本年六月以後風雨洪水ニテ、封内田畑十六万八千

四百石余損害アリヲ幕府ニ聞ス」と記している。

(註) 伊達領における想定洪水氾濫面積の七〇%が、北上川流域に属し、鳴瀬川、名取川、阿武隈川流域等の合計面積は三〇%である。

従って、延享四年洪水における伊達領の損失の内、凡そ、一一七、八〇〇石余の損害は北上川及びその水系によるものであらう。

寛延元年(一、七四八)洪水

下流部においては「同年六月洪水」云々としているが、東藩史稿は一月晦日の条に「此年六月以来洪水旱損ニテ封内田畑二十二万二千二百石余損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

南部領においては「旱損七分作」等としている。更に、沢内年代記等は「仙台に行く者多し」と、窮迫する生活打開のためであらう、出稼の名のもとに離村するに至ったのである。

寛延二年(一、七四九)洪水

同年六月の猿ヶ石川洪水につき、大図日記は「六月廿九日(陽八月一日)大洪水、夜ハツ時(午前二時頃)に下浮田にて四拾式ヶ所、倉沢村にて式百七拾三ヶ処崩れ申候、口内より野平崎迄三百拾七ヶ処山崩申候」云々とある。

しかし、北上川本川及び同支川流域等に関する記録は殆ど見られない。

下流地方(宮城県地区)においては夏秋の候、洪水とし、東藩史稿一月晦日の条に「此年夏秋洪水ニヨリ封内三十二万石余損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

同年南部領においては凶作、大飢饉等としている。

寛延三年(一、七五〇)洪水

同年花巻地方等においては「七月二十一日(陽八月二二日)朝巳の刻(午前一〇時頃)より雨ふり出し二十三日夜益々大雨 二十四日大洪水」云々とあるが、下伊沢地方においては六月廿四日としている。

更に、東藩史稿は閏六月二日の条に「仙台、前月(六月)ヨリ霖雨二十七日(七月)大雨洪水」としている。

日時が各々異り、符合せざる如くであるが、洪水の時期は六月であらう。

南部領においては夏の好天によるものと推考されるが豊作としている。

(註) 同年は閏月がない。従って、閏六月とあるは七月である。

宝暦元年(一、七五一)洪水

下流部登米地方等においては「同元辛未年五月ヨリ霖雨 二十七日間 六月廿六日(陽七月一八日)大洪水」云々とある。

伊達領の一般を伝える宮城県資料も亦、同日洪水としている。資料欠除により明らかではないが、磐井地方に及ぶ洪水と推定される。

南部領湯田、沢内村等においては、同年の作況を半作としているのは、天候不順によるのではなからうか。

宝暦三年(一、七五三)大風雨、洪水

同年磐井地方田村藩領に風水害あり、同家文書に「是歳 田村藩御在所水損にて、田畑不作損亡一万四千二百石公義御届ニ成ル」云々とある。

従って、伊達領磐井地方等も亦、同様の被害をこうむることは明らかである。

更に、東藩史稿一月二九日の条に「此年秋封内洪水アリ十八万四千余石田畑損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々とある

から、洪水災害は胆江、磐井地方等まで及んだのであろう。

しかるに、南部領等には洪水伝承等がなく、同年の作況においても湯田、沢内村等の半作を除けば普通作ではなからうか、特に記するところがない。

宝暦四年（一、七五四）洪水

同年七月大降雨あり、猿ヶ石川支流来内川における洪水を遠野古事記は「宝暦四甲戌年七月十九日（陽九月五日）雨降初、二十一日迄の間晴日もあり降日もあり、二十三日の夜に入り、大雨降候へ共、数月旱続たる天氣故洪水の災可レ有とは不レ思、五穀成就の恵みの雨と喜て祝ひの酒に酔臥高軒して眠る、夜中に諸方の山々崩、其崩より水夥敷涌出て麓え土砂を推し流し、雨水え加はり川川え入候故何方の川も洪水也。就中、来内川の附所 栃ノ木沢と云小沢の水、常は叢の陰に埋れ、流水ありとも見へぬ僅なる沢崩れ、大滝と成、音凄く漲る水、来内川え推出し、二十四日の曉前大洪水にて、石倉丁川端の屋敷え寝耳に水と云諺の如く云々」としている。

更に、北上川の洪水につき、日本山林史等は「盛岡大洪水大慈寺前馬場並木過半押し流さる」等とあり、又、磐井地方に「同年七月二十三日大雨大洪水」と伝承されている。

しかし、他に伝えるものなく、南部領においては「大豊作にて物価下落」とあり、湯田、沢内村等においても「上作」等としている。従って、洪水被害は無かつたのであろう。

宝暦五年（一、七五五）洪水

同年天候不順にて下流部登米郡等においては「五月十七日（陽六月二六日）霖雨洪水」としているが、江刺郡倉沢村文書は「以の外大洪水、五月より七月迄、実入最中三ヶ度水損御田地見入高百六拾八文相入一村苗代斗り残高に罷

北上川

成九拾壹貫文余の皆無に御座候云々」とある。盛岡等においては「七月下旬の長雨により雫石川があふれ沿岸の田畑被害をうける」等とされている。同洪水につき日本近世飢饉史は「六月二十三日（太陽暦七月三十一日）夜中大雨二十四日洪水となり、雫石川流域甚しく、市内（盛岡城下町）にも浸水家屋多し」と、更に、自然未聞記は「当月（六月）廿一日朝頃より雨降出、同廿三日夜中大雨に而洪水、廿四日の曙、雫石川は別而、脇々より洪水に而、雫石川三家町裏土手を押切、直に三ツ家町に流入、小路出を穿船にて通用、既に家々の軒下迄出かけ様、以の外騒動、然共人馬の怪我無之候得共、夜半念の水故、前後うろたへ諸道具等取りうしなひ候事、其数しれず、又、川原町、鉈屋町、仙北町辺洪水、是又船通用仕候、然共いかり水故也、此洪水雫石川より出候故、右御代官所通田畑大損し、川筋田畑各別損、云々」と、雫石川筋及び城下町等の被害を伝えている。

しかし、南部領においては、北上川本川における洪水等については、まったく伝承するところでない。

同本川の洪水につき宮城県資料等は「四月迄雪降り麦腐る。五月十日から霖雨、五月下旬より北東風吹き天候悪く冷気冬の如く、六月綿入着て田植えず。九月中旬まで不順にて田畑共立枯となる。十月九日（陽十一月一日）より北上川洪水となる」とあり、東藩史稿は「十月九、十日大雨北上川洪水二百七十貫文余ノ田畑ヲ害ス」とある。

同年南部領は冷害に因り大凶作となり、岩手県史は「この年氣候稀なる不順となり霖雨夏冷洪水、加えて悪疫起る。未曾有の凶作は南部藩四大飢饉の一となる。損毛十九万九千七百石、收穫皆無の処多く、餓死者四万九千五百九十四人、疫死を加えると六万人を超え、馬匹の斃死二万頭、牛馬殺喰は勿論、骨肉相食むの悲惨事起る」云々としている。

しかるに、伊達領の中にあり、同領と共に洪水被害をこうむっている一ノ関藩においては、殆ど餓死者を出してい

ない。同史は「一ノ関藩にては諸蓄倉を開き救荒に尽したる為餓死者出でず。然しながら他郷よりの流民老弱男女蟻の如く群れ来る」云々としている。

宝暦六年（一、七五六）洪水

同年洪水につき北上川古今沿革調は「宝暦六年三月の洪水には、桃生群鹿又村^キ梅木、寺浦押切れ、家屋、田畑の被害頗る多かりしと」云々としているが、中流部^{及び}胆江地方等については明らかでない。

岩手県史には「同年大雨洪水等の気象異変あり、九万五千八百石の損耗続饑となる」とある。しかし、洪水の月日等の詳細については伝承されるところがない。

宝暦七年（一、七五七）洪水

南部領においては「多雨、早冷、大洪水、後恢復」等としているが、自然未聞記に「五月、去月廿日過より雨降続候の処、晦日の宵より別て大雨、当月朔日（陽六月一七日）洪水、三ツ家町中へ流入、土をうかち町中川と成 家三軒流、云々」とあり、同年、更に天候不順のため南部領においては「凶作とし、米作損耗四万六千八百石」としている。

しかるに、伊達領胆沢、磐井郡等においては「四月廿七日ヨリ五月十日迄雨降り北上川洪水」とし、中流部、下流部等においては「損害多く、不毛地となる所多し」等としている。

宝暦八年（一、七五八）洪水

同年洪水につき、母体文書文政五年書出の「東山母体村古地損黒石村御郡境在之分地損御附渡帳」によれば「御境通 拙者共祖父代々持高ニ御座候処 宝暦八年大洪水之節北上川相廻欠込地損ニ罷成候地所御座候云々」とあり、化

政期における磐井郡東山と江刺郡の郡境紛争の遠因は、宝暦八年大洪水にありとしているのである。

宝暦九年（一、七五九）洪水

同年洪水を雫石歳代日記は「同九巳卯年此閏七月六日（陽八月二八日）四ツ時（午前一〇時頃）々大雨ニ而大洪水別而 竜川大水にて橋場村御番所之後ろ々小路へ水上り家も押流され人馬も流れ申候」云々としているが、盛岡城下等に洪水被害の伝承がない。

従って、雫石川集水域等における集中豪雨による雫石川の洪水で、上流地区に氾濫するところであろう。

宝暦一三年（一、七六三）洪水

同年和賀川上流に洪水あり、沢内年代記は「六月四日（陽七月一四日）洪水、七日から十四日まで大雨、十一日川尻に水が上った云々」としているがその他においては伝えるところがない。

しかるに、伊達領においては少なからざる洪水被害をこうむり、東藩史稿一二月二一日の条に「今茲 夏秋ノ交封内屢洪水アリ十六万余石損害アルヲ幕府ニ聞ス」とある。

従って、同年の洪水は下流地方に甚しく、上流の南部領等においては天候不順による半作等としている。

（註） 宝暦年中洪水にて荒谷前（江刺市愛宕）欠込、畑地流失一八町歩、源内家屋敷等流失とあり。

明和六年（一、七六九）洪水

同年南部領等においては洪水伝承がなく、作況を中作としている。

しかるに、磐井地方^{及び}登米郡等においては七月末長雨北上川洪水としている。

従って、長雨による上流地方の出水が、中流部等において氾濫を起したのであろう。

安永元年（一、七七二）洪水

同年洪水につき、南部領においては霖雨北風低温洪水等により凶作とし、その詳細を欠くが、損毛高七万七千三百石等としている。

伊達領の村々は、八月二日（陽九月一八日）大洪水とし、下流部における支川迫川等も亦、同日大洪水としている。

東藩史稿は一月二五日の条において「今茲封内洪水三十一万余石ヲ害ス幕府ニ聞ス」云々としている。

従って、同年洪水は、胆江、磐井地方及び下流部等における洪水である。

（四）後 期

安永五年（一、七七六）洪水

同年洪水につき南部領においては霖雨、洪水、低温等とし、作況を不作、あるいは凶作とするものは多いが、洪水災害等については殆ど伝承されない。

胆江地方等より下流においては「六月廿一、廿二日大雨あり、廿四日（陽八月八日）北上川洪水」云々としているが、同廿一、廿二日の大雨による出水は岩井川であり、北上川洪水は同月廿四日の大風雨による洪水であって、同日支川迫川等も氾濫しているのである。

更に、九月一〇日（陽一〇月二二日）大風雨に因る洪水あり、宮城県資料は「田四〇万石損害、溺死九人、家屋百三拾五棟流失、堤防、橋梁等破壊多し」としている。

同年洪水につき、東藩史稿二月三日条に「今夏霖雨六月、九月大風雨四十万石余田穀損害アルヲ幕府ニ聞ス」と

あり、又、一二月二四日の条には「今秋大雨洪水ニテ流亡損害ノ数、溺死九人、居家百三十五棟、橋梁及び道路五百八十四所、船五十四艘、堰堤埋樋水門石垣等、三千七百九十五所、山ノ崩壊六百六十二、大小ノ摧折二千六百六十二株、麦流失五十一万千百四十三束、米粟二十九万六千九百四十七束、雑穀二千四百五十六苞アリ、之ヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

従って、同年の洪水は、主として胆江地方より下流に多く氾濫し、殊に、中流部、下流部等においては、二度の洪水と大風雨によってこうむる被害は甚大な量に達するに至ったのである。

（註）刈稲、刈麦等は「束」を単位として計算する。

一束の内容は上田地帯と、その他の地帯で異なるが、江刺郡の場合、北上川沿岸平野においては稲把六把とし、同郡内の山間部では稲把一〇把を以って一束とした。近世代においては、伊達領の場合、上田、上畑一反歩を凡そ百刈と称した。従って、前田千刈、後田千刈を耕作する百姓は、相当の富農で、更に、三千刈（三町歩）を耕作する者は豪農であって、五貫文制によるところの一人前の百姓である。

安永六年（一、七七七）洪水

同年南部領においては「霖雨、低温、風雨洪水等にて山崩、落橋多く、皆無の所多く飢饉となる」等としているが、その詳細については明らかでない。

しかし、胆沢地方及び中流部等においては「五月朔日より降雨、廿九日（陽七月四日）大洪水」云々としている。日形村石畑文書等は「六月（陰曆五月廿九日の翌日は六月一日相当した）洪水五十年来此のかたの水なり、田畑所々朽捨候、事にも石越村（宮城県）は若柳おきへ土手切、水まし、南谷地通所々、人馬もけが致、蝦蟇より白浜道下まで湖水の如し、数十日水引不申川通よりも洪水也」云々とあり、滞水長く水稻腐れ、下流部迫川沿岸地方村にては「

大洪水、人馬舟にて山えのかる。越水土手越え四尺、水朽、北上川筋一圓水荒、飢死者出る。石巻まで水一圓」云々としている。

更に、北上川沿革調には「同六月一日より三日に至る大雨に大出水ありて、登米郡赤生津村^チ小巻の堤防破壊し、戸数七戸流失、田畑の作毛悉く水腐したりと」云々とある。

同洪水につき東藩史稿は「六月五日、此ヨリ先キ封内霖雨、客月（五月）二十一日ヨリ大雨洪水、民十三人、馬四匹溺死、家二百六損壊、麦四百六十四万三千四百四十六束流亡、田三十六万四千二百石余損害アリ」云々としているが、更に、同書は「七月七日 是日ヨリ霖雨洪水、西岩井、桃生深谷等、田ヲ害スル凡ソ八千三百貫余、其他、山崩レ家壊ル多シ」云々とある。同洪水は、中流部等における民間資料等に見られるところの七月一二日より霖雨降り続き、二三日（陽八月二五日）大雨によって、再び、大洪水となり、人家、田畑等を害すところである。

同洪水被害修復に要せる人足、凡そ、六十八万七千四百十七人とある。

同年洪水は、北上川全川にわたる洪水であり、南部領の被害を合するとき、更に尨大な数量に達するであろうが、南部領の資料欠落によって全貌は明らかでない。

安永七年（一、七七八）洪水

岩手県史等の近代資料は「この年南部領霖雨洪水、六万七千石の損耗となる」等としているが、国統年譜は「安永七戊戌六月朔日北上川ニ而明王院雨乞^{当四月ヨリ雨降り}不申田植無ク。同月二十一、二日（陽七月一六日）大雨大洪水」云々とある。

伊達領の胆沢地方等においては五月洪水とし、中流部等には、洪水伝承等もない。更に、下流部登米郡等においては七月洪水としている。しかし、その詳細は伝わらない。

従って、同年頻発するところの洪水は、殆ど局地的降雨によるものであり、広範囲にわたり氾濫するには至らなかったであろう。

安永八年（一、七七九）洪水

同年雫石川に洪水があり、雫石歳代日記は「安永八年六月日大洪水に而山津田ひら突出し田地も不残川欠ニ相成リ下山津田ノ治石エ門居宅に欠込み住居成兼取染川の端へ引移り申候」云々とあるが、別本には「同八己亥年六月朔日（陽七月一四日）大雨ふり大洪水ニ而山津田突出し云々」と、洪水の日時を六月朔日としている。

新川文書は、北上川筋外台村における境界論争に関する願書の中で「安永八亥年六月之洪水^以已来数度洪水之度毎川欠ニ罷成云々」としているのである。

従って、雫石川等の洪水により、北上川本川の洪水氾濫に至ったのであろう。

しかるに、伊達領における胆沢、磐井地方等においては五月一四日洪水とし、下流部登米地方等においても「五月十四日（陽六月二七日）迫川大洪水、内水多く窪地稲腐る」云々としている。

更に、中流部等における伝承によれば「七月廿七日（陽九月七日）大洪水」とあり、（東藩史稿は十七日とす）下流部においても「七月二十七日迫川大洪水、大巻土手、遠田堰桶破れたり」云々としている。

東藩史稿は十一月二〇日の条において、同年伊達領における被害を「今夏以来封内屢洪水アリ、田二十八万余石損害アリ」云々としているのである。

（註）伊達領における洪水想定氾濫域の七〇％が、北上川流域である。

以上の記録に依れば、同年における北上川の洪水は、全川にわたる大洪水ではなく、地域毎に発生した中、小洪水である。

安永九年（一、七八〇）洪水

同年南部領の災害について、岩手県史等には「同年南部領洪水地震あり凶作」等とあるが、その詳細については明らかでない。

しかし、伊達領においては胆沢地方等を初め真滝等の沿岸村邑に六月三日洪水とする伝承があり、下流部も亦、これを伝え、更に、支川迫川においても「六月二十一日（陽七月二二日）夜大雨迫川大洪水南土手惣越になる。落江五十三間、大巻土手三十六間破壊し、水押入り稲腐る」云々とある。

従って、伊達領の洪水は六月中、再々に及んだのであろう。東藩史稿は一月二二日の条に「今夏 封内洪水二十万二千石余損害アリ」云々とし、少なからざる被害をこうむると伝えている。

天明元年（一、七八一）洪水

同年南部領は大不作、飢饉、種子も皆なくなった等と伝えている。従って、天候不順に因る凶作年であらう。

沢内年代記は「五月七日（陽五月二九日）洪水で、山室の橋（湯田町湯本）落ち云々」と和賀川洪水を伝えているが、国統年譜は「天明辛丑元年六月二十七日（陽八月一六日）大洪水」（南部領）と伝えている。

伊達領の磐井地方等においては「七月六日（陽八月二五日）夜大雨北上川出水、七月中雨多し」とあり、又、「七月二十三日（陽九月一日）より二十八日大雨水、田畑被害頗多し」等とある。

更に、下流地方登米郡等においても「同元辛丑水害不作」とあり、宮城県資料は「七月二十三日より二十八日まで

大雨あり洪水」と同一洪水を伝えている。東藩史稿は一月二七日の条で「今夏 封内二十八万六千石余水害アルヲ、幕府ニ聞ス」とある。

従って、同年の洪水は中小洪水の頻発であり、北上川全川にわたる洪水ではないが、被害は至る所に発生したのであろう。

天明二年（一、七八二）洪水

岩手県史は「同年南部領風雨洪水あり不作」としているが、その詳細等は明らかでない。

同年の洪水によって「高寺村荒谷前源内家屋、再び流失」（古図書込）とあり、胆沢地方においては「六月二十日（陽七月二九日）洪水とするものもあるが、明確ではない。

同年下流部の洪水は七月一八、一九日の大雨による洪水としている。宮城県資料等も亦、同月同日洪水としているから、上流部の資料欠落による日時不詳であらう。

東藩史稿一〇月二七日の条に「今夏封内二十七万二千石水害ス」云々とある。

天明三年（一、七八三）洪水

同年、野史等は「東国大洪水」とあるが、南部領においては天候不順、霖雨、早冷、大飢饉等としている。

伊達領、中流部の諸村は「七月六日（陽八月三日）夜中大雷雨、出水」云々としている。

更に、下流部においても、同日大雷雨、降雹等としている。

従って、同年の洪水による被災地は、伊達領北部における局地的豪雨によって発生し、中流部等に被害を及ぼした洪水である。

天明五年（一、七八五）洪水

同年における南部領の状況は「霖雨低温で冷害となり、大風水害があり、晩稻の植付を禁止する。南部領十七万七千石の損耗」と田中（喜）資料にあるごとく、洪水は、冷害による大凶荒の陰にかくれ、詳細を伝えるものが甚だ少ない。

猿ヶ石川流域、東晴山村横川文書は「天明五月己巳八月廿四日（陽九月二七日）猿ヶ石川大洪水、宝暦五年亥ノ年ヨリハ不足申事ニ在之候」とある。

しかし、同年洪水に因る谷内村、一村の損地が、同村肝入文書に、田高二石三斗八升、畑高五石八斗一升等としてある。

しかるに、北上川本川における洪水等については伝承もなく明らかでない。

伊達領における胆沢地方等においては「八月二十四日大雨洪水」云々とあるが、中流部においては洪水位が高く「八月二十四日大洪水、薄衣細越を越す。俗に、細越の水と言う」とある。

従って、上流地方の中小洪水が、磐井地方に至り大洪水となり、氾濫して薄衣宿を水没し、北新山（標高一八八・五米）南西尾根の細越坂（県道薄衣舞川線改修後の標高二・四九米）を越す高水位に達するに至ったのである。

同年伊達領における水害損失は、東藩史稿十一月一七日の条に「今夏以来、封内霖雨五十五万二千石余水害アルヲ幕府ニ聞ス」とある。

（註） 東晴山村 東和町晴山

薄衣細越 薄衣村字細越であり、現在の川崎村薄衣の地域名

天明六年（一、七八六）洪水

同年南部領は前年同様に気象条件が悪く「この年も低温冷害となる、飢饉となる、南部領損耗十六万六千石」と田中資料は伝えているが、被災地域等の詳細については明らかでない。

しかし、胆沢、磐井地方等においては「七月十五日（陽八月八日）大雨洪水」あるいは「同月十六日北上川大洪水」等としているが、磐井川沿岸においては「同月十四日出水、十六日洪水」とある。

しかるに、下流部等の資料は、一五日洪水とするものが多く、更に、支流迫川等においても一五日としている。

従って、同年の霖雨とあるは、七月頃であろう。そして同月一四日頃、出水が甚しく、一五日の大雨により、同日洪水となり、一関、狐禅寺附近等は、更に、翌一六日に及んだ洪水と考えられる。

同年伊達領における洪水災害は領内広範にわたり、東藩史稿十一月一二日の条に「今秋大雨洪水アリ、封内及ヒ常陸、下総、近江ノ采邑、合テ五十三万二千余石損害ヲ幕府ニ聞ス」云々とある。

同年洪水は、北上川全川にわたるのみならず、関東、関西等に及ぶ全国的洪水と推定されるのである。

天明七年（一、七八七）洪水

同年、南部領においては「この年霖雨洪水あり、南部領六万三千五百七十石損耗す」云々と田中資料等は伝え、船橋流失等とするものもあるが、その詳細については明らかでない。

しかるに、伊達領北部郡等においては「正月より二月まで二、三度、北上川洪水」としている。

歴代年譜には「春二月十三日（陽四月一日）大雨洪水す。又、二十日に大雨、日を連ぬること三日にして洪水となる」云々と早春（異状気象による融雪水を含む）の洪水を伝え、更に、「夏五月霖雨、旬を連れて十八日に洪水す」

としている。

又、胆沢、磐井郡等を含む伊達領各郡において「六月九日（陽七月二八日）大雨洪水」云々としているが、同洪水と同日において支川迫川も亦、氾濫しているのである。

従って、同年は中小洪水が数度に及び、六月洪水は北上川全川における洪水と推定されるのである。

同年、伊達領における洪水被害等につき東藩史稿、十一月一九日の条に「今茲 封内五月以来霖雨洪水、田三十一万三千石余損害アルヲ幕府ニ聞ス」云々と伝えている。

天明八年（一、七八八）洪水

同年沢内、湯田村等においては「地震、大風雨、洪水にて不作」としているが、紫波地方も亦、「大風雨、大洪水」とある。しかし洪水状況等の詳細については明らかでない。

同年の状況につき岩手県史は「この年、南部領亦も霖雨洪水にて、米作損毛四万九千五百五十八石あり、凶作となる」としている。

伊達領においては胆沢地方等が「六月十九、廿日の兩日大雨、北上川廿一日（陽七月二三日）より廿三日まで洪水」とあり、一関附近においても「六月十九日より雨、二十三日高水」としている。

更に、北上川支流迫川（宮城県）流域においても「同月十九日より二十三日迄大雨降り、迫川大水、三方島土手四〇五尺高く越え云々」と大洪水を伝えている。

従って、同年六月の洪水は上流地方に比し、下流地方における出水が多く、被害は下流部において甚大であり、東藩史稿は七月六日の条に「封内五月ヨリ霖雨、山崩レ、川溢レ、家屋飄流、人畜溺死アルヲ幕府ニ聞ス」云々とあ

り、更に、十一月二六日の条で「今茲 封内三十一万九千石余、年穀登ラス、之ヲ幕府ニ聞ス」云々と伝えているのである。

寛政元年（一、七八九）洪水

同年、南部領の気象、作況等につき「大雨、大洪水、早冷等により五万五千六百五十石の損毛」等とするが、洪水地域、被害状況等を伝えるものなく、詳細は明らかでない。

下流、伊達領においては磐井郡東山折壁、大原、舞草村等に「大雨洪水不作」云々と言う洪水伝承がある。

室根山周辺における異状豪雨等による洪水と推定されるが、砂鉄川、千厩川等の出水資料がなく詳細は明らかでない。

洪水の日時等は、隣接する登米郡等に「五月二十六日（陽六月一九日）大雨あり、田植えす」云々とあるから同日ではなからうか。明らかでないが念のため記して置く。

寛政三年（一、七九一）洪水

同年下流地方迫川流域においては三月大雨出水としているが、北上川沿岸地方にはその伝承がない。

しかし、胆沢、磐井地方等においては「六月十一日（陽七月一日）より十三日まで大雨洪水」としている。

下流地方迫川流域においても「同月十一日より十六日迄大雨迫川大水」と同日の洪水を伝えているが、被害等の詳細は不明である。

更に、胆江地方を初め、磐井、登米郡等下流部に至るまで「十月十六日大雷雨洪水」云々としている。

殊に、中流部における黄海川においては、前代未聞の大洪水となり、中世代、深堀城の城下町として成立した二日

町数十軒が、一夜の洪水によって流失し、死者八名を出し、「阿菊の洪水」として、今尚、語り伝えられている。しかるに、南部領沢内等においては「下作」とするのみで洪水伝承はない。

従って、同年は胆沢川等の出水に因り、殆ど伊達領に多くの被害を及ぼした洪水であり、東藩史稿一〇月一六日の条に「仙台大雷雨、登米郡及ヒ東山川溢レ家ヲ流シ、男女十二人溺死ス」としている。

寛政四年（一、七九二）洪水

同年南部領においては、大風、洪水等の被害をこうむることなく農作物の作況を「中作」としている。

伊達領では、胆江地方を初め磐井、登米地方等に至るまで「七月十三日（陽八月三〇日）大雨、翌十四日大洪水」としている。

更に、宮城県資料も「同月十三日大雨、迫川の堤防数ヶ所欠壊し大洪水、稲腐れる」とある。

従って、同年洪水は、南部領等には殆ど影響するところなく、多くは伊達領に氾濫し、少なからざる被害を及ぼした洪水である。

寛政五年（一、七九三）洪水

同年南部領沢内地方等においては「同年正月大地震、中作」等とし、洪水に関する伝承は残されていない。

しかるに、胆沢地方では「五月十三日（陽六月二日）大雨、北上川洪水」と伝えている。中流部の沿岸村邑等は「五月十四日大雨、北上川洪水」としている。

更に、下流部における迫川沿岸等においては、「正月より五月迄降雨甚だ多く、畑不作なり。五月十四日大雨迫川大洪水云々」と、迫川等の洪水を伝えている。

宮城県資料も亦「五月十四日大雨、迫川、北上川沿岸大洪水」云々としているが、南部領においては、猿ヶ石川洪水を横川文書が「寛政五年癸丑正月七日大地震、同六月猿乎瀬川大洪水」と伝えているのみで、北上川本川等については伝承するところがない。

寛政七年（一、七九五）洪水

同年南部領においては「春低温、早魃、夏霖雨洪水、百姓一揆起る」とし、更に、北上川、雫石川洪水」等とあり、横川文書も「同年六月猿乎瀬川洪水」としている。

同年洪水等につき国統年譜に「寛政乙卯七年六月二十七日（陽八月一日）新山洪水、二、三日大雨、二十年来之大洪水」云々とあり、更に、同書一〇月一六日の条に

- 一、御損毛高 十二万九千四百四十八石余
- 一、民家流失 十四軒
- 一、落 橋 二十
- 一、山 崩 五ヶ所
- 一、川 欠 三十一ヶ所
- 一、溺 死 四人

とある。

（註） 新山 盛岡市東仙北一丁目の旧称

伊達領胆江地方等においては「同年六月廿六日北上川大洪水」としているが、中流部の沿岸村邑等では「同六月廿七日北上川大洪水、二十年来の大洪水」とある。

従つて、同洪水は雫石川、猿ヶ石川等の出水によつて、北上川上流部、中流部等に氾濫する大洪水である。
しかるに、同洪水につき下流地方等には伝承されるところがなく、宮城県資料等も、これを伝えていないのである。

寛政八年（一、七九六）洪水

同年霖雨洪水、風害等としているが、湯田、沢内村などにおいては「中作」とし、洪水を伝えていない。

しかし、同年南部領の損耗高五万三千石とある。

同年伊達領においては、洪水伝承等を殆ど聞くとこでない。

従つて、同洪水は南部領内に限定される中小洪水と推定されるのである。

寛政九年（一、七九七）洪水

九月五日（陽一〇月二十四日）県南地方、北風強く大雨大洪水としているが、同洪水を伝えるものは、支流砂鉄川流域大原村及び迫川流域の一部等であり、中流部等における北上川本川沿岸村邑及び登米、桃生郡等並びに宮城県資料等にも伝えられるところでない。

従つて、同洪水は異状豪雨等による地域的洪水と推定されるのである。

享和元年（一、八〇一）洪水

同年南部領雫石川流域の洪水につき雫石歳代日記は「六月廿日（陽七月三〇日）の夜大雨ニ而大洪水、昔々覚無之程の大水、野も山も夥敷水出、山々殊の外、突出し崩れ出し云々」とし、又、「同月同日大雨降り其夜、小沢大水出、西根村の田地高五十石計り水押川原ニ相成り申候。雫石郷中所々水押ニ相成り、家数二十軒計り流、人九人計流

北上川

十六

申候」云々とあり、沢内年代記も亦、「享和辛酉元年六月二十日夜、北上川、雫石川が洪水ニテ、雫石村ニテ十人家内、家トモ流サレ、独リモ不残溺死ス。同村中ニ馬五匹繫候家ニハ三匹ハ陸ニ上リ、二匹ハ死ニ。三ツ家ニテ家三軒流ルル、仙北町ニテ同心ノ家三軒流ルル。何年ニモ無レ例洪水ナリシト成」云々としているが、御明神村、午之助覚書に「寛政十三年辛酉六月廿日大洪水、先年より伝言も無之大洪水ニテ、橋場村弘切申候而、小赤沢村の村中通り申候、（中略）其の節、水の高サ、鹿妻穴口ニテ二丈七尺、鹿妻堰穴口より下り大破と成る故、五代官中、御人足懸リ新セキ掘り申候、其の節、仙北町御組丁、石垣四十二間、流れ申候云々」とあり、更に、「雫石川洪水で穴口崩れ、用水堰塞り数万石の田地荒れる云々」（鹿妻堰資料）とある。

（註） 沢内年代記に和賀川洪水の事なし

更に、盛岡城下等における洪水につき「六月大洪水により仙北町西側浸水し、下ノ橋流失する」（井上資料）とあり、篤篤家訓は享和元年酉六月洪水之事として「六月折々雨降、二十日朝より強く降り、夜、大雨大雷、北上川、雫石川、中津川、築川洪水、八幡町横丁等膝まで高水なり」とし、又、「仁王丁、田町、材木町、久慈町、上田丁無難とあり、夕顔瀬橋少々破損云々」等とある。花巻城下等においては「北上川洪水」としているが、被害等の甚しいものがなく、伝えるところは溺死一人あり、二郡見聞記は「此、洪水前に、花巻小久保町の橋掛替ニ付、其側の者へ右材木預差置候処、此、洪水に成、御預りの材木ながれ候に付、家主留んとして溺死、此、外ニ郡中溺死のものなし、此辺は夜明にて朝の事ゆへ過ちはなし、盛岡、雫石辺は夜中の事故過多し。

右小久保丁の溺死の者え弔料被ニ下置し」とし、又、和賀郡地方における洪水につき篤篤家訓は「鬼柳、黒沢尻辺は六月二十一日朝より少々雷雨之処、昼辺に至り急に大水漲り来て、家屋を浸し、床の上に土沙を押上げ、物

を押流し及騒動候由、同日夜半より落水に相成候由、依之田畑損耗不少、土人盛岡水と唱う」とあり、別述の如く「市兵エ難儀のこと」等の伝承がある。

同洪水による被害の主なるものを二郡見聞記は、

享和辛酉六月廿日洪水書上写

一、高七千貳百七拾九石四斗壹升三合

内

四千七百壹石七斗四升 御蔵入高

(六百三拾石六斗九升九合 川欠永代荒)

貳千五百七十七石六斗七升五合 給所高

(七百七十石八斗五升壹合 川欠永代荒)

(註) (一) 後補

頭書一の文字を削る。

一、九拾四軒 流家 一、六拾六軒 潰家

一、八軒 流小屋

一、五拾貳人 溺死 一、貳拾疋 流死馬

一、百七ヶ所 落橋

一、八拾三ヶ所 水堀

一、三百四十本 倒木

一、百四十二ヶ所 川欠

等とある。

南部氏は同洪水に被災する家臣等に「諸士百石以上二十貫文宛、百石以下拾貫文宛無利息十ヶ年々賦で云々」と復

旧費を貸与している。

伊達領においては、江刺地方における只市文書に「六月廿日昼過ぐ出水ニ相成、同廿一日ヒル四ツ時(午前一〇時頃)ぐ九ツ時(正午)迄大洪水ニ罷成、南部が人馬并家材沢山ニ相流レ、其砌、新堀大破一面ニ相成云々」とある。

しかし、他の地域等においては、記録洩であろうか、伝えるものがなく詳細は明らかでないが、中流部等においては、六月一六日、あるいは、八月洪水等とするものがあり、更に、下流地方等においては「八月二〇日大風強く破損多し」とするものが多く、洪水損耗等を伝えるものがなく、上下流において符合せざる所あるも、後考のため附記する。

(註) 江刺地方における洪水氾濫地域は、北上山地西麓に展開する沖積平野で、下門岡村を初めとする一〇ヶ村の殆どであり、約二千数百町歩に及ぶ広大な地域であり、対岸上伊沢地方は、主として三ヶ尻断丘崖の麓における三ヶ尻谷起等の二〇町歩程度にすぎない。

従って、同年洪水は、盛岡等を初め南部領において大被害を及ぼすところであるが、伊達領においては江刺平野を除く外は、特筆大書伝うべき被害をこうむるところではなかったと推定されるのである。

享和二年(一、八〇二)洪水

同年南部領における洪水につき、横川文書の晴山村街道二郡御普請留書に「享和二年戊ノ年猿ヶ瀬川筋洪水ニ付道御普請願上候云々」とあり、又、別書に「七月六日(陽八月三日)猿ヶ瀬川大洪水」と猿ヶ石川流域の洪水を伝えている。

しかし、北上川本川洪水との関係は明らかでない。

北上川の洪水を国統年譜は「七月大洪水」とその大要のみ記しているが、新川文書は「同二年戊七月洪水ニ而不少畑地所欠ニ罷成御見分之上、其節川欠ニ罷成候得共、御年貢米諸役御免被成下置難有仕合ニ奉存候」云々とある。

伊達領における同洪水につき、下伊沢姉体村等の沿岸村邑においては「六月廿八日より七月一日まで大雨ニ付平地漂流すること二、三丈」云々とある。更に、中流部の各村においては「四、五月雨不降川水不足、六月二十八日から降雨して月朔^{マツ}に至り大雨止ず、洪水天にわたる」(歴代年譜考)。「笠岩の木枯れる、三郡の修験持経山(一関市自境山)に請雨祈願、降らず、更に、舞草観音堂に参籠す。六月二八日より降雨、七月一日に至るも大雨止まず、大洪水になる云々」(川崎資料)としているが、富沢村(一関市)においては「享和二年七月大洪水被害慘憺タリ、コノトキ富沢町、全ク濁水ニ浸サレ、或ハ、流失シ、或ハ、山手ニ移リ、悉ク離散セリ云々」とし、日形村も亦「七月二日牛ノ尾前土手切レ云々」と被災を伝えている。

更に、下流登米地方においては「六月毎日曇天、二十四日大雷雨にて二十九日大雨降り、七月朔日大洪水云々」とある。

同洪水による被害の主なるものは、日形村における日形堤防外数ヶ所の欠壊あり、延長三一〇間余に及び、流家二〇余戸、田畑の荒廃するもの九〇余町歩とあり、牡鹿郡においては石巻街内を舟によって往来するという。

又、中流部、下流部等においては、同年、更に一月一八日(陽二月二日)大洪水とするが、詳細については明らかでない。

(註) 上流部、中流部等には伝承されないが下流部においては同年七月一〇日及び八月一〇日洪水等とあり、死者等も伝えられている。

享和三年(一、八〇三)洪水

同年、南部領における洪水につき横川文書晴山村街道二郡御普請留書に「当亥ノ六月廿一日(陽八月八日)雷雨ニ而御代官大田瀬五平様御見分被ニ成下ニ候所、猶又、八月十六日(陽一〇月一日)大洪水、五十年以来無レ之大洪水ニ御座候、猶又、御見分奉ニ願上ニ候云々」とあるが、八月洪水につき、更に同文書享和四年二月願出の大篠鑿出入願に「当村(晴山村)之内猿ヶ瀬川筋、前々ヨリ洪水ノ度毎川前通御田畑水押通り候内、猶、去年八月之洪水ニ而、一足上リト申所ヨリ大篠下迄、小高別帳ヲ以奉ニ申上ニ候通 御田畑水押ニ罷成 砂利、砂押上永代荒同様ニ罷成候云々」とあり、更に、新川文書文化元年三月の外台村北上川筋御普請願書にも「去年(享和三年)八月十六日之洪水ニ而御普請所押破、御高五石八斗九升川欠ニ罷成、其節奉ニ申上ニ候所、御見分之上去秋御年貢米御免被成下云々」とある。

伊達領の内、北上川中流部においても亦「七十年來の大洪水」云々(山形資料)としている。

しかし、同洪水につき南部、伊達領共、その詳細を伝えるものはないが、猿ヶ石川等の洪水と、北上川本川の出水とにより中流部において氾濫するに至ったことは十分推定されることである。

文化元年(一、八〇四)洪水

同年、南部領沢内地方等においては、和賀川出水等のこともなく、米、豆等の作況を中作としている。

しかるに、伊達領下伊沢等においては「十一月洪水」(阿曾沼資料)等としている。

しかし、詳細等については明らかでない。

更に、中流部においては「登米郡にて平水より三丈九尺高」等と、下流部の洪水を伝えているが、登米地方にお

る洪水被害につき「文化元年十一月四日（陽一二月五日）登米郡上沼村ニ於テ幹川式丈九尺（北上川沿革調は三丈九尺とする）ノ高水ニ至リ全村^ニ小塚堤防五十式間、全郡豊里村^ニ錫波白鳥ノ堤防式拾間、全村^ニ赤生津等数ヶ所堤防欠壊セリ、然レドモ、時、冬季ニ際シタルヲ以テ禾穀ノ害ナシ」云々（内務省北上川流域調査書）とある。

従つて、同年洪水は胆江地方等における異状高温による融雪水に原因する中、下流部等における洪水であらう。

文化三年（一、八〇六）洪水

同年、南部領沢内等においては豊作としている。

伊達領においては、北上川中流部の村々に「六月十八日（陽八月二日）洪水」とする伝承がある。

しかし、その詳細については明らかでないと共に上流部^{及び}下流部等にも伝承等を聞くところでない。

従つて、中流部における局地的洪水であり、大被害に及ぶ洪水は考えられない。

文化八年（一、八一）洪水

同年猿ヶ石川洪水により東晴山村における堤防欠壊を横川文書は「文化八年申九月廿二日（陽十一月七日）大洪水ニテ八斗木川原土手押切^レ村人足ニ而地普請云々」として、人足合計四二一人五分を記録している。

しかし、同洪水につき上流地方遠野^{及び}下流花巻地方等に伝承するところがなく、更に、北上川本川等にも洪水伝承が残されていない。

従つて、同洪水は地域の豪雨等に因る猿ヶ石川中流部における洪水と推定されるのである。

文化九年（一、八二）洪水

同年洪水を南部領において伝えるところ甚だ少く、支川猿ヶ石川における洪水を横川文書は「文化九年壬申七月十

六日ノ大雨ニテ十七日（陽八月二三日）洪水、遠野海道コビヤシキ大破ニ付、人馬通用無^レ之程故、無^レ抛、安俵、高木通拾九ヶ村肝入衆江致ニ相談一候所、内々ニ而助合人足ニ而普請可致由、兼テ、肝入仲間相談致置候間云々」とある。

しかし、同猿ヶ石川流域上、下流等の地域^{及び}稗貫、和賀地方等に洪水伝承等がなく、横川文書が、南部領における唯一の記録である。

しかるに、伊達領下伊沢地方等においては「五、六月雨降らず、七月初旬雨降洪水」云々とし、磐井地方も亦七月洪水としている。

更に、中流部においては「七月九日より十七日まで降雨洪水」等と（山形資料）している外、下流登米地方においても「同七月九日より雨降り十七日迫川大水、十八日三方島、午房土手欠壊、沿岸湛水して稲腐る」云々としている。

従つて、同年洪水は、胆江地方等より下流に及ぶに従い、洪水量を増大して、下流地方に甚大なる被害を及ぼすに至ったのである。

文化一一年（一、八一四）洪水

同年、南部沢内年代記は「五月二十七日（陽七月一日）未の刻（午后四時頃）より雨降り六月三日洪水云々」とし、盛岡、紫波地方等においては「霖雨、低温、大洪水」とするが、雫石川、中津川等における洪水氾濫の伝承がなく、又、花巻地方においても亦、これを伝えるところでない。

更に、下流伊達領に至つては、まったく伝承されるところがない。

従つて、同年洪水は北上川本川に影響を及ぼす洪水ではなく、天候不順に因る局地的中、小洪水であり、南部領凶作の原因は洪水被害にはあらず、低温、多湿によるところであらう。

文化一二年（一、八一五）洪水

同年洪水は、南部領沢内年代記に「五月廿二日より廿六日迄雨降、廿七日晴天ニハ無之候得共甚暑、廿八日より又曇始廿九日朔日（六月朔日陽七月七日）大キにふり洪水云々」とあるが、同年の概況を盛岡、紫波地方等においては「霖雨、早冷」として洪水を伝えていない。

更に、下流に属する伊達領において昭和中期の刊本より引用して七月一日（陽八月二二日）洪水等とするものもあるが、その詳細が不明であり、確証のあるものでない。

従つて、同年の洪水は霖雨による沢内地方における局地的小洪水と考えられるのである。

文化一四年（一、八一七）洪水

同年、盛岡城下においては六月六日（陽七月一九日）洪水と花巻城御次留書帳文化十四年六月の条に

六月五日 雨

六月六日 大雨

追刻 御城夫 大川原定賀差出之所

一昨日御達之通、松前奉行昨五日出馬可申処、新山川出水ニ付逗留ニ罷成候 依テ 為御出頭御達之旨御目付ニ而〇ニ付御徒目付照井栄太郎申達候

北地御会所御手紙来る

北監物様 奥未人

松前御奉行本多淡路守 昨夜止宿之所 新山川洪水ニ付逗留ニ相成候間 此段為御心得其意候以上」云々と、北上

川本川の洪水を伝えている。

しかし、下流伊達領においては洪水を伝えるものがなく、わずかに、六月七日東山（東磐井郡）大原地方における「大雨水」を伝えるのみである。

下流地方迫川流域等も亦、六月七日大雨水としている。

文政元年（一、八一八）洪水

同年磐井地方においては「二月八、九日（陽三月一五日）大雨水としているが、下流地方においては「三月八、九日大雨水あり」とするが、上流部及び中流部等においては両降雨につき伝承するところがない。

同年盛岡藩（南部領）沢内通年代記には「正月朔日、立春三月廿五、六日頃種マク、天気能キ日ナシ、四月、五月天気悪敷、苗不育、六月十五日迄雨フル、同十六日朝降候へ共、云々」とあるが、別本には五月二、三日（陽六月六日）大雨洪水」と和賀川上流の洪水を伝えている。しかし、同川下流部における横川目、江釣子村等においては洪水を伝承するところがなく、八月一日より日照、上作等と伝えているのである。

仙台藩（伊達領）磐井郡東山母体村肝入文書によれば「東山母体村北上川除土手、当夏中洪水急破罷成候ニ付、来春御普請被成下度御人足積」として「川除土手老ケ所、長百拾五間、根置三間、駒踏老間、高老間半」の工事に人足一、〇六五人を願ひ出しているが、洪水の日は明らかでない。

しかるに、中流部及び下流地方等においては「六月一日大雷雨」としている。

従つて、同年は氣候温暖であり、雷雨の発生による局地的豪雨等が考えられるから、母体堤防等の急破も六月の大雷雨に因る洪水災害と推定されるのである。

文政三年（一、八二〇）洪水

沢内年代記は「同年正月十二日大雨降」としているが、中流部等においては「正月十三日（陽二月二六日）大水」とし、更に、下流地方においても亦「同月十三日大雨迫川大水」としているのである。

従つて、同年正月中旬は、気温高く、大降雨があり、山陵地帯等の積雪を融し、出水するところとなり、中、下流部に至り洪水となるに至つたのであらう。

文政四年（一、八二一）洪水

同年盛岡藩における洪水として沢内通年代記は「七月四日（陽八月一日）ニ大水也、又、同月廿九日ニ大水ニ而其節細内川柳橋畑直クニ川ト成、所々大ニ田畑川欠ト成」云々と和賀川上流の洪水を伝えている。

しかし、他の河川等における洪水伝承はなく、同年盛岡藩は「中作」としている。

文政五年（一、八二二）洪水

同年仙台藩は、気象、自然環境等に異変が多く、正月二日登米地方における降雪量が四尺に及び、同地方並びに磐井地方等において六月二〇日、八月二五、六日等数回にわたる地震あり、更に、「十二月七日（文政六年陽一月一八日）雷鳴して雪降る。今年の雪例年と異なる、仙台以南最も深し、伊達より仙府に至る凡そ五尺以上、石巻六尺人馬行を絶つ」云々（歴代年譜考）等とある。

磐井地方における清野文書は「八月大水」としている。

しかし、洪水位、被害額等の詳細については明らかでない。

文政六年（一、八二三）洪水

同年盛岡藩沢内地方等は「上作」とし、洪水伝承等はない。

仙台藩磐井地方及び中流部村邑等は「五月十七日（陽六月二五日）暴風雨大水」と伝えているが、下流地方においても「同日西風強く雨ふり、迫川大水」等としている。

更に、同磐井地方等において「六月二十日（陽七月二七日）大雨洪水」としているが、中奥と称された宮城県仙北地方及び仙南地方の阿武隈川流域等においては「六月二十四日」とし、北上川下流地方においては「大雨迫川大水、南土手破れんとす」とあり、阿武隈川流域においては「丸森地方（宮城県伊具郡）一帯収穫皆無」等としている。

従つて、同年は盛岡藩等、北上川上流部には洪水の影響が殆どなく、中流部及び下流地方等が五月、六月の二回にわたつて被害をこうむっているのである。

しかし、中流部における六月洪水の日時が二四日の誤記ではなからうか、甚しきは、六月二日とするものもある。後証を待つ、

文政八年（一、八二五）洪水

同年盛岡藩は、霖雨、大風雨、低温等による大凶作としているが、雫石歳代日記は、更に「同年六月六日（陽七月二二日）大雷大雨ニて、大洪水ニ而西根村川欠、水押所々荒地ニ出来致候、安津前村も同断、当町根堀端少々痛、北浦、蟹沢川端も多く水押出来、御見分願上候」とし、又、「同月廿四日ハ北風頻起り七月五日頃迄吹、然共、天気晴やらず同十三日洪水也」云々と伝え、更に、和賀川における洪水を沢内年代記は「六月廿四日より北風、七月九日ま

で毎日吹き、十日西風、十三日洪水で山室橋落る」とあり、別本は又、「七月十三日（陽八月二六日）大雨洪水、川端通りの田畑押流れ、橋が落る五十年来の洪水云々」と、同日の洪水を伝えているのである。

仙台藩も亦、同一三日洪水とし、黒石寺文書（過去帳表紙書込）によれば「七月十三日、十五日までの大雨により田中前屋敷（黒石村）床上浸水三尺」云々とあり、歴代年譜は「七月十三日大雨洪水、一ノ関横丁小舟通行」云々と伝え、下流地方においては「五ノ六月長雨続き洪水云々」とあり、迫川流域の七日市堤防の欠壊を伝えているのである。

従って、同年洪水は中央山系における降雨が甚しく、雫石川、和賀川等の右岸支川の出水が洪水の主因となり、胆江地方等より下流に少なからざる被害を及ぼし、仙台藩にも亦、「氣候不順大雨洪水のため大凶作」たらしめたのである。

文政九年（一、八二六）洪水

同年盛岡藩内は、氣象其の他、自然環境に特記すべき事項も起らず中作としている。

仙台藩においては、下伊沢地方を初め磐井、中流部等に「七月二十七日（陽八月三日）洪水」と伝えられている。更に、下流地方登米、栗原郡等においては「正月元日大雪五尺余降る。七月二十七日大雨、迫川大水あり」云々とあり、又、迫川流域においては「同日洪水にて飯屋水門扉押抜け」としている。

従って、同年洪水は北上川上流部（殊に盛岡藩地内）に及ぼす影響が少く、その詳細は明らかでないが、中流、下流部等の仙台藩内に少なからざる被害を及ぼしていることは明らかである。

文政一〇年（一、八二七）洪水

同年盛岡藩内には「兩年の上、中作の下々に可レ参不安心の年に御座候処、無ニ相違一春より冬迄、重に雨降申候」としている。沢内年代記には「閏六月十六日（陽八月八日）大雨降り、洪水にて橋々が落る」云々とあり、又、国統年譜は「文政亥年洪水、大沢河原古川新田荒地となる」としている。

更に、盛岡藩内は「霖雨不作」とし、沢内地方においては「凶作」とある。

従って、同年は天候不順及び洪水（中小洪水）等により盛岡藩は少なからざる被害をこうむるところであるが、北上川中流、下流部等においては洪水、不作等の伝承もない。

文政一一年（一、八二八）洪水

南部動転愁記は、猿ヶ石川洪水につき「同年二月十四日（陽三月二九日）の夜より十五日朝迄雨降り大洪水と相成、愛宕江橋中程より折れ流れ、北側さみせん塚皆崩れ、切石共皆川に入る外、小橋々も皆落ち申候。前々より数度の洪水にても江橋落候儀承伝も無レ之。珍敷故書留候」云々とあり、又、同書は盛岡藩内の洪水につき「同年六月十一日（陽七月二二日）北上川大洪水、遠野にても所々橋落る。七月朔日大風雨なり」としている。

仙台藩においては、胆江地方等を初め、下流地方に至るまで洪水氾濫し「七月十一日大雨洪水」とあり、母体文書は同洪水に因る被害甚大に及び、貢納等の猶子を「文政拾壹年数度之大洪水ニ付同年壹ヶ年畑銘下被成下度願申上候」こととして「当年度々之洪水ニ而忒作共ニ壹圓水荒相成、迎も、本銘を以、上納致兼銘下ニ被成下度、他之儀ハ一応ハ無ニ余儀一訳ニハ候得共云々」と願出ている。

更に、同書は「当春中三ヶ度之洪水、五月ノ七月迄三ヶ度之洪水、都合六ヶ度ニ在之云々」とし、堤防欠壊等の災害は「隣郡ニ而も西磐井、下伊沢等ハ是又水損ニ而去年迎も願申出御用捨被成下候云々」とある。

中流部においては「七月一日大風雨大洪水」と伝えているが、下流地方では「文政十一年二月二十八日大風雨、七月一日大風雨、十一日追川大水、川南川原にて堤防八十間破堤云々」とあり、宮城県資料等も亦「七月十一日大風雨、追川沿岸洪水のため稲腐る」としている。

従って、同年洪水は、一部記録の散逸によって明確を欠くが、支川猿ヶ石川のみならず、左右各支川の出水によって盛岡附近より下流地方に至るまで、北上川全川にわたる洪水であり、沿岸郡村至る所に甚大な被害を及ぼしているのである。

文政一二年（一、八二九）洪水

猿ヶ石川が、前年に続き、再び洪水となり、南部動転愁記には「八月二十一日（陽九月一八日）夜、早瀬川出水夥敷、洪水に相成、愛宕江橋向、さみせん塚橋根掘れ石おし崩れ、尤、中沢村百姓三十三に成る男、水に溺死候が、愛宕下殺生場前迄押流され来候。

田畑川端辺永代すたり処々にあり」としている。

仙台藩磐井郡母体村にては「文政拾貳年八月廿一日洪水ニ而長坂御蔵^五水押揚候ニ付、粃俵老俵、式俵通相濡、同月廿四日渡部勇之丞様并大肝込衆田河津村善太夫、母体村幸治等迄罷出見分候云々」としている。

中流、下流部等においても「同人大洪水」とある。

更に、南部沢内年代記には「十一月洪水、出羽・奥州当国が騒ぎとなる」とあり、下流地方においても亦、「同年十一月雨降り大水、稲多く流失」としている。

従って、同年における洪水は、猿ヶ石川の出水による胆江地方以下、中流部等に及ぶ洪水があり、更に、和賀川等

の出水によって中流部、下流部等において、数多の刈稲を流し、被害甚大に及んでいる。

しかし、盛岡藩内においては、冷温、洪水等の被害も少く、中作としていのである。

（五）末期

天保二年（一、八三二）洪水

同年中流部の村邑では「洪水あり」云々と伝承するが、磐井地方^{並び}に登米地方等における洪水記録は見られない。

同年盛岡藩内等においては「上作」としている。

従って、中流部の洪水は霖雨等に原因するものでなく、砂鉄川流域、中流部等における局地的豪雨に因る中小洪水と推定されるのである。

天保四年（一、八三三）洪水

同年盛岡藩内においては霖雨、早冷、大凶作等とし、洪水伝承等は残されていない。

しかるに、北上川下流登米地方などにおいては「五月五日大雨水なり。六月二十五日（陽八月一〇日）大水、六月より八月まで毎日曇天、寒さきびしく九月三日大霜ふり田畑作損す。大不作也」云々としている。

仙台藩は、その対策として「七月六日霖雨のため寺院に、晴れを祈らせる」とあるが、遂に及ばず「大飢饉あり」と記録されるに至ったのである。

同年洪水につき仙台藩母体村肝入文書は「東山母体村、当夏中時々洪水ニ付、畑作毛水亡仕り候分、当老ヶ年御用捨被成下度云々」と、被災地の御蔵入高の免除を願い出している。

更に、磐井郡東山南方及び北方両大肝入は「東山母体村、赤生津村、長部村、小嶋村、舞草村、門崎村、薄衣村、黄海村

右八ヶ村、北上川付キ筋水之處、去夏（四年）中数度洪水畑作二作共ニ尠実法不申云々」と、天保五年三月付を以って、洪水被害による貢租減免願を副申しているから、磐井地方は天候不順による不作と洪水被害等により甚だしい減収（皆無とも言う）を見るに至り、前述の如き飢饉となるであろう。

同年盛岡藩内の飢饉は、更に、甚だしいものがあり、沢内、湯田地方においては「大飢饉、牛馬犬猫迄食尽し、餓死者多く、親は子を捨て、子は親を捨て、他に移住する者あり」（湯田村資料）等とある。

天保五年（一、八三四）洪水

底本には盛岡藩内が「六月末より七月十日頃まで引続き降雨十三日、十七日（陽八月一〇日）各地に洪水起る。北上川流域筋川欠、田畑損耗多し」とあり、更に、盛岡城下においては「夕顔瀬橋落つ」等としている。

しかし、下流仙台藩内における洪水は、日時等は不明の江刺郡高寺村地内「荒谷前欠込杉二本流る」（小沢文書）と記録される以外には、磐井地方、下流地方等の殆どの地域に伝承されるところがない。

従って、同年の洪水は盛岡地方等の上流における急激な出水であり、同地域における被害が主であって、下流地方には殆ど影響するところでなかったと推定される。

天保六年（一、八三五）洪水

同年盛岡藩内においては「天候不順、霖雨、洪水により大凶作となる」云々とあるが、北上川源流部の岩手郡洪民村等においては「七月十六日夕方大雨出水し、十七日（陽八月一日）朝北上川大洪水となり、十八日七ツ頃（午后

四時頃）には一丈五〇六尺落つる。流域の田畑流失、川欠等あり、沿岸の被害極めて多し」云々とし、水界を分ける馬淵川においては「稀有の大洪水あり、福岡の龍岩寺は寺地、法堂等残らず流失」云々とある。

更に、雫石歳代日記には「此年七月十七日大雨ニ而所々橋々皆落申候、夕顔瀬橋落往来ニ込リ（困リ）候、当分舟ニ而通用云々」としている。

江刺郡黒石村肝入文書は「七月拾七日北上川大洪水」と伝えている。更に、内務省第二土木監督署の北上川流域調査書には「同年七月十七日洪水、東磐井郡生母村大字母体ニ於テ二十尺ノ高水ニ至リ、全村堤防七十間破壊シ、被害耕地反別式百町歩、損亡金四千両」云々とある。

しかし、中流部等においては「閏七月七日より雨降り十六、七日洪水」とし、下流地方においても亦「閏七月七日（陽八月三〇日）大風雨迫川大洪水、南土手決壊せんとし云々」等としている。

更に、胆沢郡下伊沢地方等においては「八月初から大雨降りつづき北上川大洪水」云々とある。

従って、同年は源流域を初め、各地域に洪水の発生が少なからざる被害をこうむり、仙台藩においても「是年、封内に風水害あり、七十三万三千五百二十二石余損害あり、幕府に報告す」云々とある。

天保七年（一、八三六）洪水

底本は「同年県南地方において七月十八日（陽八月二八日）大風雨田畑作物被害、八月朔日大雨大水、出穂の稲熟せず」とあるが、盛岡藩内においては「霖雨、早冷、霜害、大風雨による凶作」とし、更に、「北上川洪水、岩手郡洪民村地方一丈五尺の増水、城下夕顔瀬橋流失、馬場丁、鷹匠小路浸水」云々と伝えるが、日時等は明らかでない。しかるに、仙台藩磐井地方等においては、底本の如く「八月朔日大水、出穂の稲熟せず」云々とし、更に、下流地

方においては「五月から雨降り続き、土用中も寒冷のため稲熟さず、十月十六日（陽一月二四日）大雨洪水となる」云々とし、又、迫川流域等においては「四月十二日より毎日曇り五月雨ふり寒冷冬の如く、六月に至り雨やまず、土用中綿入にて寒し、稲黒葉出でず、五月、六月晴天五ノ六日のみ、七月十八日大風雨にて被害甚し、八月一日大雨ふり二日晴る、十月十六日大雨ふり稲流さる（洪水）」（平塚文書）としている。

従って、同年洪水は北上川全域にわたる大洪水には至らぬ、中小洪水であるが、数回に及び、凶作に加うる災害に依って大凶作となり、盛岡藩内の損耗高二十三万二千余石に達し、志和、日詰通り等の百姓一揆三千余人、盛岡城下に近い築川まで押寄せる不祥事となり、仙台藩も亦「封内荒歉九十一万五千七百八十四石余損傷云々」（東藩史稿）によって「飢饉となり、餓死者多数言語に尽し難し」云々としている。

天保八年（一、八三七）洪水

同年、国統大年譜は「天保八丁酉年六月十日洪水、鉾屋丁十文字辺川中となる。大慈寺、祇陀寺、長松院、久昌寺、永泉寺へ立退候者罷越候はば寺内へ差置候様右寺院へ御沙汰有之」云々とあり、新川文書は「天保八年洪水ニ而御欠込地并御本田^五欠込、夫々年々之洪水度毎欠崩れ相成云々」とある。

同年仙台藩下伊沢、磐井地方等も同日洪水とし、北上川調査書は母体村における洪水を「天保八年六月十日（陽七月一二日）洪水、母体ニ於テ二十二尺ノ高水ニ至リ、全村破損堤防長五百間、被害耕地反別二百拾町歩、損亡金七千両云々」とし、更に、同地方及び中流部等においては「八月北上川洪水」としているが、姉体地方の伝承によれば洪水の日は、同月七日（陽九月六日）とある。

しかし、同年二回に及ぶ洪水が、下流部及び下流地方に波及するところの伝承がない。

従って、同年の洪水被害は上流地方（盛岡藩内等）に多く、中流部以下においては僅少に止まったのではなかろうか。

天保九年（一、八三八）洪水

同年盛岡藩内等は氣候極めて不順、夏秋作とも全く稔らず、收穫皆無に等しき状況となり「南部藩四大飢饉の一」と称される不作年であるが、洪水伝承等はない。

しかるに、底本は「五月十四日、五日（陽七月六日）は雨、六日は暑かったが八日から雨降り続いて寒く、七月五日（陽八月二四日）には大雨大洪水」云々としている。

しかるに、仙台藩における洪水は、磐井地方においては六月一日とし、北上川河川調査書等には「同年六月一日洪水、前年ニ於ケル如ク、又、母体ニ於テ二拾尺ノ高水ニ至リ水害ヲ受ケ、其、堤防ノ破損スル事長百拾間、被害耕地貳百壹町歩、損亡金四千五百両」云々とあり、更に、「七月廿七日洪水」とし、中流部においても「同年霖雨あり、諸川大洪水」等としている。しかし、下流部及び同地方等においては洪水の伝承を聞かない。

従って、同年は天候不順による不作と、霖雨に因るところの六月一日、七月五日、同月廿七日洪水等により大凶作となり、盛岡藩は米作損耗二三八、〇〇〇石余となり、仙台藩の損耗高は八二六、〇〇〇石余と、空前の不作となり、磐井郡流日形村においてすら、三寺院の檀信徒六八人の餓死者を出すに至ったのである。

天保一〇年（一、八三九）洪水

同年盛岡藩内においては稲虫の発生が夥しく、甚しきに至っては種籾も無い者があり「四分作」等とある。

仙台藩磐井地方においては「三月七日（陽四月二〇日）大風雨あり、大水」云々とあり、下流地方も亦「三月七日

大風雨、迫川大水」等としている。

更に、磐井平野においては「六月二日北上川大洪水」云々とするが、下流部においては翌「六月三日（陽七月一日）北上川沿岸被害多し」云々とある。

古資料等の散逸によつて不明確であることは前同様であるが、同年洪水は猿ヶ石、和賀川等の支川における出水に因る洪水であろう。

従つて、盛岡、紫波地方等には殆ど影響するところなく、胆江地方を初めとする磐井地方及び下流地方に多大の被害を及ぼすに至つたことが考えられるのである。

天保十一年（一、八四〇）洪水

同年盛岡藩沢内地方等は「上作」としているが、仙台藩磐井地方等においては「同年七月十八日（陽八月一日）雨降り、十九日大洪水」（長田資料清野文書）とあり、更に、遠野地方においては「大風雨大洪水、二百年來覚えな

い大水と伝う」云々と、猿ヶ石川洪水を伝えている。

同洪水による北上川の洪水と推定されるが、北上川河川調査書は「天保十一年（日不詳）ノ洪水ハ東和賀郡上鬼柳ニアツテ拾五尺ノ高水ニ至リ、野田川原官林ヲ押切り、下鬼柳^宇都鳥ノ堤防及鷹鳥羽ノ石堤ヲ欠壞シ、鬼柳村ノ如キハ大イニ水罹リ、耕地生毛ノ損害石高四百石ニ及ベリ」としている。

更に、清野文書は磐井地方の状況を「十月二十五日より二十七日迄雨続き通行止、但九十六年以來の高水」云々とし、下流地方においても「十月二十六日（陽十一月一日）大雨水あり」と洪水の要因を記録されている。

従つて、同年盛岡藩における洪水被害は、一〇月洪水による遠野地方並びに和賀地方の一部等であるが、仙台藩内

においては胆江地方等より下流において七月、一〇月の二回にわたり少なからざる被害をこうむるに至つたのである。

天保十二年（一、八四一）洪水

同年盛岡藩内等は天候異変による災害等がなく「中作」としている。

しかし、底本は、仙台藩気仙郡「今泉川大增水とし、登米地方も亦「同年秋洪水」云々としている。

更に、東藩史稿十一月一六日の条に「封内今秋洪水アリ、歳入三十六万五千五百石余損耗^{マツ}アリ、幕府ニ告ク」とある。

従つて、古資料等の散逸によつて明らかではないが、同年胆江、磐井地方等における洪水も推定されるのである。

天保十三年（一、八四二）洪水

同年盛岡藩沢内通り等は「中作」とする普通年である。

仙台藩下伊沢、磐井地方等においては「六月十一日諸川大水」等としているが、中流部においては「五月二十六日より六月十一日（陽七月十八日）まで雨ふり、大洪水」云々とある。

更に、下流地方においても亦「雨五月二十六日より六月十一日までふり、迫川大水」とあり、東藩史稿十二月十七日の条に「封内候気不順、年穀三十九万三千四百石余損耗^{マツ}ス、之ヲ幕府ニ告ク」とある。

従つて、同年洪水は二〇余日に及ぶ霖雨によつて磐井地方並びに中、下流部等に多大の被害を及ぼすに至つたのである。

弘化三年（一、八四六）洪水

同年仙台藩磐井地方及び中流部等においては「閏五月五日（陽六月二八日）雷雨大水」としているが、下流地方も亦「同年閏五月五日雷雨大水、六日より西風吹く、十三日に至り水減云々」とある。

更に、中流部では「六月十六日（陽八月七日）大風雨」とし、下流部においては「六月十六日（同日）大風雨、迫川大水、土手決壊し水押入り湛水多く、稲腐る」云々とある。

又、中、下流地方共「十一月二十三日（弘化四年、陽一月九日）大風雨、大水、人家潰れ大木折る」等と殆ど同様伝えていいる。

東藩史稿一二月三日の条に「封内秋穫三十九万五千五百六十石余水損スルヲ幕府ニ告ク」云々とある。

同年盛岡藩等においては「上作」としているから、中、下流地方等の洪水は、地域的降雨により発生するところの中小洪水であろう。

弘化四年（一、八四七）洪水

同年北上川下流地方においては「八月二十日大雨水あり」云々とし、東藩史稿一二月八日の条に「封内四十一万八千五百石余水損アルヲ幕府ニ告ク」とある。

しかし、同年盛岡より下流、中流部等の間において洪水の記録を見ず、且つ、伝承すら聞くとこでない。従って、洪水の有無は不明であるが、後考のため記して置く。

嘉永二年（一、八四九）洪水

同年盛岡藩内等においては、天候異変等の伝えがなく上作としている。

仙台藩北部諸郡（北上川水系）等においては、田植直後の「五月三日より十五日迄大雨、稲流れ再び田植す」等と

あり、又、「同月二十六日大雨水、石森（迫川流域）に舟にて行く云々」とある。

しかし、磐井、胆江地方等においては、同洪水に関する古記、伝承等が絶えて明らかでないが、六月に至り磐井地方では「同月十九日大雨」云々としている。

更に、新川文書は盛岡藩内稗貫地方の洪水災害状況につき

乍恐御訴奉中上候

御支配所高木通東拾貳丁日村之内ラ印地割之内、去ル十三日北上川洪水ニ而畑地ニ欠込別紙絵図面之通、高八斗七升七合程川欠ニ相成申候、依之右川欠之分小高別帳ニ取調奉書出候、乍恐此段御訴奉中上候 以上

嘉永二年八月

とあり、磐井地方、中流部等においては「八月大雨洪水、作物被害あり」とし、その被害につき岩山文書は、

東山南方村々当八月十二日（陽九月二八日）大雨洪水ニ而大小急破調書上

薄衣村

一、人家江水押揚 但北上川筋并小川筋共 拾五軒

一、水除土手押切 但六間々二十間位迄 六か所

一、堰々切急破 但新土手急破共 五か所

一、堰土手切 但三間程 壹か所

一、落橋 但四間程 壹か所

門崎村

一、人家江水押揚 但砂鉄川筋 拾五軒

一、水除土手押切 但拾間々五拾間位 六か所

一、堰々切急破 但新土手急破共 拾か所

一、田畑欠、土砂押懸地損等之分

第三章 主要 洪水

御蔵入ニ而田代百貳拾七文

御給所ニ而田代八百七拾四文

一、落橋

但七間程

壺か所

云々とあり、下流地方も亦「八月十三日大雨、迫川大出水云々」とあり、東藩史稿一二月七日の条に「封内秋穫五十四万七百石余水損ヲ幕府ニ告ク」とある。

従つて、同年洪水に因る被害は、盛岡藩においては八月洪水における稗貫地方の一部であるが、仙台藩内は三、四回に及び少なからざる被害をこうむるに至つたのである。

嘉永三年（一、八五〇）洪水

同年盛岡藩内は「不作」としているが、国統年譜には「嘉永庚戌九月小三日（陽一〇月八日）大風雨、船橋二十五艘ノ内二十一艘流レ、一丈二尺ノ出水也」云々とあり、大図日誌は「九月三日より大雨降り、北上川大洪水川前通にては粟、稗殊外流れ候者悉く有之申候、家屋及田畑損害言語に述難し」云々としている。

しかし、同洪水については、下流に属する仙台藩内に、古記、伝承等もなく伝えられるところがない。従つて、同洪水に因る被害の有無等も明らかでない。

仙台藩における同年の洪水は「十月八日大雨洪水」云々とするものであるが、下伊沢地方を除いては、既に、資料を逸し明らかでない。

しかるに、東藩史稿一二月二三日の条に「封内五十九万三千七百石余水損アルヲ幕府ニ告ク」云々とあるから、北上川流域における洪水被害が少なからざる額に達することが推測されるのである。

（註） 伊達領流域別概況（奥州六〇万石）

河川名	所		領		備考
	郡数	村数	知行（石数）	比率	
北上川水系	九	四五五	二九一、五〇〇	四八・五%	
鳴瀬川	五	一八〇	一〇〇、八〇〇	一六・八	
名取川	二	一三九	九二、〇〇〇	一五・三	城下仙台を含む
阿武隈川	四	一三〇	八二、二〇〇	一三・七	

（海浜郡村を除く）

嘉永四年（一、八五一）洪水

同年盛岡藩内においては天候異変等もなく沢内通の作況は「中作」としている。

仙台及び一ノ関藩等においては七月、一関附近暴水ありとし、後証録は「七月六日（陽八月二日）早朝より雷鳴を發し、北風に随つて昼八ツ時（午后二時頃）、辰巳の方に治まると雖も後大雨となり、翌七日の朝に及ぶ。故に、四ツ時（午後一〇時頃）に至りて浸水忽ち椽に上らんとす（資料註記云、屋敷は吸川街か？）その勢、実に当る可からざるなり。幸にして板敷を透ること一寸許にして減水となるが故に、畳の損害を蒙らずと雖も、椽下及屋敷中の土砂を流して数ヶ所に大穴をうがつ。此の被害を受くる所、多くは八幡小路、百人町、大町、職人町、表吸川街、裏吸川街、大槻小路、慈眼寺街、五十人町等なれど概して云はば、上流に甚しと云ふべし。按ずるに、此の暴水は所謂山津波と云うが如し、堤は多く破壊し、合羽掛は申すに及ばず、横欠辺に及ぼして崩壊して、今猶其痕跡あり、逆水は堀

切迫にて止る。

この時、椽、床に浸水したる部分に対し、金老分宛下賜せらる」云々とあるが、中流部等においても「水勢実に当るべからず」等としている。

従つて、同洪水は磐井川流域における異状天候による豪雨洪水であろう。

被害の最も甚大なるは、田村藩であり、同城下一ノ関町で、その主要地域の殆どが災害をこうむっているのである。

しかるに、中下流部及び下流地方には洪水伝承もなく、被害の有無等は明らかでない。

更に、東藩史稿等の仙台藩記録にも損害等は記されていない。

嘉永五年（一、八五二）洪水

同年盛岡城下等においては「北上川洪水」（田中）とし、底本は更に「同洪水舟橋を引く」云々としている。しかし、その詳細については不明である。

仙台藩においては洪水を記録するところが甚だしく、下伊沢地方の一部における「月日不詳北上川洪水」とするもののみで、中流部等にも伝えるものがなく、更に、下流地方においても亦、登米附近に「同五年洪水」と伝えるものがあるのみで被害等については一切不明である。

安政元年（一、八五四）洪水

同年盛岡藩沢内通り等の作況は「上作」としているが、盛岡城下における洪水につき国統年譜に「五月廿二日（陽六月一七日）四ツ頃より終日大雨洪水、老丈八尺程」とあるが、内史略は同洪水につき「此水十九日頃より雨続にて

段々出水二十日頃より洪水」「馬場丁、鷹匠小路、上衆小路、大沢河原丁、三ツ屋辺へ御菜園御菜船派遣、川原丁、鉦屋丁より十文字御組丁向迄船にて通用、仙北丁御組丁水入と雖無難」云々としている。

しかし、中津川、雫石川等における洪水及び同洪水の稗和地方等への波及の有無等は、伝承もなく明らかでないが、更に、雫石川洪水につき雫石歳代日記は「此六月十八日夕廿日迄大雨降、大洪水五十四年以来無之大水也、川端田地畑不残押流候、人死も少々有之厨川通三ツ家町欠出家数欠落申候」云々としている。

流失家屋等につき「六月大洪水により雫石川三ツ家周辺三三戸流失する」（井上資料）とあり、又、紫波郡徳田村における洪水状況を、北上川河川調査書は「安政元年六月十九日ノ洪水ハ平水ヨリ高キコト十五尺ニシテ耕地家屋道路ニ浸入シ 其水勢四方ニ汎濫シテ一望大海ヲ顯出セル如ク 被害耕地反別四十五町歩 生毛損害金高六千六十貫文 家屋浸水二十九戸 本堤延長七百二十五間 控堤延長百間ノ欠壞ヲ来シ」云々としている。

仙台藩においては五月二二日洪水については伝えるところなく、下伊沢、磐井地方等の洪水を後証録は「五月二十日（夏至の翌日）雷雨に交りて、四分余りの大雹降り、後天氣穏かならず、遠山降雨、為に六月二十日に至り、逆水暴潮（一関五十人町、組町）云々」としているが、母体村肝入文書は「母体村過十九日昼七ツ時頃夕昨夜迄北上川大洪水ニ而谷起前通田畑一円水かむりニ罷成、大麦、小麦、辛子等刈干ニ仕置候分ハ老宇流失ニ相成、紅花式三日以前少々咲立候処、是亦老宇水亡ニ罷成候 畑作入ものゝ分ハ如何ニ罷成可申哉、追而申上候様可仕 当町谷起前之家拾老式軒並水押揚候得共人馬怪我等無御座外、江破等相出候も難計有之候得共大水ニ付〇知兼候間委細落水ニ罷成候へば早速申上候様可仕、先以右之段如此申上候 以上

嘉永七年六月廿一日

云々とあり、更に、諸御用頭書七月二日の項に「乃川芳一郎様江北上川六月十九日大洪水ニ付大麦、小麦、辛子、紅花流失見詰、田畑損亡調査通出ス」云々とある。

登米郡等の下流地方においても亦「同日大風雨洪水」としている。

従つて、同年は北上川源流域における豪雨による盛岡域下等の洪水に次ぎ、五月二八日雷雨に因る下伊沢地方の洪水があり、その後、霖雨に続く大降雨によつて北上川上中流及び下流地方等に及ぶ六月一九日の洪水があり、東藩史稿一月二四日の条に「今茲封内五十二万石余水損アルヲ幕府ニ告ク」云々とある。

しかるに、後証録は「十一月二十六日（安政二年、陽一月四日）（小寒後九日）より翌二十七日まで大雨降り、積雪消尽して春の如し、黄鳥来りて梅に語を發す」云々としているから、同年は、少くとも四、五回の出水が推定される。

附 同年（月日不詳）胆沢川合流点における江刺郡高寺村^宇毘角の飛地（俗称荒屋の一部）に残る一本杉（旧宅地林）が洪水に因つて流失す。

安政四年（一、八五七）洪水

同年盛岡藩沢内通りにおいては「五月五日雪五寸ばかり降る」（沢内年代記）とあり、作況を「下作」としている。

しかし、損毛高等については明らかでない。

仙台藩内等は「霖雨、霜、洪水」等としているが、北上川河川調査書は「安政四年五月一日（陽五月二三日）東磐井郡生母村大字母体ニ於テ式拾尺ノ高水ニシテ其堤防ヲ破損スル長八拾九間、被害耕地反別式百壹町歩 損亡金四千

兩 復旧工費六百貳拾兩」云々とし、下流地方も亦「霖雨洪水」等としている。

東藩史稿一二月一六日の条に「今茲封内七十万七千三百八十石余損耗^ヌヲ幕府ニ告ク」云々とある。

安政五年（一、八五八）洪水

底本には「六月十四日（陽七月二四日）氣仙地方洪水」とあるが、沢内通り等は「上作」とし、下流部等においては「天候不順七月大風稲損ず」とし、洪水を伝承するところはない。

安政六年（一、八五九）洪水

同年盛岡藩における花巻城の城代日誌、御次留書文久元年酉八月の条に「新堀村御野竿地、境川原之内北上川筋、未年（安政六年）洪水ニ而欠崩ニ付願上、自普請仕候処云々」と、稗貫地方における北上川洪水を伝えている。

しかし、同藩内沢内通り等においては「中作」とし、二回にわたる台風を伝えている。

仙台藩下伊沢、磐井地方等においては「七月廿五日大雨、翌廿六日洪水」云々としているが、後証録等には「七月廿五日（陽八月二三日）朝々次第に西南風強く、翌廿六日早朝々北風烈しく、降雨頻り作物損害夥し」とあり、下流地方においては「同二十六日迫川大洪水、刈敷三十間余、福岡大原本土手決壊し、南土手破れんとす」等としている。

更に、同後証録は「八月十二日夜七ツ時（午前四時頃）地震あり、翌十三日（陽九月九日）朝四ツ時（午前一〇時頃）暴風過る」云々としている。

従つて、同年は北上川沿岸上中流部共、洪水に因る被害等は殆どなく、大雨及び暴風雨等による災害が主たるところであり、東藩史稿も一二月一四日の条に「今年封内烈風其雨七十万三千三百七十石余損害アルヲ幕府ニ告ク」云々と

している。

万延元年（一、八六〇）洪水

同年洪水につき、仙台藩胆沢郡下伊沢地方においては「五月六日（陽六月二十四日）北上川洪水としているが、後証録は磐井地方の災害につき「五月十一日昼九ツ時（正午頃）より暴風起り、昼夜烈しく、為に樹木の損傷並びに家屋の破損夥し」と、天候異変のみを伝えている。しかし、慶応四年の及川文書（家督相続願）に「拙者共親類江刺郡高寺村下川原町御百姓及川甚右エ門亡養父甚右エ門義 万延元年中 大洪水之砌御分領中 所々川々大急破罷成 右御普方^ニ御入料金百貳拾五兩也 献上仕候ニ付 為御賞之 文久元年三月永々苗字帯刀^並麻上下着用御免被成下候云々」と胆江地方における洪水災害を伝えている。

更に、下流部においては、単に「万延元庚申年中大風雨洪水」云々としているが、追川流域地方では「閏五月十一日大雨水あり、六月十日大風雨、同十一日追川大出水、二十五日川南大橋元追川二十七間（土手）押切れ、横丁一帯川となる」と、前後四回にわたる出水、洪水等を伝えている。

（註） 同年閏月は三月であり、五月閏とするは誤り。

六月洪水につき、盛岡藩花巻城御次留書（城代日誌）文久元年の条に関口村肝入願書を次の如く書留ている。「種賢郡関口尼子ト申処 去年（万延元年）六月大洪水ニ而土手押切れ 私持地御本田水掘ニ相成普請手入仕度心得ニ罷有候共時節柄諸懸之入方才覚等茂可仕候様無御座候ニ付恐多願上様ニ奉存候得共御米尅駄拝借被 仰付被下置度奉願上候 尤上納之儀者当暮十一月中急度上納可仕候 御慈悲を以願之通被 仰付被下置候ハバ永ク御田地仕付相続可仕難有仕合奉存候 乍恐此段奉願上候以上」云々と書留め六月（二十五日？）洪水を伝えている。

更に、和賀川上流沢内地方の状況につき、沢内年代記は「七月二十五日大風雨、八月十三日大風、中作」云々と記してあるが、猿ヶ石川上流地方では「七、八月洪水、不作」云々としている。

しかし、同年は、北上川沿岸全域にわたり氾濫する如き大洪水には至らないが、頻発する中小洪水によって少なからざる被害をこうむり、殊にも、数ヶ所の堤防欠壊等により甚大なる被害をこうむるところの江刺郡高寺村の如きは、洪水に因る生活困窮打開のため、数組の頼母子講が開講され、東藩史稿は、一二月二九日の条に「今年封内大風雨洪水五十四万五千五百石余損耗アルヲ幕府ニ告ク」云々と伝えている。

文久元年（一、八六一）洪水

同年盛岡藩沢内通り等は天災もなく「中作」としている。

しかるに、猿ヶ石川上流遠野地方等においては「七、八月洪水、不作」とし、同川流域における横川文書は「十一月二日（陽一二月三日）大雨降、三日朝ヨリ大洪水、上川原押切レ川口附ク、上川原ヨリ尻引迄田形永代荒成、上川原喜助小屋（断翰）」云々とある。

仙台藩における江刺地方の洪水につき伊藤文書は「拾月廿八日拾壹月式日朝まで昼夜無晴間降雨 大洪水に罷成重染寺川街道散々破 大橋下通両側は三ヶ所土手切 其他 上^{より}下通川辺に急破数不知 橋々御郡中不残流落 川原町・一日市町・六日町下通水押廻り椽の下まで押上 町中材木流れ渡り通用留め 北上川下河原まで押上 別て三照前大急破流家等有之 立木へ登り命かなが助かり候躰 尤 死亡の者共も数多相聞得 類外の大洪水に相聞得 老翁覚の人も無之何れ百五十年已来の洪水と相聞得申候」云々とあり、下伊沢、磐井地方等の沿岸各村邑は皆洪水とし、母体村肝入文書は「文久元年東山母体村北上川水除土手 下伊沢上麻生村^{より}入合御図面請所 過ル二日大洪水ニ

而急破罷成 来春御普請被成下度 右御入料御人足大図小積ヲ以 左ニ奉願上候御事」云々とし、北上川河川調査書は同堤防災害につき「十一月三日ノ洪水ハ東磐井郡生母村大字母体（明治中期における行政区画名が用いられている）ニ於テ式拾五尺ノ高水ニシテ、其、堤防長百七拾間ヲ破損シ、被害耕地反別二百五拾町歩、損亡金壹万貳千両、復旧工費千貳百七拾兩」等とあり、更に、後証録等は「十一月三日朝逆水屋敷、水勢甚しく増嵩して夜七ツ時に至り減水の兆あり。障子の子五間半残る。椽上三尺五寸許上る。この地方は大雨ならざるも北方の諸山大雨のため北上川の洪水ならん」とし、愛沢文書にも「五十人町通りは椽の上障子式子程相残り候 神明前通りは五、六尺程押上り候、地主町は御本陣前通迄水先参り候、広小路佐瀬平八郎、滝沢忠兵衛敷前通りまで云々、余り急水に付北上川通りより人家并に家財等夥しく死人等もこれある由」（長田資料）云々とあり、更に、大槻文書にも「十一月朔日より大雨降続き、三日より北上川大洪水と罷り成る。

其折戌亥の暴風雨にて助船等相回し候へ共、人馬溺死も多くこれあり、末曾有の変事、三ノ関村、狐禅寺と申者地勢辰巳に開け候御村に候へば、上下伊沢、川通り初、西磐井中尊寺村より沖通り八ヶ村水荒地より数万束之稲を初め、小屋、既等諸道具流失之分、右両村へ小山之如く流寄、水引払後、流失小味之者共取戻之儀愁訴申出候に付、一関御向へ懸合御双方御役人様御立合之上諸品御改罷成候へば、諸道具等は段々印候者相戻候へ共、稲之分者一ノ関御向にて御改相成居候内に云々」とある。

更に、中流部においては「十一月一日より大雨三日大洪水 常堅寺（門崎村）庭にて一尺二寸、浸水三十八戸」云々とし、日形村においては「十一月三日夜に入り、町裏堤防三尺越となり、遂に高山前が欠壊し」云々とするが、北上川河川調査書は「洪水ノタメ堤防破壊ニ遭遇スル時ハ、全村二百余戸ノ内百戸内外及耕地百八十三町余歩ノ被害ヲ

免レサルノミナラス、少ニシテ凡三千戸、多シテ五千戸内外ノ復旧工費ヲ要スルヲ通例トセリ、而シテ此工事ハ一関藩治中ニ係ルヲ以テ藩制ニ依リ旧流レ全村ヨリ人夫ヲ徴シ総テ藩費ヲ以テ支弁セシト云フ」等とある。

更に、下流部における洪水につき北上川沿革調に「文久元年十一月三日出水に、本吉郡柳村の堤防十一間押切れ、田畑の作物夥しく流失し、人民大に困窮す。時に於て地頭より救助米を出し、粥を煮て罹災民に与ふるに至れり」云々とあり、又、迫川流域等においても出水甚しく「十一月二大両、三月迫川大出水南土手破れんとす、衆人出て防禦す」等とある。

従つて、同十一月三日洪水は、早池峯山を初めとする北上山地における豪雨に因り、猿ヶ石川及び稗和地方等より以南の北上川沿岸に絶大なる被害をもたらした洪水である。

東藩史稿一二月一七日の条に「今年封内氣候不順五十一万三千五百石余ノ水損ヲ幕府ニ告ク」と、仙台藩の損毛を伝えている。

文久三年（一、八六三）洪水

同年盛岡藩内沢内通り等においては「春大日照、水不足で田植得ず」「中作」等としているが、北上川河川調査書は北上川本川における洪水につき月日不詳としながらも「紫波郡徳田村ニ於テ式拾尺ノ高水ニシテ、全村耕地損害式拾町歩、生毛損害金高六百八拾六貫文 家屋浸水拾貳戸ニ及ヘルヲ以テ本堤延長貳百間 控堤延長百六拾貳間 河岸予防延長七百二十間 人夫拾万千六百八十人ヲ用ヒ川除工事ヲ行ヒ洪水防禦ノ備ヲナセリ」とある。

仙台藩下伊沢地方においては「二月八、九日北上川大洪水云々」とし、中流部においても「二月八日（陽三月二六日）大風雨大水、四、五月雨フラズ田植得ズ云々」としている。

更に、下流地方も亦、同じく二月八日における大風雨出水と、四、五両月の旱天による田植困難を伝えている。従つて、同年における紫波地方の洪水は、伊沢（胆沢）地方等と同日の二月八日であろう。

同年水、旱等の被害をこうむるところは、盛岡、仙台二藩共、同様と推定されるが、盛岡藩の損失については明らかでない。

しかし、仙台藩の損害は大きく、東藩史稿一二月五日の条に「今年封内五十六万九千八百石余損耗ヲ幕府ニ告ク」云々としている。

元治元年（一、八六四）洪水

同年盛岡藩沢内通り等の作況を沢内年代記は「中作」とし、上流部及び中流部等においては洪水災害を伝えるものがなく、更に、その伝承等もない。

しかるに、下流地方においては「八月九日大風雨、迫川大洪水」とし、宮城県資料も亦、「八月九日（陽九月九日）大風雨、大洪水」としている。

東藩史稿一二月二〇日の条に「封内八月大雨洪水五十七万二千八百石余損害、男女九人溺死ス」云々とある。

しかし、前出の如く、北上川沿岸郡村の草高を除いては五〇数万石に達する所でない。

従つて、同年損害の半ば北上川沿岸郡村における損毛高と推定されるから、上中流部等も洪水災害をこうむっているであろう。

慶応元年（一、八六五）洪水

同年沢内年代記は和賀川洪水とし「この年山室橋（湯田村湯本）を掛け改め完成したが、間もなく大水で落ち流さ

れた」云々とある。

しかし、和賀川下流部及び北上川本川等には、影響もなく洪水伝承等も聞くところでない。

慶応二年（一、八六六）洪水

同年北上川中流部等においては「八月五日より雨降り出し、七日夜七ツ時に至り変じて風となり次第に烈しく、遂に、暴風となり草木を吹倒し、家屋の損所とところどに多し」云々とあり、下流地方も亦、同月風害を伝え不作としているが、東藩史稿一二月一九日の条には「封内八十六万三千石余水旱の損害ヲ幕府へ告ク」云々としている。

（註）水旱の傍点後註

慶応三年（一、八六七）洪水

同年洪水につき北上川河川調査書に「慶応三年七月十二日辰ノ刻ヨリ降雨、翌十三日（陽八月二二日）申ノ刻マテ引続キ強風シ南風猛烈同日夜亥ノ刻大ニ暴張シ（胆沢川）平水ヨリ高キコト十八尺ニ昇騰四方へ汎濫シ 恰モ湖水ノ如シ、蓋シ、近代未曾有ノ洪水ニシテ沿岸堤塘大半破壊セシノミナラス、耕地ハ勿論、該川（胆沢川）付近ノ人家へ浸水シ、家々舟筏ニ乗シテ食ヲ求ム、水害ヲ免レタルモノハ丸飯ニ香ノ物ヲ添ヘ罹災者へ配与救済スルコト七日間、當時ノ惨況、実ニ筆紙ニ書尽シ難ク、恰モ、盛夏ノ候ニ際シ作毛ノ腐損夥シク、又、破堤ノ為メ砂石押込ミ秋収ヲモ大ニ欠耗シ沿岸部落ノ人民挙テ困難ニ及ヒ、其際救助及破堤復築方、当該庁へ出願セシモ戊辰ノ役起リ、国事多端ノ場合敢テ救助ノ沙汰ナク砂堤修繕ハ民力ニ堪ヘサルヲ以テ、遂ニ、延宕セリ」云々とし、又、北上川本川紫波地方の洪水を「徳田村隣村古館村ノ地形モ稍ヤ徳田村ニ類似セルヲ以テ慶応三年夏ノ洪水ハ北上川沿岸ヨリ国道ニ至ル距離七町余ノ間一面ノ水害ヲ蒙リ、大字二日町新田下町ヨリ大字高水寺十日市ニ至ル国道ノ如キハ往来不通トナリ、漸

ク、船ヲ使用シテ彼我ノ用ヲ弁シ、其、損害ニ係ル反別五十五町八反歩ニ及ベリ」云々と氾濫状況を伝え、更に、下伊沢及び磐井地方等における洪水を「東磐井郡生母村大字母体ノ地勢タル略三角状ヲナシ、東北ヨリ西南ニ重嶺ヲ負ヒ、村内諸川概ネ該山ヨリ発ス。或ハ、中部ヲ貫キ、或ハ、北境ヲ流レテ、共ニ、西北ナル北上川ニ注ク、沿川平衡ノ地、則チ、耕地ナリ、該川沿岸ハ^ハ天王ニ起リ^チ中道ニ連ル長八百七十四間、高九尺、馬踏四間、根敷七間ノ堤塘ヲ築造シ防禦線トス」云々とあるが、同年の洪水により破堤延長一二〇間に及び、被害耕地面積二五〇町歩余に達している。

従つて、同年洪水は、紫波、下伊沢地方等のみならず、他の地域にも波及することは確定的であるが、資料を逸し解明には至らないが、同（七月一日）洪水は北上川全川にわたる洪水と推定されるのである。

更に、初冬に至り大雨雨による北上川大洪水あり、江刺平野等に氾濫し甚大なる被害を及ぼすところとなり、猪狩文書は「拾月廿八日より拾壹月式日朝まで、昼夜無晴間降雨大洪水ニ罷成、重染寺川街道散々破、大橋下通両側は三ヶ所土手切、其他、上より下通川辺に急破数不知、橋々御郡中不残流落、川原町、一日市町、六日町下通水押廻り椽の下まで押上、町中材木流れ渡り通用留め、北上川、下河原まで押上、別て、三照前大急砂、流家等有之、立木へ登り命かなが助かり候躰、尤、死亡の者共も数多相聞得、類外の大洪水に相聞得、老翁覚の人も無之、何れ百五、六十年已来の洪水と相聞得申候」云々（伊藤家蔵）とあり、東藩史稿一二月二七日の条には「封内五十五万石余水旱損害アルヲ幕府ニ告ク」云々とある。しかし、その大半は北上川流域における損失であらう。

北上川洪水史 資料 目録

一般資料

- 一、日本後紀
- 一、陸奥話記
- 一、東鑑
- 一、日本の気象資料
- 一、三正綜覧
- 一、北上川河川調査書

上流部（旧南部領）

- 一、雑書（盛岡城家老席日誌）
- 一、南部史要
- 一、御次留書帳（花巻城日誌）
- 一、内史略

一、古今南部家雜記（抜）

一、二郡見聞記（かな書本）

一、遠野古事記

一、動転愁記

一、水害雜抄

一、郷土古実見聞記

一、零石歳代日記

一、沢内年代記

一、湯田村史資料

第三章 主要洪水

- 一、大図日誌
- 一、江州屋文書
- 一、小火口文書
- 一、新川文書
- 一、市兵エ覚書
- 一、中村文書
- 一、岩手の農業の歴史
- 一、田中氏資料
- 一、井上氏資料
 - 上流部^及中流部（旧伊達領）
- 一、伊達治家記録
- 一、東藩史稿
- 一、陸奥郡郷考
- 一、仙台
- 一、平泉旧蹟志
- 一、毛越寺史草
- 一、母体文書
- 一、猪狩文書
- 一、及川文書
- 一、伊藤文書
- 一、歳代暦（佐嶋）
- 一、江刺郡志
- 一、真滝村誌稿

第三章 主要洪水

- 一、西洞家伝資料
- 一、志羅山資料
- 一、阿曾沼資料
- 一、磯田資料
- 一、千葉資料
- 一、山形資料
- 一、滝口資料
- 一、後証録
- 一、増子文書
- 一、磐井郡元流郷村誌
- 一、岩山文書（藤沢町）
 - 下流部
- 一、登米郡凶荒志
- 一、東北災害年表
- 一、宮城県災害年表
- 一、北上川古今沿革誌

北上川洪水史 参考文献目録

旧南部領

- | | |
|-------------|--------------|
| 一、岩手県史 | 岩手県刊 |
| 一、岩手年鑑 | 岩手日報社刊 |
| 一、盛岡通史 | 盛岡市刊 |
| 一、盛岡の歩み | 盛岡市役所刊 |
| 一、鹿妻穴堰開発史 | 鹿妻穴堰土地改良区刊 |
| 一、雫石川と太田橋 | 雫石川と太田橋刊行会刊 |
| 一、紫波郡誌 | 岩手県教育会紫波郡部会刊 |
| 一、紫波町史 | 紫波町刊 |
| 一、彦部郷郷土誌 | 彦部村 |
| 一、花巻町誌 | 花巻町 |
| 一、花巻市史 | 花巻市 |
| 一、観光と花巻物語 | 花巻歴史研究会刊 |
| 一、稗貫郡誌 | 岩手県教育会稗貫郡部会刊 |
| 一、和賀稗貫郷土史年表 | |
| 一、和賀町史 | 和賀町刊 |
| 一、土沢郷土資料 | |
| 一、沢内村郷土教育資料 | |
| 一、湯田社会課郷土資料 | |
| 一、遠野町誌 | |
| 一、遠野市史 | 遠野市刊 |

- 一、附馬牛村誌
 一、都南村史
 一、東和町史
 旧伊達領

附馬牛村刊
 都南村刊
 東和町刊

- 一、胆沢郡誌
 一、水沢町誌
 一、水沢市史
 一、江刺市史
 一、姉体の歴史
 一、前沢郷土史叢
 一、前沢郷土史資料
 一、前沢町史資料
 一、佐藤初資料
 一、一関郷土教育資料
 一、萩荘村誌
 一、一関市史
 一、真滝郷土教育資料
 一、門崎村誌
 一、薄衣村誌
 一、黄海村史
 一、日形村史六考
 一、薄衣の曙史考
- 岩手県教育会胆沢郡部会刊
 水沢町役場刊
 水沢市刊
 江刺市刊
 姉体村誌編纂委員会刊
 阿曾沼磨刊
 前沢町教育委員会刊
 一関市刊
 門崎村刊
 薄衣村刊
 藤沢町役場刊
 山形薫刊

第三章 主要洪水

- | | |
|------------|------------|
| 一、弥栄の里 | 弥栄中学校編 |
| 一、夏川の土 | 夏川沿岸土地改良区刊 |
| 一、夏川の水 | 同 |
| 一、西磐井郷土史稿本 | |
| 一、宮城県史 | 宮城県史刊行会刊 |
| 一、仙台叢書 | 仙台叢書刊行会刊 |
| 一、宮城県郷土史年表 | |
| 一、登米郡誌 | |
| 一、登米町史資料 | |
| 一、北方村誌 | 北方村刊 |
| 一、金成町史 | 金成町刊 |
| 一、若柳町史 | 若柳町刊 |
| 一、本吉郡誌 | 本吉郡町村長会刊 |
| 一、桃生郡誌 | |
| 一、石巻市史 | 石巻市刊 |
| 一、薄衣村史 | 川崎村刊 |

第四章 北上川洪水年表

凡 例

- 一、本年表の記述は河川関係論説の常道に準すべきであるが、便宜上、洪水の発生原である上流域より洪水氾濫等及び下流域に至る順とした。
- 二、本年表は北上川上流水害年表資料（水害年表と略称する）を底本とした。
- 三、水害年表は昭和二二、二三年等の洪水後、北上川上流洪水対策資料として編集された。
- 四、同水害年表は昭和二四年度において、北上川上流工事事務所（岩手工事事務所の旧称）によって発刊されたものである。

五、同水害年表は岩手県水害復興会議等の一部関係者に配布された外、洪水対策関係書（一、二種）に転載する以外に公刊書に載せられていない。

六、本年表は、底本の記載事項を更に末尾所載の資料等によって校合し増補、修正を加え編集するものである。

七、底本の記事で、暦日に混同するものがある。暦日は各年毎の太陽暦、略本暦等によって補正した。（明治三年以降）

八、底本の記載事項中、疑問があり考証の余地ないものは総て削除した。

九、本年表の記述について

(一)、明治三年以前の暦日は旧制の太陰暦に依って記述した。従って、季節、時候と相違するところがある。
しかし、明治三年以降は総て、太陽暦を以って記述した。

(二)、事項欄は、年表の本質に準じ項目の記述に止めた。(洪水状況、被害概況等は本文の記述との重複を避けるため)

(三)、関係地域欄は資料等にあらわれた地名・河川名、河川区分名等を記した。

イ、地名の記載しないものは、資料には明記されないが、洪水の影響等のないことを意味される地方ではない。

例えば、盛岡、紫波地方等の洪水が、下胆沢地方に波及して、胆江地方等の地名が記載されない場合、同胆江地方等に洪水の影響が皆無とするものではない。

ロ、上流部における集中豪雨等に起因する洪水は盛岡、紫波地方等において少なからざる被害を及ぼしているが、下胆沢、一関地方等に影響ない場合は同地方及び中流部、下流部等の地名が記載されていない。

従って、県央、県南地方等の集中豪雨が盛岡、紫波地方に影響少く出水、洪水等に至らざる場合は、同地方等の地名を記載しない。

ハ、北上川本川の河川区分は次によっている。

イ、源流域、昭和十六年四月一五日内務省告示第一二九号によって指定された北上川上流部より更に上流一帯の集水域等とする。

(ウ)、上流部、大正一〇年六月二三日臨時治水調査会の決議による一関市狐禅寺地先狹窄部入口より、盛岡市木伏地先迄で、同昭和十六年告示一二九号による指定区間である。

エ、中流部、昭和二十九年一月一日付を以って建設大臣の直轄区域に編入された宮城、岩手両県境より狐禅寺地先における上流部起点までである。

オ、下流部、明治四十三年一〇臨時治水調査会の決議により、同四十四年度より内務大臣の直轄によって河川改修の施工された宮城県管下の北上川全域である。

四、備考欄には資料、其の他の参考事項を記述した。

一〇、資料

本篇は、北上川上流水害年表資料(昭和二八年八月刊小川博三氏編)を底本とするが、同底本の資料は、

一、岩手県災異年表

昭和二十三年六月刊 中央気象台盛岡支台編

一、長田勝郎資料

一ノ関町

等を主とし、更に、次の資料等によって編成され、非売品として印行され冊子である。

一、南部叢書

盛岡城下の洪水

一、南部史要

ク

一、花印抄録

花巻鳥谷ヶ崎城下の洪水

一、沢内年代記

和賀郡沢内村の洪水

一、一ノ関町誌稿

一、日形村史六考

一、紀元二、六〇〇年記念郷土資料

第四章 北上川洪水年表

一、岩手県誌資料等
底本照合及び補足資料
一、史書

一、日本後記

一、野史

一、大日本農史

二、中世代（物語）

一、清悦物語

三、近世代（南部領）

一、盛岡城日記

一、南部史要

一、二郡見聞記

一、沢内通年代記

一、新川文書

四、近世代（伊達領）

一、伊達治家記録

一、増子文書

一、母体文書

一、仙台誌料

一、小沢文書

五、其他

一、曆及び同書込（文政四年～明治四年）

一、太陽曆及九星便（明治七年～同四五年）

一、陸奥話記

一、皇統年代記

一、祇園社縁記

一、御次留帳（花巻城）

一、奥々風土記

一、花印

一、零石歳代記

一、東藩史稿

一、只野文書

一、登米年記

一、佐沼集記

一、仙台領災害年記

参考資料

一、盛岡

盛岡市史 盛岡市通史 盛岡の歩み

二、岩手郡

零石町郷土史年表 零石川と太田橋

三、紫波郡

紫波郡誌 紫波町史 乙部村誌

四、稗貫郡

稗貫郡郷土年表

五、上閉伊郡

遠野市史 土淵村誌

六、和賀郡

和賀郡誌 和賀町史 東和町史 湯田村郷土資料 沢内村郷土資料

七、江刺郡

江刺郡誌 江刺市史 愛宕村郷土資料 稲瀬村郷土資料

八、胆沢郡

胆沢郡誌 水沢町誌 水沢市史 金ヶ崎町史 前沢町史 姉体の歴史 前沢郷土資料 前沢郷土史叢

九、西磐井郡

西磐井郡郷考 流郷村史 一関市史 真滝村誌稿 弥栄の里 夏川の水 夏川の土

一〇、東磐井郡

薄衣村史 薄衣の曙 黄海村誌

一一、岩手県

岩手県議会议史 岩手県史 岩手年鑑

第四章 北上川洪水年表

第四章 北上川洪水年表

一、宮城県

宮城県史 北上川沿革調 仙台藩史 登米郡誌 登米町史資料 本吉郡誌 桃生郡誌 若柳町史 金成町史 石巻市史

二、その他

北上川調査書 水沢緯度観測所資料 岩手県気候誌 外

北上川洪水年表

年号	西紀	月日	事	項	関連地域	備考(資料)
大同	八〇六	〃	大洪水にて北上川西遷す。		胆江地方	
弘仁	八一〇	項	洪水志波城を浸す。			日本後紀
天安二	八五八		陸奥国等洪水凶荒す。詔して之を賑給す。	(参考)		
貞観一六	八七四	八	陸奥国洪水あり	(参考)		
康平五	一〇六二	八	洪水あり。	衣川、胆沢川		陸奥話記
文治五	一一八九	閏四、二八	北上川洪水に因り、甚しき湛水あり。	平泉		清悦物語
建久三	一一九二		北上川にて二〇尺(六米)増水、堤防一〇間(約一九〇米)破堤す。	母体村		岩手県河川調査書
宝治元	一二四七	六	大洪水あり、白髭洪水という。早池峯山系の豪雨、殊に、甚し。	稗貫地方和賀地方		奥々風土記
応永二六	一四一九		陸奥国洪水あり。	(参考)		野史
正長元	一四二八		同	(〃)		野史
永享七	一四三五	七	同	(〃)		
享徳元	一四五二	七	北上川下流地方登米郡等に洪水あり。	(〃)		
応仁二	一四六八	四、二五	陸奥国大風雨洪水あり。二三日より大降雨、二五日に至り洪水となる。稼米のらず。	(〃) 胆江地方等伊達領		大日本農史 義山公年譜

第四章 北上川洪水年表

文明一〇	一、四六九		大洪水にて人馬多く死す。	(参考)	登米年記
延徳元	一、四八九	七、八	諸国大洪水	(ク)	神皇年代記
享祿	一、五二八		大洪水あり。北上川河道変る。		
弘治三	一、五五八	八、二四	諸国洪水あり。	(参考)	神皇年代記
文祿	一、五九二		大洪水あり。平泉寄水観音漂着し、その所に祀る。	平泉村	祇園社記
慶長二三	一、六〇八	二、二九	北上川洪水により、舟一艘もなく流る。	江刺地方	只野文書
〃一四	一、六〇九	二、一〇	暴風雨に因る洪水あり。 登米寺池城下に及び、民家に浸水す。	中流部 登米地方	登米年記
〃一七	一、六二二	六、二二	奥羽諸国大風雨		当代記
〃一八	一、六二三	六、二四	北上川洪水あり。	中流部	増子文書
元和元	一、六一五	八、一〇	領内洪水あり、被害多し。	南部領、伊達領	
〃三	一、六一七	四、一〇	大風雨北上川等洪水。	上胆沢地方 下流地方	東藩史稿
〃五	一、六一九		北上川洪水	一関地方	
寛永四	一、六二七	四、八	北上川洪水	中流部	
〃六	一、六二九	八、二四	二三日より大降雨、二四日、二五日雪石川大洪水あり。雪石川の白髭洪水という。	雪石、盛岡地方 中流部	滝口資料
〃八	一、六三一	九、一八	霖雨洪水、人馬溺死す。	伊達領	東藩史稿
〃一〇	一、六三三	六、二六	一三日より領内大雨、洪水となる。	伊達領	東藩史稿

〃一四	一、六三七	六、二三 〃、二五 〃、二六	大雷雨、南部領内洪水。 二三日より大降雨、二五日大洪水となる。 二三日より大降雨により二五日に至り大洪水となる。 同洪水に因る伊達領の被害溺死二二一人、馬一、三八五頭、家屋流失三、二六七、田畑の被害一九、九六三町九反余に及ぶ。	平泉、一関地方 中流部 登米郡外下流地方	岩手県史資料 石母田文書 増子文書 仙台博物館資料 仙台災害年記
〃一五	一、六三八	四、	伊達藩における前年の洪水に対し、幕府から銀五、〇〇〇貫文貸与される。 同二一日、昨年の大洪水によつて被災する諸侍、町人、百姓等に救済金を貸与す。	伊達藩	東藩史稿
正保元	一、六四四	三、一四	和賀川洪水。 北上川洪水あり。 登米郡水越村字川面の堤防欠壊、登米村へ四、五寸の押水あり。	下胆沢地方 登米地方	登米年記
〃二	一、六四五	九、一	大降雨にて北上川大洪水となる。	盛岡地方 中流部(黄海)	
〃三	一、六四六	五、二六	大雨水、北上川高水続く、 伊達領大洪水あり。	中流部	登米年記 義山公年譜
〃四	一、六四七	八、一六	中津川大洪水あり、下橋附近(中津川合流点)川原となる。溺死者三	盛岡 伊達領	仙台領災害年記
慶安二	一、六四九	五、	中津川大洪水にて上ノ橋流る。	盛岡 中流部、下流地方	義山公年譜
〃三	一、六五〇	七、八	諸国大洪水 大降雨つづき北上川洪水	(参考) 中流部、登米地方	野史 登米年記
承応二	一、六五三	七、	諸国大洪水 北上川大水あり。	(参考) 江刺地方、中流部	野史 徳川実記

第四章 北上川洪水年表

〃 三	一、六五四	六、一一	奥州仙台洪水一五万石ばかり流失		
明暦元	一、六五五		大雨水により北上川大洪水となる。	一関地方、中流部	
万治二	一、六五九	五、一一	北上川洪水あり、日形土手押切れる。	中流部、登米地方	増子文書、登米年記
〃 三	一、六六〇	七、	洪水あり、被害多し、	中流部、登米地方	増子文書、佐沼集記
寛文元	一、六六一		諸国大水 大洪水なり 洪水あり 昨二年五月二日より今年四月までに七 回出水あり。	(参考) 江刺地方 中流部 日形	人首風土記 増子文書
〃 二	一、六六二		霖雨大風水害	紫波地方	
〃 七	一、六六七	七、二八	陸奥国大風雨洪水	盛岡	
〃 八	一、六六八	九、六六、一	北上川洪水あり、耕地等被害多し、 陸奥国大洪水 北上川洪水により、矢沢村高木地内の民 家床上浸水四尺余(約一・二米)	江刺地方 日形地方 稗貫地方	只野文書 増子文書 津輕旧記類 新川文書
〃 一〇	一、六七〇	六、三	雪石川洪水、この年二回あり。 大風雨に因り、大洪水となる。白髭洪水 といふ。(南部領において) 日形村地内荒屋大堤迄洪水押上る。 三日の大風雨による大洪水被害多し。 領内二郡洪水の被害を受ける。	紫波地方 盛岡 下胆沢、一関地方 登米郡	鹿妻堰史 増子文書 佐沼集記 仙台領災害年記
〃 一	一、六七二	六、三	北上川洪水あり。	日形村	増子文書
〃 二	一、六七二	七、七三〇	和賀川洪水あり。 北上川大洪水あり。	南部領 伊達領	盛岡城日誌 花印 増子文書
〃 三	一、六七三		北上川洪水	日形村	増子文書
延宝二	一、六七四	一〇、一一	北風強く、北上川洪水あり。	稗貫地方、一関地方	花印抄録
〃 四	一、六七六	六、	和賀川洪水あり。 同洪水に因り北上川出水あり。 北上川大洪水。(和賀川洪水に因るか)	胆沢地方 江刺地方、一関地方	人首風土記 津輕藩日記
〃 五	一、六七七	六、一一 不明 七、三	大雷雨、北上川洪水。 中津川洪水、中ノ橋、下ノ橋流れる。 大降雨、市中洪水	稗貫、一関地方 中流部 盛岡 花巻	花印抄録
〃 六	一、六七八	七、一七	大降雨にて北上川洪水となる。 花巻城御堀破れる。 同日鬼柳通田畑水押となる。(和賀川洪水か)	花巻 和賀地方	花印抄録
〃 八	一、六八〇	八、六 閏八、二三	丹藤川洪水あり、春木五〇〇間流れる。 江戸並陸奥国大風雨洪水 二一日より三日間降雨続き洪水となる。 大洪水あり。	源流域地方 稗貫地方 (参考)登米地方	津輕歴代記類 花印抄録 佐沼集記
天和二	一、六八二	七、三	北上川洪水あり。 六月二四日より雨降り続き洪水となる。	中流部	
貞享二	一、六八五	七、一三	大降雨に因り大洪水となる。 領内田畑損耗多し、盛岡城追手東方川岸 の土堤崩れる。	南部領 下胆沢地方中流部 南部領	増子文書

第四章 北上川洪水年表

〃 一	一、六七二	六、三	北上川洪水あり。	日形村	増子文書
〃 二	一、六七二	七、七三〇	和賀川洪水あり。 北上川大洪水あり。	南部領 伊達領	盛岡城日誌 花印 増子文書
〃 三	一、六七三		北上川洪水	日形村	増子文書
延宝二	一、六七四	一〇、一一	北風強く、北上川洪水あり。	稗貫地方、一関地方	花印抄録
〃 四	一、六七六	六、	和賀川洪水あり。 同洪水に因り北上川出水あり。 北上川大洪水。(和賀川洪水に因るか)	胆沢地方 江刺地方、一関地方	人首風土記 津輕藩日記
〃 五	一、六七七	六、一一 不明 七、三	大雷雨、北上川洪水。 中津川洪水、中ノ橋、下ノ橋流れる。 大降雨、市中洪水	稗貫、一関地方 中流部 盛岡 花巻	花印抄録
〃 六	一、六七八	七、一七	大降雨にて北上川洪水となる。 花巻城御堀破れる。 同日鬼柳通田畑水押となる。(和賀川洪水か)	花巻 和賀地方	花印抄録
〃 八	一、六八〇	八、六 閏八、二三	丹藤川洪水あり、春木五〇〇間流れる。 江戸並陸奥国大風雨洪水 二一日より三日間降雨続き洪水となる。 大洪水あり。	源流域地方 稗貫地方 (参考)登米地方	津輕歴代記類 花印抄録 佐沼集記
天和二	一、六八二	七、三	北上川洪水あり。 六月二四日より雨降り続き洪水となる。	中流部	
貞享二	一、六八五	七、一三	大降雨に因り大洪水となる。 領内田畑損耗多し、盛岡城追手東方川岸 の土堤崩れる。	南部領 下胆沢地方中流部 南部領	増子文書

第四章 北上川洪水年表

〃	三	一、六八六	二、二九	岩手山噴火に因る泥流北上川に入り洪水となる。	一関地方	花印抄録 佐沼集記
〃	四	一、六八七	六、一五	北上川洪水あり。 盛岡新山舟橋八間流れる。	登米郡 盛岡	
元禄 二	一、六八九	七、		中津川の洪水により、上ノ橋、中ノ橋等の一部が流れる。 北上川洪水あり。	盛岡 中流部 登米地方	盛岡城日誌
〃	六	一、六九三	六、五	北上川洪水あり。	中流部 登米地方	増子文書 登米年記
〃	七	一、六九四	八、二	北上川洪水あり、田畑作物すたる。 伊達領洪水あり。仙台支倉橋等流れる。	中流部 (参考)	増子文書 仙台領災害年記
〃	八	一、六九五	六、一二	北上川洪水あり、日形牛尾土手切れる。	中流部	増子文書
〃	一〇	一、六九七	六、一三	一〇日より降雨続き、更に、一二日夜の大雨により洪水となる。	碑貫地方 登米地方	花印抄録、新川文書 登米年記
〃	一一	一、六九八	七、	北上川洪水あり、凶作となる。	登米地方	登米年記
〃	一二	一、六九九	四、六 五、一九 六、一一	大雨水続く。 陸奥国大洪水。 大雨水に因り北上川洪水となる。 陸奥国大風雨。	登米地方 南部領 一関地方 中流部 登米地方	八戸藩史稿 南部史要 増子文書 八戸藩史稿
〃	一四	一、七〇一	七、二〇 一〇、一〇	洪水あり。 七日より大雨雨続き洪水となる。	(参考) 一関地方、登米地方	登米年記
〃	一五	一、七〇二	六、四	大雨雨、大洪水に因って橋流れ、盛岡紺	盛岡	

第四章 北上川洪水年表

〃	一六	一、七〇三	六、一五 八、二〇 一〇、二〇	屋町浸水す(中津川の洪水か)。 同月四日より雨降り続き、更に、一五日大雨雨に因って大洪水となる。 奥羽大風雨洪水。 北上川洪水あり。	盛岡 一関地方 (参考) 中流部 登米地方 仙台領災害年記 増子文書	仙台領災害年記
宝永 四	一、七〇七	七、二九		同六月中北上川洪水あり。 封内風雨洪水溺死二十余人田を害す。	真滝村 (参考)	東藩史稿
〃	五	一、七〇五	正、	中津川洪水にて下小路諸土屋敷へ水押入る。 北上川洪水あり。 盛岡新山土橋落る。	盛岡 盛岡 下胆沢地方	
〃	六	一、七〇六	一、二、一五	和賀川洪水にて、沢内通川舟残らず流れる。 寒九の雨が大雨となり、沢内通に氾濫す。 北上川洪水あり。 (註)寒九の雨とは小寒の日(寒の入り)より九日目に降る雨を言い、古来、瑞徴として喜ばれる。	沢内、湯田地方 胆沢地方	沢内通年代記
正徳 元	一、七一一			和賀川洪水あり。	和賀地方	光林寺文書
〃	二	一、七一二	八、一九	和賀川洪水にて渡舟止り、遠江守様(檢使役人)黒沢尻に滞留す。 磐井川洪水あり。		新川文書 増子文書
〃	五	一、七二五	八、四、六六	和賀川大洪水あり。 三日より六日まで洪水。 三日より大雨仙台洪水家流る。	伊達領	仙台領災害年記 東藩史稿
享保 元	一、七二六	六、		洪水あり、川欠多し。	南部領	

280

28

〃 一九	一、七三四	七、六 〃、二九	諸国大洪水。 領内洪水あり。 二七日より大降雨、北上川洪水となる。	(参考) 伊達領 八戸領 胆沢地方	野史 東藩史稿 八戸藩史稿
元文 五	一、七四〇	九、二三	洪水あり。	一関地方	
寛保 元	一、七四一	〃、二二〇 〃、二四〇	北上川洪水、ザイ(氷雪)流れる。 北上川洪水あり。 洪水二五日に及ぶ。	江刺、胆沢地方 上胆沢地方 中流部 江刺地方	只野文書 増子文書 只野文書
延享 元	一、七四四	七、一 〃、一三 八、一〇	大洪水あり、盛岡街の内を舟で通行す。 (注)中津川の洪水が、 北上川洪水に因り作物の損耗多し。 早朝より大降雨あり、猿ヶ石川出水し落 合舟渡水舟となり八人死す。 奥羽諸国大風雨洪水。	盛岡 一関地方 東和賀地方	舞川資料 江州屋文書 八戸藩史稿
〃 二	一、七四五	五、一三 一一、一〇六	北上川洪水あり。 磐井川夜半より出水、北上川大水出。 和賀川洪水、橋落ちる。 北上川洪水あり。	下胆沢地方 江刺地方 下胆沢、一関地方	登米年記 只野文書
〃 四	一、七四七	六、一五	洪水あり。	伊達領 一関地方	登米年記 東藩史稿 只野文書
寛延 元	一、七四八	六、	洪水あり。	登米地方 (参考)	登米年記
〃 二	一、七四九	六、二九 夏秋	猿ヶ石川洪水あり。 伊達領内洪水。 二一日より降雨続き二三日夜に至り降雨 強く、二四日大洪水となる。	東和賀地方 (参考) 稗貫地方	浮田文書 東藩史稿
〃 三	一、七五〇	七、二四			

宝暦 元	一、七五一	六、二七	大洪水あり。	(参考) 登米地方 下胆沢地方	登米年記
〃 三	一、七五三	七、九	大風雨により田畑水損(洪水)多し。	田村領	
〃 四	一、七五四	六、二三 七、二三	同年六月以降北上川洪水度々あり。 猿ヶ石川流域洪水にて山崩 堤防切れ等 あり。 盛岡大慈寺門前の並木流れる。 大雨に因る北上川洪水あり。	江刺地方 遠野地方 一関地方 盛岡	只野文書 日本山林史
〃 五	一、七五五	五、一七 六、二四 六、二四	伊達領北郡霖雨洪水。 奥羽諸国洪水。 二三日夜来の大降雨にて雫石川大洪水あ り、盛岡街内に氾濫す。 北上川洪水あり。 九日よりの大雨にて北上川洪水となり、 田畑等を害す。	(参考) 盛岡 一関地方、登米地方 伊達領	東藩史稿 東藩史稿
〃 七	一、七五七	五、四 五、一五	霖雨続き、領内洪水あり。 四月二〇日より降雨続き、晦日夜中大降 雨あり北上川洪水となる。 四月二〇日以来の降雨五月一〇日まで続 く。	伊達領 盛岡 紫波地方 下胆沢、一関地方	仙台領災害年記
〃 八	一、七五八		北上川洪水にて谷起(畑)欠込む。	母体村	
〃 一三	一、七六三	六、四	和賀川洪水あり。 宝暦年中の洪水によって胆沢川合流点対 岸高寺村に荒谷において、宅地畑等一八 陸奥国大風雨洪水。	沢内地方 江刺地方	沢内通年代記 小沢文書 八戸藩史稿
明和 六	一、七六九	七、	同年末長雨降り、北上川出水あり。 同年北上川時々洪水あり。川欠、押堀等 の被害多し。	一関地方 下胆沢地方	

第四章 北上川洪水年表

七	一、七七〇	七、	北上川洪水あり、西磐井郡細谷村 ^宇 古館川成となる。	一関地方	沢内通年代記
八	一、七七二	五、三一七	和賀川洪水あり。川尻 ^宇 下通浸水し、山室、網取橋等落ち、民家流れる。	沢内、湯田地方	沢内通年代記
安永 元	一、七七二	八、二二	霖雨、北上川洪水となる。	盛岡、紫波、下胆沢地方	登米年記
二	一、七七三	九、三	大雨、和賀川大洪水あり、川尻、藤根寺半作。	和賀地方	沢内通年代記
四	一、七七五	八、一五	大風雨に因り猿ヶ石川洪水あり。北上川出水す。	遠野地方	
五	一、七七六	六、二二三	二、二三日大風雨磐井川洪水あり。被害多し。大風雨に因る北上川大洪水あり、被害多し。陸前国大風雨洪水。	一関、盛岡、紫波、下胆沢地方	東藩史稿 仙台領災害年記 東藩史稿
六	一、七七七	五、二九	五月朔日より降雨続き二九日に至り北上川大洪水となる。一日よりの洪水三日まで続き、被害多し。陸奥、出羽大洪水。	下胆沢地方 登米地方 (参考)	東藩史稿 仙台領災害年記 大日本農史
七	一、七七八	五、七、七	霖雨、大風雨により大洪水となる。山崩、落橋、家屋の流失等多し。霖雨による北上川洪水あり。	紫波、下胆沢地方 一関地方、中流部	
八	一、七七九	八、二四	大風雨奥州仙台、盛岡洪水。	登米地方	続日本王代一覽

第四章 北上川洪水年表

九	一、七八〇	五、二五	洪水あり鬼柳村川端まで氾濫す。(和賀川による氾濫か)二五日より降雨続き北上川大洪水となる。北上川洪水あり。	和賀地方、一関地方 下胆沢、一関地方 登米地方等	東藩史稿
天明 元	一、七八一	五、二七	和賀川洪水、山室橋落ちる。大洪水あり。二三日より降雨続き、二八日に至り洪水となり、水田被害多し。	沢内地方 伊達領	沢内通年代記 仙台領災害年表
二	一、七八二	六、二〇	洪水あり。同年胆沢川合流点対岸高寺村 ^宇 荒谷地先屋流失す。	稗貫、下胆沢、一関地方 江刺地方	新川文書 小沢文書
三	一、七八三	七、六	東国大洪水。夜中大降雨あり北上川出水	(参考) 一関地方	野史
四	一、七八四	八、二四	陸奥国大風雨洪水		八戸藩史稿
五	一、七八五	七、二四	二三日よりの雨、二四日に至り大風雨となり、北上川洪水となる。猿ヶ石川大洪水あり。	下胆沢、一関地方 登米地方	仙台領災害年記 晴山文書
六	一、七八六	七、一五四	東国大洪水。大雨出水。北上川大洪水。(下流地方減水未だか)六日より大風雨あり洪水となる。	(参考) 一関地方 登米地方 盛岡、登米地方	野史 仙台領災害年表 登米年記
七	一、七八七	二、一八〇三	大降雨による北上川洪水あり。一四日より霖雨、冷風続き、一八日北上川洪水となる。	下胆沢、一関地方 中流部、一関地方 登米地方、中流部	歴代年譜 歴代年譜

第四章 北上川洪水年表

寛政 元	一、七八八	六、九 不明	大降雨による洪水あり。 霖雨洪水にて南部領被害多し。	下胆沢、一関地方 中流部、遠野、紫波地方	登米年記
〃	一、七八八	五、七 六、二三	霖雨続き、洪水あり。 一九日より雨降り続き、二三日に至り北 上川洪水となる。	登米地方 下胆沢、一関地方	登米年記
〃	一、七八九		大降雨により北上川洪水となる。	盛岡、紫波、遠野、 一関地方、中流部	
〃	一、七九〇	八、二〇	大雷雨による洪水あり。	平泉村	
〃	一、七九一	六、一六	一日より降雨続き一六日に至り北上川 洪水となる。	盛岡、紫波、遠野、 一関地方	
〃	一〇、一六		大雷雨に因る黄海川大洪水あり。 黄海川等の洪水に因り北上川洪水となる。	中流部 登米地方	仙台領災害年記
〃	一、七九二	七、一四	一日の大降雨によって、一四日北上川 洪水となる。	下胆沢、一関地方 中流部、登米地方	仙台領災害年記
〃	一、七九三	五、一四	一三日大降雨に因り一四日北上川洪水と なる。	下胆沢地方 中流部、登米地方	登米年記
〃	一、七九四	六、一五	同洪水により稗貫郡東十二丁目村北上川 沿岸田畑欠込む。 大雷雨により大洪水となる。 登米村 東和賀地方 (雷雨に因るか)	平泉村 東和賀地方	晴山文書
〃	一、七九五	六、二七	大洪水あり。 北上川大洪水あり。 洪水九日の両日わたる。	東和賀地方 南部領	晴山文書

第四章 北上川洪水年表

〃	一、七八七	九、五	北風強く大降雨あり、北上川大洪水とな る。	一関地方 中流部	
〃	一、七八八	六、七	大降雨による北上川大洪水あり。	平泉地方、中流部	
享和 元	一、八〇一	六、二〇	聖石川大洪水あり。 (三太郎洪水又磐井地方においては南部 聖石洪水等と呼ぶ) (註)北上川洪水となり磐井地方にも被 害が及んだか?	聖石地方	
〃	一、八〇二	七、一	この年大旱拔 六月二十八日より降雨続き、一日に至り大 雨止まず大洪水となる。 一関における洪水二〇余尺に達し、日形 堤防決壊す。	一関地方 中流部、下胆沢、 登米及び下流地方	歴代年譜考 増子文書
〃	〃	〃	登米にては平水より二八尺(約八米)高 水となり、下流遠田郡鹿又堤防決壊す。 一五日より雷雨四日度二六日より霖雨 二八日より大雨二日北上川洪水(抜) (註)洪水位四八尺(一四・五米)とあ る。	中流部 登米及び下流地方	鈴木如醉軒手記 河川調査書
〃	一、八〇三	八、二一	登米石川大洪水あり。 磐井郡流富沢村洪水氾濫に より殆ど流失し、村民四散すという。	東和賀地方 富沢村	晴山文書
〃	一、八〇四	八、二一	雷雨により登米石川洪水となる。	和賀郡田瀬村 上胆沢地方	新川文書
文化 元	一、八〇四	八、二一	北上川洪水あり。 北上川平水より三九尺高水。	上胆沢地方	仙台領災害年記
〃	一、八〇六	秋六、一八	大降雨に因る北上川洪水あり。 北上川洪水あり。	上胆沢地方、中流部	

第四章 北上川洪水年表

五	一、八〇七		東北諸国大雨水	(参考)	野史
六	一、八〇八	五、二 七、九	昼頃より大雷雨あり。人首川洪水となり、 氾濫して田畑荒廢す。 降雨あり、大洪水となる。	江刺郡 下胆沢地方、中流部 登米地方	菅原文書 登米年記
九	一、八一二	七、五、三 九	大雷雨洪水。(人首川) 仙台大雷雨洪水人家十余宇流亡	江刺地方	大肝入文書 東藩史稿
一一	一、八一四	六、二	五月二七日未の刻(午后二時頃)より降 雨続き、六月二日に至り洪水となり田畑 多に荒れる。	沢内地方 盛岡、紫波地方	沢内通年代記
一二	一、八一五	七、一八	豪雨に因り洪水となる。落橋、山崩多し、 盛岡馬場丁鷹匠小路辺手廻り立ち退く。 北上川洪水あり。	南部領 下胆沢地方	
一四	一、八一七	六、七	大降雨。(出水か)	中流部	
文政元	一、八一八	五、二、八、 三、九	大降雨。(出水か) 二日より大降雨あり、和賀川洪水となる。 北上川洪水あり。	一関地方 下胆沢地方	湯田村沿革史稿 母体文書
二	一、八一九	春	北上川洪水に因り母体村奴谷起土手切れ る。	下胆沢地方	母体文書
三	一、八二〇	一、一三 二、一四	北上川大洪水あり。 北上川洪水あり。	下胆沢地方 中流部 登米地方 上胆沢地方 稗貫地方	母体文書 登米年記 新川文書
四	一、八二一	七、四 七、二五	六月二〇日より荒天続き七月四日に至り 和賀川洪水となる。 北上川洪水あり。 和賀川洪水あり。	沢内地方 下胆沢地方 沢内地方	沢内通年代記 母体文書 沢内通年代記

第四章 北上川洪水年表

五	一、八二三	八	北上川洪水あり。	下胆沢地方	母体文書
六	一、八二三	五、一七 六、二〇	暴風雨に因る大洪水あり。 大降雨による洪水あり。	下胆沢、一関地方 登米地方 中流部	登米年記
七	一、八二四	八、一五	猿ヶ石川洪水所々永代捨になる。 (註)永代捨田畑等の有租地が川等と なり無租地となること。	遠野地方	
八	一、八二五		此の夏暑少く冷気行われ万物熟せず、秋、 水横流(洪水氾濫)して穀粒成らず庶民 大いに苦しむ。 大洪水あり。	(参考) 下胆沢地方 登米地方 下胆沢地方 下胆沢地方 中一関地方 中流部	歴代年譜考 登米年記 登米年記 登米年記
九	一、八二六	七、二七	一三日より大降雨あり一五日上川洪水 となる。 同降雨による洪水一四日より一七日まで 続く。(澁水か)	登米地方 下胆沢地方 下胆沢地方 下胆沢地方 中一関地方 中流部	母体文書 登米年記 登米年記 登米年記
一〇	一、八二七		北上川洪水。 北上川洪水あり。	登米地方 下胆沢地方 下胆沢地方 下胆沢地方	母体文書 登米年記 登米年記 登米年記
一一	一、八二八	二、一五 六、一一 七、一三	此の年北上川洪水度々あり。 一四日夜以来の大雨に因り猿ヶ石川大洪 水となり、橋流れ堤防決壊等多し。 (註)一四日北上川洪水とある。一関地方 猿ヶ石川洪水橋所々落ちる。 北上川大洪水あり。 大風雨による大洪水あり。 和賀川大洪水あり。	遠野地方 盛岡地方 中流部 下胆沢地方 西一関地方 和賀地方	母体文書

第四章 北上川洪水年表

八、二 不明 一〇、七	北上川洪水あり。 北上川洪水位一九尺(約六米)とある。 (註)六月一日洪水の水位か。 盛岡城下(中津川)洪水愛宕松原大川となる。	下胆沢地方 登米地方 盛岡	母体文書 河川調査書 動転愁記
八、二一 一、一九 一、一	夜半、早瀬川出水猿ヶ石川大洪水あり。 橋落ち、堤防決壊多く死者一あり。 北上川洪水あり。 一三日より降雨続き一九日まで夜毎大雨降り、早瀬川出水猿ヶ石川洪水となり。 橋落ち、死者四あり。 北上川洪水あり。	遠野地方 下胆沢地方 遠野地方 中流部	母体文書
六、一一 四、七 七、一五	北上川洪水あり。同年洪水数度あり。 北上川洪水あり。 洪水位一五尺(約四・五米) 昼頃より大雨所々洪水。 北上川度々洪水あり。	下胆沢地方 江刺地方 下胆沢地方	母体文書 河川調査書 伊藤文書 母体文書
七、一三 七、一七 不明	一〇日より降雨続き一三日に至り洪水となる。 北上川洪水あり、川欠、田畑損耗等多し、此の年洪水にて胆沢川合流点対岸江刺郡高寺村字荒谷地先甚しく欠込む。 大風雨(洪水か) 大風雨洪水。 一六日夕方より大雨により一七日朝北上川洪水となる、一八日午后四時頃より一五〇六尺(約五米)減水す。	南部領 江刺地方 南部領 江刺地方	小沢文書
七、七 七、八 七、一七	大風雨洪水。 一六日夕方より大雨により一七日朝北上川洪水となる、一八日午後四時頃より一五〇六尺(約五米)減水す。	一、開地方 下流地方 登米地方 源流域	仙台領災害年記 登米郡史

第四章 北上川洪水年表

八、二 不明 一〇、七	北上川洪水あり。 北上川洪水位一九尺(約六米)とある。 (註)六月一日洪水の水位か。 盛岡城下(中津川)洪水愛宕松原大川となる。	下胆沢地方 登米地方 盛岡	母体文書 河川調査書 動転愁記
八、二一 一、一九 一、一	夜半、早瀬川出水猿ヶ石川大洪水あり。 橋落ち、堤防決壊多く死者一あり。 北上川洪水あり。 一三日より降雨続き一九日まで夜毎大雨降り、早瀬川出水猿ヶ石川洪水となり。 橋落ち、死者四あり。 北上川洪水あり。	遠野地方 下胆沢地方 遠野地方 中流部	母体文書
六、一一 四、七 七、一五	北上川洪水あり。同年洪水数度あり。 北上川洪水あり。 洪水位一五尺(約四・五米) 昼頃より大雨所々洪水。 北上川度々洪水あり。	下胆沢地方 江刺地方 下胆沢地方	母体文書 河川調査書 伊藤文書 母体文書
七、一三 七、一七 不明	一〇日より降雨続き一三日に至り洪水となる。 北上川洪水あり、川欠、田畑損耗等多し、此の年洪水にて胆沢川合流点対岸江刺郡高寺村字荒谷地先甚しく欠込む。 大風雨(洪水か) 大風雨洪水。 一六日夕方より大雨により一七日朝北上川洪水となる、一八日午後四時頃より一五〇六尺(約五米)減水す。	南部領 江刺地方 南部領 江刺地方	小沢文書
七、七 七、八 七、一七	大風雨洪水。 一六日夕方より大雨により一七日朝北上川洪水となる、一八日午後四時頃より一五〇六尺(約五米)減水す。	一、開地方 下流地方 登米地方 源流域	仙台領災害年記 登米郡史

〃 一	一、八四〇	七、一九	秋	一八日より降雨続き一九日に至り大洪水となる。堤防決壊あり。	登米地方	登米年記
〃 一二	一、八四一	秋	洪水あり、被害多し。		下流地方	仙台領災害年記
〃 一三	一、八四二	六、一一	五月二六日より降雨続き、一日に至り大洪水となる。		一関地方、中流部	新川文書
弘化 元	一、八四四	七、八	陸奥国風雨洪水。			津軽歴代記録
〃 三	一、八四六	三、五 六、一六 閏五、五	雷雨に因る北上川洪水あり。 西風強く雷雨あり。洪水となる。 大風雨により洪水となる。		下胆沢地方 一関地方 中流部	仙台領災害年記
嘉永 二	一、八四九	八、一三	大風雨に因り人家の倒壊、大樹木の風倒等多し。(洪水記事脱落か) 北上川等に洪水あり。		下流地方	仙台領災害年記
〃 三	一、八五〇	九、三	八月一日より降雨続き一二日に至り、洪水となり、一四日まで滞水、水腐等の被害多し。		稗貫地方 登米地方	新川文書
〃 四	一、八五一	一〇、七	大風雨に因る大洪水あり。洪水位平水より一二尺(約三・五米)高し。 六日朝より雷雨あり、更に、大降雨続き七日朝洪水となる。 北上川洪水の逆水一関街までは及ばず、磐井川洪水による堤防決壊多く、一関まち上流ほど被害多し、山津波による暴水ならんと言ふ。		稗貫地方 一関地方	新川文書

〃 五	一、八五二	五、	北上川大洪水あり、洪水位平水より一五尺(約四・五米)高し。盛岡新山舟橋を引く。(流失被害を防止するため、敷板等を一時撤去すること)	盛岡、下胆沢地方	登米年記
〃 六	一、八五三	八、三	七月二五日大雷雨あり、引続き大風雨となり八月三日に至り北上川洪水となる。	下胆沢地方	
〃 七	一、八五四	五、三二	午前一〇時頃より大雨降り洪水となる。(中津川?)出水一八尺(約五・五米)馬場町、鷹匠小路、上衆小路等浸水家屋及び流失家屋等あり、死者出る。 北上川洪水あり、死者出る。 雷雨にまじり降雹あり、後、天候穏かならず。 大降雨。 北上川洪水あり、	登米地方 一関地方 (参考) 下胆沢地方 下流地方 盛岡	宮城県資料 母体文書
〃 四	一、八五七	二〇 不明	滞水二日間及ぶ。 逆水一関五十町、組町等に浸水す。 降雨続き洪水となり盛岡三ツ家にて流失家屋あり。(平石川洪水?) 胆沢川合流点左岸において流失家屋あり。 二六日より大降雨あり、積雪消尽し、北上川洪水となる。	江刺地方 下胆沢地方 夏一関地方	小沢文書
〃 五	一、八五八		北上川出水により、被害あり。	下胆沢より下流の全域 登米地方	母体文書

第四章 北上川洪水年表

〃	六	一、八五九	七、二五	大風雨により北上川大洪水あり。出水高平水より一三尺(約四米)増。	下胆沢地方 登米地方	母体文書 河川調査書
万延元	一、八六〇	五、六	大風雨。(洪水か)	遠野地方 登米地方	仙台領災害年記 母体文書 小沢文書	
文久元	一、八六一	一、一、三	大風雨に因る洪水あり。北上川洪水あり。洪水位平水より一五尺(約四・五米)高し。生活困窮打開のため頼母子講を起す。	遠野地方 登米地方 江刺地方	仙台領災害年記 母体文書 登米年記	
〃	〃	〃	大風雨に因る洪水あり。北上川洪水より一五尺(約四・五米)高し。生活困窮打開のため頼母子講を起す。	遠野地方 登米地方 江刺地方	仙台領災害年記 母体文書 登米年記	
〃	二	一、八六二	大風雨にて北上川洪水となる。	遠野地方 登米地方	門崎年表 御次留帳 北上川沿革誌 河川調査書	
〃	三	一、八六三	大風雨に因る洪水あり、翌九日に続く。	下胆沢地方 一胆沢地方	母体文書	
元治元	一、八六四	八、九	大洪水あり。母体村等被害多し。	中胆沢地方 下胆沢地方	母体文書	
慶応元	一、八六五		大風雨に因り領内洪水あり。	伊達領 沢内地方	仙台領災害年記 沢内通年代記	

第四章 北上川洪水年表

〃	三	一、八六七	七、	北上川洪水あり、洪水位平水より二一尺(約六・三米)高し。	紫波地方 下胆沢地方	母体文書 河川調査書
明治元	一、八六八	六、四	五、二、四	五月二四日より間断なく大降雨続き六月四日中津川洪水となり既橋(仮橋)流る。北上川洪水あり。	盛岡 盛岡、下胆沢地方	石巻市資料
〃	二	一、八六九	七、七	北上川洪水に因り石巻まち中を舟で通行す。北上川洪水あり。	下胆沢地方	若柳町資料
〃	三	一、八七〇	九、一八	春より天候不順にて七月二四日栗原郡に大洪水あり。	(参考)	
〃	五	一、八七二	一、一、九	暴風雨大出水あり。	(参考)	登米年記
〃	六	一、八七四	五、六、一九	暦制を改め、太陰暦を廃し、太陽暦とする。(以下太陽暦による月日を以って記述する。)	盛岡 盛岡、下胆沢地方	
〃	八	一、八七五	七、七、九	和賀川洪水あり。六月一七日より大降雨あり、一九日中津川洪水となり浅岸橋、春木場仮橋等落る。北上川洪水あり。洪水位平水より一五尺(約四・五米)高し。生活困窮打開のため頼母子講を起す。	盛岡 盛岡、下胆沢地方	
〃	九	一、八七六	七、七、九	同洪水にて、流地方民家浸水階上に及び、水稲、畑作等皆無となる。	中胆沢地方	
〃	一〇	一、八七七	七、七、九	北上川洪水あり。七日より小雨降り初め八日大降雨となり九日朝に至り磐井川支川吸川洪水となる。同夜半民家浸水階上五寸に達す。北上川大洪水桜場三ツ門堤防押切れる。	(参考) 登米、桃生、牡鹿 一関 下胆沢地方	登米郡史

七、一〇	九、一五	七、一〇	八日午後二時頃より降雨続き一〇日大降 雨あり、中津川洪水となる。盛岡紙町橋、 下の橋落ち、浅岸の民家流失三、死者一 あり。北上川大洪水あり。盛岡、夕顔瀬橋、明治 橋等の一部流れる。管下大洪水氾濫堤防決壊等被害甚大とな る。同洪水胆沢郡前沢まち裏まで押し寄せる。 一関民家浸水階上四尺に及び、洪水の逆 水が、一関村字坂の下まで達す。更に、 滞水一、二日間で四日間及び、日形堤防 決壊し甚大なる被害を及ぼす。 洪水位、一関において標高三五尺（約一 四・五米） 同洪水による滞水一三日までの四日間に わたる。 黄海川（小川）洪水により堤防決壊す。	盛岡 水沢県 中胆沢、一関地方 下胆沢、一関地方 登米地方 黄海村	登米年記
一〇、一、八七七	四、一〇	九、一五	九日より大降雨、一〇日中津川洪水とな り、加賀野飯橋落ちる。 洪水位平水より 一〇日八尺（約二・四米）高い。 北上川洪水あり。 北上川洪水あり。	盛岡 下胆沢、一関地方 中胆沢、一関地方 下胆沢、一関地方 登米地方	佐藤文書
一一、八七八	八、七、七、一八八	八、七、七、一八八	北上川洪水あり。 七、三、一、大洪水にて住家一戸流れる。 七月三日夜半より大降雨あり、中津川 洪水となり下小路飯橋流失、盛岡馬場辺 多賀、川原丁等浸水甚しく、字三家辺 の民家二軒流れる。 雫石川流材多し（洪水氾濫の記録を見ず）	登米地方 雫石地方 盛岡	登米年記 雫石年表

八、五	八、	五、四、一六二	北上川大洪水あり。 翌六日登米地方大洪水となる。 八日より大雨中津川出水。（被害不明）	一関地方 登米地方 盛岡	岩手県文書 佐藤文書 登米年記
一一、八七九	五、四、一六二	七、五、九二一	北上川等大水あり。 北上川洪水あり、滞水一九日まで四日間 に及ぶ。 北上川洪水あり。滞水翌二日まで。 宮城県北部全部にわたり洪水あり。	一関地方 中胆沢、一関地方 （参考） 黄海村 中胆沢、一関地方	宮城県文書 佐藤文書 登米年記 佐藤文書
一三、一、八八〇	四、	七、一七	北上川出水あり。 此の年洪水あり。	一関地方	佐藤文書 宮城県資料
一四、一、八八一	四、	七、一七	北上川出水あり。 （註）一関地方における佐藤文書に顕れ る一出水の語は、田畑等の浸水、冠水 程度で作物の流失、住家の浸水等のなき、 比較的被害の少ない洪水に対して用いられ てる場合が多い。 北上川大洪水あり、滞水翌一八日に及ぶ。	一関地方 一関地方	佐藤文書 佐藤文書
一五、一、八八二	九、	七、一七	北上川洪水あり。	中胆沢、一関地方	佐藤文書
一六、一、八八三	七、六	七、一七	大風雨に因る洪水、下流地方にあり。	（参考） 中胆沢、一関地方	宮城県資料
一七、一、八八四	八、	七、一七	北上川大洪水あり。	中胆沢、一関地方	山形資料
二〇、一、八八七	八、二七	七、一七	雫石川大洪水あり。	雫石地方	

〃	二二	一、八八八	七、	洪水あり。	(参考)	宮城県資料
〃	二二	一、八八九	五、二六 八、一九	北上川洪水あり。 七月一日より連日の降雨あり、一八、 一九日降雨烈しく一九日夜に至り大出水 あり。 洪水位平水より 一九日登米二尺(約六・九米)高し。 九月一日大風害あり、同夜より降り出 した雨次第に強く一日一夜大降となり一 二日(旧八月一日)に至り北上川大洪水 水となり、家屋の浸水多く日形村、永井 村等において堤防の決壊が旧八月一日とあ (註)日形堤防の決壊が旧八月一日とあ るも一二日の誤か、一七日洪水の証なし。 洪水位平水より 一二日明治橋一四尺二寸(約四・五米) 登米郡大泉三二尺(約八・七米) 高し。 日形二九尺(約八・七米) 高し。	登米地方 (参考)	登米年記
〃	二三	一、八九〇	四、六 七、六	五日よりの降雨にて吸川洪水となる。 同降雨に因り北上川南部に洪水あり。 二日頃より降雨あり、六日吸川洪水とな る。 同降雨による北上川洪水あり。 大洪水あり、被害多し。 暴風雨に因り吸川洪水となる。五十人町 浸水す。 六日より降雨あり、九日洪水に因り堤防 決壊す。 洪水位平水より三〇尺(約九・六米) 高 し。 北上川大洪水あり。江刺郡羽田村字草井 沼、同洪水氾濫に因り荒廢に帰す。住民 多数転住す。	一関 下胆沢、一関地方 中流部 一関(参考) 登米地方 登米地方 下胆沢地方 登米地方	登米年記

〃	二四	一、八九一	八、	和賀川洪水にて和賀郡湯田村字川尻下通 り水没す。 北上川洪水あり。	西和賀地方 中流部	
〃	二七	一、八九四	七、二一 八、二五	二〇日よりの大雨に因り北上川大洪水 となる。 洪水の氾濫薄衣、日形等の中流部一帯に 及ぶ。 大降雨による洪水あり。 二四日盛岡における雨量六九耗、一関 七八耗あり、二五日朝より雷雨更に烈し く和賀川、胆沢川、磐井川等大洪水とな り、合して北上川洪水となる。 洪水位平水より 二五日、日形三九尺(約一・八米) 高 し。 二四日より降雨あり、翌二五日強雨あり 大洪水あり、堤防決壊一〇余か所に及ぶ。 洪水位平水より 二六日、米谷村にて標高三一尺八寸(約 九・六米)の高水位に達す。 大降雨に因り北上川洪水となる。 洪水位平水より一三尺五寸(約四米) 高 し。	盛岡 下胆沢、一関地方 中流部 登米地方 下胆沢	
〃	二九	一、八九六	四、三 七、二〇 七、二一	北上川洪水あり。 盛岡における雨量二六・〇耗の降雨 あり。 連日の降雨に続き、二〇日朝来の大雨 盛岡において雨量一二六耗に達し、北 上川大洪水となり盛岡川原町、鉦屋丁、神 子田等における家屋浸水九五〇戸に及 び、夕顔瀬橋、開運橋の二大橋が流失す。 洪水位平水より 中津川七尺(約二・一米)	中流部 盛岡 下胆沢地方 中流部 登米地方	

ク	三〇	一、八九七	八、五
八、三	九、六	九、八	九、一一
平石川 八尺（約二・四米） 盛岡川 一五尺（約四・五米） 登米川 二〇尺（約八・八米） 数日米の降雨に続き二日夜半より南奇風雨強く、北上川洪水となり再び、鉾屋民家の浸水等被害多し。三戸町等に氾濫し、洪水位より被害多し。 盛岡川の暴風雨に因り北上川洪水となる。三日の暴風雨に因り北上川洪水となる。洪水位より一四尺（約四・二米）高し。 引続き一四尺（約五・七米）高し。北岡市洪水となる。更に、六日大降雨あり盛岡川中家屋浸水多数あり。 中津川位より一七尺（約二・一米）一〇尺（約三米） 北岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	二日午後より降雨あり、更に、三日より暴風雨となる。四日北上川洪水となり五日大いに氾濫す。 洪水位より一四尺（約四・二米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	八日より降雨あり、九日より暴風雨となる。一日北上川及び磐井川洪水となり氾濫す。 洪水位より一四尺（約四・二米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	中胆沢、一関地方 登米地方

ク	三一	一、八九八	九、一〇
八、七、四、一八	九、三	九、四	九、七
砂鉄川 洪水あり。 北上川 洪水あり。 一日より降雨続き、四日暴風雨に因り北上川洪水となる。 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	八日より降雨あり、九日より暴風雨となる。一日北上川及び磐井川洪水となり氾濫す。 洪水位より一四尺（約四・二米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	八日より降雨あり、九日より暴風雨となる。一日北上川及び磐井川洪水となり氾濫す。 洪水位より一四尺（約四・二米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） あり。一日盛岡川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米） 登米川位より一三・五尺（約四米）一〇尺（約三米）	中胆沢、一関地方 登米地方

第四章 北上川洪水年表

三五	一、九〇二	八、二九	穫二割減となる。 磐石川大洪水あり。岩手郡御明神村等において住家流失六、死者六あり。	磐石地方	
三八	一、九〇五	六、一三二	二八日より暴風雨あり、二九日洪水となる。 家屋の倒壊、人畜の死傷等あり、更に、洪水氾濫による農作物等の被害多し。	下胆沢地方 中流部	
四〇	一、九〇七	九、	全国的に洪水あり。 一関における日雨量一八六耗の降雨あり。 和賀川洪水あり。(上旬) 和賀郡藤根村字長沼地内水田約一町歩欠込み、二〇余町歩に浸水する被害あり。 村費を以って堤防を築造す。	(参考) 西和賀地方 藤根村	宮城県資料
四一	一、九〇八	九、	和賀川大洪水あり。	西和賀地方	
四二	一、九〇九	八、二八	一関における日雨量二二二耗の降雨あり。		
四三	一、九一〇	七、二九 八、一五	黄海地方七月二九日より八月三日まで六日間わたる洪水あり。浪人洪水と称す。 一三日より大雨あり一五日に至り大洪水となる。 八月一四日磐井川上流部において日雨量一五六・九耗の降雨あり。 一五六一日一関における日雨量一三二・二耗あり。 日形村字牛尾において堤防決壊し住家の浸水あり。 洪水位平水より二・二米高し。 二日盛岡における日雨量一八〇・三耗の大降雨あり、中津川大洪水となり薬師橋	黄海村 下胆沢地方 下流部	佐川記録

第四章 北上川洪水年表

四四	一、九一一	四、二	落合橋、春木橋、上の橋、中の橋、下の橋等六橋流失、下小路、碓町、紺屋裏、川原小路、馬場小路、鷹匠小路等被害甚大となる。 四日梁川大洪水あり葛西橋等流れる。 同日降雨に因り四日北上川大洪水となり、同降流に胆沢郡姉体村下島堤防決壊し、住家の浸水、耕地の損耗等被害甚大となる。 東磐井郡薄衣村安養寺床下浸水す。洪水位平水より一二尺(約三・六米) 四日北上川 盛岡 一六尺(約四・八米) 見木 二六尺(約七・八米) 更形 二六尺(約七・八米) 登米 三八尺(約一・五米)高し。	中流部 下流部 中流部 下流部	登米年記 登米年記
大正二	一、九一三	八、二七	大降雨により北上川洪水あり。 洪水位平水より二・二尺九寸(約六・五米)高し。 暴風雨に因る北上川洪水あり。	中流部 下流部	
	七、二二				
	八、二八		二六日午前一時頃より台風に因る驟雨あり、二七日和賀川北上川等大洪水となる。 和賀地方より下流に被害多し。	西和賀地方 胆江地方 一関地方 中流部	
	八、二九		北上川大洪水、 洪水位平水より二・二尺九寸(約六・五米)高し。 北上川大洪水、 米谷量水標午前六時、四五・二米(註)盛岡市等に洪水の記録がない。	登米地方	

三	一、九一四	七、二四	大雷雨洪水あり。	中流部	
四	一、九一五	二、二八 一〇、八	大降雨による大水あり。(千厩川) 大降雨による大出水あり。(砂鉄川)	薄衣村 門崎村	
六	一、九一七	九、三〇 一〇、一 一〇、八	奥羽、北海道等において台風による大被害あり(高潮、洪水) 磐井川上流地方に大降雨あり出水す。 日雨量一〇二・八 暴風雨に因り洪水となり、中津川、雫石川、北上川等三、四尺増水す。 北上川洪水氾濫す。 北上川洪水氾濫による滞水同月一二日に至る。	(参考) 中流部 盛岡 中流部 下流地方	宮城県資料
九	一、九二〇	五、一〇 八、九	九日より大降雨あり砂鉄川洪水となり、門崎小学校々庭より一尺低位に至る。 五日午后(盛岡四日とある誤記?)より降雨あり、九日大雷雨となり和賀川洪水となる。 同日磐井川、吸川等氾濫す。 同降雨に因り北上川洪水となり、一関町内に逆水氾濫す。 九日より出水、一日北上川洪水の逆水門崎村社祭典場に浸水す。日形村高山堤防決壊す。 九日夜より出水する北上川洪水一日午後五時最高水位に達す。 中津川九尺(約二・七米) 洪水位平水より 北上川九尺(約二・七米) 盛岡にて一二尺(約三・六米)	門崎村 和賀地方 一関町 盛岡 下胆沢、一関地方 中流部 登米地方	宮城県資料

305

	一〇	二、九二二	四、四	日形にて 登し。にて 三一尺五寸(約九・五米) 四五尺八寸(約一三・六米)	
盛岡	中流部	盛岡	盛岡	三日豪雨あり、更に、暴風雨となり融雪水を伴ひ北上川洪水となる。 中津川、碓氷川、築川等の洪水氾濫し、盛岡多賀、碓氷川の沢子田等に浸水家屋多数あり、堤防決壊す。	
	七、八	九、九	七、二一七	中津川一〇〇尺(約三米) 碓氷川一〇〇尺(約三米) 北川九尺(約二・七米) 盛岡にて一二尺七寸(約三・五米)高し。 七日の降雨に因り、碓氷川八尺余(約二・四米)の増水となり、碓氷川、八尺余(約二・四米)の耕地の冠水となり、家屋の流失一及び砂鉄川洪水多数等の被害あり。	
門崎村	盛岡	門崎村	門崎村	降雨あり砂鉄川洪水となり、堤防崩る。 ○以上来の大雨に因り、市中に氾濫し、川、北上川等洪水となり、市中に氾濫し、浸水家屋、道路崩壊等多数の被害あり。	
	七、二二五	七、二二五	七、二二五	洪水位平水より 北石川一〇尺(約三米) 北上川明治橋にて一三尺(約三・九米)	
盛岡	中流部	盛岡	盛岡	朝来大降雨あり、盛岡桜川、赤川等の洪水市中に氾濫し、浸水家屋多数あり。 連日の霖雨に因り北上川洪水となる。	

第四章 北上川洪水年表

昭和二	一、九二六	四、四	和賀川大洪水あり。	西和賀地方		宮城県資料
昭和三	一、九二八	七、二五八	霰石川洪水あり。沢田橋流失す。	霰石地方 中流部		
昭和三	一、九三〇	七、二五八	夜半より出水す。 出水洪水あり。 北上川洪水あり。 洪水水位平水より 日形にて二〇尺四寸（約六・一米）高し。	門崎村 薄衣村 中流部		
昭和三	一、九三一	八、一一	一〇日夜より一日朝まで局地的豪雨あり、盛岡の雨量一六〇糎、中津川洪水夥しく、山岸橋流失し、市中床下浸水九〇〇戸に及ぶ。北上川洪水となる。	盛岡		
昭和三	一、九三四	五、一四	六、七、八月降雨続き洪水あり。豪雨あり、山地の融雪水を伴い北上川其他支川増水氾濫し耕地、道路等に被害多し。三日盛岡の降雨量六五・一糎、二七日よりの豪雨にて北上川、和賀川等の洪水氾濫し被害多し。	(参考) 盛岡以下		宮城県資料
昭和九	一、九三五	七、二八	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。			

第四章 北上川洪水年表

昭和一〇	一、九三五	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。	盛岡以下		
昭和一一	一、九三八	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。	登米地方外		宮城県資料
昭和一二	一、九三九	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。	(参考) 東和賀地方 門崎村 盛岡 一関地方 中流部		宮城県資料
昭和一三	一、九四〇	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。	登米、其他		宮城県資料
昭和一四	一、九四〇	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。	(参考) 下胆沢地方		宮城県資料
昭和一五	一、九四〇	八、二五	二二日松尾の日雨量九〇・五糎。二九日洪水水位舞川量水標一〇・五二米。			

309

八、六	一〇、三	一、九四三	一八	ク
前後よりの豪雨にて北上川洪水となり家屋耕地の浸水、橋梁流失等の被害多し。	二日の大降雨により北上川洪水となる。 降雨量（日雨量） 松尾（三日）一八・八 一（二日）一四・九 一（二日）一四・五 一（二日）一三・五 一（二日）一〇・六 洪水位（三日）四・六 仙北（三日）一・四 日詰（三日）一・二 庫理（三日）一・二 相去（三日）一・二 金ヶ崎（三日）一・二 愛宕（三日）一・二 常盤（三日）一・二 鶉ノ木（三日）一・二 黒石（三日）一・二 （四日） 目呂木（三日）一・二 舞川（三日）一・二 日形（民間記録）二四尺二寸（約七・二〇米）	一八日より降雨烈しく二〇日に至り更に豪雨となり同日より北上川洪水となる。 降雨量（最大日雨量） 七（一日）一八〇・〇 一（一日）一四〇・五 平岡（一日）一四〇・五 盛岡（一日）一四〇・五 花巻（一日）一四〇・五 同月一日九七・五 敵美（一日）九七・五	一九	ク
一開地方 登米地方	中流地方	県下全域		

311

[illegible]

313

[illegible]

[illegible]

〃 二五	一、九五〇	八、四二四	八、六一六	デラ台風洪水に因り被害多し。 キテイ台風洪水、翌九月一日にわたり被害多数生ず。 和賀川筋湯田村等に大雨あり、日雨量一一五耗に達す。	(参考) 中流部 西和賀地方	宮城県資料
八、五	八、四二四	北上川洪水あり。 七月下旬より降雨続き、八月に入り更に大雨雨続き北上川洪水となる。 八月三日 厳美ノ関 同日四日 花巻 千厩 洪水位 同月四日夕刻 桜木橋 同月五日朝 狐禅寺 二日より各地に雷雨性の強雨頻発し、三日更に県西部及び南部等に局地的大降雨あり洪水となる。 洪水位 登米 被害甚大となる。 降雨量(最大日雨量) 八月三日 厳美ノ関 同日四日 花巻 千厩	一二四・八耗 六七・六〃 三七・四〃 五六・三〃 六九・五〃 五・四〇米 一一・〇六〃 一〇・二五米 一三四・八耗 六七・六〃 三七・四〃 五六・三〃 六九・五〃	(参考) 河川総覧 宮城県資料		

二六	一、九五二	三、二	三日まで二日間、わたり洪水あり。門崎村、坂下まで洪水押寄せ、浸水家屋一八〇戸、水田冠水浸水等約一〇〇町歩に及ぶ。	門崎村	
二七	一、九五三	八、二五	洪水位平水より 一三・五〇米 二四日より出水二五日北上川洪水となる。 洪水位（量水観測所水位） 舞草橋 八・三〇〇米 八・六〇〇米 小洪水であるが八月二五日各観測所共、同年最高の洪水位を記録している。	中流部	
二八	一、九五三	七、二二	二〇日より北上する梅雨前線により二二日に降雨、二三日北上川大出水あり、二四日門崎村、波瀬市、薄衣村、新道等に洪水氾濫す。 洪水位（量水観測所水位） 舞草 九・六〇米 七月二四日	中流部	
三〇	一、九五五	五、三〇 六、二六	二九日夜半より出水。三〇日未明洪水あり。門崎村千手堂前まで氾濫す。 北門川洪水あり。 洪水位（量水観測所水位） 六月二六日 仙北 二・七〇五米 日語 三・三〇〇米 相去 六・五〇〇米 愛岩（桜木橋） 五・五〇〇米 鶴ノ木 五・五〇〇米 舞草 一・九二〇米 目形 四・五〇〇米	門崎村 県南部 中流部	

三一	一、九五六	七、二四	北上川洪水あり。狐禪寺（舞草下流）洪水位七・三八米	中流部	
三二	一、九五七	七、九	七日東西磐井地方に降雨あり、更に、同八日北上川上流地方に降雨あり、九日に至り中流部洪水となる。薄衣における洪水位七・九九米 降雨量 八九・九耗 七月七日 同 蔽美 八二・七 同 松尾 八二・七 東北各県に強風雨あり被害多し。	中流部 (参考)	宮城県資料
三三	一、九五八	七、二三	北上川洪水あり。 洪水位（量水観測所水位） 七月二三日 明治橋（仙北丁） 一・七八米 三月・八〇〇米 同 月二四日 八・三三 同 月二五日 八・一六 二日より三一日まで台風一八号に因る影響あり、東北六県に甚大なる被害あり。 北上川洪水あり。 洪水位（量水観測所水位） 七月二九日 明治橋 一・八〇米 一・三〇〇米 一・二六〇米 八・五二〇米 八・五二〇米 台風二一号により北上川洪水となる（一日より二日間及ぶ） 洪水位（量水観測所水位） 明治橋 二・二〇米	中流部 (参考)	宮城県資料

		九、二六	桜木橋（一八日）五・四八〇 舞草 一二・二五〇 日形 九・九五〇 台風二二号による北上川洪水あり。降雨 二八日まで続き被害多し。	（参考）	宮城県資料
三四	一、九五九	三、三〇	北上川洪水となり夜半に氾濫す。 洪水位（量水観測所水位） 三月三〇日 桜木橋 一・八〇米 明治橋 三・九五〇 同月三十一日 狐禅寺 七・三二〇 鉾子（門崎村）五・九七〇 梅雨前線により大降雨あり、雫石川洪水 となる。 一〇日の降雨により北上川洪水となる。 伊勢湾台風の影響に因り洪水となる。	一関地方 中流部	
三六	一、九六一	六、二七	北上川洪水あり。 洪水位（前同） 六月二七日 明治橋 一・二八米 桜木橋 三・五八〇 同月二八日 狐禅寺 七・〇一〇 諏訪前（川崎村）六・八〇〇 北上川洪水あり 洪水量（前同） 朝日橋 〇・八〇米 明治橋 二・五四〇 桜木橋 七・〇〇〇 諏訪前寺 六・七二〇	中流部	
		七、四		中流部	

北上川の河積

土木工学等の理論の上に立つて北上川の改修計画が樹立されたのは既に述べる如く昭和一四年頃である。

しかるに、昭和二二、二三年と相次いで襲来せる洪水は、同改修計画における洪水量をはるかに突破する大洪水であつたのである。

両洪水の流量等を算定の基礎として、昭和二四年、さきの改修計画による河積が改訂されたのであるが、同改訂計画以前における北上川の河積は、近世初期において伊達、南部等の大小名が、各自、藩財政拡充のため行った領内開発後、再々の洪水によって、自然が要求する洪水敷を感じ取った地域住民が、その範囲を暗黙の内に河積として認めた所である。

従つて、明治維新前における堤塘等は、自然との均衡を保ちながら、各地域における中小洪水等の氾濫を防止し、被害の軽減を計る程度の施設であり、施工主体が地域住民、あるいは、地域郡村等であるから、大洪水等に対応さるべき施設等の設置には及ばず、局部的、且つ、一貫性に欠ける断片的施設のみであつたから、数年乃至十数年に一度と言われる洪水は、これを防止する程の機能を有する施設でないことは言うに及ばないところである。

しかし、中央山系より来る洪水は、各支川の延長及び河相等に依る洪水流出の時差並びに本支川合流点の距離差等によって洪水常習地帯（江刺、胆沢平野等）に到達するところの各支川洪水の合流に因る最高水位に少なからざる時差がある。

一既には言い得ないが、胆沢川洪水の流下に続き、和賀川の洪水、そして二・三時間後に雫石川洪水と言う如くに順良く流下するにおいては自然が定めた河積と断片的防水施設等で大氾濫のこともなく疎流される状態にあるのである。

言い替えば、中央山系より出る各支川の洪水のみの場合においては、北上川本川が大氾濫等のことが少く、甚大な洪水災害を起さず流下する河積が保たれているところの自然環境にあると言えるのである。

しかるに、以上の如く単純な洪水は無く、更に、北上山地、殊に、早池峯山系における豪雨等による猿ヶ石川の洪水が、重なる場合においては、自然によって構成される河積を以つては流下不可能であり、溢れて、胆沢川合流点より下流地方に氾濫し、大被害を及ぼすに至るのである。

過去における大洪水の殆どが、北上山地の異状豪雨による大出水が重なる場合に多いことは否定出来ないのである。

第二編 洪水対策

第一章 総論

洪水を防ぎ、被害を軽減しようとの努力は古くより行われたことは明らかである。

延暦二二年（八〇三）征夷大將軍坂上田村麻呂によつて志波城が造建されているが、同城は、大和政権による東征の究極であり、大和政権の最北端における重要拠点である。

しかるに、造建以来、わずかに一〇ケ年にも満たずして弘仁二年（八一二）徳丹（紫波郡矢巾町徳田）に移建されているのである。

その事由は、しばしば水災を蒙る所としているから、志波城における洪水との闘は容易ならざるものがあつたのであろう。

それは、北夷に備える重大拠点であると共に、国家機関である同城が、自然の猛威に抗しがたく、遂に、移転するに至つたからである。

同じ奈良朝時代の様式等を伝える遺跡、太田方八丁は、凡そ、八〇〇米にわたる外壁（土塁）と、更に、内城に巡らす、方一〇〇余米の築地^{つち}がある。同築地の基礎は、床堀が施工され上層の火山灰土の厚層が取り除かれ、更に、透水性の少ない褐色の粘質土を以つて堅く築き立てられてある。

築地の目的は、夷襲に備える防禦施設に外ならないのであるが、施工方法は明らかに洪水対策を考慮して築造されているのである。

平安朝初期以来の開拓等は、北上川水系においては、同水系沿岸における沖積平野であり、多くは、旧河道等である。

従って、古代社会における経済等は、常に洪水によって浮動されつつ興亡を繰返して来たものではなからうか。

奥州藤原文化も亦、高館東、北麓平野における洪水対策（囲繞堤）の確立によって栄え、清悦が物語る如く、文治五年洪水対策に失敗したのが、藤原氏没落の遠因ではなかったらうか。

この如く、北上川流域の経済興隆は古今を通じて北上川流域における洪水防止の成否に左右されたと言うも過言ではない。

近世初期、磐井郡^{なぐれ}流地方の地頭木村勘助は日形堤防を（万治二年一、六六九）、南部氏は、その城下、中津川合流点附近に堤防を築き杉を植栽し、杉土手と称する洪水防止工事を施工したことは既に詳述するところである。

明治初期以来の内務省直轄施工の北上川低水工事は、北上川における舟運の航路確保を主眼とする河道整理であったが、爾後における洪水防禦に重要な役割を果たしたことは何人も否定されるところでない。

しかし、その後も洪水氾濫は止まないと言われるが、東北地方第一の長江北上川における高水工事等は地方財政の遠く及ぶところでなく、その殆どを国費に依存せざるを得ない実情であり、早期完成等は望むべくもなく、洪水等に際会するときは沿岸住民の殆どが家財、耕地等を捨て避難せざるを得ないのである、しかるに、予期せざる洪水の襲来に避難すべき寸時の余猶もなく、多くの人命が奪われ、悲運に泣く遺家族等はその数を知るところでない。

昭和二三洪水に因る大惨事の後、高水対策を主とする河川改修^{並びに}洪水予報、防水活動に関する規制等の洪水対策が急速に考究され、水防法の制定、気象業務法の改正等が行われたのである。

更に、洪水対策上、河川関連施設等の施工、運営等に関して、さきに、国家機関によって定められた洪水防止協定が再認識され、次の如く記述されている。

水害防止協議会決定事項について

昭和九年は七月北陸地方洪水被害甚大、九月は関西地方の暴風で死者二千五百名を出し、昭和十年は八月青森、秋田県下に大豪雨があり、又二回に亘り関西地方が暴風雨の被害を、九月には利根川の氾濫による大災害をうけた。それは昭和二十二、三年にまさるとも劣らぬものでありました。

時の内務大臣はこの異常な水害の惨禍に鑑み、昭和十年九月水害防備の方策について、土木会議に諮問し審議を求めました。その会議において水害防備策の確立に関する件を決議して、特に関係官庁の緊密な連絡の必要を強調されました。また一方同月十二日に次官会議で内務次官の提案によって、関係各省間の連絡を緊密ならしめると共に水害防備の具体的実行法について協議せしむべきことを決定しました。

そこで内務省では土木会議の決議の趣旨を徹底し、次官会議の決定を実行するため関係各省技術官を委員とする水害防止協議会を設置し昭和十年十月一日第一回総会を開き爾来各分科会は度々会合を重ね慎重審議の結果、十一年八月二十一日の総会において次項の特別小委員会及び分科会決定事項を満場一致を以て承認しました。

この事項は前述のとおり昭和十一年に決定されたもので聯か旧聞に属しますが、古今に生きる我々土木技術者の常識であって、常に念頭において計画設計施工の上に反映し、水害防止に努め、日本再建を一日も速かならしたい念願から今回あらためて印刷に附しました。

なお関係官庁として水害防止協議会に委員を出した部局名並びに特別小委員会分科会の帯成及び各分科会における

協議事項は左のとおりであります。

内務省 土木局、衛生局、警保局、都市計画課

農林省 農務局、山林局、水産局

鉄道省 工務局、監督局、建設局、電気局

通信省 工務局、電気局

商工省 鉱山局

宮内省 帝室林野局

第一分科会 鉄道、軌道、道路、橋梁、鉄塔、電線路、建築物、不用土砂処分に関する事項

第二分科会 取水及び排水の設備、林業、開墾、流木、干拓、埋立、堤防、低水路、漁獲設備、河口船溜に関する事項

第三分科会 堰堤に関する事項

第四分科会 鉱山、採石に関する事項

特別小委員会 各分科会にて協議するを適當とする一般に関する事項

第二章 洪水予報

第一節 北上川における洪水

一、北上川洪水の概況

北上川上流には、古くより白髭洪水しらびげみずと称される大洪水が数回にわたり伝えられている。

しかし、中世代以前の洪水等については資料が殆どなく、これを明らかにすることは不可能である。

近世代（江戸時代）における洪水については、散逸をまぬがれ残存する古記録等によつて知らるる程度であるが、その洪水は、実に一八〇余回に達し、更に、明治維新後、凡そ八〇年間における洪水が五〇余回にも及んでいるのである。

これ等洪水の主なる原因は、多雪地帯を流域内に有しているが、融雪による洪水は比較的少く、且つ、洪水氾濫等の規模も亦、小さい。

しかるに、低気圧、台風、雷等に基因する降雨は、大雨、豪雨等に至ることが多く、出水量等も亦、多く、大氾濫に及び甚大なる被害を生ずるのである。

昭和一六年度における北上川改修計画樹立に際し、対象洪水とされたのは、平石川、中津川流域等における異状豪

雨に基因する明治四三年九月洪水（盛岡地方洪水）^{及び}稗和、胆江、両磐地方等に大被害を及ぼすに至ったところの、大正二年八月の台風雨に因る洪水であり、更に、同改修計画を改訂せしむるに至ったのは、昭和二一、二三年等の洪水であり、洪水予報の対象洪水も亦、両年における洪水である。

第二節 北上川上流における洪水予報

一、洪水予報の沿革

昭和二二年のカスリン台風、二三年のアイオン台風と相次ぐ台風によって起された水害が、いかに大であったかは、これに要した復旧費の莫大なることよって知り得る。しかも、この復旧費が国家財政にとって非常に大きな負担となり、当局はその資金調達に苦慮している。

「今年更に多くの台風に襲われ、来年もこのような水害が起り得ることは明らかなことであろう。

これの根本的な解決策として建設省において計画された河川改修案がある。

しかしながら、この計画案が実施にうつされ完成されるまでは、相当の年月がかかる。これは現在の経済状態より見ていたし方ない所であろう。

然らば、この間、水害を経減するために我々に残されている手段は何か、それは水防によって被害を少しでも軽減する以外にないのである。

即ち、今まで行っていた水防を、より効果的に、より能率的に行うことである。

ここに「洪水予報」が各方面より強く要望されているのである」（経済安定本部資源調査会）としているが、わが国において最も早く、洪水対策として予報体制の組織化を行ったのは、関東地方建設局における利根川洪水予報組織である。

同河川における「アイオン台風に関する報告」によれば、その沿革を次の如く記している。（抜）「利根川は帝都に近く、カスリン台風の時の如く万一破堤がおこった場合は重大なる社会問題となり、その損害は莫大なものとなり、破堤時の一般人心に及ぼす影響は実に大なるものがある。

関東地方建設局は、多年にわたりこの河川の改修等に当ったため、その観測施設も他の河川に較べてはるかに充実している。

この関東地建と中央气象台が、一昨年来（昭和二二年）、会合協議し、更に、他の機関の参加を仰いで洪水予報を始めよう（関東地方建設局において）としている。資源委員会に於いては、これが現下重要な問題であると認め、水部会の小委員会として組織を完成させることとし、この完成の要あることを総理大臣に勧告した。」とあり、事務接衝の成立にさきだち、現場においては予報体制を着々と進め、防災組織の強化等を行っている。

資源調査会議長内田俊一より資源調査会々長青木孝義宛の書翰によれば「利根川洪水予報組織編成実施方を希望しておきましたところ昭和二三年九月一〇日の閣議においてその実施方が決定され、実際作業が進められておりました。偶々同年九月一六日関東地方を襲いましたアイオン台風に際会しまして、この組織が活動し、利根川沿岸における水害を最小限度に止めることを得、且、将来の洪水予報に必要な基礎資料、治水、利水の上に有用な資料を多々得

られ、所期の効果を挙げることを得ました。」云々とし、更に、「この成果が一般に広く認められ、他の河川流域においても地元の人々によって利根川におけると同様の形式のものを組織しようとする企てが起つて来ました。」（内田書翰）とある。

更に、経済安定本部は「例えば、昨年度（昭和二三年）の北上川洪水の際、一関において、若し、五時間以前にあの出水が予知され、一般に通報されたなら、危険地帯の人達の避難が行われ、あのような惨状は呈しなかった。」と記している。

（註） 関東地建と中央气象台との協議は洪水予報伝達等の協力機関として昭和二十四年成立す。

洪水の襲来を予め通報し得る権根は、気象業務法によれば、気象庁が建設省と協議の上気象庁長官が行う職務権根とある。

しかし、河川状況を知らぬものが、洪水流下能力も考えず、降水量等のみを以て予報することは危険も甚しいものがある。

河川全般を知るものは、水文、河川調査等を行い、河川改修等を施工して、これを管理するもののみが知るところである。

従つて、洪水予報は、河川管理者建設大臣において施行するにあらざれば万全を期し難いことは何人も知る所である。

建設省は、昭和二年カスリン台風洪水後、洪水予報の発表主体につき気象庁と、気象業務法の解釈及び許容範囲等に関し協議を行ったが、気象庁は、気象業務法を楯に、建設省が洪水予報業務を施行することに、まったく賛同す

る意志がない。

問題は、気象業務法に定められている業務の一部（水象に関する警報、予報等）を、建設省によって施行されることは、気象庁の職務侵害と考えたのか？、さりとて、同法第一四条の二、の定めを無視し、拒避行為も出来ず、容易に解決されるところでない。

数年間にわたる交渉経過の概要が次の如く記されている。

「水防法は、昭和二十四年制定された。従来消防法の一部規定の準用及び河川法規定に基いていた水防を強力に推進すべく制定されたものである。

しかしながら、洪水予報、水防警報など水防作業の基本的指針に関する責任、実施方法等の法的裏付、水防団体等に関する災害補償、水防に関する費用負担等に関しては明白な規定なく、これらの整備が要望されていたので、上述の諸点に関し（昭和）三〇年法律第六一号により改正案が制定された。

この水防法改正に伴い関連法令として気象業務法の改正が行われた。水防法によれば建設省の行う洪水予報は特定の指定河川に就て気象庁と共同で実施するものであつて、その責任は気象庁及び建設省の両者に平等の負担を規定している。従つて、之に対応する規定を気象業務法に盛込むため同法の改正が行われた。

水防法並に気象業務法の改正案が中央関係機関で討議せられていた当初に於ては、建設省当局は洪水予報の共管事項たる意味を次の如く解釈していた。

即ち(1)洪水予報を雨量の観測予報及び(2)之等より水位流量の予想、又は、実際水位流量の観測の二つに大別し、前者(1)は気象庁に、後者(2)は建設省に夫々責任をもたせるものであつて、これを共管という表現にて示しているものと

考えていた。

しかるに、気象業務法は、その総則に於て気象庁の業務内容を「気象、地象、水象の予報及び警報」を行うと規定しており、「水象とは気象又は地震に密接な関連を有する陸水及び海洋の諸現象」と明確に定義しており、更に、気象業務法中の洪水予報の建気共管規定には「洪水予報指定河川に就いては、建設大臣と共同して水位又は流量を示して洪水予報を行わなければならない。」とある。

これ等、気象業務法の規定のみよりすれば当初建設省側の解釈をこえた広範囲な責任と権限をうたわれていると考えざるを得ない。

かくの如く、洪水予報指定河川に関する洪水予報については、既に、気象庁の意図により、雨量関係のみならず水位流量の予報に關しても明らかに責任と権限をもち、建設省側の一方的解釈ではいかんともなし難い状況にある。

しかば、洪水予報に関する建気共管規定を我々が何故かくの如く問題にするかを考えてみよう。

現在、全国の大河川が殆ど直轄河川であるが、洪水予報指定河川は、このうちから特に国民経済上重要河川を選んだものである。

しかして、この洪水予報は河川、特に洪水調節堰堤のある河川の維持管理において重要な業務であるばかりでなく、河川計画あるいは改修工事等と技術的に密接不可分な関係を有しているので、当然建設省で全般を掌握せねばならない問題である。

之については、例え一部分といえども気象庁にその権限を認めるわけにはゆかない。

このような理由で建設本省では、既に公布された気象業務法の即時改正は無理としても、この法律にもられた気象

庁業務の実質的制限を行うべく、同法の解釈、あるいは運営規則に関する協定を気象庁側と取交し、この基本協定に依つて目的の貫徹を図った。

今日迄以上の基本協定に關し累次の交渉を重ねているが未だ完全な妥結に至っていない。

洪水予報を本来の姿、即ち、直轄河川については、建設省が一義的に水位流量の予想を行い、単独の見解にて予報を実施する為には、中央に於ける接衝とか、建設省自体で雨量観測を整備するとか、種々の施設が必要であるが、特に、根本的な問題として最も迅速正確に予報を行いうる組織と能力をもつ事である。」（昭和三十一年十二月、建設省河川局西川技官記）とある。

以上の如く、洪水予報基本協定の妥結は何年後に至るかも知れぬ状態であつたのである。

同三十二年一月、数年来難行した洪水予報業務に関する協定が「建設省及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定」としてようやく妥結を見たのである。

建設省及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定

建設省及び気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項及び第三項並びに気象業務法（昭和二十七年法律第十六十五号）第十四条の二第二項の規定に基き共同して洪水予報を実施するため、次のとおり協定する。

一、河川の指定

水防法第十条第三項の規定に基く河川の指定は、原則として洪水予報を実施しうる程度に観測施設が整備され、かつ、担当官署の予報技術がそなわっている場合に行うものとする。

二、洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意報及び洪水警報の二種類とする。

三、建設省及び気象庁が共同して行う洪水予報と気象庁が単独で行う洪水予報との関連

水防法第十条第一項及び気象業務法第十四条の二第一項の規定に基き気象庁が単独で行う洪水予報は、原則として河川の水位、流量を示して行わないものとする。ただし、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川についてはこの限りではない。

前項ただし書の規定に基き気象庁が単独で水位、流量を示して洪水予報を行おうとする場合においては、気象庁は、当該河川が同項ただし書の河川に該当するか否かについて建設省と協議するものとする。

四、洪水予報と水防警報との関連

水防法第十条の四の規定に基き建設省が行う水防警報は、洪水のおそれのあることを予想して発表するものではなく、洪水予報、気象予報等により又はみずから水位、流量その他河川の状況の判断により水防を行う必要がある旨を警告して行う発表とする。

五、洪水予報の作業場所、連絡方法等

双方の担当官署は、洪水予報の共同作業を円滑に行うことができるようにするため、作業場所、連絡方法等をあらかじめ協議して定めておくものとする。

六、洪水予報を行う際の資料の交換

気象庁担当官署は、建設省の担当官署に対し台風進路、予想降雨量、流域内の降雨分布状況、必要地点の降雨量そ

の他必要な気象状況を、建設省の担当官署は、気象庁の担当官署に対し必要地点の降雨量、水位、流量、ダムの放流状況等をそれぞれすみやかに通報するものとする。

前項の必要地点は、双方の担当官署の間であらかじめ協議の上指定しておくものとし降雨量の通報形式は気象庁の担当官署が、水位^{及び}流量の通報形式は建設省の担当官署がそれぞれ対応する担当官署の意見をきき定めたものによるものとする。

七、洪水予報の作業の実施方法

洪水予報の作業の実施方法については、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

八、洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先、伝達方法等については、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

九、洪水予報の開始及び終了の時期

洪水予報の共同作業の開始及び終了の時期は、建設省又は気象庁の担当官署の一方から要求があったとき直ちに協議して定めるものとする。

十、洪水予報の発表

洪水予報の発表は、河川名を冠して双方の担当官署が共同名で行うものとする。

十一、洪水予報の基準

洪水注意報及び洪水警報の具体的基準は、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

十二、洪水情報の取扱

洪水注意報又は洪水警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とする洪水情報は、洪水予報に準じて取扱うものとする。

十三、その他

この協定を実施するため必要な事項は、双方の担当官署の間で協議して定めるものとする。

昭和三十一年一月二十一日

建設省河川局長 山 本 三 郎
気象庁長官 和 達 清 夫

覚 書

建設省河川局長及び気象庁長官は、建設省及び気象庁が共同して行う洪水予報業務の基本協定について次のとおり了解する。

一、洪水予報文の起案

洪水予報文の起案は、主として気象状況により予想を行う前段階は気象庁の担当官署が、水文状況により予想を行う後段階は建設省の担当官署が担当することを原則とし、河川の状態その他現地の状況に応じその担当を定めるものとする。

二、技術面の問題

建設省及び気象庁の担当官署は、洪水予報を円滑に行うため技術の打合せ等を行うように努めるものとする。

三、既存の洪水予報連絡会との関連

既存の洪水予報連絡会のうち、洪水予報の審議機関、実施機関等の性格を有するものは、すみやかに連絡協力機関の性格のものに切り換えるものとする。

昭和三十一年一月二十一日

建設省河川局長 山 本 三 郎
気象庁長官 和 達 清 夫

しかし、未改修地域の多い北上川においては、中央における洪水予報基本協定の妥結を待つ予猶がなく、別述の如く雨量、量水観測施設等の増設、整備等を行い、洪水対策資料の蒐集を急いでいる。

北上川における洪水予報は、後述する如く昭和二十三年における洪水予報専門委員会における洪水予報組織とされるが、当時の組織は民間機関によるものであり、公的設置は昭和二十六年北上川上流工事事務所に洪水予報係が置かれたのが初めてであり、更に、洪水予報の迅速、且、正確を期すべく、昭和三十八年三月北上川型電子計算機（アナログ・コンピュータ）を導入し、更に、同四一年四月洪水予報業務の主管課として洪水予報課を新設したのである。

二、施設及操作

昭和二十二年カスリン台風洪水及び同二十三年アイオン台風洪水等に因って、北上川上流部等における沿岸市町村の殆どは壊滅的大被害をこうむり、殊に、一ノ関町（一関市）の如きは、中心街において流失家屋二〇〇余戸、死者、行方不明者二五〇余人に達し、世評は、等しく再起不能とさえ伝えるところであったのである。

両洪水の後、前項ですでに述べる如く、同二十三年北上川洪水予報専門委員会（岩手県）が結成され、北上川におけ

る洪水を予測し、防水、退避等の対策を事前に構ずる体制の確立を目差して推進されたのである。

同二六年建設省東北地方建設局は北上川上流における洪水予報体制確立に備え、水文及び洪水痕跡等の調査を施行すべく、北上川上流工事事務所に洪水予報係を設置し、職員数名を専任としたのである。

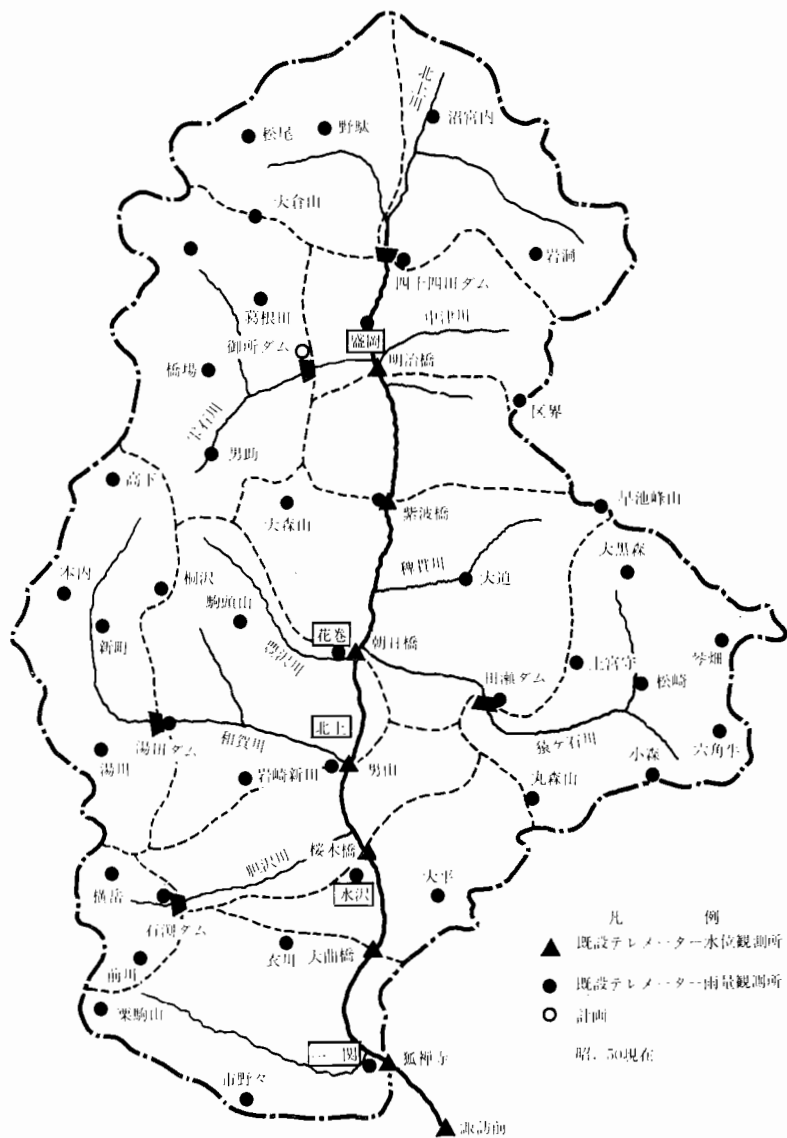
同三〇年北上川が、水防法及び気象業務法等により、洪水予報指定河川に編入され、同年洪水予報係が係長制に改められ、洪水予報方式等の検討が進められたのである。

翌三二年洪水予報等を主管する調査課が新設され、一〇余名の職員による調査、研究等によって北上川における洪水予報方式（システム）が確立され、同三四年東北地方建設局にアナログコンピューター（アナコン）製作委員会が設けられ、岩手工事事務所長、担当課長、職員等、審議に参画し、北上川型アナコンの製作が行われ、同三八年三月、岩手工事事務所に完成されたのである。（洪水予報にアナコンを導入したのは、北上川が最初である。）

同四二年、有効雨量（降雨量、即、流出する洪水量ではない、比率、計算等は複雑である。略して、専門用語を用いておく）演出用電子計算機（デシタル型コンピューター「略してデジコンと呼ぶ」）を増設し、翌四三年、指定水位表示装置（デジコン）を、同四六年、雨量観測所のテレメータ化（観測、記録、無線送信等の自動装置）等を完成し、更に、同四八年、洪水予報の、より一層の正確と迅速化を計るため、施設以来一〇ヶ年間に及んだアナログ型コンピューターを全面的に入れ替え、デジタル型コンピューターを導入したのである。

以上の施設の操作等により洪水予報を行うに当り、最初に要する資料は、盛岡地方気象台より接受するところの気象情報と、流域における降水量等である。

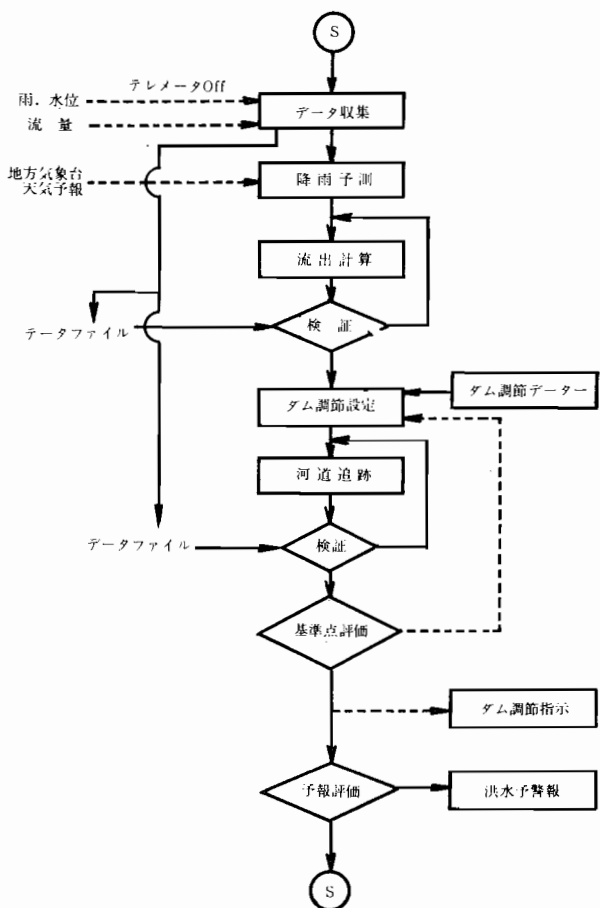
此の為、北上川流域（上流部）四三ヶ所にテレメータ装置による雨量観測所を設け、定時観測（通常一時間間隔）



第25図 北上川上流雨量水位観測所配置図

表21 計算機一覽表

機 器 名	性 能	記 号	台 数
中 央 処 理 装 置 (FACOM230-35)	記憶容量 128K B メモリーサイクル 325ns/B 加減算 (16ビット2進) 1.3μB	CPU	1
磁 気 読 取 装 置 (F628R)	容量 1 MB、平均アクセスタイム 10ms	DRU	1
磁 気 読 取 装 置 (462K-1)	5.2MB	DRU	3
磁 気 読 取 装 置 (603G)	転送速度 96K B/S 記録密度 800 BPI	MT	3
紙 テ ー プ 読 取 装 置 (F749E)	1,200、600字/秒	PTR	1
カ ー ド 読 取 装 置 (F670B)	600枚/分	CDR	1
タ イ プ ラ イ ー 装 置 (F792A)	20字/秒	TFP	1
ラ イ ン プ リ ン タ 装 置 (F644K)	360~440行/分	LP	1
X Y プ ロ ッ ク 装 置 (F6201B)	27cm×35cm ステップ寸法 0.1mm 400ステップ/秒	XYP	1
グ ラ イ フ ァ ッ ク デ ス ク レ イ 装 置 (F6232A)	30cm×30cm 格子点数1,024×1,024 表示速度 (短ベクトル) 11μS	GDU	1
C R T テ リ ン タ 装 置 (F6541B)	電子写真法 約12秒/枚	CRT テリント	1
紙 テ ー プ 穿 孔 装 置 (F766A)	200字/秒	PTP	1
通 信 回 線 制 御 装 置 (F1801K)	通信方式 全二重または半二重 同期方式 通信速度 2,400、4,800bit/S	CCU	1
モ デ ム 装 置 (MD2400)	通信速度 2,400bit/Sまたは1,200bit/S 動作モード 4線式、全二重通信	MDM	1



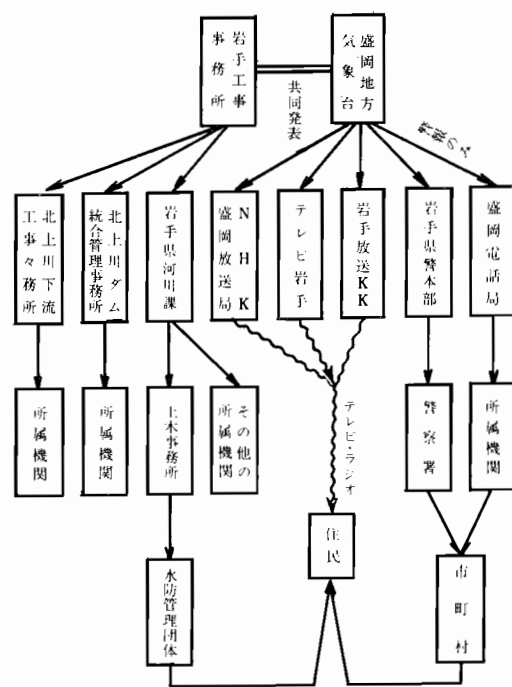
第26図 洪水予報作業工程

による降水量の送信が行われているのである。

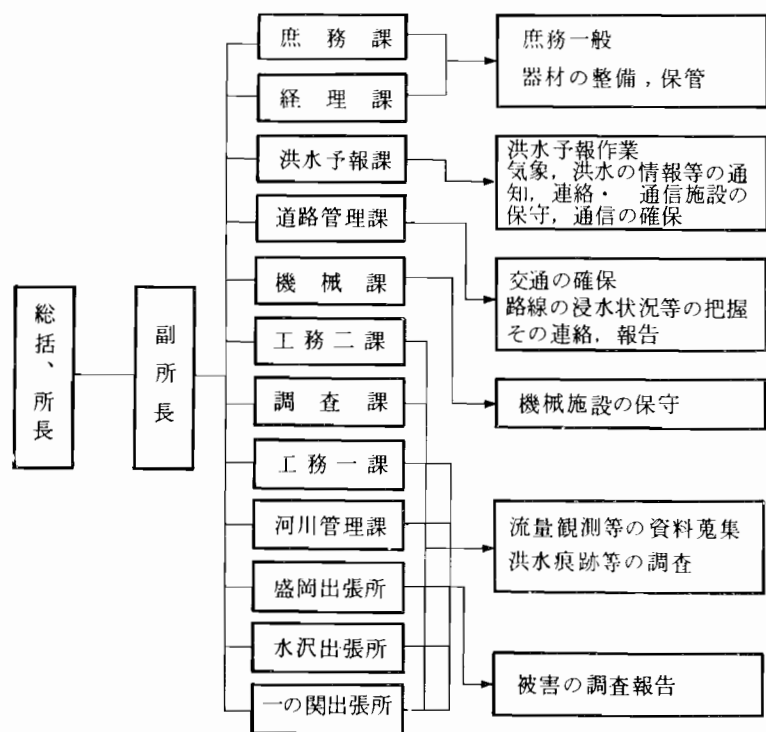
洪水予報手順は（表示す）、各雨量観測所より受信する定時観測データ及び指令による任意時間観測データ等を中央制御装置等により処理し、表示されたところは、洪水予報連絡会によって規定される予報体系を通じ、地域住民に徹底せしめると、共に、北上川ダム統合管理事務所と連携し、洪水調節を行うのである。

三、洪水予報体制

洪水予報は、昭和二十四年制定の水防法第十条の一により施行される所であり、北上川は同三〇年において同条の二、三に規定される如く、二県にわたる大河川であり、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして、予報河川に指定され洪水予報が施行されるところである。



第27図 北上川上流洪水予報伝達広報系統図



(註) 緊急、非常等の最重要段階における体制図

第28図 岩手工事々務所の洪水時の体制

表22 北上川洪水予報基準地点

基準地点名	所在地	零点位標高 m	指定水位 m	警戒水位 m
明治橋	岩手県盛岡市仙北町新山河原	116,430	0.80	1.40
紫波橋	岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境	89,700	1.70	2.90
朝日橋	岩手県花巻市高木第14地割	64,730	2.00	3.00
男山	岩手県北上市稲瀬町岩脇	49,350	2.40	3.30
桜木橋	岩手県江刺市愛宕字桜ノ木	33,740	3.30	4.30
大曲橋	岩手県胆沢郡前沢町白山字舟橋	22,500	2.30	3.00
狐禅寺	岩手県一関市狐禅寺	10,570	5.00	7.00
諏訪前	岩手県東磐井郡川崎村薄衣諏訪前	8,107	4.00	5.50
米谷	宮城県登米郡東和町米谷字元町	0.750	10.00	11.40
登米	宮城県登米郡登米町寺池	0.750	8.00	9.00
脇谷	宮城県桃生郡桃生町脇谷	0	7.00	8.40
飯野川	宮城県桃生郡河北町相野谷	0	4.40	5.50



15 洪水予報基準地点 (狐禅寺)

する万全の体制を整えているのである。

(一)、警報基準地点

洪水予報は、あらかじめ予報の対象として定めてある基準地点の水位観測所を対象として、現在水位及び何時間後か(基準地点により到達時間に差がある)における予想水位を発表し、沿岸住民の注意を喚起し、洪水に対処する充分な準備を整えさせるために行うのである。

(二)、水位区分

洪水予報基準地点における水位観測所には各々指定水位と警戒水位が定められている。

イ、指定水位は、河川の水位が上昇し、定められた指定水位に達すれば、当該水位観測所の観測員は毎時観測

び通報を開始しなければならない水位(洪水予報体制に入る目安とする水位)

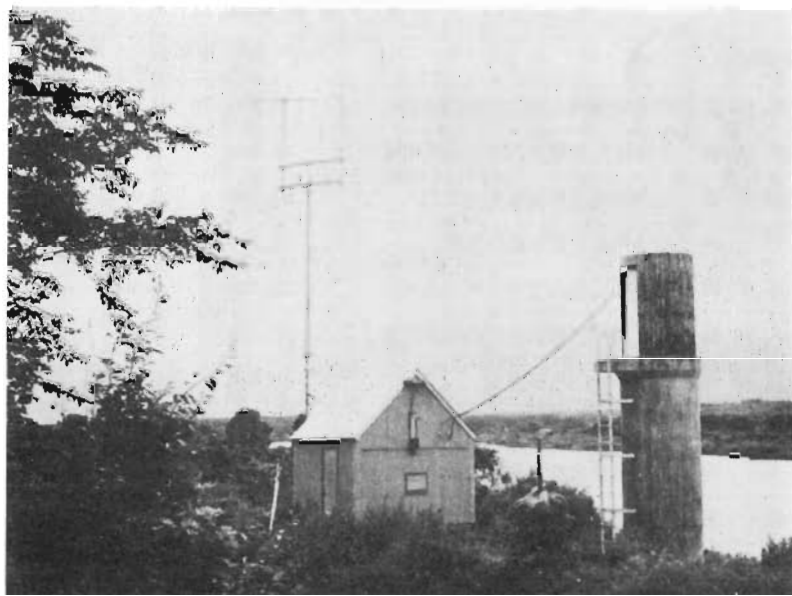
ロ、警戒水位は、指定水位を突破し、更に、上昇し、これ以上になれば災害が発生する恐れがあり警戒を要する水位

(三)、洪水予報の種別

洪水予報は、河水が上昇し、基準地点における警戒水位を一つの基準として洪水予報を発表するが、予報には、洪水注意報と洪水警報の別がある。

イ、洪水注意報は、予報基準地点のいづれかが警戒水位を突破する恐れがある時、又は、警戒水位を越えない予想の場合においても、災害発生のおそれあるとき等。

ロ、洪水警報は、前者より更に状況が悪く沿岸住民等の注意を喚起する必要がある場合及び破堤、氾濫等により国



16 洪水予報基準地点（男山水位観測所）



17 洪水予報基準地点（明治橋水位観測所）

民経済上重大なる損害を生ずるおそれあるとき等である。

更に、洪水予報以外に洪水に関する情報を伝える「洪水情報」が適宜発表される。

同情報は、主として洪水予報の補足、説明等である。

洪水予報発表における予報文の起案は、気象状況により予報を行う場合においては、盛岡地方気象台が、水文状況により予報を行う場合は岩手工事事務所が、それぞれ起案することを原則とし、起案後、直に合議し、成案を以って共同発表の形式において発表する。

水文状況により予報を行う際は、上流のダム洪水調節計画を考慮した河道追跡計算結果により各予報基準地点の最高水位と、その起生時刻を求め警戒水位を基準として発表する。第一号の予報発表後、種々の要素により、内容の更新が必要となると第二号、第三号と予報を発表し、なお、この間には、その時点々々の状況を知らせる洪水情報を適宜発表し、更新に至るまでの情報を提供するものである。

第三節 洪水予報連絡会

一、概 況

北上川洪水予報は、岩手工事事務所と盛岡地方気象台並びに建設省東北地方建設局と仙台管区気象台が、それぞれ

共同して、洪水時における災害防止を目的として発する予報であるが、これが迅速なる徹底を期するには地域住民の総てが、一丸となって協力して初めて所期の目的が達成されるのである。

北上川洪水予報連絡会は、洪水予報の徹底を期し、初期の目的達成を計る組織であり、昭和二三年四月仙台管区気象台の提唱により気象連絡会が結成され、その中の洪水部会が洪水予報を行うことにしているが、北上川上流部においては、同二三年五月一七日岩手気象対策連絡会を結成し、その中に洪水予報専門委員会を設け、洪水予報組織を作っている。これが、北上川における洪水予報組織の発端である。

その後、昭和二四年四月一八月、北上川上、下流部を一体とする北上川洪水予報連絡会が、同川を所管する東北地方建設局が主幹となり、宮城、岩手両県^{及び}両県管内諸官公署庁、公共団体、同組合等を以って構成し、仙台市内東北地方建設局に事務機関を置き、両県諸機関代表^{並びに}地域住民を代表する団体長等を役員として結成されるところである。

更に、数度に亘る、規約^{及び}役員等の一部改正が行われ現在の規約等は、昭和五二年六月一三日改定によるもので、組織の要は次の如くである。

役員（抜）

会長 建設省東北地方建設局長
副会長 仙台管区気象台長
顧問（順不同）
宮城県知事
岩手県知事

水沢緯度観測所長
東北電気通信局長
東北電波監理局長
東北管区警察局長
国有鉄道仙台駐在理事室
東北電力株式会社々々長
外 一六名

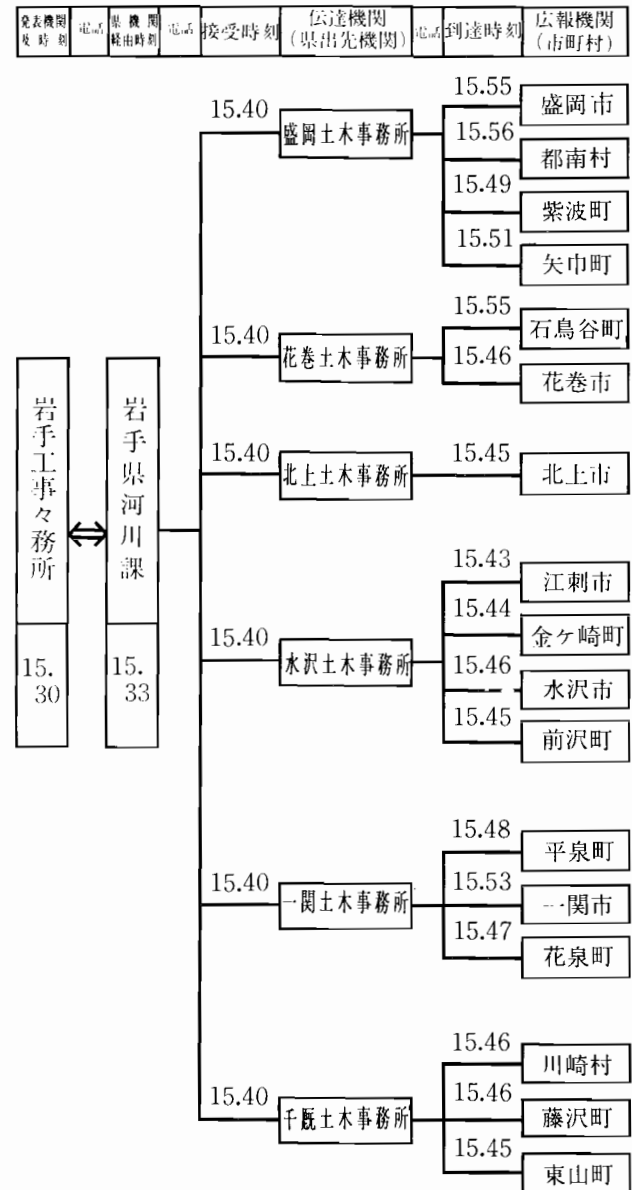
委員（順不同）

東北地方建設局河川部長
岩手工事事務所長
北上川下流工事事務所長
宮城県土木部長
岩手県土木部長
放送部長
仙台管区気象台技術部長
外 三八名

幹事

東北地方建設局職員
仙台管区気象台職員
宮城、岩手県土木部職員
東北電波監理局職員

等であり、運営は同連絡会規約によって行われている。



第29図 北上川洪水予報伝達系統及所要（演習）時間

更に、同連絡会の下部組織として地区別委員会が設けられ、北上川上、中流部等は岩手地区連絡委員会によって分担され、有事に備え、警報、予報の伝達演習並びに担当者の研究会及び観測員等の実務者による講習会等が行われている。

（註）昭和二三年以来、関東地建と中央气象台との間で協議を重ねていたところの、利根川における洪水予報計画は、予報伝達等の協力機関として、ようやく、昭和二四年七月一日利根川洪水予報連絡会が発足されている。（法的根拠は確定されていない）

一、規約

北上川洪水予報連絡会規約

第一章 総則

第一条 本会は、北上川に於ける水害の防止軽減をするため、諸団体に洪水予報に関する諸事項の連絡及び協議をなし、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

第二条 本会は北上川洪水予報連絡会と称する。

第三条 本会は別表に掲げる関係官公庁及び諸団体を以って構成する。

第四条 本会の事務局は東北地方建設局内に置く。

第五条 本会は第一条の目的を達成するため、観測通報及び予報に関する調査研究その他必要なる事項を審議する。

第二章 役員

第二章 洪水予報

第六条 本会は会長一名、副会長一名、会計監事三名、顧問、委員及び幹事各若干名を以って組織する。

第七条 会長は東北地方建設局長をこれに充てる。

会長は会務を総轄する。ただし会計又は軽微な事務については幹事長が代行することが出来る。

第八条 副会長は仙台管区気象台長をこれに充てる。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

2 会計監事は各関係官公庁及び諸団体の内より会長が選任する。

会計監事は本会の会計を監事し委員会に報告する。

第九条 顧問は各関係官公庁及び諸団体の長並びに学識経験者の内から会長が之を委嘱する。

顧問は会長の諮問に応える。

第十条 委員は関係各官公庁及各団体の長の推薦によるものの中から会長が之を委嘱する。

委員は会務を評議する。

第十一条 幹事は東北地方建設局、仙台管区気象台宮城、岩手県及び特に緊密な連絡を要する関係各官公庁、或は諸団体の職員の内から会長が之を委嘱する。ただし、幹事長は東北地方建設局河川部長、副幹事長は仙台管区気象台技術部長を之に充てる。

幹事は会務の企画に当り、第五条に関し、委員会 of 原案作成並びに連絡事務を行なう。

第十二条 事務局職員は東北地方建設局、仙台管区管区気象台及び宮城、岩手両県職員の内から会長が之を委嘱する。

第三章 運 営

第十三条 本会の運営は委員会及び幹事会に依る。

第十四条 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集する。

第十五条 幹事会は会長の指示により幹事長が之を招集する。

第十六条 事務局職員は幹事長の指示を受け本会の事務を処理する。

第十七条 本会内に観測通報調査研究に関し専門部会を置くことが出来る。

専門部員は会長がこれを委嘱する。

第十八条 前項の目的を達成するため、専門部会は春秋二季研究会を開催する。なお、運営の改善についても委員会に申し出る事が出来る。

第十九条 本会運営の経費は、宮城、岩手両県が分担するものとする。なお、関係官公庁及び諸団体の拠金、寄付金等を之に充てることができる。会計年度は六月一日から翌年の五月三十一日までとし、予算、決算は委員会に報告し承認を得なければならない。

第二十条 細部の連絡に関し地域的に必要ある場合は「地区連絡委員会」を設けることが出来る。

第二十一条 この規約の変更は委員会の決議を経なければならない。

第二十二条 この規約は昭和 年 月 日より実施する。

参 考

現在の関係組織及其分担業務は左記の通り（昭和二十六年六月一日修正）
建設局 水位流量の観測、北上川本川の水位流量の予報。

気象台 雨量の観測通報、雨量の予報。
 鉄道管理局 雨量水位の観測通報通信連絡。
 東北電力株式会社 雨量水位流量の観測通報通信連絡。
 宮城、岩手県 雨量水位の観測通報。
 放送局 雨量、水位予報文等の情報の放送。
 電気通信局 通報に関する業務。

又、各機関は情報の全部を迅速確実に受け取ることが出来る。

第四節 河北文化賞受賞

一、概 要

河北文化賞は、明治いらい東北地方の振興開発ということが何度も主張され、そのたびに政府にも反映し来たところであり、昭和三三年に制定された東北開発促進法もその一である。

しかし、一国の経済や文化は、ともすれば中央集権的な発展をたどるのが常であり、先進地（東京、大阪等）と後進地域（殊に東北地方等）との格差は縮まるどころか、拡大しつつあるのが現実である。

ここにおいて、東北地方の人文的、自然的環境等を十分に研究し、恵まれない東北地方の自然的環境を人為的、科

学的に打破する方途を早急に見い出すことが緊要である。

そのため、東北地方において学術、芸術、体育、産業、社会奉仕等の事業に顕著な業績を揚げたる者を顕賞するものである。

殊に、永年埋もれて陽の目を見なかった、地道な地域固有の業績に光を当てることが、文化賞の本質であろう（河北文化事業団理事長一力次郎氏の序より）。

以上の如き趣旨により、昭和二六年、河北新報社によって創設されたところの事業である。

その後、財団法人河北文化事業団に改変し、更に、東北放送株式会社の参画によって拡充されたのである。

同文化賞は、規定の冒頭において、東北地方における文化、産業の興隆及び社会奉仕等に顕著なる貢献せるものと唱っているが、受賞者の選定等は、河北新報社役員並びに東北六県知事、其の他を評議員とし、同事業団理事長の指名する委員によって決定されるところであって、東北地方最高の権威ある文化賞である、創設以来、各部門にわたり賞が贈られている。昭和四四年度第一九回の文化賞が贈呈されるに当り、東北地方建設局岩手工務事務所は、北上川洪水予防体系の確立とダム群統合管理の実践等によって、東北地方開発に寄与する業績顕著なりとして、栄ある文化賞授賞に選ばれたのである。

二、授 賞

岩手工務事務所の沿革は、既に詳述するところであり、重述を要するところでないが、その大綱を記せば、本事務所の創設は、全国主要河川担当事務所中、開設は後期に属し、昭和一六年度において五大ダムによる洪水調節を前提

とし、本支川等の改修工事施工によって、北上川沿岸における洪水防止を目的として、盛岡市内丸に北上川上流改修統合事務所が設置されたのが初めである。

同年河川改修にさきだち、猿ヶ石川において堰堤工事を着工しているが、不運にも、今次大戦により、治水事業等の不急工事が停止されるところとなり、北上川改修計画による河川改修、堰堤建設工事等が空白時代を迎え、更に、昭和二三、二三年洪水等により、当初計画の改訂を要するに至り、高水対策を目的とする河川改修及び洪水調節を主目的とする多目的ダム等は二四・二五年度に至り、ようやく、本格的工事を再開するところである。

その頃、既に、洪水対策の一環として、洪水予報の重要性が叫ばれ、態勢作りが急がれていたのである。

昭和二六年北上川上流工事事務所に初めて洪水予報係が置かれ、更に、同四一年洪水予報課が設置され、洪水予報施行の業務態勢が確立されている。

昭和四四年度河北文化賞に選ばれた岩手工事事務所の業績を、受賞者概要は次の如く記している。

北上川洪水予防体系の確立とダム群統合管理の実践

東北地方建設局岩手工事事務所

この研究は、北上川洪水予報を飛躍的に進歩させ「水魔」の被害を最少限度に押えている。

北上川は、奥羽・北上両山脈から流れる大小河川を合流、盛岡・花巻・水沢・一関を経由して石巻湾に注ぐ東北最大の河川。

このため、北上川上流には洪水調節を目的として石淵・湯田・四十四田・田瀬の四ダムがつくられ、最後のダムである御所ダムも四十四年度着工した。ダム整備の進む反面、河川改修は遅れており、とくに一関地区は未改修状態だ。

このため洪水予防にはダムの調節効果やダム群の統合管理が必要となり、「あばれ者」北上川のコントロールにコンピュータの導入が計画された。計画は三十二年から検討され、三十八年に最初のアナログ・コンピュータ（計量型電算機）が導入、さらに四年後にはデジタル・コンピュータ（計算型電算機）を入れて現在の予報システムが完成した。

ダム群統合管理は、北上川上流流域二十五カ所にあるテレメーター雨量観測所で自動的に計って送信、岩手工事事務所にあるデジタル・コンピュータにかけ、各地点の予想水位と流量をグラフに表わす。

グラフ結果から各ダムの放水量が決まり、水位予想には気象台の情報や水位テレメーターからのデータを加え、観測時から二時間くらいで予報が出せるようになった。

洪水注意報などが的確に、しかも早く出されることで、下流で迅速に対策が立てられ洪水災害を防止することに大きく役立っている。

このシステムの確立は日本では初めてである。この研究は何十年前から何百人もの東北地建職員がコツコツ積み重ねた雨量・土質・流量などのぼう大な資料が基礎となっている。

とある。

更に、ダム群統合管理による北上川洪水予防システム確立の研究にたづさわったメンバーとして、次の如く受賞団体の経歴書にあげられている。

（註）（現職）は昭和四四年度現在である。

第二章 洪水予報

元東北地建河川部長	川瀬正俊
〓同企画室専門官	井田至春（現北陸地建河川部長）
東北大学教授	岩崎敏夫
元東北地建河川管理課長	鈴木幹雄（現仙台工事事務所長）
〓湯田ダム調査課長	井沢健二（現河川局防災課災害査定官）
〓東北地建河川管理課長補佐	富士野昭典（現山形工事事務所長）
〓岩手工事事務所長	荒木道雄（現中部地建河川部長）
〓岩手工事事務所調査課長	森淳（現東北地建白川ダム調査事務所長）
〓東北地建河川管理課長	相田俊郎（現北海道開発局大雪ダム建設事務所長）
〓岩手工事事務所長	富所強也（現水資源開発公団水利試験所長）
〓岩手工事事務所長	横戸実（現東北地建河川部長）
現岩手工事事務所長	木谷正
元岩手工事事務所調査課長	狩野昇（現東北地建河川計画課長）
〓岩手工事事務所洪水予報課長	佐々木賢一（現東北地建河川計画課長補佐）

等である。

更に、河北文北事業団理事長一力次郎氏は、同受賞事業につき「開発の夢多い東北を愛し、その未来性に期待をかける私どもは、東北に貢献した多くの河北文化賞受賞者の功績が、こんご一層のご研鑽によって日本文化、世界文化の礎石となることを念願する、」云々と述べられている。

第三章 洪水調節

第一節 概説

一、概況

北上川水系上流域における五大ダム建設を含む北上川上流改修計画にもとづき、昭和一六年北上川上流改修統合事務所が盛岡市に設置され、同年猿ヶ石川に堰堤建設を着工し（同一九年堤体コンクリート打設なかばに、工事中止となる）、更に、戦後着工の石淵ダム（右支胆沢川）の、同二八年竣工に続き、田瀬ダム（左支猿ヶ石川）、湯田ダム（右支和賀川）、四十四田ダム（北上川本川）等、遂次完成と共に各ダムの維持管理並びに操作運営等は、各々の管理所において自主的（東北地方建設局承認を得て）に行っていたのである。

しかし、北上川洪水対策上統一を欠くおそれがあり、且つ、洪水予報の万全を期しがたい懸念等もあって、ダムの統合管理運営の必要は、早くより痛感されていたところであり、岩手工事事務所が行う洪水予報等は、各ダムとの緊密なる連係のもとにダム群の洪水調節を根幹として初めて洪水に因る被害防止の目的を達成されるのであるが、同事務所を中心とするダム管理所における直通一斉通話方式の電話は、四十四田ダム竣工の翌四四年至りようやく開通

するところである。

二、北上川ダム統合管理の構想

岩手工事事務所洪水予報課長 斎 田 重 夫

北上川の洪水調節、利水、水質保全について、ダム群の統合管理によって単独のダム効果以上の効果を生みだすことが可能である。

そこで将来のダム統合管理の計算システムについて考えてみた。

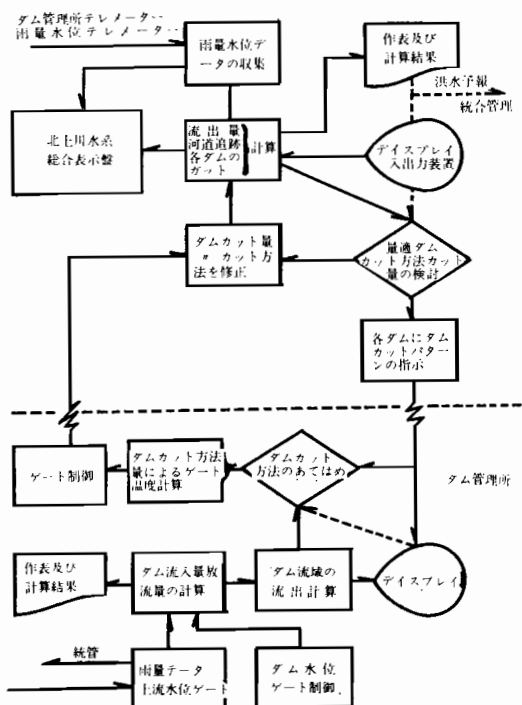
現在の北上川洪水予報の計算作業内容の流れは図30に示した概括的な区分によって行なわれている。

地点雨量の収集は北上川上流域に降雨の地域分布を考慮して配置された雨量テレメーターから伝送され、一時間ごとのデータが岩手工事事務所に送られてくる。

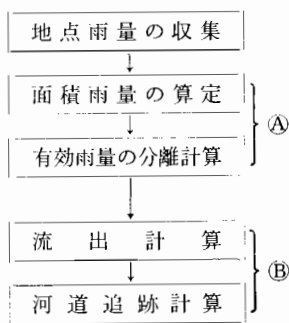
送られたデータは中央処理装置によって流域平均有効雨量計算を行うと共に、デジタル計算機の入力テープにさん孔する作業を行い、そのほかに気象台の判断に基づく予測雨量を加える作業を行なう。(本川水位データは各ダム管理所に伝送)

洪水予報基準点及びダム上流、貯水池などには水位テレメーターが配置され、洪水の実測資料が送られてくる。

基準点水位は計算と実測との適合性の検討、洪水予報における情報などに、ダム上流及び貯水池水位テレメーターは操作の判断資料として重要な役を果たす。図31の(A)部分の計算はデジタル計算機(FACOM230-10)で、(B)部



第30図 北上川ダム統合管理概念図



第31図 中央制製装置処理項目

分の流出計算及び河道追跡計算は、北上型アナログ計算機(MELCOM-FA-7114)で計算しペンレコーダに記録する。

計算された結果は、本川基準点水位実測データと比較してその適合性を検討し、ダムの洪水調節のない場合と仮定に基づく洪水調節のある場合等について計算し、その計算結果により各ダムの調節計画を打合せ、ダム管理上の安全性などを充分意見交換を行って調節計画を決定する。

将来の北上川ダム統合管理の中で、従来の洪水予報技術は応用することで種々の検討を加えているが、その一つの考え方はおのおの一定の方法で自動的に行ない得るようにするのが北上川ダム統合管理の最終目標である。

そのシステムの概要は、通常の場合、ダム管理所は流域のテレメータを一時間ごとに受信し、発電など取水量と貯水位の関係から流入量を計算すると同時にデータの分類などを行なう管理日報の整理作業及び表示等を行い、統合管理所では、ダムからのデータ、本川支川の雨量、水位データを受信して分類作表及び記録装置に記憶し、全水系統合表示盤に表示する。

以上の作業には通信制御装置、データ処理装置などの設備を必要とする。

通常のデータは、利水、水質など低水管理のために使用する。

中央処理装置として中型デジタル計算機によって低水管理のためデータ処理及び低水管理手法の開発、統合管理手法の開発などを行なう。

洪水時には統合管理では雨量、水位データの収集につとめ、実測雨量による河道追跡計算はもちろん、予測雨量を考えた計算などを行ない各ダムのカット方法等について計算を繰返し、最適なダムカットパターンを決める、各ダムではそのパターンに従ってダム流入量を考慮して最適なダム操作を行なう。

統合管理で計算されたダムカットのパターンや下流基準点の流況は、ディスプレイ装置で受けとるとともに計算結果などダム管理上必要な資料を得るようにする。

統合管理では各ダムの流入量、放流量、実績雨量と本文川の雨量、水位のデータによって総合判断を行ない、支川

流出、本川河道追跡、ダムカット量などの計算を繰返して各ダムの調節量の割当の妥当性を検討して、こくこくと変る雨量、水位の変化に対処できるようにする。

このような考え方をすれば、現在行なわれている洪水予報の精度はさらに向上するし、また基準点の洪水制御についてもより完全なものとなる。

北上川の将来を考える場合に、改修工事の進んだ時点においても一閑遊水池計画の小堤が流下能力が四、〇〇〇L/s程度なので、中小洪水についても洪水調節の必要があるなど、北上川水系全体を考えたダム統合管理による洪水制御が必要であるし、低水管理についても渇水補給に対するダム統合管理が必要である。

(昭和四六年春記)

第二節 北上川ダム統合管理

北上川上流の五大ダム計画は、着々と進められ、石淵ダム等四大ダムは、既に、完成し、最後に残された御所ダムも亦、本体建設工事を施工中である。

五大ダムの諸元等は別述の如くであるが、ダム群によってカバーされる集水面積は、狐禅寺上流全流域の約四三％に達するが、現在新に調査、計画等が進められているダム三ヶ所の集水域等を含む時は更に大面積に及び、沿岸地域住民経済のみならず、県財政等に及ぼす影響も亦、重大である。

これ等のダムが個々に洪水調節、あるいは、用水補給等のダム操作を行っていたのでは、非効率であるばかりでな

く、逆効果を生ずることも考えられる。

このため、各ダム機能の充分発揮させると共に、流域ごとの降水量、各ダムの容量等を総合的に考慮しながら操作することにより、ダム群としてのトータル効果を最大限に活用することができる。このため、昭和五〇年一月一日盛岡市四十四田に北上川ダム統合管理事務所が設置されたのである。

統合管理の具体的な効果としては、部分的に計画を上廻る洪水、計画に達しない中小洪水に対する被害の軽減及び下流部に対する用水の確保と水質を考慮した維持、用水の確保等である。

しかし、ダム群の統合管理には、尨大で複雑な計算が必要であり、コンピューターが不可欠である。特に高水に対して洪水予報を行うことにより、より適確な操作が要求されるため、一段と迅速に行わなければならない。

このため、北上川方式では、グラフィック・ディスプレイをコンピューターと直結させ、計算結果を即座にグラフとして見るができる。

さらに、ライトペンを使用して、アウトプットされたハイドログラフの修正等の指示が行えるようになっていて、計算結果にもとづき各ダムの操作を行い、洪水予報の実を揚げ、下流域における洪水災害等を最少限に止めるものである。

(註) 北上川ダム統合管理事務所資料に依る。

第四章 防 災

一、概 況

水害防止並びに災害救助活動等は、従来、消防組によって行われていたのであるが、わが国の水防対策、即ち、それは、大正五年四月一四日内務省訓令第四号達によって行われるところである。

水防ニ関スル件

洪水氾濫ノ虞アル地方ニシテ未タ水防ニ関スル施設ノ完カラサルモノニ在リテハ市町村、市町村組合、町村組合又ハ水害予防組合ヲシテ其ノ土地ノ状況河川ノ状態等ニ鑑ミ大体左ノ基準ニ依リ水防施設ヲ完備セシムルト共ニ之ガ監督指導ニ努メ以テ水害予防ノ実績ヲ挙クルコトヲ期スヘシ」とあるにより始まり、その業務は、同訓令末尾の「十一明治二十七年二月勅令第十五号消防組規則ニ依リ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルヲ適当トスルモノニ在リテハ前各項ノ趣旨ニ準シ相当ノ施設ヲ為サシムヘシ」とあるによるものである。

しかるに、昭和二二、二三年等の洪水に際しては、既に、消防組は廃止となり、警防団の時代である。

同洪水後の昭和二四年、更に、消防団に改編され、同年水防法が制定されている。岩手県は水防法に基づき水防協議会条例を定め防災態勢を整え、更に、水防計画を樹てたのである。

岩手県水防協議会条例（昭和二十四年九月十六日条例第四十六号）

(昭和三十三年七月一二日条例第二十四号改正)

水防法第八条第五項の規定に基き岩手県水防協議会条例を次のように定める。

第一条 水防法第八条の規程による岩手県水防協議会（以下協議会という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

第二条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第三条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第四条 関係行政職員のうちから任命又は委嘱された委員以外の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。

第五条 会長は協議会を招集し、その議長となる。

2、会長は、あらかじめ主たる協議事項を委員に通知しなければならない。

第六条 協議会は、委員の二分の一以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2、協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が任命又は委嘱する。

2、幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3、書記は、上司の指揮を受け庶務に従事する。

第八条 削除

第九条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、協議会にはかつて会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から実施する。

二、水 防 計 画

水防条例にもとづき樹立された岩手県水防計画は、総則以下一八章、四八項目に及んで詳細に規定するところである。

しかるに、自然環境の転移並びに河川改修工事の進捗等、年と共に情勢の変化が伴うのである。

水防計画はこれ等の変化に即応して、年々更新されているのである。しかし、その基本とする洪水対策上の河川管理は、関係地域市町村の担当とするところである。

更に、水防上、特に危険と認められる箇所については、各所管建設事務所をして嚴重なる管理を行わせ、あらかじめ対処する工法等も定むるところである。

同水防計画による管理担当区域は、北上川本川においては盛岡市より花泉町に至る全川を二四区に分け、更に、同支川を初め県下全域における中小河川等も亦、沿岸市町村に分担せしめている。

表三三 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	準 備	出 動	解 除	水 位
北上川	明治橋	警戒水位 一・四〇米	二・〇〇	二・〇〇	一時間前
〃	紫波橋	〃 二・二〇	三・〇〇	三・〇〇	三 〃
〃	朝日橋	〃 三・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	一 〃
〃	男 山	〃 三・三〇	四・〇〇	四・〇〇	二 〃
〃	桜木橋	〃 四・〇〇	四・五〇	四・五〇	二 〃
〃	大曲橋	〃 三・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	三 〃
〃	狐禅寺	〃 七・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	五 〃
〃	諏訪前	〃 五・五〇	七・〇〇	七・〇〇	七 〃
備考	打 鐘	一・四点の班打	三点	口頭伝達	避難信号
信号区分	サイレン	長鳴(二分一回)	三秒—一〇秒連続	口頭伝達	連点(乱打) 三秒 三秒 連続

又、水防対策の一環として主要箇所には水防倉庫を設け、器具及び資材等を格納し、更に、水防演習、水防訓練等を実施し、防水態勢の万全を期している。

岩手県水防計画(昭和三十八年度抜)

第一章 総 則

この計画は、水防法第七条第一項の規定に基き、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、もって洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第一、要水防区域

県内河川の要水防区域は別表(略)のとおりである。

第二、重要水防区域

県内河川の要水防区域の内、重要水防区域は別表(略)のとおりである。

第三、県の水防組織

1、水防法第十条及び気象業務法第十四条の二の規定により、気象、洪水及び高潮等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険の解消するまでの間、県に水防本部を、建設事務所に水防隊を置き、水防事務を処理するものとする。

但し、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要があると認めたときに限り、設置するものとする。

イ、県水防本部

県水防本部は、土木部内(電話庁内二七八番―二八一番)におき、その組織は、別表(略)岩手県水防本部機構によるものとする。

ロ、水防隊

水防隊は別表(略)建設事務所水防隊編成表によるものとする。

2、県の水防組織は、災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理するものとする。

第四、各水防管理団体等からの連絡方法

各水防管理団体等からの情報連絡、雨量水位観測者からの連絡その他水防に関しての一切の事項は、各建設事務所水防隊に連絡するものとする。

但し、各水防管理団体、建設事務所水防隊において、著しい危険が切迫していると認めるとき又は破堤のために避難を要する等の場合は、盛岡放送局並びに岩手放送に直接連絡すると共に、県水防本部にも連絡するものとする。

第五、建設事務所水防隊の任務

1、各建設事務所水防隊は、管内の各水防管理団体と密接な連絡をとり、水防作業を応援指導をなし、管内の状況を常に把握するとともに、水防事務を迅速に処理し、適時状況を県水防本部に連絡するものとする。

2、水防法第二十三条に基づく知事の指示及び県水防本部からの連絡事項は、各建設事務所水防隊を経由することを原則とする。

第六、上流水防機関の連絡

各河川に沿う建設事務所水防隊及び水防管理団体は、常に河川の状態を把握して、下流の水防隊並びに関係管理団体に適時水防情報を通報するものとする。

第七、北上川についての連絡

北上川については、県水防本部において建設省岩手工事事務所に連絡して、水防情報を関係団体その他に通報す

る。

第八、テレビ及びラジオ放送

盛岡放送局並びに岩手放送から、テレビ及びラジオを通じて、適時水防情報を放送する。

第九、執務時間外における連絡

1、各水防管理団体並びに各建設事務所水防隊は、執務時間外の連絡については、各任務者に連絡出来るよう計画しておくこと。

2、執務時間外に県水防本部に連絡する際は、県宿（直）日直員にその旨を連絡すること。

宿（直）日直員は、速かに別表（略）により、水防任務者に、若し電話連絡が甚だしく輻輳する事態となつたときは、電話交換手にも連絡するものとする。

第二章 気象状況、洪水予報及び水防上必要な予報、警報及び北上川上流洪水予報並びに水防警報等の連絡

第一、水防上必要な予報、警報の広報
盛岡地方気象台から、気象業務法第十四条の二の規定により、気象、洪水及び高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知を受けたときは、盛岡地方気象台と連絡を密にして気象状況を把握し、状況及び必要に応じて別表（略）の（一）により、建設事務所を通じ、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

第二、北上川上流洪水予報の広報

水防法第十条及び気象業務法第十四条の二の二の規定により北上川上流洪水予報の通知を受けたときは状況及び

必要に応じ、別表（略）の（二）により、建設事務所を通じ、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。
洪水予報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署は次のとおりである。

1 河川名

北上川（岩手県分）

幹川 夕顔瀬橋から宮城県界まで
左岸盛岡市大字仁王字茅町
右岸盛岡市大字下厨川字木伏

2、水位又は、雨量の予報に関する基準地点明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、桜木橋、大曲橋、狐禅寺、諏訪前
3、担当官署名

東北地方建設局岩手工事事務所、
盛岡地方気象台

第三、水防警報並びに水防警報を行う指定河川の区域

水防法第十条の四の規定により、建設大臣が指定した河川又は河岸において、水防警報の通知を受けたとき及び知事において指定した河川又は河岸において水防警報をなしたときは、別表（略）により関係水防管理者、その他水防に関係のある機関に通知する。

1、建設大臣が行う水防警報

（一）水防法第十条の四第一項の規定により水防警報を行う建設大臣指定河川の区域は次のとおりである。

北上川（岩手県分）

幹川 夕顔瀬橋から宮城県まで
左岸 岩手県盛岡市大字仁王字茅町
右岸 岩手県盛岡市厨川字木伏

（二）水防警報の発表者

岩手工事事務所長

（三）水防警報の対象とする水位観測所

別表（略）のとおり

（四）各対象量水標の水防警報の範囲

別表（略）のとおり。

第四、気象通知電報

水防の関係官公署、各水防管理団体、各建設事務所水防隊及び各堰堤の管理者は、盛岡地方気象台においてその都度発表する気象状況を予知するため「気象通知電報」を利用すること。

第五、各建設事務所水防隊の連絡

必要に応じて各建設事務所水防隊は、量水標、雨量計管理者各水防管理団体に、気象の状況を連絡するものとする。

附

録

一、水害防止協議会決定事項

(昭和二十五年一月二十日)

近年全国各地に頻発する水害の実情を觀るに其の原因、一にして足らずと雖も要は水源山地、溪流及び河川における治水的施設不充分なるに加うるに国民多く治水に関する理解と認識とを欠き、此等施設の維持管理を等閑に付するに因るところ極めて大なり。

仍て、水害の防止軽減を期せんがために、治水事業其の他水害防止上必要なる各種事業を拡充促進するは勿論、水源山地、溪流及び河川の全般に亘る各種施設及び行為に關しては、關係各官庁間の緊密なる連絡により、左記各項の実現に努むるの要あり、依つて、直ちに実行し得べきものは關係各省より管下各關係官庁に通牒して之が徹底を計り、法規の改正、又は、予算の成立を必要とするものに就ては關係各省において速に之が実現を計るを以て喫緊の要務と認む。

(1) 一般に關する事項

- 1 治水事業計画が施行年度を延長せらるる結果は事業遂行上の不經濟は勿論事業実施中の出水のために不測の損害を被る不利あるのみならず、産業交通等に及ぼす損害甚大なるを以て其の年度を繰上げ之を急速に施行すること。
- 2 中小河川の改修計画を拡充すると共に之が実施を促進助成し尙重要なものは之を成るべく国の直轄施行に移すこと。
- 3 既改修河川については堤防、護岸其の他の工作物の維持を完全ならしむるは勿論土砂の流出堆積による河床の上昇に關しては滲漦其の他適當なる河積維持の方策を講ずること。
- 4 河川の使用料、占用料其の他河川より生ずる収入は之を河川に關する費用に充當すること。
- 5 河川に施設する工作物は平常の維持を嚴にし且損傷を小破の間に修理して其の拡大防止に努め尚河川維持に對する助成の方策を講ずること。
- 6 氣象、流量、水位其の他河川に關する各省の調査機關を拡充し且之が連絡を図ること。
- 7 全国主要河川について出水予報に關する調査を行い速かに予報を実現すること。
- 8 治山は治水上重大なる影響あるを以て水源山地に於ける森林の保護、無立木地の造林、荒廢林地の復旧、溪流の砂防に關しては更に一層其の施設を拡充すると共に之が助成を図ること。
- 9 森林法、砂防法等の適正なる運用により水源山地の保護を完全ならしむること。

- 10 鉱業其の他に基因する山野及び溪流の荒廃を速に復興する方策を講ずること。
- 11 治水上必要とする森林法の条章を速に北海道に施行すること。
- 12 民有林野の経営に対しては森林法の改正其の他により施業案の編成及び実行、森林組合制度の改正等を徹底せしめ山林利用上の統制を図ると共に其の荒廃を防止し、就中治水其の他国土保安上必要なる林野は国営又は公営に依るの途を開くこと。
- 13 灌漑用取水堰堤にして治水上著しき支障ありと認めらるるものは適當の補助を与えて之が改造を促進すること。
- 14 溜池堰堤の築造及び其の維持に関しては特に其の取締を完全ならしむるは勿論現存溜池堰堤にして決潰の虞ありと認めらるるものは之が改築を促進するため助成の途を拡充すること。
- 15 河川工事其の他河川に設くる工事の計画及び其の実施に当りては治水及び利水上の影響並に既存の工作物、沿岸漁場等について充分に考慮すること。
- 16 治水に關係ある事業の計画並に之が実施については關係各官庁間の連絡強調を一層緊密ならしむること。
- 17 水害の原因及び之が対策を考究して水害防止の完璧を期するため關係各省の間に適當なる協議機關を常置すること。
- (2) 道路、鉄道、軌道に關する事項
 - 1 氾濫区域内の路線にして重要なものの路面高又は施工基面高は最大洪水位より三〇厘米以上とし、築堤法勾配は土羽の場合一割五分より緩ならしめ、且充分なる排水能力を有する避溢橋を設くること。
 - (註) 前項の最大洪水位とは大体二十年に一回起る程度の洪水位を標準とす。
 - 2 氾濫区域内の路線にして重要なものの路面又は施工基面を洪水位以上に築造し難き場合は溢流に堪ゆる構造とし、且治水上必要なる施設をなすこと。
 - 3 河岸に沿う路線は治水上必要なる河積を縮少せざる位置に之を選ぶこと。
 - 4 根固を施工する場合には治水上の障害ならしむる様特に留意すること。
 - 5 河岸に近接する場所に切取又は盛土をなす場合にありては其の法面は特に注意して之を保護すること。
 - 6 溝橋は充分なる流積を有せしめ、其の呑口及び吐口に於ては築堤との取合に注意し且必要に応じ洗掘を防ぐ施設をなすこと。
- (3) 橋梁に關する事項
 - 1 河川狭窄部の橋梁は成るべく橋脚数を少くすること。

- 2 河川屈曲部に架橋する場合は工作物に対する影響を考慮し橋脚数を少くする等其の他適當なる対策を講ずること。
- 3 橋脚は洪水時に於ける流水の方向を考慮して築造すること。
- 4 橋脚は流水に対する障害を出来得る限り小ならしむる構造となすこと。
- 5 流木多き河川に於ける橋脚は成るべく其の数を減じ、且其の柱間に流木の懸らざる構造となすこと。
- 6 幅員狭小なる河川の河身には成るべく橋脚を設けざること。
- 7 橋脚は洗掘の虞なき様其の根入を充分にし、且妄に床止工に頼りて根入を減少せざること。
- 8 岩盤上の橋脚及び橋台基礎は適當に岩盤に切込むこと。
- 9 橋台は有堤河川に在りては高水法線より突出せしめず、無堤河川に在りては治水上支障なき様其の位置を決定すること。
- 10 径間中央の桁下高は左記標準を下らざること。

最大流量	一〇〇立方メートル毎秒以上	高水位上	一米
	三〇〇〃	未滿	
二、〇〇〇〃	以上	高水位上	一、二米
	未滿		
二、〇〇〇〃	以上	高水位上	一、五米

(註) 前項の高水位とは改修河川又は改修計画定まれる河川に在りては其の計画高水位を謂い、一定の改修計画なき河川に在りては既往の最大洪水位を謂う。

橋梁に相當の縦断勾配あるか其の他特別の理由ある場合には橋梁の主要径間に非ざる径間部分に於ては其の桁下高を兩端径間の中央の桁下高が左記標準を下らざる範圍迄之を通減することを得。

最大流量	兩端径間の中央の桁下高
二、〇〇〇立方メートル毎秒未滿	高水位上 〇、八米
二、〇〇〇〃	以上 高水位上 一、二米

水面勾配極めて急なる河川、流量極めて大なる河川又は土砂の流出多大にして河床上昇の虞ある河川に在りては前2項の標準を

相当高むるものとす。

(註) 前項の流量極めて大なる河川とは七、〇〇〇立方米／毎秒以上のものを謂う。

第2項及び第2項の標準は左記各号の場合には之を相当低下することを得。

(1)洪水時に於ける流速緩なる河川、(2)用恵水路、(3)其の他架橋に関し已むを得ざる場合。

11 橋脚の天端高は高水位上三〇釐を下らざること、但し橋梁の主要径間の中央桁下高が前号第1項の標準に三〇釐を加えたるものより大なる場合に限り、最低橋脚天端高を高水位まで低下することを得前号第4項の場合につき亦同じ。

12 両端の径間長は之を著しく縮少せざること。

13 流路一定せざる河川にありては成るべく径間長を大ならしむること。

14 一定せる低水路径間長は成るべく大ならしむること。

15 橋梁が上下流に隣接する場合には同一径間割を採用し橋脚を乱立せしめざること。

16 水路及び各種管路のために設くる橋梁についても前各号を適用すること。

(4) 鉄塔、電線路に関する事項

1 鉄塔及び電柱は成るべく之を低水路に設けざること。

2 已むを得ず之を設くる場合には成るべく木柱を避け、且流水に対する障害を最少ならしむる構造と為すこと。

3 河川敷内に設くる鉄塔及び電柱は其の根入を充分ならしむること。

4 電線路が互に接近して河川を横断する場合には成るべく電柱の共用を奨励すること。

(5) 建築物に関する事項

1 特殊の場合の外堤防又は河岸に接近し建築物、溝渠又は井戸を設けざること。

2 治水上必要な遊水区域内には成るべく建築物を設けざること。

(6) 不用土砂処分に関する事項

1 不要土砂は之を河川又は河川に流出する虞ある場所に放棄せざること、但し已むを得ず之等の場所に放棄する場合に於いては治水上支障なき様土留堰堤、土留工等を設くること。

(7) 取水及び排水の設備に関する事項

1 取水及び排水の設備は出来得る限り之を統一し成るべく其の箇所数を減ずること。

2 下流平地部に築造する取水堰堤は治水上の影響を充分考虑し、且比較的高きものは成るべく可動堰と為すこと。

3 堤防に設くる樋門、樋管等は破堤の原因と為らざる様最も堅固なる構造となし、特に縦断の方向に対しては充分なる耐力を与ふること。

4 水門扉は特別の場合を除く外成るべく引揚式となすこと。

5 用排水路を修築する場合には充分なる流積を有せしむること。

6 堤防に接近して水路を設くる場合には之に充分堅固なる護岸を施すこと。

7 河岸又は山腹に沿う用水路は充分堅固なる構造と為すこと。

(8) 林業に関する事項

1 公有及び社寺有の林野に就ては速に施業案又は施業要領を定め合理的施業を行わしむること。

2 私有林野についても成るべく右に準ぜしめ少くとも其の保護を周到にし且伐採と造林との均衡を保つに努めしむること。

3 保安林の施業及び砂防指定地の立木伐採については一層治水上の(七字欠)すること。

4 林道の開設に関しては治水上支障なき様考慮し特に治水上重要な関係あるものに就ては大体道路に関する事項に準ずること。

5 河岸に於ける植林は治水上支障ある場合には之を行わざること。

6 木材搬出に当り山腹を滑落せしむる場合には適当なる山腹保護工を施し其の荒廃を防止すること。

(9) 開墾に関する事項

1 粗放なる傾斜地開墾に因り河川に直接土砂を崩落流出せしむる虞あるに就ては河川法、森林法、砂防法等に依り一層之が取締を励行すること。

(10) 流木に関する事項

1 管流は護岸、水制等に損傷を及ぼす虞ある区間には成るべく之を行わざること。

2 洪水期には管流を禁止し若し流木期間中に未終了のものあるときは河道内に堆積せしめざること。

3 河岸崩壊する虞ある河川又は溪流の鉄砲流は適当なる護岸施設を為すに非ざれば之を行わしめざること。

(11) 干拓埋立に関する事項

- 1 河道の干拓又は埋立を行う場合には治水上必要な河積を縮小させること。
- 2 遊水地の干拓又は埋立を行う場合には治水上支障なからしむる様考慮すること。

(12) 堤防、低水路に関する事項

- 1 堤防は其の材料に適應せる滲潤線を予定し必要な断面積を有せしむること。
- 2 河川には低水工事を施工し低水路を常に一定ならしむる様留意すること。

(13) 漁獲設備に関する事項

- 1 河川に定置する漁獲設備は流水に対する障害を最少限度に止むる構造となすこと。
- 2 平地部に於ける河川には流水に障害を与える虞ある築の類を成るべく設けざること。

(14) 河口船溜に関する事項

- 1 船溜構造物に就ては洪水の疎流を害せざる様其の位置及び方向を決定すること。

(15) 堰堤に関する事項

(甲) 一般

- 1 堰堤築造位置の選定には治水上の影響をも充分考慮すること。
- 2 堰堤の下流兩岸岩盤に非ざる限り溢流堰堤の方向は成るべく之を河身に直角となすこと。
- 3 堰堤の高は下流平地部に於ては洪水の影響を考慮し之を必要の最少限度に止むること。
- 4 堰堤個所に於ける最大洪水量は実測資料、地貌、流域面積、降水量其の他各種条件を考慮し適正安全に之を定むること。
- 5 堰堤に附設する洪水吐用の大形水門扉類には2個以上の原動力を有する確重なる開閉装置を設けること。
- 6 流水多き河川に於て平地部に設くる可動堰の堰柱は成るべく其の数を減ずること。
- 7 堰堤に附設する洪水吐用の可動扉を引揚げたる場合に於て其の最下端は最大洪水位上相当の余裕を保たしむること。

(乙) 土 堰 堤

- 1 堤頂幅及び法面勾配は使用材料、工法等を考慮し堰堤を充分安定ならしむる様之を定むること。
- 2 最高水位より堤頂までの余裕高は最少一米とし、堰堤の高、貯水面の形状及び面積余水吐の構造等を考慮し之を相当増大すること。

と。

- 3 上流側法面には波浪に因る法崩を防ぐ保護工を施し、下流側には滲透水又は雨水に因る法面及び法尻の崩壊を防止し得る工法を採ること。

- 4 取水又は排水用の管、樋等は堤体外の地山に之を設けること。

已むを得ず堤体内に設くるものに在りては基礎地盤を相当切込み充分堅牢なる構造となすこと。

- 5 堤体、心壁の築造材料は充分之を吟味すること。

- 6 基礎地盤の根掘を完全に行い堤体と地盤との密着を計ること。

- 7 盛土は充分なる搗固を為し速成的築造は之を避くること。

- 8 地盤又は盛土材料凍結し、若くは凍結の虞ある場合には盛土作業を休止すること。

(丙) コンクリート又は石積堰堤

- 1 溢流堰堤には其の高、溢流水深及び基礎地盤の性質に応じ適當なる水叩部を設けること。基礎地盤軟弱なる場合に在りては特に其の構造に注意すること。

- 2 溢流堰堤に於て其の下流兩岸に岩盤なく又は岩盤あるも脆弱にして洗掘の虞ある場合には堅牢なる構造の元付護岸を施し必要に応じ之を水叩末端迄延長すること。

- 3 石積堰堤は必ず練積となすこと。但し特殊の場合並に荒廢地に造る低堰堤については此の限に在らず。

(註) 前項の特殊の場合とは旧慣に依り堰堤よりの漏水を灌漑に供する如き場合を謂う。

- 4 堰堤の両袖及び底部は地盤中に充分切込ましむること。

- 5 水中コンクリートは成るべく之を避くること。

- 6 玉石(又は粗石)の混入量はコンクリートと玉石との肌離れする虞なき限度に之を止め、且搗固を充分に為すこと。

(丁) 維持及び操作

- 1 堰体に就ては常に亀裂、変形、漏水等の有無に留意し、特に出水期の前後に於ては入念に注意すること。
- 2 堤体中に設けたる取水又は排水用の管、樋等の破損、腐朽に常に留意すること。
- 3 土堰堤の下流側法面には雑木、雑草等を繁茂せしめざること。

- 4 水叩工先端直下流の洗掘及び其の底面に生ずる空洞に留意すること。
 - 5 洪水吐の設備なきか又はその設備あるも流積不足するものに就ては速に適當なる対策を講ずること。
 - 6 土堰堤に依る貯水池の溢流式洪水吐は土俵、蛇籠の類を以て之を嵩上せざること。
 - 7 水門扉、角落等を備うる洪水吐に在りては出水時に於て之を速に開放し得る様、平時に於ける点検を怠らざること。
 - 8 サイフォン式洪水吐の呑口が流木、芥等にて梗塞せられざる様留意すること。
 - 9 決渇板類の中多量の湛水を一時に瀉流し、下流に支障を及ぼす如き虞あるものは洪水時に於て予め之を開放し置くこと。
(註) 前項の予め開放し置くとは洪水の来ることを予想し得る数時間前に開放することを謂う。
 - 10 水門扉類の捲揚機は平時其の手入を充分行い、錆付、其の他の故障なからしむること。
 - 11 堤頂又は洪水吐に附設する大形水門扉の出水時に於ける操作は下流に対し悪影響を及ぼさざる様充分慎重なるべきこと。
- (6) 鉦山(砂鉦を含む)、採石に関する事項
- 1 採鉦、採石に伴う鉦滓、廃石、其の他土石類は河川又は溪流に流出する虞ある場所に投棄せざること。但し流出防止のため適當なる設備を為す場合は此の限に在らず。
 - 2 採鉦、採石に伴う鉦滓、廃石其の他土石類を堆積せしむるに因り河岸の安定を破り其の崩壊を誘発するの虞あるものに就ては之が対策を講ずること。
 - 3 河川敷、堤防敷及び河川附近地内に於ける坑内採掘跡及び不用坑道は陥落防止及び水密に関し適當なる方法を講ずること。
 - 4 採鉦、採石の地表掘撃跡を放置することに因り山地崩壊し、土石を溪流又は河川に流下する虞あるものは之が防止設備を為すこと。
 - 5 洗鉦に依り生ずる残滓土石は治水上支障なき場合の外之を河川又は溪流に流下せしめざること。
 - 6 煙毒のために山林を荒廃せしめざる様一層有効なる施設を為さしむること。
 - 7 河川溪流を填塞して治水上悪影響を及ぼす転石、砂利、其の他鉦山廃石及び鉦滓等は之が利用の途を講じて除去すること。

二、水 防 法

(昭和二十四年六月四日
法律第百九十三号)

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被災を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水防管理団体」とは次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門、若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、一つの水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並に水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、検潮儀その他水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によって災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当と認められる場合においては、関係市町村は洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水防予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前条の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一つの水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基づき、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債は引き受けなければならない。

この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に關し学識経験があり、かつ、熱意があると認められる者のうちから選挙するものとする。

ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整の必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に關し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。

その場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に關しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び、水防団員の定員、任免、給与及び服務に關する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又水防団員が公務により、死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは廢疾となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶

養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

2 二以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計画を消防庁長官に報告しなければならない。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に關し重要な事項を調整審議させるため、都道府県水防協議会を置く。

2 都道府県水防協議会は、水防に關し關係機關に對して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機關の長は隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(洪水予報)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を建設大臣及び關係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機關、新聞社、通信社その他の報道機關(以下「報道機關」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

2 建設大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものについては、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して關係都府

県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 前条の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議の上定める。

(洪水予報の通知)

第十条の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(水位の通報)

第十条の三 前条の規定する水防管理者、又は量水標管理者は洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は前条の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、關係者に通報しなければならない。

(水防警報)

第十条の四 建設大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、建設大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害が生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 建設大臣は、前条の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を關係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前条の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を關係水防管理者その他水防に關係のある機關に通知しなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機關の出動)

第十条の五 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機關を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十一条 都道府県知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第十三条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前条の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第十四条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないときは、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第十五条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第十六条 水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求に応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前条の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第十七条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第十八条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにこれに関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処理)

第十九条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長及び消防機関の長はできる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十一条 水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合において、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三条 水上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示することができる。
(重要河川における建設大臣の指示)

第二十四条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するために特に重要なものの水上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示することができる。

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第二十五条 指定管理団体の水防管理者は、当該団体の水防協議会にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(水防協議会)

第二十六条 指定管理団体の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置く。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に關し關係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。

委員は、關係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に關し必要な事項は市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第二十七条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の基準を定めることができる。

(水防団の訓練)

第二十八条 指定管理団体は、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を行わなければならない。

(氣象通報の通知)

第二十九条 削除

(水位の通報)

第三十条 削除

(水防団体及び消防機関の出勤)

第三十一条 削除

第五章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第三十二条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第三十二条の二 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の關係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基いてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第三十三条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事の行う事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(費用の補助)

第三十三条の二 都道府県は、第三十二条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県の水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる

河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の係る金額の二分の一以内を予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設に設置の要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第六章 雑 則

(第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第三十四条 第十七条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは廃疾となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(報 賞)

第三十四条の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に關し著しい功労があると認められるものに対し、建設省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

(報 告)

第三十五条 建設大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

(勘 告 及 び 助 言)

第三十五条の二 建設大臣は、都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域の区域内における水防管理団体に対し、水防に關し必要な勘告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入)

第三十六条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

(消防事務との調整)

第三十七条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならない。

第七章 罰 則

第三十八条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情況により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十九条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用が場合を除き、第十四条の規定による立入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一、みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。

二、第十三条第二項の規定に違反した者。

三、第三十六条の規定による資料を提出せず、若しくは虚儀の資料を提出し、又は同条の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

三、江刺郡愛宕村水害予防規程

(大正七年八月)

第一条 本村ハ北上川、広瀬川、人首川沿岸ニ於ケル水害ヲ予防スル為メ、本規程ニ依リ水防施設ヲナスモノトス。

第二条 本規程ニ依リ水防施設ヲナスベキ場所左ノ如シ。

第一分區 北上川筋字三日町ヨリ宇島角、天間沖ニ亘ル堤防全部。

第二分區 広瀬川筋字馬場先ヨリ宇新川、西下川原ニ亘ル堤防全部。

第三分區 北上川筋字東下川原ヨリ宇桜ノ木、前中野、中谷木ニ亘ル堤防全部。

第四分區 北上川筋字大畑ヨリ宇土花ニ亘ル堤防全部。

第五分區 人首川筋字神田ヨリ宇力石、金谷、荒谷ニ亘ル堤防全部。

以上水防地区ニ於ケル水防委員ノ配置ハ別表ノ通トス。

第三条 水害予防ノ為メ施設スベキモノ左ノ如シ。

一、貯蔵小屋(分區毎ニ堤防内ニ之ヲ設置ス)

一、材料器具(各分區毎ニ之ヲ備フ)

一、洪水標(各河川本村地内最上流ニ一ヶ所ズツ之ヲ設ク)

第四条 各分區ニ於テ設備スベキ材料、及器具の種類左ノ如シ。

一、空俵。一、繩。一、杭木。一、鋸。一、鎌。一、鋤。一、手斧。一、鉋。一、高張提灯。一、篝火(燃料)。一、松明。一、畚

一、担棒。一、掛矢。一、スコップ。一、小船。

以上ノ材料及器具ニシテ使用又ハ破損ノ場合ハ速ニ補充修理シ置クベシ。

但、鋸、鎌、鉋、手斧、スコップ、鋤等ハ各分區水防員ニテ申合セ各自携帯出場スベク当分設備ニ交フル事ヲ得。

第五条 洪水標ニハ警戒水位ヲ表示シ出水ノ虞アルトキハ予メ水防長ハ水防部長ニ命ジ各分區水防組頭ヲシテ監視セシメ警戒水位ニ達

セントスルトキハ各分區トモ速ニ水防長ニ急報スルト同時ニ防禦上一切ノ措置ヲナスモノトス。

第六条 水防ノ任ニ膺ラシムル為メ左ノ水防員ヲ置クモノトス。

一、水防長 一名

一、水防部長 一名

一、水防組頭 各分區毎ニ、一名

一、水防小頭 各分區毎 一名

一、水防夫 一百名

第七条 水防長ニハ村長、之ニ当リ其他ノ水防員ハ村長之ヲ囑託ス。

第八条 水防員ハ名譽職トス。但シ非常ノ場合ハ焚出シヲ給スルコトヲ得。

第九条 水防委員ノ職務ハ左ノ如シ。

一、水防長ハ最寄土木出張員及警察官吏ト協議シ水防事務一切ヲ管理ス。

一、水防部長ハ水防長ノ命ヲ受ケ水防事務ヲ分掌ス。

一、水防組頭ハ水防部長ノ命ヲ受ケ其ノ分區ノ水防事務ヲ担任シ小頭以下ヲ指揮シテ防禦上必要ナル一切ノ措置ヲ為スベシ。

一、水防組頭ハ隣接分區ニ危険切迫セル箇所アリト認ムルトキハ相互援助ヲ為スベシ。

一、水防組頭ハ担当分區内警戒ノ必要ナシト認メタルトキハ相互援助ヲ為スベシ。

第十条 水防組頭ハ左ノ場合ニ於テハ直チニ水防長最寄土木出張員、警察官吏ニ急報スベシ。

一、防禦ノ必要ヲ生ジタルトキ。

二、危険ノ虞アルトキ。

三、堤防樋管、其他破壊シタル状況並ニ田畑浸水概略反別、家屋ノ予想数、人畜死傷ノ有無。

四、其他必要ト認メタル事項。

第十一条 本規定ニ依ル報告ハ電話又ハ急使ヲ以テ為スベシ。

第十二条 水防員ハ毎年一回以上水防上ニ関スル練習ヲ為サシムベシ。

第十三条 本規程ハ大正七年八月ヨリ施行ス。

水防地区並ニ水防員配置表

附 録

分 区 名	水 防 組 頭	水 防 小 頭	水 防 夫	計
第 一 分 区	一	一	二〇	二二
第 二 分 区	一	一	三〇	三二
第 三 分 区	一	一	二〇	二二
第 四 分 区	一	一	一五	一七
第 五 分 区	一	一	一五	一七

四、昭和三十九年度一関市水防計画

第一章 総 則

第 一 目 的

この計画は水防法（以下「法」という）第一条並に昭和三十九年度岩手県水防計画に基き、大雨及び洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし又は之等の災害による市民の生命、身体、財産を保護し若しくは、被害を軽減し以て公共の安全を保持するにある。

第 二 要 水 防 区 域

一関市の要水防区域は、別表一の通りとする。（別表省略）

第 三 重 要 水 防 区 域

磐井川及び吸川並に小諸岡川に於ける当市の要水防区域中特に危険と認められる箇所は、別表二の通りとする。（別表省略）

第 四 其 他 の 区 域

蔵美地区（小諸岡川を除く）萩荘地区、弥栄地区、舞川地区の河川区域。

第 五 水 防 隊 本 部 並 に 水 防 隊 の 設 置

1 水防事務を処理するため一関市水防隊本部（以下「本部」という）を置く、本部の位置は一関市消防本部内とする。（電話二〇八又は四六二番）但し事態の変化によりその設置場所を変更することがある。

2 第一の目的を達成するため水防隊を置く。

3 本部の機構並に水防隊の編成は、別表三の通りとする。（別表省略）

4 災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）の規定により、市に災害対策本部が設けられた場合は、この本部の組織に入り水防事務を処理するものとする。

第 六 県 本 部 並 に 一 関 建 設 事 務 所 水 防 隊 （以下「建設事務所」という）等への連絡

情報連絡、雨量、量水標の連絡その他水防に関しての一切の事項は、建設事務所に連絡するものとする。

但し著しい危険が切迫していると認めるとき又は破堤のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第一章第四但書きにより

盛岡放送局（盛岡③一二八一）及び岩手放送（盛岡②九三三一）並に県水防本部（盛岡②一一一一の庁内二七八、二八二）に連絡するものとする。

第七 執務時間外の連絡

執務時間外の連絡については、水防管理者（以下「管理者」という）（電六二二）及び水防隊長（電三一五又は消防署直通）へ電話を以て連絡するものとし、其の他の任務者については動員計画による。

第六章 堤防巡視及び警戒区域

第一 堤防巡視

隊長は第二章第一項の気象状況の通知を受けた時は、哨警班を配置し通報水位に達し尚増水の兆ある場合は別表三（略）により全線に亘り哨警班及び堤防保護係を配置して受持区域を巡視せしめ決潰、地這り、亀裂等構造物理設個所を査察し異状の個所ある場合その任務者は直ちに水防用無線等を活用して本部にその程度を急報するものとする。尚哨警班及び堤防保護係の出動は、別に定める動員計画による。

第八章 堤防異状の報告、出動、水防開始

第一 堤防異状の報告

次の場合は管理者は直ちに建設事務所に報告し、重要と認められるものは建設事務所を通じ県本部に連絡するものとする。但し危険切迫、破堤のため避難を要する場合は、岩手県水防計画第一章第四但し書により盛岡放送局（盛岡②八二一〇）及び岩手放送（盛岡②九三三一）並に県水防本部（②一一一一の庁内二七八、二八二まで）に直接連絡するものとする。

- 1 堤防に異状を発見したとき（その状況と措置の概況を含む）。
- 2 水防隊が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第二 出動、水防開始

出動の細部については、水防隊動員計画による。

- 1 管理者は第二章第一項の気象状況連絡を受けたときは、水防隊長に命じ出動のため隊員を待機せしめる。
- 2 水防開始の命令を受けたる各係長は、最も迅速な方法を以て隊員を召集し、受持場所に集合する。

北七四

二二八八

3 第一章第四に示す地域においては、本部よりの情報によるか又はその地域の状況を判断して係長において出動作業に従事せしめるものとする。この場合係長は水防隊長代理となる。

4 前号の状況、作業の概要を水防隊長に先ずもって電話報告をなし、後被害判明と共に速かに文書を以て報告するものとする。

5 第二章第一項の状況が危険の憂のない見通しがついたときは、管理者は隊長、建設事務所長、建設事長会議の上全城又は一部にその任務を解除することができる。

第十章 決潰の通報、避難立退及び救助

第一 決潰の通報

堤防の決潰が予想される際及び決潰した場合又はこれに準すべき事態が発生した場合には、管理者は法第十八条の規定により直ちにその旨を氾濫すべき方向の部落、警察署、岩手県災害救助隊一関支隊に通報する。

第二 避難及び立退

哨警班の堤防巡視中急激に増水し又は著しい事態の悪化のおそれあり、危険が切迫しているとき係は、直ちに管理者及び隊長に報告し、その命令によって立退を指示（報告のいとまなきときは係において）する。管理者はその地域の住民に対し、立退を指示すると同時に警察署長にその旨を通報する。

避難誘導係は予め定めてある場所（岩手県災害救助隊一関支隊で定めてある収容所）に誘導収容する。立退指示方法はサイレン、警鐘、消防本部放送塔による放送、自動車、自転車、電話又は駆足など短時間で居住民に徹底する方法をとり周知する。

第三 救助

水防隊は堤防その他の施設が決潰し、氾濫による被害を最少限度に食止めるよう努力するも尚力及ばず又は急激なる増水による氾濫のため人命まで危険が切迫したときは、隊長は、救助係に命じ、又救助係は隊長の命を待たずして直ちに隊備付の救助艇（木舟）を以て人命救助に当り救助した市民を別表十三（略）一岩手県災害救助隊一関支隊にて予め定めてある場所に収容する。

五、北上川（第七輯）年表

年 号	西 紀	重 要 事 録	北 上 川 関 係 事 項	備 考
天平勝宝元	七四九	奥州初めて黄金を献ず。		
宝龜 八	七七七	四月陸奥国を挙げて、山海の両賊を討つ。		
〃 一一	七八〇		本県 of 征夷開拓が明らかに打ち出さる。	
延暦 八	七八九		紀古佐美、北上川東岸の戦に敗る。（巢伏戦）	
〃 二一	八〇一	征夷大將軍坂上田村麻呂。	胆沢城造建。	
〃 二二	八〇二	同	志波城造建。	
弘仁 二	八一 一	征夷將軍文屋綿麻呂。	志波城移建を奏言す。	
嘉祥 三	八五〇		慈覺大師諸国巡錫中尊寺、毛越寺を創建す。	
貞觀 四	八六二		黒石寺薬師像造立。	
康平 五	一、〇六二	前九年役終る。	前陸奥守源頼義、出羽の浮囚長清原真人の弟武則と共に安倍貞任等を討つ、九月元奥六郡司安倍一族厨川柵に亡ぶ。	
長治 二	一、一〇五		藤原清衡、平泉に最勝院を造営す。	
文治 四	一、一八八		平泉高館に津波押し寄せる。	

〃 五	一、一八九	源頼朝平泉征伐葛西清重奥州総奉行に任ず。	平泉藤原氏滅亡す。 清重胆江以南の地を給せらる。 工藤行光軍功により岩手郡を給せらる。 東稗貫、和賀郡等鎌倉御家人に給せらる。	
建久 元	一、一九〇	伊沢家景陸奥国司留守役となる。	南部光行初めて陸奥領八戸に入る。	
〃 二	一、一九一			
〃 三	一、一九二	源頼朝征夷大將軍に補任さる。 鎌倉幕府の開府。		
宝治 元	一、二四七		北上川大洪水。（白髭洪水）	
正平 三	一、三四八		正法寺開創。	
天正 元	一、五七三	足利將軍家及び足利幕府崩壊す。	三戸南部氏、南進して北上川沿岸岩手、紫波、稗貫、和賀地方等を侵す。	
〃 四	一、五七六	織田信長安土城に入居す。 右大臣に任ぜらる。		
〃 一〇	一、五八二	信長本能寺に死す。	七月葛西、南部勢、和賀南方において激戦。	
〃 一三	一、五八五	豊臣秀吉関白に任ぜらる。		
〃 一八	一、五九〇	秀吉奥州仕置。	秀吉の代官浅野政長北上川中部進出稗貫に滞在し仕置を行う。	
〃 一九	一、五九一	九月四日九戸政実、秀吉の軍門に下り、奥州平定なる。	二月北上川沿岸胆江、磐井等旧葛西領を伊達政宗の知行地とす。 八月和賀、稗貫、志和の三郡、南部信直拝領地となる。	

慶長	元	一、五九六	五月徳川家康内大臣に任ぜらる。	六月四日信直黒印状にて伝馬繼出役を令す。
〃	三	一、五九八	八月豊臣秀吉没す。	
〃	八	一、六〇三	二月徳川家康征夷大將軍となる。 江戸幕府創始。	仙台城築城成る。
〃	九	一、六〇四	二月幕命を以て街道を修し、一里塚を築かしむ。	伊達、南部領等、参観道路を修す。 南部領一里塚に榎を植えしと言う。
〃	一〇	一、六〇五		登米城主白石宗直の臣、横山信濃等北上川を改修す。
元和	二	一、六一六	四月一七日徳川家康薨す。	流郷の地頭木村勘助日形堤防を築く。(同堤防の初め)
〃	五	一、六二〇		後藤寿庵。胆沢川より取水し、胆沢扇状地を開発す。
〃	九	一、六二三		政宗の命により川村孫兵衛北上川(下流部)の改修に着手す。(寛永三年完成)
寛永	一二	一、六三五	参観交代の制確立す。	
正保	三	一、六四六		八月北上川大洪水に因り江刺郡田茂山村の内、草井沼が分断され中洲となる。
天和	二	一、六八二	一〇月幕府警火消防制を出す。	五月田村建頭一ノ関に入り、田村藩を創立す。
享保	二〇	一、七三五		南部領内区画を三十三通制とす。
天保	九	一、八三八		盛岡藩大飢饉。

慶応	三	一、八六七	徳川慶喜大政奉還す。	
明治	元	一、八六八	王政復古を布告す。 七月江戸を東京と改称す。	一二月二三日仙台、盛岡藩等を廃し、北上川沿岸諸郡前橋、松本、松代藩等の支配となる。
〃	二	一、八六九	三月二八日東京遷都。	八月七日諸藩支配を廃し、江刺、胆沢県、盛岡藩等が置かれる。
〃	三	一、八七〇	工部省を設く。	七月一〇日盛岡藩を廃し盛岡県を置く。
〃	四	一、八七〇	廃藩置県行わる。 七月文部省設置。 十一月全国を三府七二県とす。	七月二日一ノ関藩、江刺、胆沢県を廃し一二月一三日一ノ関県を水沢県と改む。 同日紫波郡の一部(旧八戸藩)青森県より盛岡県に編入す。
〃	五	一、八七二	八月田畑の貢租を金納に改む。	一月八日盛岡県を岩手県に改む。
〃	八	一、八七五	二月平民に氏称すべきを命ず。	水沢県を磐井県に改む。
〃	九	一、八七六	六月天皇東北巡幸さる。	磐井県を廃し、岩手県に編入す。
〃	一三	一、八八〇	四月郡区町村会法を頒布す。	内務省直轄施工北上川低水工事を開始す。
〃	一六	一、八八三		三月内務省地理局宮古測候所気象観測を開始す。
〃	一九	一、八八六	河川法制定。	
〃	二三	一、八九〇	東北鉄道盛岡まで開通す。	
〃	二六	一、八九三		盛岡、遠野等に気象観測所が置かる。

〃	二七	一、八九四	二月勅令第一五号を以て消防規則発令さる。	五月盛岡消防組が置かる。
〃	三二	一、八九五	水沢緯度観測所設置さる。	
〃	三五	一、九〇二	一月二五日青森県八甲田山雪中行軍遭難す。	北上川低水工事竣功す。
〃	四二	一、九〇九		九月四日北上川大洪水。
大正	二	一、九一三	東北地方大凶作。	松尾において硫黄採掘初まる。 八月二七日北上川大洪水。
〃	三	一、九一四		松尾硫黄鉱山開山す。
〃	五	一、九一六	四月一四日内務省訓令第四号を以つて水防に関する件が発令さる。	
〃	一一	一、九二二		盛岡測候所設置さる。
昭和	三	一、九二八		松尾鉱山にて坑内水等の中和処理を始める。
〃	一一	一、九三六	水害防止協議会において水害防止上有害なる施設改善、計画変更等につき決議す。	七月、中央气象台岩手山観測所事務開始す。
〃	一三	一、九三八	内務省河水統制基本調査（雨量、水量等）を開始す。	七月一五日の豪雨一六日朝まで降り続く、雨量盛岡測候所開設以来となる。
〃	一六	一、九四一	北上川上流改修計画樹立さる。	北上川上流改修統合事務所、盛岡市に設置さる。 五月二六日猿ヶ石川堰堤起工式を行う。

〃	一九	一、九四四	学童疎開はじまる。	猿ヶ石川堰堤建設工事休止さる。 九月五日胆沢川堰堤調査隊派遣す。
〃	二〇	一、九四五	八月一五日終戦の大詔が放送さる。	四月一五日胆沢川堰堤の堤体型式を石塊堰堤に変更を決定す。同月石沢堰堤（胆沢川）建設事務所設置す。
〃	二一	一、九四六		四月一八日北上川洪水予報連絡会結成す。 七月一八日北上川上流改修及び開発計画が修正され、舞川、長島洪水調節池計画が公示される。 九月一六日岩手県水防協議会条例が定めらる。
〃	二二	一、九四七	九月一五日カスリン台風洪水。	岩手県南部洪水大氾濫、被害多く、死者一〇九人、行方不明三七人を出す。
〃	二三	一、九四八	九月一〇日利根川洪水予報組織編成実施の件閣議決定さる。 九月一七日アイオン台風洪水。	四月石沢堰堤基礎掘削開始。 同月東北地方を対象とする気象連絡会結成さる。 五月岩手県気象対策連絡会結成さる。 北上川上流洪水予報専門委員会結成す。
〃	二四	一、九四九	六月四日法律一九三号水防法制定。 七月一日利根川洪水予報連絡会規約実施さる。 十一月二四日洪水予報に関する資源調査会議長内田書翰出さる。 同日資源調査会々々長青木孝義、同総裁吉田茂宛勧告、消防団設置。	岩手県南部大洪水、一閼被害甚大、死者三百九〇余、行方不明三百余人となる。

二五	一、九五〇	国土開発法施行さる。 民間放送一六社に予備放送免許 出る。	一月松尾鉾山坑内火災、七人死亡。 一〇月二日猿ヶ石川堰堤建設工事再開 示達さる。
二六	一、九五一		北上川上流工事事務所に洪水予報係が置 かれる。 八月千天続き電力事情悪化、家庭は昼間 停電。
二七	一、九五二	六月二日法律一六五号気象業務 法改正。	北上川沿岸平野胆沢郡佐倉河村宇常盤よ り弥生式土器発掘さる。(岩手県最初)
二八	一、九五三		六月胆沢川、石淵ダム竣功。 八月湯田工事事務所に設置さる。
二九	一、九五四		六月石淵ダム管理所設置さる。 一〇月猿ヶ石川田瀬ダム竣功。
三〇	一、九五五		四月田瀬ダム管理所設置さる。 北上川が洪水等の予報河川に指定さる。
三二	一、九五七	三月三十一日法律三五号特定多目 的ダム法制定。 建設省、気象庁共同による洪水 予報基本協定成立す。 特別多目的ダム法が公布さる。	
三三	一、九五八	三月三十一日法律三〇号地すべり 等防止法制定。	湯田ダム建設に伴う仮設工事開始。
三四	一、九五九		アナログ型コンピュータ製作委員会を 設ける。 一〇月湯田ダム堤体コンクリート打設開 始す。

三五	一、九六〇	三月三十一日法律二一号治山治水 緊急措置法制定。	四十四田ダム工事事務所設置さる。
三六	一、九六一	一月一三日法律二一八号水資 源開発促進法制定。 同月一五日法律二三三号災害対 策基本法制定。	三月岩手工事事務所にアナログ型コンピ ューター(北上川方式電子計算機)完成 す。
三八	一、九六三		八月四十田ダム本体コンクリート打設 を開始す。 一月湯田ダム竣功す。
三九	一、九六四	七月一〇日法律一六七号河川法 制定。(新法)	この頃、松尾鉾山に基因する水質改善問 題起る。
四〇	一、九六五		四月湯田ダム管理所設置さる。 同月岩手工事事務所に洪水予報課が設置 される。
四一	一、九六六	四月一三日法律五〇号水害予防 組合法制定。	七月北上川洪水予報のため、更に、デジ タル型コンピュータを導入し、アナロ グ型コンピュータと併用す。此の頃よ り松尾鉾山産硫黄が重油脱硫硫黄に押さ れ業績不振となる。
四二	一、九六七	八月三日法律一三二号公害対策 基本法制定。	指定水位表示装置を装備す。 一〇月四十四田ダム竣功す。
四三	一、九六八	五月三〇日法律七四号砂利採取 法制定。	四月御所ダム工事事務所が設置さる。 同月四十四田ダム管理所設置さる。 一月岩手県において松尾鉾山坑内水等 の中和処理を施行す。
四四	一、九六九	一月松尾鉾山倒産会社更正法 適要認可申請。	

四五	一、九七〇	一二月二五法律一三八号水質汚濁防止法制定。	一月一七日岩手工務事務所、河北文化賞を受賞す。
四六	一、九七一	四月松尾鉾山更生会社認可さる。二月北上川水質汚濁対策各省連絡会議結成さる。	九月松尾鉾山更生会社において同鉾山坑内水等の中和処理を行う。
四七	一、九七二	三月松尾鉾山営業行為停止が許可さる。三月同会議専門委員会を設置す。五月建設省において松尾鉾山の水質管理を行う。	一〇月松尾鉾山三米坑閉鎖工事を始む。
四八	一、九七三	六月松尾鉾山露天掘跡の一部が自然発火して燃える。六月二日法律八五号自然環境保全法制定。	六月北上川酸性水対策専門委員会が発足す。
四九	一、九七四		八月河川水質汚濁対策の連絡、調整をはかる。(岩手県) 雨量観測所(建設省所管)のテレメータ装置を完成す。
五〇	一、九七五		五月より岩手工務事務所において松尾鉾山の坑内水等の中和処理を開始す。同年秋松尾鉾山露天掘跡覆土工事を開始す。
五一	一、九七六	北上川水質汚濁対策各省連絡会建設を決議す。	北上川洪水予報装置をデジタル型コンピュータに変更、施設交換を行う。
			赤川保全水路工事を着工す。
			鉄酸化バクテリア中和方式を開発す。
			山腹水路工事を着工す。
			一月一日北上川ダム統合管理事務所盛岡市四十四田に設置さる。
			同日各ダム管理所は同統合管理事務所の所管となり各ダム管理支所と改めらる。

五一	一、九七六	北上川水質汚濁対策各省連絡会建設を決議す。
----	-------	-----------------------

六、北上川(第七輯) 図表目録

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一	中和処理フロア(松尾現在)		一〇	一二	四十四田ダム計画図		八四
二	坑内坑道断面略図		一一	一三	北上川本川四十四田ダム(地形図)		八八
三	新中和処理フロア(施設中)		一四	一四	御所ダム計画図		九六
四	新中和処理場年次計画		一五	一五	雫石川御所ダム(地形図)		一〇一
五	猿ヶ石堰堤計画図		三七	一六	一関遊水地計画図		一〇四
六	猿ヶ石工務事務所組織図		四〇	一七	一関遊水地(地形図)		一〇五
七	猿ヶ石川田瀬ダム(地形図)		四四	一八	黄海一本杉(同)		一四二
八	石塊堰堤断面図		五六	一九	川崎村薄衣細越(同)		一四五
九	胆沢川石淵ダム(地形図)		五九	二〇	八幡神社坂下、配志和神社坂下(同)		一四七
一〇	湯田ダム計画図		七〇	二一	伊豆権現(毛越)(同)		一五二
一一	和賀川湯田ダム(地形図)		七六	二二	前沢町霊桃寺及赤生津荒谷清水(同)		一五四

二二	鬼柳字打越(同)	一五六	二八	岩手工務事務所の洪水時の体制	三四三
二四	鳥谷ヶ崎城搦手門(同)	一五九	二九	北上川洪水予報伝達系統及所要(演習)時間	三五〇
二五	北上川雨量、水位観測所配置図	三三九	三〇	北上川ダム統合管理概念図	三六一
二六	洪水予報作業工程	三四一	三一	中央制禦装置処理項目	三六一
二七	北上川上流洪水予報伝達広報系統図	三四二			

七、北上川(第七輯)写真目録

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	猿ヶ石川田瀬ダム全景	四三	一〇	配志和神社の姥杉	一四九
二	一関遊水地	一〇六	一一	伊豆権現の森(毛越)	一五一
三	川原の坊	一二六	一二	胆沢郡前沢町霊桃寺	一五四
四	高館	一二八	一三	白鬚神社の森と打越坂	一五六
五	雄山寺	一二九	一四	鳥谷ヶ崎城搦手門下	一五八
六	円城寺	一二九	一五	洪水予報基準点狐禅寺	三四五
七	黄海一本杉	一四二	一六	同 男山	三四六
八	東磐井郡川崎村薄衣字細越	一四四	一七	同 明治橋	三四六
九	釣山八幡神社鳥居附近	一四八			

八、北上川(第七輯)一覽表等目録

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	中和処理の経緯	九	一三	石刈堰堤諸元	五七
二	水質改善状況	一四	一四	主要機械一覽(湯田ダム)	七二
三	主要機械一覽(田瀬堰堤)	三二	一五	湯田ダム工程表	七三
四	北上川水系猿ヶ石川田瀬堰堤工事費調	三四	一六	同諸元	七四
五	田瀬堰堤計画概要表	三五	一七	主要機械一覽(四十四田ダム)	八五
六	主要機械一覽(田瀬堰堤後期)	三八	一八	四十四田ダム諸元	八六
七	田瀬堰堤工事内容	三九	一九	主要機械一覽(御所ダム)	九八
八	同工事実施額	四一	二〇	御所ダム諸元	九九
九	田瀬堰堤諸元	四二	二一	計算機(電子計算機類)一覽表	三四〇
一〇	主要機械一覽(石刈堰堤)	五三	二二	北上川洪水予報基準地点	三四五
一一	石刈堰堤工事工程表	五四	二三	各対象量水標の防水警報の範囲	三六八
一二	同工事実施額	五五			

九、資料及び同上提供者氏名

(順序不同)

赤生津文書

近世末期^{及字} 近代初期等において胆沢郡赤生津村肝入^{並びに} 同村戸長等を勤めた鈴木家の文書。

胆沢郡前沢町赤生津^字 荒谷 鈴木文一氏所藏

阿部文書

明治一三年より同三五年まで行われた、内務省直轄施工北上川低水工事第二工営所に勤務せる阿部勝治の文書。

水沢市神明町 阿部久藏氏所藏

猪狩文書

仙台藩士 江刺郡岩谷堂館主岩城氏重代の給士で、岩城家の家老職を長く勤め、明治維新後江刺郡片岡村戸長^{及び} 大区長等を歴任せる猪狩勘右衛門の文書。江刺市銭町同家旧藏

及川文書

近世後期 江刺郡高寺村(愛宕) 天間において組頭等を勤めた与三郎等の文書。

江刺市愛宕^字天間沖 及川秀樹氏所藏

小沢伊文書

近世後期(文化)より明治維新まで江刺郡高寺村肝入を勤めた伊惣治等三代の文書。江刺市愛宕^字 梁川小沢家旧藏

小沢文書

明治維新後 江刺郡高寺村肝入、戸長^{並びに} 江刺郡西方郡長を勤め、更に、明治一七年岩手県会議員となる小沢孫衛門の文書。

江刺市愛宕^字 馬場先 小沢守夫氏所藏

菊地文書

近世末期(天保^々) 江刺郡西方大肝入を勤めた菊地悦藏の文書。

江刺市愛宕^字 力石 菊地久徳氏所藏

菊地省文書

近世後期において江刺郡増沢村肝入、御山守、御川守等を勤めた平四郎の文書。

江刺市岩谷堂^字 雲南田 菊地省三氏所藏

菊地喜文書

近世前期より、伊達領御本穀収納の小島御藏として敷地、土蔵等を提供し、更に、同藏守を代々勤むる、東磐井郡小島村要害屋敷喜左衛門の文書。

西磐井郡平泉町長島^字 館岡 菊地隆氏所藏

菊地太文書

奈良朝末期 田村麻呂將軍に従って来り、胆沢城の東隣に定住するところの旧家であり、寛永九年以来 胆沢郡八幡村肝入を勤め、更に、八幡、佐野二村の伊達領御本穀収納のため倉庫を提供し、御藏守を兼務せる太郎左衛門の

文書。

昆野 文書

近世中期（文化）より同末期（安政）まで江刺郡上口内、下口内二村の肝入を勤め、更に、万延年間より明治維新まで江刺郡東方大肝入を勤めた昆野昌右衛門の文書。

水沢市佐倉河^字 北館 菊地氏所藏

佐伯 文書

仙台藩士 江刺郡人首館主沼辺氏の家老職を長く勤めた同家代々の文書。

北上市口内町 昆野庄治右衛門氏所藏

佐藤 久文書

明治前期における内務省直轄施工の北上川低水工事に当り、内務省技師として第二工営所に在勤の佐藤久三郎の文書。

江刺市米里^字 館小路 佐伯公郎氏所藏

佐藤 茂文書

近世初期 伊達領御本穀収納の舞草御藏に宅地の一部を提供し、更に、同御藏守を代々勤むる東磐井郡舞草村境屋敷茂左衛門の文書

水沢市羽田町^字 窪 佐藤哲郎氏所藏

一 関市舞川^字 境 佐藤亨氏所藏

佐藤 文書

近世中期 上伊沢郡（胆沢郡の内）における伊達領御本穀御藏守を仰付けられ、御本穀御藏と共に三転し、同郡跡呂井村に至り、同御藏において御枿取を勤むる久右衛門家の文書。

水沢市佐倉河^字 桜日 佐藤功氏所藏

佐嶋 文書

近世初期（正保年） 伊達領江刺郡黒石御藏守を仰付けられた四郎左衛門^{及び}同中期に至り下川原御本穀御藏守に転じ、代々、勤むる同家の文書

江刺市愛宕^字 東下川原 佐嶋与四右衛門氏所藏

正法寺 文書

正法寺は、鶴見総持寺二祖峨山禪師の高弟無底良詔禪師によって貞和四年（一、三四八）に開基された曹洞宗第三の本寺であり、同寺に伝承される文書

水沢市黒石町^字 正法寺 正法寺藏

下柳 文書

近世後期（文化年）における江刺郡西方大肝入^{及び}鱧肝入等を歴任した幸作等の文書。

水沢市黒石町^字 下柳 千葉武男氏所藏

新川 文書

貞享年間 高木通高木村（花巻市高木）地内に北上川新河道開削工事施工の際における普請会所（工事の現場事務

所)であり、更に、人足肝入を勤めた佐藤万右衛門の文書。

花巻市高木小路 佐藤初吉氏所藏

須藤文書

近世中期(元禄年間)より田村藩西磐井郡富沢御藏の御藏守を代々勤めた庄兵衛家の文書

一 関市弥栄^字 茄子沢 須藤彦雄氏所藏

只野文書

近世後期(文政年)において江刺郡西方大肝入を勤めた只野市兵衛の文書

江刺市愛宕^字 西下川原 只野市兵^エ氏旧藏(只野家所藏文書は昭和一八^年下川原大火に因り焼失)

中尊寺文書

平泉中尊寺一山によって伝承された文書。

西磐井郡平泉町 関山中尊寺藏

畑中文書

近世後期 江刺郡三照村肝入を勤めた同村畑中屋敷義惣右衛門の文書

江刺市稻瀬^字 山下 高橋慶治郎氏所藏

増子文書

中世末期、概に、磐井郡流日形地方に在り、邑主木村氏を経て、近世前期(天和二年)藩主田村建顕一ノ関入部に当りこれを迎え、爾来、田村藩の重臣として日形に住した増子家代々の文書。

西磐井郡花泉町日形^字 下清水 増子嘉徳氏所藏

増子恭文書

近世初期(寛永一八年)磐井郡流日形村において伊達領御本穀御藏守を仰付けられ、天和二年 流地方等は田村氏一関入部によって所領替となるに及び、爾後、田村領日形御藏の御藏守に改められ代々勤むるところの惣治郎家の文書

西磐井郡花泉町日形 増子恭太郎氏所藏(同家は下清水増子家の分流)

三浦文書

南北朝末期(正中元年)より磐井郡に住し、安永四年迄に、一五代相統の旧家であり、天和年中より同郡東山南方長部村肝入を勤める同村干場屋敷九左衛門家の文書。

西磐井郡平泉町長島 三浦信夫氏所藏

母体文書

近世後期(文化年)磐井郡東山北方母体村肝入に任じ代々勤め、更に、明治維新後、戸長等を歴任せる同村西館屋敷幸治家の文書。

胆沢郡前沢町生母 千葉厚氏所藏

八木芳文書

近世中期より田村領 磐井郡流日形村館ヶ崎御藏の御藏守として、磐井郡西磐井狐禪寺より転住し代々勤める、田村藩士八木金八家の文書。

伊達家文書

仙台青葉城主 伊達家重代の文書

西磐井郡花泉町永井 八木芳男氏所蔵

仙台市

宮城県立図書館蔵

同

仙台市立博物館蔵

同

仙台市立図書館蔵

南部家文書

盛岡城主 南部家重代の文書

盛岡市

盛岡市立公民館蔵

同

岩手県立図書館蔵

同 (烏谷ヶ崎城文書)

花巻市

花巻市立図書館蔵

同 (黒沢尻川岸文書)

北上市

北上市立図書館蔵

留守家文書

伊達氏の臣 水沢館主留守家重代の文書

水沢市

水沢市立図書館蔵

水澤県文書

明治初期 岩手県南五郡^{及び}宮城県北部等を所管した水澤県の文書

盛岡市

岩手県蔵

阿曾沼氏資料

郷土史資料蒐集家、前沢町郷土史資料―編集刊行

胆沢郡前沢町

阿曾沼磨氏資料

大石氏資料

元生母村長

胆沢郡前沢町生母

大石茂氏資料

長田氏資料

大学講師、郷土史家、一関市史編集委員長

一関市

長田勝郎氏資料

西洞氏資料

元地方事務所長、平泉町長、毛越寺一山感神院主

西磐井郡平泉町

西洞一郎氏資料

斎藤氏資料

元教師 郷土史研究家 岩谷堂町誌編集

佐藤氏資料

元永井村長 夏川沿岸土地改良区理事長 夏川の土、夏川の水刊行

司東氏資料

大学講師 北上市史編纂者 安楽寺住職

滝口氏資料

元教師 郷土史家 一関市史編纂委員

田中氏資料

大学講師 岩手県史編纂者

千葉徳資料

近世舟運資料を伝承する御蔵(屋敷名) 屋号「川徳」

千葉繁資料

江刺市岩谷堂 故斎藤傳三氏資料

西磐井郡花泉町永井 佐藤壽氏資料

北上市稲瀬町 司東真雄氏資料

一関市弥栄 滝口千里氏資料

盛岡市山岸 田中喜多美氏資料

西磐井郡平泉町 千葉徳三郎資料

郷土史家 黄海村史編纂主任

森 資 料

岩手大学名誉教授

東磐井郡藤沢町黄海 千葉繁樹氏資料

盛岡市 森嘉兵衛氏資料

三宅 資 料

元教師 郷土史家

水沢市神明町 三宅健治氏資料

八木氏資料

田村藩狐禅寺御蔵の御蔵守を勤めた 田村藩士八木家の資料

一関市狐禅寺 八木数夫氏資料

山形氏資料

元薄衣村長 郷土史家 薄衣の曙史考の著者

東磐井郡川崎村薄衣 山形薫氏資料

吉田氏資料

前盛岡市立公民館主事、盛岡市文化財専門委員

盛岡市本宮 吉田義昭氏資料

一〇、沿革誌 北上川 総目次

一、北上川の概要

第一部 北上川流域の自然

第一編 名 称

第一章 北上川名称の沿革

一輯

第二章 北上川（上流域）水系

第一節 概 論

四

第二節 各 論

四

第三章 北上川（上流域）支川名称

四

第二編 地 質 水 質

第一章 総 説

五

第二章 地 質

第一節 概 論

五

第二節 北上川流域の地質

五

第三章 水 質

第一節 概 論

五

第二節 水質の変化

五

第三節 水 質 管 理

五

第四節 松尾鉱山による汚濁

五

第四章 北上川清流化対策

七

第一節 概 況

七

第二節 水質改善対策

七

第三節 松尾鉱山の中和処理について

七

第三編 水 源

第一章 沿革と伝説

四

第二章 水源林及集水域林

第一節 林 制

四

第二節 水 源 林

四

第三節 集水域林

四

第四編 河道変遷

第一章 自然環境

六

第二章 旧河道と変遷

第一節 総 論

六

第二部 治 水	論	六
---------	---	---

第一編 改 修(上、中、下、ダム)

第一章 総 説(古代、近世)

同	説(古代、近世)	一
---	----------	---

同	(近代)	二
---	------	---

同	(現代)	三
---	------	---

同	(ダム)	三
---	------	---

第二章 低 水 工 事(古代、近世)	一
--------------------	---

同	(近代)	二
---	------	---

同	(現代)	二
---	------	---

第三章 高 水 工 事

第一節 概 況(古代、近世)	一
----------------	---

同	(近代)	二
---	------	---

同	(現代)	三
---	------	---

第二節 本 川(古代、近世)	一
----------------	---

同	(近代)	二
---	------	---

同	(現代)	三
---	------	---

第三節 支 川(古代、近世)	一
----------------	---

同	(近代)	二
---	------	---

同	(現代)	三
---	------	---

第四章 ダム 各 論 (着工年次順)

第一節 田 瀬ダム	七
-----------	---

第二節 石 淵ダム	七
-----------	---

第三節 湯 田ダム	七
-----------	---

第四節 四 十 四 田ダム	七
---------------	---

第五節 御 所ダム	七
-----------	---

第六節 一 関 遊 水 地	七
---------------	---

第五章 ダム 管 理

第一節 ダム 管 理 事 務 所	七
------------------	---

第二節 ダム 統 合 管 理 所	七
------------------	---

第六章 防 災 ダム

第一節 総 説	一
---------	---

第二節 概 況	一
---------	---

第二編 治 水 行 政

第一章 制度の変遷

第一節 概 論……………四

第二節 近 世……………四

第三節 近 代……………四

第四節 現 代……………三

第二章 治水運動

第一節 前 篇（昭和十五年まで）……………三

第二節 後 篇（昭和十六年以降）……………

第三編 計画及管理

第一章 改修計画の変遷

第一節 北上川上流改修計画……………三

第二節 北上川上流改修工事……………

第二章 水文調査

第一節 概 論……………四

第二節 降水観測……………四

第三節 水量観測……………四

第四節 河水統制機構の変革……………四

第五節 国土調査法による水調査……………四

第六節 観測施設の推移……………四

第三章 河川管理

第一節 概 論……………

第二節 河川境界……………

第三節 維持管理及河川巡視……………

第四編 治水機構

第一章 岩手工事事務所の沿革……………三

第二章 組織及職員……………

第三部 利 水

第一編 北上川沿岸の変遷

第一章 北上川沿岸略史

第一節 概 論……………四

第二節 古 代……………四

第三節 上 代……………四

第四節 中 世……………四

第五節 近 世……………四

附 録

第二章 沿岸産業

第一節 概 論

第二節 産業の推移（自給経済から流通経済となり）

第二編 水 利 用

第一章 総 説

第二章 農業水利（昭和前期まで）

第一節 総 論

第二節 河川利水

第三節 溜池利水

第三章 水利事業

第一節 総 論

第二節 河水利水及機械揚水

第三節 ダム及溜池利水

第四章 工事用利水

第一節 総 論

第二節 発電事業

第五章 上、下水道

第一節 総 論

第二節 現況及展望

第三編 交通、運輸

第一章 総 説

第二章 交 通（横断交通）

第一節 概 況

第二節 上 代

第三節 中、近 世

第四節 近 代

第五節 各 論

第三章 運 輸

第一節 概 況

第二節 上 代

第三節 中 世

第四節 近 世

第五節 各 論

第四章 舟 運

附 録

第一節 概 論	
第二節 近世代各論	
第三節 近代舟運と末路	
第四編 水 産	
第一章 総 説	
第二章 近世代の魚漁	
第一節 伊 達 領	 五
第二節 南 部 領	 五
第三章 近代の魚漁	
第一節 概 況	
第二節 漁 業 権	 五
第三節 漁浦及び漁場	 五
第四節 漁 獲 高	 五
第五節 漁 船	 五
第五編 総合開発	
概 況	
第四部 災害及防災	

第一編 洪 水	
第一章 概 論	 七
第二章 洪水痕跡	 七
第三章 主要洪水	 七
第二編 洪水対策	
第一章 総 論	 七
第二章 洪水予報	 七
第三章 洪水調節	 七
第四章 防 災	 七

編集後記

「北上川」誌は第一輯を四十八年三月発刊以来早くも第七輯を纏めるに至りました。

第七輯では、昭和五十二年に岩手山麓に建設を始めた新中和処理施設を含む北上川清流化対策の概要を、災害と洪水の部では洪水の歴史、洪水予報等について取り上げました。

北上川の由来、改修、治水行政、沿川の歴史等を盛込んだ本誌が北上川流域の歴史を知る上での一助になり得れば幸いです。

「北上川」シリーズは今回の第七輯をもって完結の予定となっておりましたが、資料蒐収不足等により「利水」に関する部分に欠稿がありますので既刊資料の不備な点も補なうこととし引き続き第八輯を計画することとしました。

第八輯の編纂にあたって関係各位に資料の提供をお願いすることになると思いますのでよろしくお願い致します。第七輯の編纂では佐嶋與四右衛門氏に多大の御苦勞をおかけしました。ここにお礼を申し上げ後記とします。

昭和五十四年三月

洪水予報課

調査係長 中山 政喜

昭和四八年、沿革誌北上川の第一輯を刊行しましてから、遅々として進まず、遂に、数ヶ年を経てようやくここに、初期計画によりますところの第七輯（最終編）を刊行させて戴くことになりました。

省ますれば、清流北上川畔に生を受け、その水をあびて育った、不肖私が、母なる川、北上川の治水行政に直接関連し、流域調査に従事し、源流域から河口まで、殆どの地域を踏査して凡そ三十年、それは私にとって僥倖だったのです。

本書は、その間において見、聴き、そして得た資料を基礎とし、更に、正鶴と万全を期し古書、古文書等に可能なかぎり照合に努めました。総て、資料等の多くは散逸して一貫するものなく、その殆どは断片的でした。

しかし、旧家、史家等の皆様方には深く御理解戴き、秘蔵の古記録等、尨大なる資料の提供にあづかり、御陰様で第七輯まで稿を続けることが出来ました。

本輯では、北上川改修の遠因とも言うべきところの洪水及びその被害等を主体とするのですが、その主要資料とする地方文書（作毛流亡、川欠地損並びに救恤、炊出等）留書等の残存、保蔵が甚だしく、殊に、洪水激甚地等には見るべきもの皆無に等しく、記述の完璧を期し得なかったことは誠に慚愧に耐えざるところです。

本書の刊行は、もとより建設省東北地方建設局岩手工事事務所において、一事業として施行されるところではございますが、刊行計画以来、歴代所長並びに職員の皆様方の深甚なる御配慮と、局長以下関係各位等の御協力によって刊行を続けることが出来たことを執筆担当者として心から厚く御礼申上げる次第です。

尚、各輯にわたり御高導を賜りました諸先生方並びに資料提供下さいました史家、旧家の方々、巻末ではございますが、御芳名を記しまして深甚なる謝意を表します。

本書は、北上川治水行政にたづさわる一員の集録するところですから「群盲の巨象をさぐる」喻にも似て、述べるところは北上川の片鱗にすぎません。

知られざるところ多い大河川北上川です。本書を一階梯として、更に、研鑽究明されんことを願うて筆をおきます。

昭和五四年一月

佐 嶋 與四右エ門

追記 本輯に集録不可能に終った項目については資料整備の上、追って、不日期を得て後補したいと思えます。

北上川 第七輯

昭和五四年三月 印刷
昭和五四年三月 発行

(非売品)

編集

東北地方建設局岩手工事事務所

盛岡市上田四丁目二

発行所

岩手工事事務所

盛岡市下の橋町二番九号

印刷

株式会社 富士屋印刷所